令和元年

第4回北杜市議会定例会会議録

令和元年12月 3日 開会 令和元年12月19日 閉会

山梨県北杜市議会

令 和 元 年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月 3日

令和元年 1 2 月 3 日 午前 1 0 時 0 0 分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸報告		
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定につい	17
日程第3	報告第16号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
日程第4	報告第17号	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の損害賠償の
		額の決定及び和解)
日程第5	承認第5号	令和元年度北杜市一般会計補正予算(第5号)の専決処分
		の報告及び承認を求めることについて
日程第6	承認第6号	令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
		の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第7	議案第80号	北杜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の制
		定について
日程第8	議案第81号	北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制
		定について
日程第9	議案第82号	北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例
		の制定について
日程第10	議案第83号	北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する
		条例の制定について
日程第11	議案第84号	北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等
		の一部を改正する条例について
日程第12	議案第85号	北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第86号	北杜市民バス条例の全部を改正する条例について
日程第14	議案第87号	子ども医療費助成金支給事業等による入院時食事療養費標準
		負担額の助成に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第15	議案第88号	北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第89号	北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例及び北杜
		市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施
		設条例を廃止する条例について
	->:	

日程第17 議案第90号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第18	議案第91号	北杜市地域特別賃貸住宅条例及び北杜市特定公共賃貸住宅 条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第92号	山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について
日程第20	議案第93号	令和元年度北杜市一般会計補正予算(第6号)
日程第21	議案第94号	令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第
口生分乙工	成 未 分 り 4 ク	1号)
日程第22	議案第95号	令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第23	議案第96号	令和元年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)
日程第24	議案第97号	長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関す
		る協定の一部を変更する協定の締結について
日程第25	議案第98号	長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協
		定の一部を変更する協定の締結について
日程第26	議案第99号	北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
日程第27	議案第100号	明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
日程第28	議案第101号	北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について
日程第29	議案第102号	北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定について
日程第30	議案第103号	むかわの湯の指定管理者の指定について
日程第31	議案第104号	甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
日程第32	議案第105号	字の区域の変更(明野町天王原)について
日程第33	議案第106号	字の区域の変更(白州町鳥原)について
日程第34	議案第107号	訴えの提起について(白州町交流促進施設の損害賠償請求)
日程第35	議案第108号	訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支
		払い)
日程第36	議案第109号	北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第37	同意第12号	北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第38	同意第13号	北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求め
		る件
日程第39	同意第14号	北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第40	同意第15号	北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第41	同意第16号	北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の
		同意を求める件
日程第42	同意第17号	北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の
		同意を求める件
日程第43	同意第18号	北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の
		同意を求める件
日程第44	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第45	諮問第5号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件

2. 出席議員 (21人)

栗谷真吾 1番 3番 秋山真一 藤原尚 5番 7番 井出一司 9番 齊藤功文 11番 加藤紀雄 13番 岡野 淳 15番 清水 進 17番 坂本 靜 20番 千野秀一 22番 秋山俊和

池田恭務 2番 4番 進藤正文 6番 清水敏行 8番 志 村 清 福井俊克 10番 12番 原 堅志 相吉正一 14番 16番 野中真理子 18番 中嶋 新 21番 内田俊彦

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

8番 志 村 清 10番 福 井 俊 克 9番 齊藤功文

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

渡辺英子 市 長 櫻井順一 政策調整参事 丸茂和彦 総 務 部 長 市民 部 浅川辰江 長 生活環境部長 早川昌三 建 設 仲 嶋 敏 光 部 長 教 育 部 中山晃彦 長 監查委員事務局長 上村法広 明野総合支所長 清 水 能 行 高根総合支所長 土 屋 智 小淵沢総合支所長 宮川 勇人 武川総合支所長 堀込美友 企 画 課 長 中田治仁 上下水道施設課長 斉藤乙巳士

副 市 長 土屋 裕 政策秘書部長小澤章夫 企 画 部 長 山内一寿 福 祉 部 長 伴野法子 産業観光部長清水博樹 教 育 長堀内正基 会計管理者板山教次 農業委員会事務局長 有泉賢一 須玉総合支所長 坂本孝典 長坂総合支所長 中澤貞夫 白州総合支所長 大輪 弘 総務課長加藤郷志 財 政 課 長 加藤 寿

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 清水市三議会書記 平井伸一 進藤修一

開会 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

令和元年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには、年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集 いただき誠にありがとうございます。

さて、本年は大型の台風が関東地方に上陸し、関東地方を中心にお隣の長野県においても強 風や河川の氾濫により多くの方が被災されました。

お亡くなりになられた方に対し、ご冥福をお祈りするとともにご遺族の方や被災された方に対し、お見舞いを申し上げます。

本市においても台風19号が接近した10月12日には、市内に大雨特別警報が発令され、 初めて警戒レベル5となる事態となり、各町に開設した避難所には1千人を超える方が避難されました。

市内の道路や水路など被害を受けたところであり、避難者の受け入れや倒木等の対応に昼夜を問わず対応された職員の皆さまには、心から敬意と感謝を表すところであります。

また、北杜市は本年11月1日に市制施行15年目の節目の年を迎え、盛大に市制祭が開催されました。市制祭においては、これまで市政の発展に貢献されました多くの皆さまが表彰されるとともに、「北杜市マイバッグ宣言」や「北杜市食べきり宣言」を行うなど、環境や食育を推進する取り組みを行い、目指すべき将来像であります「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けた渡辺市長の意気込みを感じたところであります。

加えて、国においては、先月、第2期地方創生の基本的方針をまとめた新総合戦略の骨子が示され、新たな目標の1つに「新しい時代の流れを力にする」ことを掲げ、人工知能など先端技術の活用などに重点を置くこととしております。

本市においても現在、第2次北杜市総合戦略の策定に向け準備を進めているところであり、 少子高齢化や過疎化といった課題の解決・改善に向け、第1期の結果を十分に踏まえながら、 これまで以上に強力かつ、きめ細かな対応をお願いいたします。

さて、本年も残すところ1カ月足らずとなりました。今議会は本年最後の定例会となりましたが、議員各位におかれましては、健康に留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。

提出議案は報告2件、承認2件、議案30件、同意7件、諮問2件であります。

次に、監査委員会から令和元年9月から11月実施分の例月現金出納検査の結果について、 お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、11月6日に第107回全国市議会議長会評議委員会が開催され、私が出席いたしま した。 次に、11月7日・8日に広報編集委員会研修が実施されました。 ここで広報編集委員長から研修報告がございます。 広報編集委員長 野中真理子君、報告をお願いいたします。 野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

それでは、広報編集委員会行政視察の報告を報告書の朗読をもって行います。

令和元年12月3日

北杜市議会議長 中嶋新様

広報編集委員会委員長 野中真理子

広報編集委員会行政視察研修報告書

当委員会では、行政視察研修を行ったので次のとおり報告します。

- 1. 日 時 令和元年11月7日、木曜日、午後1時30分から午後3時
- 2. 出席委員 野中真理子、池田恭務、秋山真一、栗谷真吾、藤原尚、福井俊克 原堅志、清水進、内田俊彦、中嶋新
- 3. 視察研修先 茨城県つくば市議会

つくば市の人口は、令和元年10月1日現在24万987人、世帯数10万7,493世帯、 面積は283.72平方キロメートルである。議員定数は28人で、議会報編集委員会の構成 は8人である。議会だよりは、定例会分4回と新春号(元日発行)の年5回発行している。タ ブロイド判で、10ページから12ページを基本とし、10万部印刷し、9万8千部をポスティ ングしている。

- 4. 研修テーマ 「議会だよりのリニューアルと編集について」
- 5. 研修の概要

つくば市議会だよりの特徴は、情報量が多い、全面フルカラー、全戸配布であるが、リニューアルに関しての議論のポイントは以下のとおりである。タブロイド判かA4冊子版か、情報量を多くするか、少なくするか、見やすくするにはどうするか、議会の身近さをどう感じてもらうか、またどう関心を持ってもらうか、市民アンケート、表紙と枠デザイン、中身の精査などについてである。

アンケート調査は、つくば市を含むタブロイド判やA4判の10自治体の議会だよりを2日間市役所に置いて、231人から回答を得た。

それらの結果、リニューアルした点は、表紙、一般質問の答弁字数の半減、議決結果一覧と 質疑討論箇所を圧縮し1ページ分捻出である。

6. 考察

リニューアルにあたって、どれが良いか市民アンケートをとったことは意義深い。

表紙は、科学の最先端の象徴であるロケットをモチーフにしたロゴを採用して一新し、読者の目を引く。「議会をもっと知りたくなる情報誌」のキャッチコピーも良い。

議会だよりへの掲載は、代表質問は2項目、一般質問は1項目に絞り込んでおり、字数を削減して読みやすくしている。

「質疑」「答弁」に加えて「要望」の記載があり、その要望を行政サイドがどう捉えるのか、 市民がシビアに見るきっかけになるのではないかと思う。

読みやすさを求めつつも、読み応えのある議会だよりになっている。

全体的なバランス、デザイン、表やグラフの多用など、たいへん参考になった。 つくば市では、点字版、音訳版も作成している。考察する必要を感じた。 翌日です。

- 1. 日 時 令和元年11月8日、金曜日、午前10時から午前11時30分。
- 2. 出席委員 前日と同様です。
- 3. 視察研修先 埼玉県寄居町議会

寄居町の人口は、令和元年10月1日現在3万3,405人、世帯数1万4,605世帯、 面積は64.25平方キロメートルである。議員定数は16人で、議会広報広聴特別委員会の 構成は8人である。議会だよりは、各定例会終了後、年4回発行している。A4冊子判で1万 3千部印刷し、各区長を通じて登録された町内全世帯に配布している。全国町村議会議長会広 報コンクールで、平成29、30年度2年連続で最優秀賞(第1位)を受賞している。

- 4. 研修テーマ 「議会だよりの編集について」
- 5. 研修の概要

寄居町議会だよりの主な編集方針は、以下の通りである。

基本姿勢 日本一クオリティーの高い議会だよりを目指し編集する。

町民参加 多くの町民登場を心掛け、予算・決算・重要案件には、必ず議会と町民それぞれの視点を掲載する。

政策サイクル 年間の議会の流れと政策サイクルを意識した編集を心掛ける。また、それを わかりやすく町民に伝える。

その他、優先順位をつけた掲載、簡潔な表現、写真やQRコードの活用など。

6. 考察

議会だよりは、議会広報広聴特別委員会が編集を行っており、編集委員自らが町に出て、議会の広聴も含めて取材を行うことは、議会や議員に対しての理解が深まると考える。

編集方針のタイトルである「読まれない議会だよりに出す意味なし!」に、寄居町議会の姿勢が表れており、強い意思を感じた。

表紙は、特集内容によってさまざまな写真、イラストを使い、時には斬新な手法で読者の目 を楽しませている。タイトルの「お元気ですか 寄居議会です」の呼びかけも良い。

「町民参加」という編集方針通り、紙面に多くの町民が登場しており、表紙には町民から声を聴いた人数をメーターで示すという工夫もされている。

結果だけでなく、途中経過や検証の掲載などPDCAサイクルを見える化している。

決算審査における議員全員の考え方と賛否を掲載したことは、町民の理解を深めることにつながる。

町民が知りたいことを優先し、読者を中心に置いて、議会が何を伝えるべきかを熟慮している姿勢、固定観念にとらわれない自由な発想、改善を模索し実行する柔軟な対応など、見習うべき点が多数あった。

議会が果たす役割の見直しと議会だよりの紙面改善が結合しており、広報を通じた議会改革 に取り組んでいることを感じ取った。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。 齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議長 齊藤功文

令和元年第2回議会定例会が11月12日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、 池田恭務議員、井出一司議員、福井俊克議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野 秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件3件、認定案件4件、補正予算案件4件の計11件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第20号 峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第21号 峡北広域行政事務組合条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定める必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において会計年度任用職員に関する事項の整備について定める必要があるため、提出するものであります。

次に、認定案件についてであります。

はじめに、認定第1号 平成30年度峡北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額6,999万4,194円、歳出総額6,718万2,268円で歳入歳出差引残額281万1,926円でありました。

次に、認定第2号 平成30年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳入歳出決算の認 定についてであります。

歳入総額14億9,397万1,310円、歳出総額14億7,031万5,923円で歳入歳出差引残額2,365万5,387円でありました。

次に、認定第3号 平成30年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳入歳出決算の認 定についてであります。

歳入総額17億1,811万3,105円、歳出総額16億8,611万6,021円で歳 入歳出差引残額3,199万7,084円でありました。

次に、認定第4号 平成30年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計歳入歳出決算の認 定についてであります。 歳入総額9,664万8,562円、歳出総額9,232万9,452円で歳入歳出差引残額431万9,110円でありました。

次に、補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第23号 令和元年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,353万5千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、基金繰入金の減額、繰越金は前年度歳計剰余金の増額 であります。

歳出については、繰越金を財政調整基金への積立に伴う増額であります。

次に、議案第24号 令和元年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算(第2号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,074万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,586万1千円にするものであります。

補正の主な内容は、歳入の分担金及び負担金は、消防費基準財政需要額及び普通交付税算入 分の確定に伴う減額、財産収入は財政調整基金利子の増額、基金繰入金の増額、繰越金は前年 度歳計剰余金の増額、中央道救急支弁金の確定に伴う減額、組合債は消防施設整備事業債で車 両購入契約差金に伴う減額であります。

歳出の総務費は、職員の異動に伴う給与の増額及び通信指令装置維持管理事業で消防指令制御装置及び地図検索装置等購入費契約差金に伴う減額、警防費は、車両購入事業費で高規格救急自動車及び資機材搬送車購入契約差金に伴う減額、公債費は、消防施設整備事業債元金の増額及び利子の減額、諸支出金は、財政調整基金利子の増額、繰越金を財政調整基金積立金及び消防施設等整備基金積立金の増額、地方債補正は、高規格救急自動車及び救急工作車購入契約差金に伴う減額であります。

次に、議案第25号 令和元年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算(第1号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,316万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億2,792万2千円にするものであります。

補正の主な内容は、歳入の分担金及び負担金は、組合費負担金の増額、施設整備費負担金は 普通交付税算入分の確定に伴う減額、財産収入は、財政調整基金利子の増額、繰入金は、財政 調整基金繰入金の減額、繰越金は、前年度歳計剰余金の増額であります。

歳出の衛生費は、職員の異動に伴う給与の増額、施設運営共通事業で峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会負担金の増額、諸支出金は、財政調整基金利子及び繰越金の積立に伴う増額であります。

次に、議案第26号 令和元年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算(第1号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億76万4千円にするものであります。

補正の主な内容は、歳入の財産収入は、財政調整基金利子の増額、繰入金は、基金繰入金の 減額、繰越金は、前年度歳計剰余金の増額であります。 歳出については、職員の異動に伴う給与の減額、諸支出金は財政調整基金利子及び繰越金の 2分の1相当額の積立金に伴う増額であります。

以上11案件、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で令和元年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。 山梨県後期高齢者医療広域連合議会 千野秀一君、報告をお願いいたします。 千野秀一君。

○20番議員(千野秀一君)

令和元年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告を申し上げます。

令和元年第2回定例会が、山梨県自治会館1階講堂において10月29日に開催され、私が 出席いたしました。

はじめに、議会運営委員会委員の任期満了及び委員の改選に伴い、新に都留市選出の鈴木孝 昌、南部町選出の望月藤一が、選任されました。

提出された議案は、認定案件2件、補正予算案件2件の計4件であります。

まず、認定第1号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額5億3,402万6,874円、歳出総額5億1,272万3,559円で、歳入歳出差引額は2,130万3,315円でありました。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金4億7,430万5,612円、基金繰入金3,858万1千円、繰越金が2,110万4,957円であり、歳出の主なものは社会福祉費3億4,347万3,669円、総務管理費1億6,799万9,619円であります。

監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額1,030億3,050万8,890円、歳出総額1,011億4,502万3,976円で、歳入歳出差引額は18億8,548万4,914円でありました。

歳入の主なものは、市町村支出金169億3,423万2,177円、国県支出金353億5,041万5,466円、支払基金交付金406億7,706万9,771円であり、歳出の主なものは、保険給付費995億1,985万5,652円であります。

監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,130万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,813万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰越金の増額で、歳出については、諸支出金の基金費を増額するものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億7,858万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,058億6,056万6千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については支払基金交付金の減額、繰入金及び繰越金の増額で、歳出については、諸支出金を増額するものであり、原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案及び審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

○議長(中嶋新君)

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、水石政策秘書課長は一身上の都合により欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

8番議員 志村 清君

9番議員 齊藤功文君

10番議員 福井俊克君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月3日から12月19日までの17日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの17日間に決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第3 報告第16号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)から日程第45 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの43件を一括議題といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

令和元年第4回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申 し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位、 ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。 師走を迎え、ふるさと北杜の凛とした澄み渡る夜空に静かに力強く輝く星が一段と美しい季 節となりました。

また、10月下旬から11月中旬にかけて執り行われた天皇陛下即位に伴う一連の儀式にあたり、「令和」という新しい時代の到来を心よりことほぐとともに、この時代を切り拓いていく1人として、責任の重さを改めて感じたところであります。

今年は、日本各地で台風が猛威をふるい、大きな被害が発生しました。

10月12日、本市に最接近した台風19号は、東日本各地に甚大な被害をもたらせ、尊い命が失われました。

あらためて、お亡くなりになられた皆さまのご冥福を心よりお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対しまして、お見舞い申し上げます。

本市においては、前日より本部員会議を立ち上げ、人命を第一に台風に備えたところであります。雨量や河川の状況から白州町、武川町の一部に避難勧告を発令したところであります。

その後、警戒レベル4の土砂災害警戒情報や本市で初となる大雨特別警報が発令されたことから、市内全域に避難勧告を発令し、14カ所に避難所の開設を行い、484世帯、1,051人の受け入れを行ったところであります。

各地域においても、自主的に30の公民館などに避難所が開設され、この地域での助け合いに感謝したところであり、「共助」の大切さを改めて感じました。

こうした地域と一体的な対応により、市内には人命に関わる被害はなく、安堵したところでありますが、道路、水道、農林業施設などに甚大な被害が発生したことから、早期の復旧にあたっております。

北杜市の誕生以来、経験したことのない台風を受け、様々な面において課題が見えてきたことから、代表区長会を開催し、各地域の防災対策や避難状況を確認するとともに、「災害対策防災会議」を開催し、避難所運営の検証などを行い、災害に強いまちづくりに向けた対策の強化を図ったところでもあります。

こうした大変な状況の中ではありましたが、この秋も「ポールラッシュ祭 八ヶ岳カンティフェア」、「浅尾ダイコンまつり」など、北杜の秋を代表するイベントが開催され、大勢の皆さまに本市の魅力を感じていただきました。

関係者、地域の皆さまのご尽力により、自らの地域を盛り上げる様々なイベントが開催されていることに感謝し、心強く感じているところであります。

さて、先月3日、令和元年秋の叙勲が発表されて、様々な分野で、その功績が顕彰されております。

消防団活動を通じて、長年、本市の防火・防犯にご尽力をいただきました、元北杜市消防団 長で明野町の松野実様が「瑞宝双光章」を受章され、危険業務従事者叙勲では、厚生局で麻薬 取締にご尽力された長坂町の福林明様が「瑞宝双光章」を受章されました。

令和元年秋の褒章では、長年、篤志面接委員や、保護司などでご尽力をいただいた武川町の 杉浦道彦様が「藍綬褒章」を受章されました。

山梨県政功績者表彰においては、地方自治の分野で、長年、警察官として地域の治安維持に ご尽力をいただいた高根町の伊東春福様が、産業の分野で中小企業への相談支援などにご尽力 をいただいた小淵沢町の金丸正幸様が、それぞれ受賞されました。

山梨県教育功労者表彰においては、教職として長年地域の教育振興にご尽力された、長坂町

の米澤茂徳様と、須玉町の赤岡直樹様がそれぞれ受賞されました。

皆さまの受章は、長年にわたる功労をたたえるものであり、受章された皆さまに心から敬意 とお祝いを申し上げます。

「ほくとっ子」のうれしい報告もいただいております。

「小中学生 新聞感想文コンクール」において、武川中学校2年生の佐藤小豆さんが最優秀賞を、「全国中学生 人権作文コンテスト 山梨県大会」では、明野中学校3年生の塚田愛由希さんが最優秀賞を、「山梨県 中学校交通安全弁論大会」では、甲陵中学校3年生の小松若来さんが優勝、「国際交流・国際理解のための小中学生による作文コンクール」では、甲陵中学校3年生の富岡水さんが最優秀賞を、「少年の主張 山梨県大会」では、甲陵中学校2年生の小松日菜さんが最優秀賞をそれぞれ受賞されました。

「山梨県中学校 新人交流卓球大会」では、白州中学校2年生の井上昌太さんが優勝、「山梨県 新人総合体育大会 弓道の部」では、甲陵中学校2年生の中村葉子さんが、女子個人で優勝しました。

子どもたちの活躍は、「ふるさと北杜」を明るくしてくれます。

皆さまの日頃の地道な努力と指導に当たっている先生方に対し、敬意を表するとともに、心からのエールを送り、今後の活躍を期待したいと思います。

福祉、産業、スポーツの分野においても、うれしい報告をいただきました。

「健やか親子21全国大会」において、「北杜市母子愛育会」が、「あの子も この子も みんなの子」を合言葉に、長年にわたる愛育活動の活性化に貢献されたことが評価され、「社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会会長表彰」を受賞されました。

「山梨県農業まつり」では、地域の遊休農地の防止に貢献されている高根町の「農事組合法 人 営農たかね」が、農産部門で「農水産 功績者表彰」を受賞されました。

地域の守る多くの方々の活動に感謝し、心よりお祝い申し上げます。

「第一三共ヘルスケア 全国レディース卓球大会」において、白州町の山田かづき様、武川 町の薩美敏子様が、個人ダブルスで全国3位に輝きました。

こうした活躍が、市民の健康づくりのためのスポーツ推進へのきっかけになることを期待しております。

去る11月1日、「市制施行15周年記念式典」を開催したところ、若林山梨県副知事、大柴 県議会議長、浅川県議会議員、内藤韮崎市長をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただく中、 市民の皆さまとともに祝うことができましたことに、深く感謝を申し上げます。

式典において、市政の発展、地域づくりなどに多大な貢献をされた皆さまを表彰させていた だきました。

当日は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を来年に控え、盛り上がる中、「一人一スポーツ」の推進を図るため、スポーツの分野で活躍されている皆さまに、「ふるさと親善大使」をお願いいたしました。

新しい親善大使には、馬術で活躍されている石黒建吉様、トライアスロン、デュアスロンで活躍されている栗原正明様、登山で活躍されている竹内敬一様、花谷泰広様の4名になり、日々の活動の中で日頃感じている北杜の魅力を市外に広くPRしていただきたいと思います。

15周年記念事業として行った『世界に誇る「水の山」フォトコンテスト』、「オリジナルナンバープレート」には、北杜市の美しい山々や清らかな水、動植物など数多くのお宝を感じる

ことができる素晴らしい作品を応募いただき、今後、市の魅力発信に活用してまいります。

結婚、出産など北杜で新たな生活をスタートする方々を祝福し、応援するため、「ほっこり くらしを ともに」をコンセプトに、ほくとで結ぶ記念日撮影用バックボードを作成し、市役所 正面玄関に設置いたしました。

人生の大切な記念日における撮影にぜひご活用いただき、皆さんの幸せいっぱいの笑顔で、 北杜市が愛でつながることを期待しております。

15周年を新たなスタートとし、「地球のために私たち一人一人ができること」をテーマに、「北杜市マイバッグ宣言」、「北杜市食べきり宣言」の豊かな環境を未来につなぐ2つの宣言をいたしました。

これから、忘新年会シーズンを迎えますが、市民の皆さんも、宴会の開始後と終了前は食事を楽しむ時間とし、食品ロス減量に取り組んでいただきますようお願いいたします。

市民の皆さまとともに、これまで築きあげてきた豊かな自然環境と本市の基幹産業である農業のバランスが保たれ、「安全・安心日本の台所 北杜市」の名のとおり、農産物の生産に適した環境にあるまちとして、本市が「環境王国」に認定されました。

この認定により、北杜市で生産される農産物や加工品の安心・信頼の地域ブランドの確立が 図られるものと期待しております。

次に、市政の状況について、お話しさせていただきます。

現在策定を進めている「第2次北杜市総合戦略」については、まずは庁内での情報共有が必要であると考え、市役所全部門の担当職員から、私が直接考えを聴き取り、お互いの思いをぶつけ合う機会を何度か設けました。

そして、そこで改めて感じたことは、各職員の着想の豊かさと、市民や企業の皆さまから寄せられる情報の新鮮さでありました。

また、「みんなでつくろう 健幸北杜」は、こうしたやりとりの中で、自然に生まれた合言葉でありますが、これが名実ともに備わったものとなるためには、市民や企業の皆さまにも参画していただき、直接意見交換することで、私たちが気付きを得ることが不可欠と考え、4月から新たに「飛び出せ 市長と未来を語る集い」もスタートしたところであります。

策定作業もいよいよ終盤に入り、政府の閣議決定を受け、今月末からは「パブリックコメント」を実施する見通しであります。

総仕上げに向け、素案に関する忌憚のないご意見、ご提言をお願いしたいと考えております。 次に、「新たな子育て支援」についてであります。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、これまでの「子ども医療」等に、入院時の食事療養費を加えてまいります。

老朽化が進む「小淵沢東・西保育園」おいては、子どもたちが安全で快適に過ごし、健やかに成長できる環境を整えるため、令和3年11月の開園を目指し、工事に着手いたします。

また、来年度にむけて、お子様の誕生時にお贈りする「出産祝い品」の見直しを進めるとともに、特定不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため、これまでの女性への助成に加え、新たに男性への助成拡大の検討を進めているところであります。

次に、「中高校生の居場所づくり」についてであります。

公共交通機関や送迎の待ち時間等がある中学生や高校生、また、保護者から放課後に気軽に立ち寄れる場所の設置を求める声が多く寄せられております。

このため、現在、市役所若手職員で構成する「北杜もり上げ隊」が中心となり、長坂農村環境改善センターを拠点として、家でも学校でもない「第3の居場所」の開設準備を進めているところであります。

この施設で、学年、学校をこえた中で交流を深め、自ら考え、地域とともにイベントなどを 実施することで、「ふるさと北杜」への地元愛を高め、「将来も北杜市に住み続けたい」、「進学 や就職で一度地元を離れても、いつかは戻ってきたい」と思える人材を育成し、定住人口の促 進を図ってまいりたいと考えております。

次に、「地域公共交通」についてであります。

県内一の広大な面積を有する北杜市において、それぞれの地域の実情に合った運行体系を確保することが大切であることから、「みんなでつくり・守り・育てる」をコンセプトに、これまで、市民の皆さまが主体となって運行案の検討を重ねてまいりました。

このたび、「地域公共交通活性化協議会」、「地域公共交通会議」での調整、検討を行い、新たな地域公共交通案がまとまったことから本定例会に条例改正案を上程したところであります。

持続可能な公共交通を目指し、来年度からの運行に向けて準備を進めてまいります。

次に、民間企業との連携についてであります。

広い面積を有する本市において、降雪時に各地の積雪状況を効率的に把握することは、除雪 作業の迅速化に大きくつながるものであります。

こうした中、積雪状況の確認作業の軽減や迅速な防災対策を目的とした民間企業の新たな取り組みとして、積雪深計測の実証実験の募集があったことから、これに応募し、実施が正式決定したところであります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックまで234日となり、次第に盛り上がりを見せておりますが、市内企業も積極的に機運醸成に取り組んでいただき、市内公共施設へのオリンピック仕様の自動販売機の設置や、バッジの作成などを進めていただいているところであります。

様々な分野において、民間企業との連携を図ることは大変重要であり、今後、新たな官民連携のパートナーシップを増やしてまいりたいと考えております。

明日4日から6日までの3日間、中国をはじめとする海外観光客と国内観光客の誘客強化に むけて、衆議院の二階俊博議員を最高顧問とする実行委員会の主催、観光庁の後援のもと、全 国初となる「日中観光代表者フォーラム」が、北杜市で開催されます。

数多くの優れた観光地がある中、今回、北杜市が選ばれたことに、大変光栄であると感じて おります。

私も、長崎県知事とともに副委員長として参加させていただきますが、日中の関係者300人が参加されるこの大きなイベントを絶好のチャンスと捉え、本市の魅力を最大限アピールしてまいりたいと考えております。

次に、庁内の体制づくりについてであります。

「第2次北杜市総合戦略」に基づき、「お宝いっぱい 健幸北杜」の様々な取り組みを、より着実に、また迅速かつ的確に進めていくには、新たな体制づくりが必要であると考えております。

一方、来年度から地方公営企業法の全部適用により、本市の上下水道事業を上下水道局に移 行することから、これまで、行政組織機構の見直しを進めてまいりました。 来年度に向けて、新たな組織の案がまとまったことから、本定例会に条例改正案を上程した ところであります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、報告案件2件、承認案件2件、条例案件13件、補正予算案件4件、 指定管理案件6件、その他案件7件、同意案件7件、諮問案件2件の合計43案件であります。 はじめに、報告案件であります。

報告第16号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。 次に、報告第17号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

続いて、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第5号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第5号)および承認第6号 令和元年度 北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることにつ きましては、台風19号により被害を受けた道路や農業施設、簡易水道施設等の復旧を速やか に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要し専決処分しましたの で、同条第3項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第80号 北杜市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例の制定についてであります。

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成等の手続きを定めるため、北杜市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例を制定するものであります。

次に、議案第81号 北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定および議 案第82号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定、議案第83号 北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、 上下水道事業を地方公営企業法の全部適用とすることから、地方公営企業の設置等に必要な事 項および当該事業職員の給与の種類等について必要な事項、上下水道事業における剰余金の処 分等について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものであります。

次に、議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、市長等の給与等に関する条例及び職員給与条例において、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、行政組織を変更することについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号 北杜市民バス条例の全部を改正する条例につきましては、市民バスの 再編を図ることから、市民バスの運行等について必要な事項を定めるため、全面的な改正を行 うものであります。

次に、議案第87号 子ども医療費助成金支給事業等による入院時食事療養費標準負担額の 助成に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、入院時食事療養費の助成を新たに行 うことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例及び北杜市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例を廃止する条例につきましては、都市と農村の交流促進施設として有効に活用するため、管理および運営を民間事業者に移すことから条例を廃止するものであります。

次に、議案第90号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例および議案第91号 北杜市 地域特別賃貸住宅条例及び北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、 民法の一部改正に伴い、賃貸借契約に関する条項が改正されたことから、敷金に関する取り扱いを定めるとともに、手続きを明確化および承継の承認基準について所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第92号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議につきましては、ごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、一部事務組合の設置に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第93号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第6号)についてであります。

大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害を迅速に回復する、災害に強いまちづくりを平時から構築するため、国土強靱化地域計画策定のための経費や、中高生の放課後の居場所づくりのための経費を計上しております。

また、中学3年生までの子どもを対象に、入院時の食事療養費標準負担額を助成することと し、所要の経費を計上しております。

そのほか、農業の担い手等が行う機械、設備等の整備に対する支援や東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿に要する経費等を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は2億2,962万4千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ284億1,270万円となります。

次に、議案第94号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

過年度過誤納分を被保険者等への還付金として200万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億9,237万5千円とするものであります。

次に、議案第95号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

介護保険申請手続きのオンライン化のため、介護保険システムの改修費として187万円を追加し歳入歳出それぞれ46億2, 019万円とするものであります。

次に、議案第96号 令和元年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

訪問看護件数の増加により非常勤看護師の賃金を措置し、質の高い訪問看護サービスを確保

するため、収益的収入及び支出をそれぞれ198万円追加とするものであります。

次に、議案第97号および98号につきましては、八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定書の内容を一部変更する必要があることから、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定管理者の指定案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第99号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてから議案第104号 甲斐 駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてまでの6案件につきましては、地方自治法第 244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号 字の区域変更(明野町天王原)および議案第106号 字の区域変更(白州町鳥原)につきましては、区画整理工事の実施に伴い、新字界を定める必要があることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号 訴えの提起につきましては、白州町交流促進施設の損害賠償請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号 訴えの提起につきましては、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申 し上げます。

○議長(中嶋新君)

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております43件のうち、議案第84号から議案第91号および議案第105号から議案第108号までの12件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第91号および議案第105号から議 案第108号までの12件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所 管の常任委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております報告第16号 専決処分の報告について(損害賠償の額の 決定)の内容説明を担当部長に求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

報告第16号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)について、ご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決処分は2件で、道路の管理瑕疵に係る案件1件、財産区管理地の倒木事故に係る 案件1件であります。

1枚おめくりいただき、2ページをお開きください。

はじめに専決第1号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日 令和元年10月4日

損害賠償の額 13万2,865円

損害賠償の相手方 山梨県中巨摩郡昭和町在住 女性

損害賠償の理由 平成31年3月24日午後1時30分頃、北杜市武川町新奥字上清水 134番1付近の市営林道小林線において、相手方の運転する普通自動 車が道路に設置されているグレーチングの上を通過した際、グレーチン

グが跳ね上がり、車両下部を損傷したため、これに対する損害賠償を市

が行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全 国市有物件災害共済会から支払われます。

続きまして、3ページをお開きください。

専決第2号 財産区管理地の倒木事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日 令和元年10月24日

損害賠償の額 3万2,076円

損害賠償の相手方 東京都国立市在住 男性ほか2名(共有名義人)であります。

損害賠償の理由 平成31年3月18日、北杜市大泉町西井出字井富6878番3におけ

る倒木について市に通報があり、職員が現地を確認したところ、大泉恩 賜県有財産保護財産区管理地の枯木が倒れ、相手方が所有する建物(別 荘)のウッドデッキの床板2枚を破損していたため、これに対する損害

賠償を市が行うものであります。

支払いの方法 相手方の代表者の指定した口座に北杜市財産区特別会計から支払いを行うものであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

以上で、報告第16号の報告を終わります。

ただいま、議題となっております報告第17号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の損害賠償の額の決定及び和解)の内容説明を担当部長に求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

続きまして報告第17号 専決処分の報告(損害賠償請求事件の損害賠償の額の決定及び和解)について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

損害賠償請求事件の損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分日は令和元年10月7日でございます。

北杜市は、令和元年(少コ)第26号損害賠償請求事件において、次のとおり損害賠償の額を定め和解する。

1. 相手方

2. 事件の概要

――――(原告)は、令和元年6月9日に北杜市高根ふれあい交流ホールにおいて開催された民間団体主催のオペラ公演にオーケストラの一員として参加した。

公演前日に行われたリハーサルの終了後、原告は、所有する楽器のホルンをオーケストラピットの脇(舞台下)の物置に置いて帰宅したが、翌朝、楽器がオーケストラピットの下に落下し、大きく損傷していた。

原告は、原因について、北杜市(被告)の関係職員がオーケストラピットを上下に操作した際に、安全上必要な注意を怠り、結果楽器を落下させて損傷させたものであるとし、被告に対し、修理費用3万2,400円及び令和元年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めて、令和元年7月29日に甲府簡易裁判所に申立てを行ったものである。

3. 和解の概要

- (1)被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、3万2,400円の支払義務がある。
- (2)被告は、原告に対し、前項の金員を令和元年11月7日までに、原告指定の預金口座に振り込む。振込手数料は被告の負担とする。

次のページをお開きください。

- (3)被告が前項の金員の支払いを怠ったときは、原告に対し、未払額に対する令和元年 11月8日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。

- (5) 原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。
- 4. 支払い方法

相手方の指定した口座に市民総合賠償保障保険事故として、全国市長会から支払われます。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

以上で、報告第17号の報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

日程第5 承認第5号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

承認第5号 専決処分事項報告の件

令和元年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)をご覧いただきたいと思います。

本年10月12日から13日にかけ、本市に接近した台風19号により被害を受けた道路や 農業施設等の復旧を速やかに実施する必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要した ことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求 めるものであります。

1ページをお開きください。

専決処分の日付につきましては、令和元年10月15日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,477万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億8,307万6千円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 継続費であります。

11款2項公共土木施設災害復旧費、市道須玉小尾15号線災害復旧事業3,780万円と、その次の市道大武川線(諸水橋)災害復旧事業1億3,500万円につきましては、関係機関との調整や渇水期での施工となることから、令和3年度までの3カ年事業として継続費を設定するものであります。

次に、第3表 繰越明許費補正であります。

11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1,120万円につきましては、 白州町の市道下教来石上教来石線の路側法面崩落にかかる復旧事業について、年度内での事業 完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

7ページをご覧いただきたいと思います。第4表 地方債補正であります。

変更としまして、災害復旧事業債を2億6,240万円増額し、補正後の限度額を25億3,880万円とするものであります。

次に歳入歳出予算を説明いたします。恐れ入ります、2ページをお開きください。

まず、歳入についてでありますが、10款 1 項地方交付税の増額につきましては、普通交付税を 5, 209 万 6 千円増額し、補正後の額を 93 億 5, 120 万 1 千円とするものであります。

次に、12款1項分担金28万円につきましては、農地災害復旧事業にかかる受益者分担金であります。

21款1項市債2億6,240万円につきましては、今回の災害復旧事業に充当する災害復 旧事業債であります。

続いて、4ページの歳出をご覧ください。

はじめに11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費1億205万6千円の増額は、農道、農地の法面や農業用水路の復旧および林道の土砂撤去などを行うための農地農業用施設災害復旧費および林業施設災害復旧費であります。

次に、2項公共土木施設災害復旧費1億9,295万円の増額は市道大武川線(諸水橋)の河床流出や市道須玉小尾15号線の路側擁壁の流出、その他市道等の路盤補修や支障木の撤去などを行うための現年発生公共土木災害復旧費であります。

4項文教施設災害復旧費52万円につきましては、長坂B&G多目的屋内運動場の上屋シートの撤去を行うものであります。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費1,925万円につきましては、甲斐駒ヶ岳の黒戸尾根登山道および尾白川渓谷道の崩落個所の復旧を行うものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから承認第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第6 承認第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決 処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

承認第6号 専決処分事項報告の件

令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)をご覧いただきたいと思います。

10月12日から13日にかけ、本市に接近した台風19号により被害を受けた水道施設の 復旧を速やかに実施する必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから、地 方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものであ ります。

1ページをお開きください。

専決処分の日付につきましては、令和元年10月15日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,686万7千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。第2表 継続費であります。

6款1項災害復旧費、須玉町黒森配水管災害復旧事業560万円は、関係機関との調整が必要となることから、令和3年度までの3カ年事業として継続費を設定するものであります。

次に第3表 地方債補正であります。

災害復旧事業債を1,580万円追加するものであります。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。 2ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、8款 1 項市債 1, 5 8 0 万円につきましては、今回の災害復旧事業に充当する災害復旧債であります。

続いて、4ページの歳出をご覧ください。

6款1項災害復旧費1,580万円につきましては、須玉町黒森簡易水道施設の復旧費と大 泉町並木水源フェンスの復旧工事費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第6号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから承認第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第36 議案第109号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

議案第109号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 概要書をご覧ください。

趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に鑑み、成年被後見人に係る欠格条項を見直すほか、所要の改正を行うため、 北杜市印鑑条例の一部を改正するものであります。

施行の予定日は令和元年12月14日からであります。

新旧対照表1ページをご覧ください。

登録資格第2条第2項第2号について、成年被後見人であることを理由に印鑑登録を受けることができない者として、一律に、その資格を失う規定を心身の故障等の状況を個別に審査、判断する規定に見直すため、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、第14条第1項第3号の「記載」を「記録」に改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第109号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第109号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第37 同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市白州町白須6803番地、山田秀文、昭和19年4月28日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第12号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第38 同意第13号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件から日程第40 同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意3案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、同意第13号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件につきましては、教育長の任期満了に伴い、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市長坂町大八田3859番地1、堀内正基、昭和31年3月25日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了することから、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市須玉町大蔵1346番地、浅川英三、昭和32年7月31日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職することに伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市長坂町長坂上条2469番地16、小林志保、昭和46年8月31日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上3案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議あり。の声)

異議がございます。

この案件は、市長の選任事項であります。

異議がありましたので、これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

まず、反対討論ということで。

池田恭務君の発言を許します。

○2番議員(池田恭務君)

同意第13号、14号、15号、すべてにおきまして反対の立場から討論をいたします。 ただいま、市長からとても簡単なご説明がありました。お名前と住所、生年月日だけでござ います。市民の皆さまにも背景をしっかりと知っていただきたいわけですが、われわれ議員には本日朝、議場に入り、初めて候補者のお名前を知らされています。すなわち現在、市民の皆さまがお持ちの情報とわれわれ議員が持っている情報というのは、まったく今、同じという状態です。

これでお分かりいただけると思いますが、判断材料をほぼ提示することなく、渡辺英子市長は市民を代表する議会に同意を求めておられます。これに対して、市民の皆さまがどうお感じになるかという想像力が必要なのかなと思います。

ただ、一方で教育長につきましては継続ということでありますので、私たち議員といたしましては、まったく情報がないというわけではございませんで、同意第13号につきましては、現教育長、0点だとか100点だとか、そういった評価が難しいというか、できるものではないかなというふうには思っております。大変多くの実績をあげられてきているとも思っております。

一方で、看過できない事案がいくつかございました。今、国では桜の問題で、1点において 政権が揺らいでいたりするような状況ですけども、いくらたくさんの実績をあげられても、ど うしても看過できないというようなことがございましたら、私としましてはなかなか同意人事 に賛成ということが難しいということであります。

何点かだけご紹介しますけども、例えば今、第三者委員会が始まっておりますけども、いじめの問題につきましては、法やガイドラインに則って対応されたのかというところに大きな疑問があります。法に対する姿勢であります。

次に、また一例でありますが、学校にエアコンを設置する事業につきましては、大変大きな 当初予算をご提示されました。そのあと、大きく、たしか40%ぐらいだったと思いますけど も、執行段階では削減されましたけども、実際には稼働率の非常に低い教室にも大量に設置さ れているというふうに認識しております。血税に対する姿勢であります。

そのほか代表質問、一般質問でも様々な教育関係につきましては、私個人として、また会派として質問をしてまいったところであります。

知識やノウハウを持ち、意欲にあふれた人材が育つ活力ある市役所づくりということで、第 5次行財政改革大綱案には、このように書かれておりました。市長が目指している姿と言って よいと思いますが、市長は職員を採用するとき、今、ご自身で提示されたような情報だけで採 用の判断をされてきたのでしょうか。もしそうだとしたら目指されていることとの間に深刻な 自己矛盾を抱えておられるように、私には思います。ダブルスタンダードと言ってもいいかも しれません。志望動機や自己PR、そして様々な質疑をとおして人物を見極め、採用をされて いるのではないかというふうに思います。山梨市ではそうではない採用がされていたようです けども、北杜市においてはそのようなことは絶対ないというふうに信じております。

例えば、新たに提案された2人の委員ですけども、私はまったく存じ上げません。例えば、 先ほども言いましたけど、いじめ事案に対してどのようなお考えをお持ちなのか。今回、第三 者委員会は現在、教育委員会の手を離れて調査が行われていますけども、第三者委員会が立ち 上げるまでの経緯をどう見られていらっしゃるのか、そういったことは聞きたいところです。 中学校適正配置につきましても、どのようなお考えなのか聞きたい内容であります。先ほどの エアコンなんかにつきましても聞きたいところであります。

法をどのようにお考えかと言いますか、例えばガイドラインがあって、それに、私から見れ

ば準じていないように見えるわけですけども、どのようにお考えか。エアコンにつきましては、 われわれの血税です。これに対して1教室、たしか370万円ほどの当初予算だったと思いま すけども、それに対してどのようにお考えか。

市長からの先ほどの説明では、私は経歴ぐらいはご紹介いただけるのかなと思って、期待をそこの部分にはしていたんですが、それすらありませんでした。

同意人事につきましては、選挙で民主的に選ばれた市長に一定程度お任せするという、私も立場であります。しかし教育長、教育委員につきましては、児童生徒、保護者、そして市民生活に多大なる影響のある重大な、超重要ポストであります。

そこで議会運営委員会で、詳細情報について事前にいただけるよう、まずは依頼をしたところでありました。質疑の機会についても、思いとしては含まれます。しかしながら、先ほどの市長の説明ではっきりしましたが、こうした当たり前の要望が聞き入られることはありませんでした。この条件下で当議案に賛成することは、市議会議員として責任のある採決行動と言えるのか。民間でも当たり前ですが、まったく同じことで、経歴だけで採用する。経歴すら、今、ご提示いただけていないですけど、採用する会社はありませんから、ここまで申し上げてきたことが当たり前の市民感覚であって、その市民感覚からかけ離れた進め方による提案ですから、当同意案件に賛成するわけにはまいりません。それが責任ある採決行動であるというふうに考えます。

先ほども申し上げたつもりですけども、人物について評価しているわけではありません。人物がまったく分からない、この進め方に賛成しようがないということであります。

以上の理由から同意第13号、14号、15号につきましては反対をいたします。以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

同意第13号、同意第14号、同意第15号につきまして、賛成の立場で討論させていただ きます。

まず、この同意案件につきましては、人事案件でございます。先ほど同意第12号も人事案件でございましたが、そのような、今、池田恭務議員の言われるようなことについてはなんら、これも重要な北杜市の公平委員ということでございまして、議員の皆さまはそれにつきまして、先ほど賛成・同意をしたところでございますけども、この13号、14号、15号におきましても、これは公職選挙法に基づきまして当選された市長として、市長の権限として、これは提出されたものでございます。いまだ過去におきましても、それらにつきまして、同様の提案が過去ずっとされてきておりまして、それにつきまして、議員が可否を示していたところでございます。

その人物が分からないということで反対ということでございますが、公職選挙法に基づいて 市長が選任されたと。この意義を持って、本人が、例えば反社会的勢力でないとか、いろんな 実情については調査をされまして、悩みに悩みあげた挙句、人選をされたというふうに思って いるところでございます。 教育長につきましては、継続というか再任ということでありますが、第三者委員会におきましては、すでに今、現状、進んでいる状況でございますし、エアコンにつきましては、この猛暑の中、やはりエアコンが必要であるということは、国も認めたところでございまして、それらに基づいた補助金交付金の措置がございました。当然、市費も投入しなければならない現実があったわけでございますが、そういった政策的なことにつきましては、やはり私は、エアコンの設置はよかったのではないかという判断をしているところでありますし、保護者、またお子さんも喜んでいることというふうに、私は認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、本人が分からないという理由では、やはり反対をするというわけにはいきません。ということでございますので、私といたしましては、市長が選任されたという権限の下で十分な調査をされ、また選任をされたということをもちまして賛成といたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから同意第13号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、これから同意第14号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、これから同意第15号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま同意されました堀内教育長がこの場におられますので、ここで発言を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

一言ごあいさつを申し上げます。

ご同意をいただきまして、引き続き教育長の職を務めさせていただくことになりました。 もとより微力ではございますが、北杜市の教育行政発展のためにその職責を果たせるよう、 日々努力してまいる覚悟でございます。 今後とも議会の皆さまをはじめ関係各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申 し上げ、一言ごあいさつといたします。

○議長(中嶋新君)

次に日程第41 同意第16号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第43 同意第18号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意3案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、同意第16号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市高根町五町田1080番地2、小宮山幹夫、昭和28年3月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同じく同意第17号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、北杜市長坂町小荒間884番地、清水義智、昭和22年10月25日、同じく同意第18号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市小淵沢町上笹尾2854番地、茅野和明、昭和23年3月18日生まれの選任につきまして、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

以上3案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第16号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 これから同意第17号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 これから同意第18号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第44 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から 日程第45 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの 2件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

諮問2案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市長坂町大井ヶ森449番地1、祝とよ子、昭和27年2月8日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、北杜市白州町白須277番地、大輪しおり、昭和30年1月30日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております諮問第4号および諮問第5号は質疑・討論を省略し、採決 したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから諮問第4号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり決定することに決定いたしました。 これから諮問第5号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は原案のとおり決定することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。 次の会議は12月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。 本日は、これをもって散会いたします。 大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時11分

令 和 元 年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月17日

令和元年第4回北杜市議会定例会(2日目)

令和元年12月17日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

無所属の会 池田恭務君 北杜クラブ 秋山俊和君 ともにあゆむ会 岡野 淳君 公 明 党 内田俊彦君 日本共産党 清水 進君

2. 出席議員 (21人)

栗谷真吾 1番 3番 秋山真一 5番 藤原尚 7番 井出一司 齊藤功文 9番 11番 加藤紀雄 13番 岡 野 淳 15番 清 水 進 17番 坂 本 靜 20番 千野秀一 22番 秋山俊和

池田恭務 2番 4番 進藤正文 6番 清水敏行 8番 志 村 清 福井俊克 10番 12番 原 堅 志 14番 相吉正一 16番 野中真理子 18番 中嶋 新 21番 内田俊彦

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

裕

弘

寿

茂

貴

渡辺英子 長 土屋 市 長 副 市 櫻井順一 政策調整参事 政策秘書部長小澤章夫 総 務 丸茂和彦 企 画 部 長山内一寿 部 長 市 民 浅川辰江 部 長 伴野法子 部 長 福 祉 生活環境部長 早川昌三 産業観光部長清水博樹 育 建 設 部 長 仲嶋敏光 教 長堀内正基 中山晃彦 会計管理者板山教次 教 育 部 長 監査委員事務局長 上村法広 農業委員会事務局長 有 泉 賢 一 清水能行 明野総合支所長 須玉総合支所長 坂本孝典 高根総合支所長 土屋智 長坂総合支所長 中澤貞夫 小淵沢総合支所長 宮川勇人 白州総合支所長 大輪 武川総合支所長 堀込美友 務 課 長 加藤郷志 総 中田治仁 企 画 課長 財政 課 長 加藤 人 事 室 長 小澤哲彦 防災調整監坂本賢吾 管財 課 長 進藤 聡 市民 課 長 平井ひろ江 健康增進課長 小泉雅人 福 祉 課 長 植松宏夫 障害者総合支援センター課長 三井ひろみ 子育て応援課長 中澤徹也 上下水道施設課長 斉藤乙巳士 農政 課 長 小澤永和 林 政 課 浅川知海 観 光 課 長小尾正人 長 中山由郷 まちづくり推進課長 道路河川課長小澤 堀 内 典 子 学 校 給 食 課 長 河 手 教育総務課長

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 清水市三 議会書記平井伸一 進藤修一 IJ

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部 水石政策秘書課長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出 がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。 1番 無所属の会、30分。2番 北杜クラブ、90分。3番 ともにあゆむ会、60分。 4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分。6番 明政クラブ、30分。7番 ほく と未来、30分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

会派代表質問をいたします。

毎回、時間が足りず早口になって申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

まず、防災対策について伺います。

先の台風19号では、多くの市民の皆さまは大変不安な夜をお過ごしになられたことと思います。市が避難所として開設した武川小学校体育館や白州体育館の様子を見に伺いましたが、大勢の市民が避難されている中、学校関係者や市職員の皆さまなどの献身的な働きを目の当たりにいたしました。多くの方から職員の皆さまへの感謝の言葉を耳にしています。改めて感謝を申し上げたいと思います。

私も武川町柳澤区の自主防災組織の一員として、駒城橋の架かる大武川と石空川の合流地点の水位の様子を何度も見に行ったりですとか、夜は避難所として開設した集会所に市から配給された非常食を運んだりと、微力ではありますが走り回った夜でありました。

駒城橋から見た川の様子から、あと1時間、雨が降り続けたらと思うとぞっといたします。 まさに紙一重であったというふうに思います。

今回の台風では素晴らしかった点がある一方で、防災は永遠のテーマであり、完璧になることはありません。よかった点は磨きをかけていただき、改善点は一つひとつ潰していく必要が

あります。災害対策防災会議が開催されたことには心強さを感じているところであります。

私もインターネットを使って独自にアンケート調査をいたしましたところ、市内全域から 様々なご意見が寄せられました。市の検討結果と重複するところもありますので、一部だけご 紹介いたしますと、12日お昼ごろ、市全域に避難勧告が出ましたが、北杜市は広く、避難不 要なところもありました。逆に全員が避難したら指定場所では対応できなかったのではないで しょうか。地域を区切ったようなお知らせができるとよいと思います。高齢者の方から避難を 促していただき、よかったのですが、12日は朝から雨だったので移動が難しい高齢者、体が 不自由な方などは前日夕方からの避難勧告だと、より安心だったかと思います。飲食物持参で との指示だったんですが、給湯器が使えないことも伝えてもらえるとよかったと思います。防 寒対策として、避難しても寒かったので何か対策をしてほしい。災害種別ごとに避難場所を検 討してほしい。 避難場所がなぜ安全なのかと考え、 避難を躊躇し避難しなかった。 民間施設と の提携をさらに進めてほしい。ペット同伴で避難できるところを準備してほしい。長期避難を 想定し、パーテーションや備品にマスクを常備してほしい。多くの自治体でトップがツイッター を活用している。市民の安心感につながる。市長が何をしているのかが分かって安心感につな がる。普段からツイッターを活用し、市民に周知してはどうか。災害時の市長のリーダーシッ プに期待している。情報発信にはタイムスタンプを入れてほしい。またホームページへ誘導す るリンクだとアクセス集中によりページが開けない場合があるので、画面スクリーンショット などを付ける発信なども検討してほしい。洪水ハザードマップの整備を急いでほしいなどと 言ったお声をいただいております。引き続きの議論の中で、ぜひ検討をお願いしたいと思いま す。

質問に入ります。

全員協議会で途中経過をご報告いただきましたが、改めてこれまでの振り返り状況について 伺います。出てきたポイント、例えばさらに磨きをかける点や改善点など、これからの取り組 み予定について、この場でも市民に説明をお願いいたします。

2点目、同じく全員協議会にて答弁いただきましたが、最終的には検討結果の詳細報告のようなものを作成するということでした。期待しておりますが、いつごろまとまる予定でしょうか。

3点目、当初、各総合支所が避難場所として開設されたとの理解です。武川総合支所は水害が想定される場合、適切な避難場所ではないと理解されている町民も多く、避難されない方もいました。当初避難場所とした理由をお聞かせください。また、どのような検討判断があり、後刻、武川小学校体育館に避難場所が変更されたのでしょうか。

4点目、過去の災害や土砂災害ハザードマップの観点から、武川小学校、白州体育館が避難所であることに対する不安の声が多いといった現状があります。そのほかの指定避難場所も同様ですが、普段よりその場所を避難場所として指定した根拠、すなわちなぜ安全と考えられるのかをお示しおいていただくことで安心して避難ができます。いかがでしょうか。

5点目、駒城橋架け替えについては県の事業であり、武川町柳澤区や白州町横手・大坊の地域住民などで構成する架替工事推進委員会でも取り組まれており、着実に進んでいるとの認識です。先の台風では紙一重で水害を免れましたが、今後の予定として市が把握している内容の共有をお願いいたします。

6点目です。地域課に電話で確認したところ、市の洪水ハザードマップが今年度の整備となっ

ているとのことでした。今年度となった事情について、市民へ説明をお願いいたします。 大項目2点目です。人事院勧告、人事評価制度について伺います。

前白倉市長時代から継続されているとの理解ですが、渡辺市長は当選後、毎年、ご自身を含め職員の給与を上げておられました。理由は人事院や山梨県人事委員会の勧告を鑑みるということでした。しかしながら、これらの勧告は大企業を中心とした民間給与調査であって、鑑みることは必須ではないと以前も答弁されています。そこで何点か伺います。

1点目、今年度の人事院勧告の内容がどのようなものであったか、市民に説明をお願いいたします。

2点目、広報ほくとにもありましたが、北杜市職員の平均給与について人事院勧告の内容と 比較できる数字をご説明ください。

3点目、国税庁でも民間給与を調査しています。こちらは大企業中心ではありません。より 北杜市民感覚に近い数字が出ているとの理解です。どのような数字が出ているか、比較できる 数字をご紹介ください。

4点目、厚労省の調査はいかがでしょうか。こちらも大企業中心の調査ではありません。同じく比較できる平均給与の数字をご提示いただきたいと思います。

5点目、成果を出している職員であれば、民間給与よりも魅力的な額を受け取れるような制度設計を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、行財政改革の今後の見通しについて伺います。

第5次行財政改革大綱案を全員協議会にて、ご報告いただきました。普通交付税の合併特例 措置が令和2年度で終わり、合併特例債の発行期限終了などの影響が顕在化してくる令和5年 度から実質単年度収支がマイナス2億円ほどになると、市では見込んでいるというふうにされ ておりました。これまでのご報告から良くも悪くも大きな変化はないとの理解です。

6月の定例会でも坂本議員への答弁で、次のように答弁されていらっしゃいました。市税等の収納率の向上、保有している財産の効率的な活用、公共施設の適正な配置と保有量のスリム化、民間等を含めた地域の多様な主体との共同や連携、ふるさと納税や企業誘致の推進を図りつつ、定員適正化計画のもと限られた職員で効率的な行政運営を行うため、人材の育成等を実施するなど職員一人ひとりが主体的に業務に取り組み、将来にわたり行政サービスの水準が維持されるよう努めていく必要があると考えております。そのとおりだと思います。

大綱案も大変きれいに整理をされており、ご苦労が垣間見えるわけですが、各種数字はよくなっていくところも多いわけですけれども、提示された47のアクションプランの多くが行財政へのマイナーチェンジではないかなというような印象を受けます。このプランを推し進めたら、北杜市の行財政はなんとか大丈夫だろうという不安感からは現時点では残念ながら遠く、令和8年度以降はさらに厳しい数値となることが想像され、逆に不安感を増しているのが現状ではないでしょうか。

例えば47のアクションプランでは、次のような内容が含まれます。収納率の向上、広報紙やホームページの広告掲載、封筒への広告掲載などであります。これらすべて、当然とても大切な取り組みでありますが、収入源なわけですけども、数字の改善インパクトは限られそうです。一方で病院改革ですとか上下水道事業の経営改善、企業誘致による法人税増、公共施設保有量の関係などは財政へ大きな改善インパクトが見込まれますが、数値的にどの程度の改善が見込まれるのか大綱案からは読み取りにくいという状況です。

入りを増やし出を圧縮し、徹底した効率化を行いつつ、行政サービスは維持向上させるということは並大抵のことではなく、既得権にも切り込む大手術、大改革が必要です。これを先頭に立って行うのは、立場上、職員には難しく、民意に後押しされた市長の覚悟あるリーダーシップのみがそれを可能にするというふうに考えます。

質問です。

大綱案にアクションプランが整理されていますが、これら目標を達成できたとして、実質単 年度収支などへのインパクトは、どの程度と想定していますでしょうか。

2点目です。現在と同じ仮定をおけば、令和8年度以降の収支も示すことはできると思います。改革を避けては通れないわけで、市民に対して現実的な厳しい数字をお示しし、ご理解いただけるよう対話を重ねるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

おはようございます。

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの取り組み状況、ポイント、取り組み予定・時期についてであります。 10月12日の台風19号に伴う記録的な大雨により、警戒レベル4の「十砂災害警戒情報」

や、本市で初めて「大雨特別警報」が発令されたことから、市内全域に避難勧告を発令するとともに、13カ所の避難所と1カ所の福祉避難所を開設し、484世帯、1,051人の受け入れを行ったところであります。

市としての本格的な避難所開設や、地域において「一時避難所」も開設いただいたことなどから、「代表区長会」で意見交換を行うとともに、「災害対策防災会議」を開催し、避難所対応の検証や課題抽出、今後の対策について協議しました。

主な意見や改善点は、避難所開設には地域住民の協力が必要であること、「電話応答システム」の改善、「福祉避難所」の開設における関係機関との連携や対象避難者の周知、ペット同伴者への対応、避難所における情報提供、授乳者へ配慮した備蓄品の検討、「自分の命は自分で守る」ために、市民一人ひとりが平時からの準備と情報の収集に努めるよう、出前塾等の事業を継続的に実施するなどであります。

改善点や課題などは、来月中を目途にカテゴリー別の取りまとめを行い、「代表区長会」や「災害対策本部員会議」等において報告・意見集約の上、今後の防災対策に活用してまいりたいと考えております。

次に、駒城橋架け替えの今後の予定についてであります。

駒城橋については、現在、県において詳細設計を行っており、設計に併せ、地元説明会を開催し、地権者や地域からの要望を確認後、用地測量と補償調査を行い、その結果に基づき、用地買収・補償等を進めてまいります。

駒城橋の架け替えは、長年の懸案であり、地域の思いを重く受け止め、あらゆる機会を通じて、私からも県に強く要望を行ってまいりました。

その結果、優先事業として格上げされ、用地交渉は、早ければ来年度から開始し、工事は用 地買収等が順調に進んだ場合、令和3年度から着手すると伺っております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、武川総合支所、武川小学校体育館を避難場所とした理由についてであります。

10月11日の時点で、武川町内の避難所は武川総合支所と予定しておりましたが、12日朝、今後大雨が予想されることから武川小学校を避難所として決定し、開設することとしたものであります。

次に、武川小学校、白州体育館を指定避難場所とした根拠についてであります。

白州体育館は、「土砂災害警戒区域」が広範囲であることから区域内となっておりますが、建物が強固であることや過去の災害等の状況を考慮して開設したものであります。

武川小学校は、昭和34年災害でも流されなかったこと、万が一体育館が浸水する場合でも、 校舎の2階と3階〜垂直避難できることから開設したものであり、武川町牧原の自主防災組織 との意見交換会においても、大雨の時の避難所は武川小学校を開設することを確認していると ころであります。

その他の避難所については、土砂災害警戒区域外となっておりますが、災害の種類により開設をしてまいりたいと考えております。

次に、洪水ハザードマップについてであります。

現在作成している「ハザードマップ」の中に、昨年度県で見直しを行った「土砂災害警戒区域等」と「洪水浸水想定区域」を反映する作業を進めており、作成後は全戸配布するとともに、 各公民館・集会所への掲示や市広報紙、出前塾等で市民への周知を図ってまいります。

次に、人事院勧告、人事評価制度について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、本年度の人事院勧告の内容についてであります。

1点目は、平均給与月額において、民間が41万1,510円に対し、国家公務員が41万1,123円であることから、387円の格差を解消するため、国家公務員の初任給および若年層の俸給月額を引き上げております。

2点目は、民間の特別給の支給割合と国家公務員の賞与の均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げて勤勉手当に配分し、年間の期末・勤勉手当を4.50月に改定しているところであります。

3点目は、民間における住居手当の支給状況を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限 を1万2千円から1万6千円に引き上げ、手当て額の上限を2万7千円から2万8千円に引き上げる内容となっております。

以上の3点が勧告の内容であります。

次に、北杜市職員の平均給与についてであります。

今回の人事院勧告における平均給与月額との比較では、民間が41万1、510円、国家公

務員が41万1,123円に対し、北杜市職員は本年4月1日現在で、36万2,600円でありました。

次に、国税庁の調査での平均給与についてであります。

本年9月に国税庁から出された、平成30年分の「民間給与実態統計調査」によりますと、 給与所得者5,911万人のうち、正規従業員の平均給与は年間503万5千円で、本市の一 般行政職員の年間平均給与額は、574万9千円であります。

なお、本調査は、従業員1人から5千人以上の事業所まで広く調査し、租税収入の見積りや 租税負担の検討資料とすることを目的としております。

次に、厚労省の調査での平均給与についてであります。

厚生労働省の「平成30年賃金構造基本統計調査の概況」は、賃金の実態を労働者の雇用形態や就業形態別などに、明らかにすることを目的に行っているもので、10人以上の常用労働者を雇用する4万9,399の民営事業所における平均賃金月額は30万6,200円で、本市の一般行政職員の平均給与月額は、36万2,600円であります。

国税庁および厚生労働省が行う調査は、それぞれ目的が異なるため、本市の平均給与と単純 に比較できるものではありません。

次に、職員に魅力的な制度設計についてであります。

人事評価制度の導入により、昨年度の人事評価の結果を踏まえ、優秀な職員へは勤勉手当に 上乗せ支給していることから、民間給与よりも魅力的な額を受け取れるような制度設計につい ては、考えておりません。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

行財政改革の今後の見通しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アクションプランの目標達成による想定効果についてであります。

現在策定中の「第5次北杜市行財政改革大綱」においては、これまでの基本理念に基づき、 3つの基本目標を掲げ、重点項目等の実現に向け、47項目のアクションプランに取り組むこととしております。

これらの取り組みが目標を達成した場合には、収入面の効果として、収納率の向上や新たな収入増により年間3,600万円程度が効果額として想定され、実質単年度収支の改善が見込まれるものと考えております。

次に、市民との対話についてであります。

これまで、「行財政改革大綱」の策定に当たっては、市民や各種団体の代表者で構成する「北杜市行政改革推進委員会」においてご意見を伺っております。

市民の皆さまには、様々な機会を通じてご説明申し上げるとともに、伺ったご意見を反映させてきたところであります。

また、行財政改革と相互に深く関連する将来の財政見通しを大綱に示すこととし、その策定に当たっては、社会経済情勢等を的確に見通すことのできる期間とすることが望ましいと考え、

現行の見通しは令和8年度までとしております。

なお、令和9年度以降については、次期の「行財政改革大綱」の策定に合わせ、その時点での社会経済情勢等を踏まえた、5年から10年の見通しとし、引き続き、市民の皆さまにも情報提供し、ご意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 池田恭務君の再質問を許します。 再質問はありますか。 池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

では順次、再質問、再々質問をしてまいります。

まず、防災関係について伺います。

武川にフォーカスしたところではありますが、最初、支所を避難場所としたことについて、 水害を想定していなかったかのような答弁の印象を受けたわけですけども、きっとそういうこ とはないはずなので、改めてですけども、なぜ最初に支所を避難場所にされたのかというとこ ろを伺いたいと思います。

その上で、後刻、武川小学校に変更されたわけですけども、どういう判断が働いて武川小学校の体育館にされたのかというところを伺いたいと思います。これはもう今後に向けて、よりよい勧告ですとか、指示につながるようにという思いで伺っております。よろしくお願いいたします。

2点目ですが、改善点についてというものをまとめていくということですけども、市民にも 広く共有いただきたいと思うわけですけども、その方法について伺いたいと思います。

次ですけども、区長会にもヒアリングをいただいたということではあるわけですが、広く、 市民にもアンケートを取ってみるということも一つ考えてもいいんではないかなと思います。 区に入っていない方ですとか、区に入っていても関わりの濃淡というのはあります。ツールは いろいろありますので、ネットなどを使うのであれば、例えばこういうものは無料で実施でき たりしますので、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次ですが、避難場所として指定している理由というのを今、ご説明いただきました。そういった説明を普段からと言いますか、ホームページ等で提示していただいておくと、いざ避難だというときに市民の皆さま、安心して避難していただけると思います。ですので、そういった情報発信というものを考えていただきたい、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次が駒城橋の件です。先日の台風のあとに県の職員の皆さんが現地を見に来られた際、私も 区長代理として同席をいたしました。先ほど市長がご説明されていただいたようなところから、 さらにその先としては、まだ議会ですとか予算の関係もあるのでという前置きはありつつです けども、令和8年度には現在の橋を撤去完了と。すなわち新しい橋が架かって、古いものが令 和8年度には撤去完了といったところを目指すと言いますか、計画のご説明をいただきました。 今までも市から県の事業とはいえ、様々な働きかけ、要請していただいていると思いますが、 引き続き少しでも前倒しができるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 次です。ハザードマップの件です。台風19号で決壊するなどした河川のうち70%が避難を呼びかける体制が整った洪水予報河川と水位周知河川に指定されていなかったということで、各種報道されていたかと思います。国や県が水防法に基づいて指定しているのは、北杜市では塩川と釜無川の2つだというふうな理解です。今年度、今、作成しているハザードマップには、これら流域の浸水想定区域が表記されるのかということを改めて確認をいたします。これが1つ。

次が現在、整備されているものです。現在、整備されている土砂災害ハザードマップでは、 明野の一部が浸水想定区域となっておりますが、昭和34年当時に被災したエリアですとか、 あと塩川・釜無川流域を指定しなかった理由が何なのかというのを確認させてください。

次が、県の県土整備部治水課に確認、問い合わせたところ、現時点で水防法で指定されていない河川については、過去の災害を踏まえて各市町村にてハザードマップに反映してもらうということでした。すなわち塩川・釜無川以外の川については、市のほうで判断して記載をお願いしていますというような説明をいただいたわけですけども、これら2つの河川以外についても、今年度、整備されているものには反映されるというふうに理解していいでしょうか。以上、いくつもありましたけども、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えいたします。 武川の避難場所についてです。

11日の時点、12日の前ですけども、このときに市のほうでは武川総合支所、せせらぎ、 それから武川小学校の体育館、この3つを計画しておりました。実際に、なぜかというと迅速 に避難所の開設を行う場合には、可能な管理体制を有する指定緊急避難所としての支所、これ が一番最初にまいります。そんなふうなことから、まず避難所として開設をしましょうという ふうに決定いたしました。それに伴って、市民の皆さん、あるいは区長へも支所に開設します というお知らせをしたところです。

それで朝になりました。12日の朝、気象情報を見ますと11日には300ミリというふうな予想でしたが、12日の朝になると450ミリというふうな想定がされました。そこで急きょ、本部会議のほうでも避難場所を武川小学校の体育館にしましょうということになるわけですけれども、やはり体育館ですから、常に職員がいるわけではありませんから、ちょっと時間がかかります。そこでまずは、8時半に支所を開設してそこに避難者を受け入れ、準備が整い次第、10時過ぎですけれども、武川小学校の体育館のほうへ実際には避難所として開設した。武川には4人ほど、そのとき避難者がいらっしゃいましたが、職員が誘導して一緒に避難したというところであります。そのへんが、市のほうでは主な理由というふうにお答えしておきます。

次に市民への周知ということですが、今現在まとめている最中ですから、1月にはおおむねカテゴリー別にまとまる。それをさらに代表区長会の皆さんからも意見を伺いましたから、そこへも報告したり、また確認したり、それから本部員会議でももちろんします。そういったことが一通り過ぎますと、議会のほうへも3月の議会、2月の全協あたりで、うちのほうでは内容についてご説明したいと考えております。

また、そういったものの中身をかみ砕いて市民にお知らせすべきところは、またお知らせしようということは検討してまいります。

次に市民のアンケート、今現在、アンケートを取る考えはございません。代表区長会ですとか、その他もろもろの組織を通じてご意見等を伺っていますし、ご不明な点は市民が直接電話をかけてくる場合もありますので、それに丁寧にお答えしていこうという考えであります。

避難所につきましては、今現在、指定避難所は38カ所あります。そういったことは周知しているところですが、実際に災害の状況によって、どこが避難所になるのか、あるいはその避難所というのがなぜ安全なのかというところまでは、ホームページでの公開は考えてございません。

ハザードマップ、水防法の規定に基づきまして、今回ハザードマップのほうに反映しようとしているのは、想定最大規模降雨に伴う河川の氾濫による浸水の状況という、そういったシミュレーションを県のほうで行いました。平成30年度に。その結果、釜無川については2日間で632ミリ以上、降った場合に白州の花水から韮崎の水神まで、あるいは右岸でありますと、やはり白州から韮崎の神山町までというところが、すべて浸水想定区域に設定されておりますので、それらを今回のハザードマップの中には織り込んでいこうという考えであります。

塩川もやはり同様に、2日間で768ミリ以上降りますと浸水想定されるということから、 明野町、あるいは須玉町から韮崎まで、あるいは甲斐市までというエリアが浸水想定区域になっておりますので、それも反映しようと考えております。

7番、8番については、建設部長のほうからお答えさせてもらいます。

○議長(中嶋新君)

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えをいたします。

駒城橋の早期完成というところでございますが、先ほどの議員の発言にもありましたが、令和8年度の完成ということで県からも聞いておるところでございますが、早期に完成することが当然ながら望ましいというところでありますので、今後も国、県に対しまして早期に完成ができるよう強く要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

・・・失礼いたしました。ハザードマップの件でございます。

ハザードマップの中に34年災が入っていないのはなぜかというところでありますが、浸水 区域につきましては、34年災のときに確認された中では・・・失礼いたしました。県の調査 では明野地区しか入っていないというところで、市におきましてはその調査は行っていないと いうところであります。失礼いたしました。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ちょっと質問とのあれで。池田恭務議員、いいですよ。

○2番議員(池田恭務君)

1点、いいですか。

○議長(中嶋新君)

はい、どうぞ。

○2番議員(池田恭務君)

大量に再質問したので恐縮だったんですけど、1点、答弁をいただきたかったのが、今、整備されているハザードマップに、水防法で指定されていない河川についての危険なエリアはどのように表現するのか、しないのかというところです。すなわち昭和34年災で災害にあったようなところについては、これは県というか、国が指定している水防法の河川ではないところもあったりするんですが、そこについては、今回は反映されるかどうかというところが、さっきの1個の質問です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

失礼しました。

県のほうで指定している釜無川、塩川、これはもちろんハザードマップのほうへ反映してまいります。しかし、それ以外の河川等、危ないところがあるということを調査の上、ハザードマップへ反映すべきではないのかということだと思いますが、今現在そこまでは考えておりません。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君の、再々質問ですか。

○2番議員(池田恭務君)

そうです。では、防災につきまして再々質問をいたします。

先ほど、現在の指定されている避難場所がなぜ安全と市のほうで考えるかということについては、特に発信していく予定はないということでしたけども、実際問題、武川の多くの方から、支所は危険ではないかとか、小学校、体育館だって危険ではないかというような声がありまして、実際、それで避難されなかった方が結構いらっしゃいますので、先ほど紹介していただいたような説明があれば、安心して避難される方がより多く増えるんではないかと思います。検討いただきたいと思いますが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

次ですけども、広くアンケートは考えていませんよということだったと思いますが、先ほど申し上げたとおり、区への加入率がだいぶ下がってきていたりですとか、区に入っていらっしゃっても活動ですとか関わりの濃淡というのは、実際問題としてあります。ですので、全市民の命に関わることですので、広く様々な意見というのを拾っていく必要があるかなと思いますので、その点についても改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次、防災の最後ですけども、水防法で指定されていない河川については、今回、反映しないということですけども、県に問い合わせたところ、先ほども申し上げましたが、これは市町村の判断で、それぞれの市町村のハザードマップに反映してもらっていますということでした。武川のことで何度も恐縮ですけども、昭和34年災、大変大きな災害だったわけで、これから移住者をどんどん、また受け入れていきましょうという中で、そのあたりご存じない方もいらっしゃいますし、これからも出てきます。ですので、国、県が指定していない河川につきましても、これは反映すべきだと考えます。これは市民の命に関わることですので、検討をお願いし

たいと思います。

危険でないというふうには判断されていないと思いますのでお願いするわけですけども、も し危険でないというふうに判断されるのであれば、そんなことはないと思いますけど、駒城橋 を架け替えることを市として後押ししていますということの必要性も揺らいできてしまいます。 そんなことはないと私は思っているわけですが、ですので、そういった危険な箇所だというこ とが分かっているところにつきましては、ぜひ反映をお願いしたいと思いますけども、いかが でしょうか。お願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

市民からも武川総合支所は危険ではないか、あるいは武川小学校についても危険ではないかというふうな声が聞かれるということでありますが、実際、地域の方々、特に自主防災組織とも話し合いを行いました。その結果から、最終的にはやはり武川小学校の体育館および校舎、ここを避難所として、今後は考えていくべきではないだろうかというところを確認したところです。ですから、今後については武川総合支所ではなくて、武川小学校の体育館を基本的には避難所として開設するような方向でもっていきたいということであります。

それから基本的には、先ほど申し上げましたとおり指定緊急避難所という形で、各総合支所のほう、これは連携が取りやすいということもありますので、基本的にはそこを考えていこうということであります。こういったもののお知らせについては、代表区長会を通したり、あるいは地域委員会もありますし、そういったところを通してお知らせはしていきたいと考えております。

それからアンケートですけれども、実際、それぞれいろんな代表区長会を通して、その下の各地区の区長会とも話をしております。ですから、そういったところのご意見も集約した中で、今回は災害対策防災会議の中でも話し合ってきた経緯があります。現段階ではこれ以上、アンケートを取って細かく調査をしていこうということは考えておりません。

それから、釜無川や塩川以外のそういった河川についても今後反映すべきだろうということですけれども、今現在は県で指定しているそこを真っ先にまずは反映していきたいと。今後、指定していない河川についても、危険場所等を調査しようということになれば、そういったものも反映していくことにはなりますが、今現在では考えておりません。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

ありがとうございました。では、次に人事院勧告、人事評価制度のテーマについて再質問を いたします。

先ほどご答弁いただいたところで、私のメモなのであれですけども、北杜市の職員給与は平均で約37万円ほど、人事院勧告のほうでは約41万円、国税庁・厚労省では一部計算も入り

ますけども、約31万円だというのが比較できる数字であったと思います。

これも毎度申し上げていることではあるんですが、人事院勧告の調査対象は大企業を中心です。民間給与を的確に示しているとは言えません。ほとんどの北杜市民の感覚とは大きなずれがあると考えます。国税庁や厚労省の調査のほうがより的確に民間の給与実態を表していると思います。もし鑑みるということであれば、なぜ国税庁や厚労省の調査を鑑みて職員給与を検討しないのかというのを伺いたいと思います。

再質問2点目ですが、これは市長に伺いたいんですけども、広報ほくとにも書かれていましたけども、市長は年収にすると1,312万円だろうと思うんですが、年間、受け取られます。1期4年務めた場合の退職金が1,600万円ほどかなというふうな理解です。もし、これ、すみません、数字が違ったらご指摘いただきたいんですけども、4年間で7千万円弱受け取られるということになるわけですが、これでもなお、ご自身の、今回のように期末手当を上げる必要性をお感じになる理由というのをぜひお聞かせいただきたいと思います。3年連続、4年連続になっています。これは部下である職員の皆さんからは、市長、下げるべきですとか、現状維持でとか、上司である市長には言えませんので、これは市長以外には答えられないポイントだと思いますので、ぜひ答弁をお願いします。

次ですが、先ほど人事評価制度として、勤勉手当で多く出していますよというお話でした。 それで濃淡と言いますか、優劣と言いますか、職員の中でモチベーションが上がるようなそう いった制度がないわけではないということだと思います。しかしながら、人事院勧告ですとか というようなものを鑑みて、少しずつベース給与を上げていくというよりは、人事評価をした 結果、民間の、これも私、以前申し上げたと思いますけど、民間の倍の給与をお出ししても僕 は市民は納得してくれると思います。きちんとした評価制度をもとにしたら。そういった職員 のモチベーションが大きく上がるような人事評価制度にバージョンアップしていったほうがい いんではないかなと考えますけども、その点について伺いたいと思います。

以上、お願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問が31万円と37万円比較して、厚労省あるいは国税庁、そちらのほうを参考と すべきではないのかというふうなニュアンスだと思います。

実際に人事院のほうでは、50人以上の企業について調査をしてやっております。民間の。 そういったことを考えますと、北杜市の職員は病院等を合わせて700名以上がいるわけです。 部長から始まって各担当まで。そういうことを考えますと、小さな企業、例えば10人程度の 企業というのは比較ができない場合もございます。そういった段階的な役職段階というものを 考慮しますと、人事院で行っている、あるいは県の人事委員会で行っているもの、そちらのほ うに合わせるべきではないのかということが1点。

それから国税庁にすれば、1人から5千人以上の企業を対象としている。それから一方、厚 労省には10人以上の企業ということでやっておりますから、非常に幅広くなってしまって、 やはり比較するのであれば、人事院のほうの考え方かなということ。それから国税庁と厚労省 については、それぞれ中身が違います。中身が違うというのは、国税庁については通勤手当、 児童手当、宿日直手当、こういった非課税分については反映されていない。北杜市は、それら も入っている。それから厚労省については、時間外勤務手当、あるいは宿日直手当が含まれて いない。しかし、北杜市は含まれているということから、一概に比較できない部分もございま す。そんなふうな理由で、人事院のほうで、北杜市はやっております。

それから職員のモチベーションのアップということですが、これは人事評価に基づいて、北 杜市はやっていくという方針で、民間の手法、あるいはそれ以外の手法というものは一切考え てございません。

それから市長の期末手当に関するところなんですけれども、今回も特別職、あるいは議員の報酬というものの改正についても一緒に提案いたしました。議員や特別職においても社会情勢に応じた的確な活動につながり、市民の負託に応えると、そういったものにつながるという意味合いから、北杜市では職員と同様な考え方でやっております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

○2番議員(池田恭務君)

市長に答弁をお願いしていますので、市長のこれは胸の内ですから、ぜひお願いします。

○議長(中嶋新君)

よろしいですか。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

今回の特別職に対しての人事院勧告についてですけれども、議員、それから特別職、併せて というふうな中で、私自身は職員とともにしっかり受けるべきだと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

再々質問をいたします。

今、人事院勧告に基づくべきであるというようなお話でした。単純に国税庁、また厚労省の 数字とは比較できないということでありましたけども、本質的なところで言えば、お給料の原 資を納税している市民の皆さまが納得するかどうかだというふうに思いますけども、人事院の ものをベースとすることでは、納得をしていただけないというのが私の考えです。

ただ、職員の皆さまの給料を一律下げろということでなくて、もっと市民の皆さまが納得いただける人事評価制度になればいいんではないですかということを申し上げております。したがいまして、その人事評価制度をしっかり改善していく。今のものがまったく駄目だというつもりはないんですけども、より市民が納得していただける評価制度にぜひ変えていっていただきたい、その検討をスタートだけでもしていっていただきたいというふうに思いますけども、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の再々質問にお答えします。

市民が納得するような改正ということだと思います。

地方公務員法の中に、職員の給与は国および他の地方公共団体、あるいは民間事業者、そういったものの従事者の給与、これを考慮して定めましょうということになっております。そういったものを調査する場合の調査権というのは、人事委員会ということになります。都道府県であったり、あるいは政令指定都市、15万人以上の市町村ということになります。しかし本市の場合におきましては、人事委員会というものがございませんので、結局、国、人事院ですとか、あるいは山梨県の人事委員会、この勧告に基づいて改正していくということになります。以上であります。

○議長(中嶋新君)

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

人事院勧告に基づいての市の職員の給与についてでありますけれども、私自身、職員の一年中の働き方を見ておりましても、しっかりとした給料を出しながらというふうな中で、人事院勧告に基づいて上げるということ、これは、私は職員にとって当然のことであり、しっかりとした給与を出していきたいというふうに思っております。

そして市民の皆さんに理解を得られないということ自体が、私自身、大変、職員の仕事ぶりを市民の皆さんに理解されていないというところを今、お聞きしたところでありますけれども、大変残念でございますので、もう少し職員の働き方、そして仕事の内容、そのようなことを議員とともに市民の皆さんに理解していただけるよう、努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

ぜひ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次に、行財政改革の今後の見通しについてです。

先ほど、アクションプランが達成された場合の数値のインパクトとして、3,600万円という数字を言っていただいたかというふうに思います。ちょっと、本当にそんな小さい額なんですかというので、聞き間違いかなと思いますので、そこの確認もありつつなんですが、先ほど数値のインパクトを伺ったのは、やってみないと分からないですとかというところがあるので、仮定を置くしかないわけなんですけども、そういったシミュレーションがないと、今、まとめられているアクションプランですとか、大綱が十分なのか、不十分なのかというものの判断ができないだろうというふうに考えるわけです。市長としては、議会に大綱案、案の段階ですけども、お示しいただいたということは、お示しいただいたもので十分であるというふうに判断されたから示されたんだろうというふうに思うんですけども、もし3,600万円だということであると、それで本当に行財政改革の大綱案としていいんでしょうか。十分というふうに判断されるんでしょうかと思います。そのあたり、ご説明をお願いできればと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で、効果額としまして3,600万円という答弁をさせていただいたところであります。この根拠につきましては、まず自主財源の確保の取り組みとしまして市税、料金等の収納率の向上、これには市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等が含まれるわけでございますけども、これらを自主財源として単年度の効果額として約8,900万円、またふるさと納税の寄附金額、これを単年度効果額として2,700万円、合計3,590万円ほどを試算しているというところでございます。

この効果額としては、低いんではないかということだと思いますけども、収納率の向上につきましては、これまで継続して取り組んでまいりました。特に市税、現年度分につきましては、平成18年度97.6%であったものが、第1次行財政改革の取り組みから第4次まで含めまして向上をしてまいりまして、平成30年度には99.1%となったところであります。各種保険料や上下水道などにおいても99%以上、収納率も達成している状況でありまして、今後これまでと同じように金額面での増額は難しいというふうに考えておりますけども、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

先ほど8,900万円というふうにお答えしてしまいましたけども、890万円です。すみません。訂正させてください。

また、歳出の削減効果、これについても今回の行財政改革の中におきましては、これまで経常経費の削減について、第4次までは毎年2%のシーリングによりまして、全庁的な経費削減に取り組んできましたけども、これまで10年以上継続した削減に取り組んできており、今後も継続してシーリングを課すということは困難な状態であるということで、第5次においては上限の設定として、これ以上、支出を増やさないということで、目標を立てているというところもありまして、当面、収入面での効果額が分かる中での額ということで、3,600万円の効果が得られるというようなことで答弁をさせてもらいました。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

それでは最後、再々質問をいたします。

今、ご説明いただいた収納率の向上ですとかというものは大変重要なことで、そこにおいて 得られる数字の改善というのは大変大切なことであると、最初の質問でも申し上げたつもりで すけども、だというふうに思っておりまして、私が気にしているのは、インパクトが大きそう な病院改革ですとか、上下水道事業の経営改善ですとか、企業誘致ですとか、公共施設の保有 量をどうしていくかですとか、そういったところがより大きな財政のインパクトがあるだろう というふうに考えるわけですが、そうだと思うんですけども、そうしたときに、今申し上げた 大物と言いますか、大きいものに取り組んだときに、どの程度の改善が見込めるのかというも のがないと、仮定を置いたり、シミュレーションをしたりしなければいけないわけですけども、 それがないと、今、つくられている行財政改革大綱案が、これでよしとしていいのかという判 断が難しいんではないかなというふうに考えまして、それで伺った次第です。ですので、検討 されるにあたって、そういった数字があるんでしたら、ぜひご紹介していただきたいと思うん ですけども、いかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

無所属の会、池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

インパクトのある改革内容ということでございますけども、この第5次行財政改革アクションプランにおきましては、公共施設等のマネジメントの推進にかかる指標について、公共施設個別計画の策定を踏まえながら設定するということをお示しさせていただいております。現在、公共施設の個別計画につきましては策定中でありますので、現段階では管理運営費の縮減費につきましては案の段階でありますので、今後精査して、またお示ししていければというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

池田恭務君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

栗谷真吾君の関連質問を許します。

○1番議員(栗谷真吾君)

ちょっと時間の兼ね合いで1点だけ、防災対策についての関連質問をさせてください。

先ほど答弁で、塩川・釜無川以外の河川についての反映はしていないといった答弁がありましたけれども、今後の中で必要であれば調査等を行うというみたいな答弁をいただいたと認識していますが、要はその判断というのは誰がされるのかというのを伺いたいです。今回の台風は市になってから一番大きな被害があったというふうに認識していますし、去年も大きな台風で被害を受けたという認識がある中で、今後、被害を最小限に抑えるために、今こそそういったことを行う必要があるというふうに考えるんですが、その反映を考えていないとした理由を教えていただければと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

栗谷議員の関連質問にお答えいたします。

塩川・釜無川筋は、先ほど申し上げたとおりです。しかし、それ以外の河川については現段階では調査の計画はございません。もし、今後そういった調査の計画が出てきて、そういった指定がされれば、もちろんハザードマップのほうには反映していこうということは考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

北杜クラブを代表いたしまして、質問をいたします。

本年襲来した台風15号、19号は日本全土に大きな爪痕を残しました。多くの尊い命が奪われ、また多くの家屋の倒壊、浸水など大変な被害をもたらしました。

長期間の停電、強風による建物の損壊、河川の決壊による広範囲にわたる浸水など全国各地で今もなお避難生活を送られている方がいるのが現状であります。

お亡くなりになられた方には心からの冥福を祈り、被災された方々の一刻も早い復興を願うところであります。

私たち北杜クラブでは、11月11日および15日に市の社会福祉協議会が募集しました災害ボランティアに参加し、長野市の災害復旧作業に協力してまいりました。

目線近くに残された水位の跡、道路脇に積まれた汚泥、ところどころに集められた壊れた家 財道具、廃棄するしか道がない赤くたわわに実ったリンゴ、そして町全体を覆う土埃、見るも のすべてが信じがたい光景でありました。

報道で見る情景が災害地に足を踏み入れた途端、わずか一部を切り取った情報であり、語りつくせない自然の脅威と人々の悲壮感が現実となる悲しい驚愕の瞬間でありました。

表面的な情報で防災を語るのではなく、現実を直視し被災者と語り合うことで改めて防災対策の重要性さを再認識したところであります。

11月17日、19日に行った北杜市議会主催の被災者救護募金活動には、北杜クラブはも ちろんですが災害支援の重要性を理解している議員が参加し、市民の皆さまの善意を被災者に 届けられたことに、ご協力いただいた皆さまに改めて心より感謝申し上げます。

昨年の台風災害において激甚災害指定となり、全国民から集められた税金を活用させていた だいたことにより早期復旧ができた経緯もあり、他者を救済することにより自らも救済される 共助の大切さを忘れてはならないと再認識をしたところであります。

以上、前段で申し上げて代表質問をいたします。

まず1番目、本市の事前の災害対応について。

本市では、当初予定されていた県との合同防災訓練は、台風災害対応のため中止されました。それを受けて市では当日災害対策防災会議を行いました。北杜クラブでは全員で傍聴すること

により、市の防災に対する姿勢を確認しました。

今回の災害においてはハザードマップ、避難所の運営など事前の災害対応について注目が集まっているところであります。

防災、減災対策が充実していることが重要であり、市民の生命を救うことに直結していることが理解できます。

特にハザードマップの活用は重要であり、危険個所の表示は勿論のこと、見やすさ、避難場所選定、人口密度を考慮した配置、避難経路の安全性を十分考慮しなければならないと考えられます。

本市合併後初めて行われた避難所の開設は、事前避難であったため大きな混乱もなかったが、 細かな点では改善の必要もあることは否めない事実であり、今回の経験をより良いものにする ためにも、事前対応の大切さを忘れてはならないと思います。

以上のことを踏まえて、以下質問いたします。

質問の1. 現在、山梨日日新聞で山地災害危険地区の連載を行っていますが、市のハザードマップとの適合性はどのようになっていますか伺います。

- 2. 市のハザードマップには、土砂災害警戒区域と浸水想定区域の表記がありますが、昨年 度山梨県で見直した釜無川の浸水域は反映するのか伺います。
- 3. 毎年国内では甚大な自然災害が発生し、そのたびに一人ひとりの避難行動が課題となっていますが、市としてはどのように考えているのか伺います。
- 4. 各種災害において避難経路や避難場所の選択も変わる地域もあると思います。各地域での対応や検討の重要性を理解してもらうための取り組みはいかがしておりますか、伺います。
- 5. 事前避難と発災後の避難や避難所の違い、また備蓄支援物資の利用方法はどのように考えているのか伺います。
- 6. 避難所の運営について、利用する各行政区や集落間の運営委員会や連絡協議会の開催が 必要と考えますが市の見解はいかがですか、伺います。
- 7. 福祉避難所の開設場所や利用可能者などは、どのようになっているのか伺います。
- 8. 防災対策会議において様々な意見が出されましたが、どのように実現させるかが重要だと思われます。今後の市の対応はどのようにするのか、お伺いいたします。

質問の2番でございます。第5次北杜市行財政改革大綱について。

第2次北杜市総合計画では、まちづくりの基本コンセプトとして、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を掲げ、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組んでいるところでありますが、人口減少や少子高齢化の進行は、全国的な傾向と同様に顕著に表れており、人口減少の抑制や地域活力の維持は大きな課題であり、効率的・効果的に行財政を推進することが求められています。

これまで、市では4次に渡る「北杜市行財政改革大綱・アクションプラン」の着実な実行により、一定の成果を上げてきましたが、今後もその取り組みを継続し、健全化への強化を図ることが重要であると考えます。

第4次行財政改革大綱は本年が最終年度となりますが、次期行財政改革大綱策定に当たり、 以下質問いたします。

質問の1番として、第5次北杜市行財政改革大綱の基本方針についてお伺いします。

- 2. 本大綱を推進する上で、特に重点とすることは何かお伺いします。
- 3. これまで計画期間は3年間であったが、なぜ第5次では計画期間を5年間にしたのかお 伺いします。
- 4. 第5次北杜市行財政改革大綱・アクションプランの取り組みにより期待される効果はどんなものがあるのか、お伺いいたします。

質問の3番、市立病院の再編統合についてでございます。

厚生労働省はこれまでの取り組みとして、公立・公的医療機関等においては、地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能を重点化するよう見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるよう要請をしてきた経緯があります。

今後の取り組みとして、厚生労働省は「診療実績が少ない」または「診療実績が類似している」と位置付けられた公立・公的医療機関等に対し、地域医療構想の実現に向け協議を促進するよう求めたものであります。

今回、新聞報道により再編統合に関する議論が必要と位置付けられた424の医療機関が9月27日に公表され、本市も市立塩川病院、市立甲陽病院が該当となっております。報道内容を見ますと、本市の2つの病院が統合されて1つになるのではないかと、市民も不安に感じているとの声も聞いております。

本市の6月定例会において、公明党の代表質問で「地域医療の充実と市民病院について」聞いております。その中で「市民病院の今後の経営について」尋ねており、「市民の健康維持のため、医療体制を確保するうえで両市立病院は必要不可欠であり、今後も必要な医師を確保し健全経営に努める」との答弁がなされたわけであります。

北杜市民にとって重要な拠点病院の役割を担っており、今後も地域医療の充実を図っていく 必要があると考えております。ぜひとも市民の立場になって病院運営を行っていただきたいと 思います。

そこで以下質問します。

質問の1番として、塩川病院および甲陽病院が該当となった理由をお伺いします。

- 2. 厚生労働省の今後の再編・統合に向けたスケジュールをお伺いします。
- 3. 再編・統合を進めた場合、補助金等の財政支援についてお伺いします。
- 4. 本市の再編・統合に対する考えはいかがか、お伺いします。

質問の最後でございます。北杜市の台風災害状況についてお伺いします。

全国に甚大な被害を及ぼした台風により、北杜市でも被害がありました。本市では幸い人的な被害はありませんでしたが、一歩間違えると家屋倒壊の可能性もあり得た状況で非常に危機感を感じるところでありました。

山岳地域の多い北杜市では、山腹崩壊などの土砂災害による被害に留意しなくてはならない と思います。早期復旧改善計画を推進し、市民の皆さまに安心・安全な生活を保障することも 行政の責務と考えるところであります。

そこで以下、質問いたします。

- 1. 須玉町増富小尾地区護岸崩壊復旧計画はどのようになっていますか。近隣の通行、二次 災害にも考慮が必要と思われます。
- 2. 断水被害、取水箇所の損壊、復旧状況はいかがかお伺いします。武川地域でも濁った水が供給された事実があります。河川からの取水については、十分な対応が必要だと思われ

ます。

- 3. 市内各所の斜面崩落復旧計画はいかがでしょうか、伺います。二次災害を含めた調査が 必要だと思われます。
- 4. 白州町では水路氾濫により、県道まで水が流れました。改良計画はいかがですか、伺います。交通障害に及ぶ危険がありました。
- 5. 白州町尾白渓谷遊歩道損壊、復旧計画はいかが伺います。観光産業に打撃、早期復旧を 願うところであります。
- 6として、大武川など市内各所にある砂防堰堤の状況、把握はされていますか、伺います。 満砂状態では機能しない。国、県に改善要望が必要と思われます。

以上、よろしくご回答をくださいますようお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

第5次北杜市行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「第5次北杜市行財政改革大綱」の基本方針についてであります。

市では、平成18年度以降、4次にわたる「行財政改革大綱」の下、効率的かつ効果的な行 財政運営を目指し、職員数の削減や民間連携を積極的に進めるとともに、市債残高の削減と基 金残高の積み増しに計画的に取り組み、知恵を出し汗をかき着実に成果を上げてきたところで あります。

一方、優先すべき施策、事業については、重点的、計画的に予算措置を行い、本市独自の「保育料第2子以降完全無料化」や「子育て世代マイホーム補助金制度」などの子育て支援をはじめ、小中学校のエアコン整備などの教育環境づくりや、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の開設、「道の駅こぶちさわ」の建て替えなどを実施し、豊かな市民生活を支える数多くのサービスの提供に努めるとともに、将来を担う高校生との連携により、本市の恵まれた資源を若い感性で活性化させる事業にも取り組んでまいりました。

しかし、本市の財政に関する中・長期見通しにおいては、普通交付税の縮減に伴い、一層厳 しい状況が見込まれることから、行財政改革の取り組み強化は、引き続き最重要課題の一つで あると考えております。

「第5次行財政改革大綱」の策定に当たっては、少子高齢化や核家族化の進行など社会変化がもたらす市民ニーズの高度化や多様化、さらに深刻化する環境問題など、様々な対応が求められていることから、行政だけでなく市民との協働という要素が今まで以上に重要となります。

このため、大綱の大きな柱の一つとして、市民と行政が共にまちづくりを進めていく、協働の関係を位置付け、大綱の策定に当たっては「財政の健全化」、「市民や企業等との協働と豊かな行政サービスの創出」、「効率的で活力のある市役所」を基本目標とし、市民との協働による持続可能な行財政運営を目指してまいります。

次に、推進において特に重要とすることについてであります。

「第5次行財政改革大綱」の推進に当たっては、「第2次北杜市総合戦略」の大柱の一つであ

る「健幸北杜を支える基盤」に位置付け、「子育てと福祉」、「雇用と産業」、「教育」、「スポーツ と芸術」、「若者と女性の活躍」などの重要施策を下支えしながら取り組んでまいります。

その中で、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、今後、さらに増大する各種サービスや高度 化する市民ニーズに対応するためには、行政だけでは量的にも質的にも限界があることから、 これまで以上に、市民、企業、団体等が有する技術やノウハウを積極的に活用することが、特 に重要であると考えているところであります。

本年6月に実施した「市民アンケート」においても、地域ぐるみの連携が重要とのご意見が多く寄せられているところであり、すでに市民や団体等においては、様々な場面において、独自にPR事業や見守り活動、連携事業などを活発に展開していただいており、これら活動をさらに活発にさせてまいりたいと考えております。

こうしたことから、今後も官民が一致協力し、あらゆる分野において、お互いに助け合う「相 互扶助」の意識を醸成し、地域全体で福祉、子育て、教育、防災など、豊かな公共サービスを 創造してまいります。

次に、市立病院の再編・統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、塩川病院および甲陽病院が該当になった理由についてであります。

厚生労働省の説明によると、平成29年度のデータをもとに、公立・公的病院のうち、急患や重症者に対応する病床を持つ1,455病院を調査し、診療体制を見直す検証が必要と判断し公表したとのことであります。

公表の対象となった病院の中には、神奈川県の「三浦市立病院」のように、黒字化に成功し、 総務省が「公立病院経営改革事例集」において紹介されたケースや、長崎県の「北松中央病院」 のように、地方独立行政法人化後、黒字経営を続け、7億円余りの利益剰余金を計上している ケースなどがあり、再編・統合の対象となったことについて、疑問の声が上がっております。

本市においても、本年10月に開催された厚生労働省の説明会に担当者が参加いたしましたが、今回、本市の両病院が該当となった理由について、期待しているような明確な説明内容ではなかったと感じているところであります。

次に、本市の再編・統合に対する考え方についてであります。

本市における地域医療の担い手は、市立病院であると考えております。

本年6月に実施した市民アンケート調査においても、「市政への要望」において、「健康づくりへの支援や、医療体制の充実」を重要とする回答が85.4%で、18項目の中で最も高くなっております。

高齢化が急速に進展している中、本市は面積が広大で生活圏が分散しているなど、他にない 地域特性を有しており、私が就任以来2つの市立病院と2つの診療所の継続は必要不可欠であ ると申し続けております。

こうした中、本年度策定する「第5次北杜市行財政改革大綱」においても、アクションプランの一つに「医療サービスの充実」を位置付け、現行の2病院存続を前提に、市民ニーズに応じた病院改革を進めてまいりたいと考えております。

なお、今回の公表に伴い市民の皆さまから「統合するのではないか」と言った不安の声が上がっていることから、急きょ、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、2病院による医療サービスの充実と、そのために必要な改善策などについて、すでに検討を始めております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の事前の災害対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、山地災害危険地区と市のハザードマップとの適合性についてであります。

新聞で掲載された「山地災害危険地区」については、「土砂災害防止法」が施行される前より、山地災害防止の観点から、国および県が治山事業を計画的に実施することを主目的として、「山地災害危険地区調査要領」に基づき調査を行っており、今回の報道内容は、要領の改定に基づき、平成28年度から平成29年度までに調査を実施し、見直しを行った結果を公表したものであります。

指定された地区に対する法的な縛りはありませんが、災害が発生する恐れがある箇所として 公表されておりますので、早めの避難行動を促す観点から、現在作成している「北杜市ハザー ドマップ」に反映する作業を進めております。

次に、ハザードマップへの釜無川浸水域の反映についてであります。

現在の「北杜市土砂災害ハザードマップ」には、「土砂災害防止法」や「水防法」に基づき、 県知事が指定した「土砂災害警戒区域等」と「浸水想定区域」を地図上で示しております。

「水防法」の改定により、昨年度に見直しが行われた「洪水浸水想定区域」が、本年6月に公表され、釜無川の一部流域が指定されましたので、現在作成中の「北杜市ハザードマップ」に反映する作業を進めているところであります。

来年3月20日に納品となる予定でありますので、4月上旬には全戸配布したいと考えております。

次に、避難行動における市の考え方についてであります。

国の「中央防災会議」が、「西日本豪雨」を教訓に、昨年12月にまとめた報告書において、 住民主体の防災対策に転換していく必要性が明記されました。

「自分の命は自分で守る」という意識を持つために、平時より災害リスクや避難行動等について把握し、災害時には自らの判断で適切な避難行動を取れるよう、国では、取るべき行動を5段階に分け、自発的な避難判断等を支援するためのシステムの運用を始めました。

市では、甲府地方気象台との連携を密にし、「地域防災計画」の避難基準に基づき、避難警報の発令をいち早く行い、防災行政無線や緊急速報メール、テレビにテロップが流れる「山梨県総合防災情報システム」、「北杜ほっとメール」や「防災ラジオ」などで周知して、市民が適切な避難行動が取れるよう支援を行うことが役割と考えているところであります。

そのため、市民が主体的に行動できるよう、市広報紙のシリーズ掲載の「減災力の強いまちづくり」での啓発、「出前塾」の開催や地域減災リーダーの育成事業の実施、自主防災組織支援の資機材購入補助や防災ラジオ購入補助などを行い、「自助力」、「共助力」の向上に努めております。

次に、避難経路や避難場所に係る各地域での対応や検討の取り組みについてであります。 国内で発生する自然災害は、台風や豪雨などによる土砂災害、家屋の浸水や倒壊、地震による家屋の倒壊や道路の損壊など様々であります。 そのため、各地域においても災害の状況に応じた避難対策を講じていく必要があることから、 災害の種類や状況に応じた内容の講座を、専門家が地域へ出向いて行う「出前塾」を積極的に 推進しており、昨年度10件の開催であったものが、本年度はこれまでに15件の申し込み状 況となっております。

また本年度から、地域住民自ら避難所開設と運営が行えるよう、「特定地域総合防災訓練」を実施して、共助力の理解と向上に努めてまいります。

次に、事前避難と発災後の避難の違いおよび、備蓄支援物資についてであります。

台風や大雨などは予想可能であるため、事前避難することができますが、地震などの「突発性災害」は予想不可能であるため、発災後の避難となります。

事前避難の避難所は、本部との連絡体制や想定される災害も考慮した中で決定しますが、地震など発災後の避難所については、損壊状況など安全性を確認してから決定しますので、事前避難の避難所とは異なってくる場合もあります。

また、避難所は、発災後に被災して行き場を失った住民の避難場所として考えておりますので、備蓄品としての食糧や防寒対策品を支給することとしておりますが、事前避難は、自分の命を守るために取る行動であり、数日前から準備ができますので、避難する際は、必要な食糧や物資は各自が持参することを基本としております。

次に、避難所運営に係る運営委員会等の開催についてであります。

現在、各地域で行っている防災訓練は、地域や自主防災組織が主体となって、集会所など「一時避難所」の活用も含めて行っており、非常に重要ではありますが、地震など「突発性災害」では公的機関も被災する可能性もあり、市として避難所の開設をすることが難しくなる場合も想定されます。

そのため、「指定避難所」を使用する市民が、主体的に避難所の開設や運営、閉鎖まで行えるよう、「特定地域総合防災訓練」を実施することとしております。

いざというときに地域内の連携が図られるよう、訓練の中で、運営委員会等の設置、地域減 災リーダーの役割に関しては、検討してまいります。

次に、福祉避難所の開設場所と利用可能者などについてであります。

台風19号の際に、初めて保健センターを「福祉避難所」として開設し、6世帯、12名の 方の避難を受け入れましたが、今後は「社会福祉協議会」などとも連携し、災害の状況に応じ て「福祉避難所」を開設してまいりたいと考えております。

また、「福祉避難所」は、支援を必要とする要支援者などや高齢者専用の避難所としておりますが、「災害対策防災会議」の結果を踏まえ、今後は乳幼児を持つ避難者の受け入れについても、開設場所のすみ分けを考慮した中で検討してまいります。

次に、災害対策防災会議での意見に係る今後の対応についてであります。

10月27日開催した「災害対策防災会議」において出された意見や課題は、現在カテゴリーごとにまとめておりますので、まとまり次第「代表区長会」や「災害対策本部員会議」等に報告し、意見集約の上、今後の防災対策に活用してまいりたいと考えております。

特に、「災害対策防災会議」の中で提案された、防災の基本である「自分の命は自分で守る」 ことについては、地域減災リーダー育成事業や出前塾を推進する中で、市民に啓発してまいり ます。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

第5次北杜市行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「第5次行革大綱」の計画期間についてであります。

これまでの大綱では、目まぐるしい経済情勢の変化等に対応できるよう、実施期間を3年間と設定し、必要な行政サービスを維持しつつ、行財政改革を進めてまいりました。

「第5次北杜市行財政改革大綱」は、市の重要施策である「第2次北杜市総合戦略」と一体的に取り組みを進めるため、総合戦略の計画期間に合わせ実施期間を5年間としたところであります。

しかしながら、「行財政改革大綱」に基づく各取り組み項目は、スピード感を持って対応することが求められるため、令和4年度を中間目標年度に設定し、目標の再設定や取り組み内容の精査を行い、令和6年度までの着実な実施を目指してまいります。

次に、取り組みにより期待される効果についてであります。

行財政改革については、具体的な取り組み項目として、47項目のアクションプランを設定 し、各事業の指標に基づき事業を進めてまいりたいと考えております。

取り組み内容としては、人件費の抑制や市税・料金等の収納率の向上をはじめ、ふるさと納税や市有財産の売却等により財政基盤の強化を図り、地域公共交通網の整備や環境保全基金の有効活用、防災対策の推進など、市民や企業等との協働を促進し、働きやすい職場環境の整備や多様化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するなど、効率的で活力ある行政基盤を確立することにより、豊かな公共サービスの継続を目指してまいります。

これら全庁的な取り組みを進めることで、市民誰もが健やかで幸せに暮らせるまちづくり「健幸北杜」の実現に向けて、着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市立病院の再編・統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、厚生労働省の今後のスケジュールについてであります。

厚生労働省から再編・統合に関する通知等があった場合、県で設置しております「地域医療構想調整会議」において、再編・統合の議論を行うこととなり、再編・統合を行わない場合は、 来年9月末まで、再編・統合を伴わない場合は、本年度末までにそれぞれ結論が出されることとなっているところであります。

なお、現時点では、厚生労働省から正式通知は発出されておりません。

次に、再編・統合に係る財政支援についてであります。

自主的な規模縮小を行う場合には、従前から用途変更改修費や不要となった建物・医療機器

の撤去費などが国の財政支援の対象となっているほか、職員の退職金の割り増しに対する支援 もメニュー化されているところであります。

これまでのところ、新たな国の支援については示されておりません。以上です。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の台風災害状況における、須玉町小尾地内の断水被害の復旧状況についてであります。 今回の断水被害は、黒森水源施設と配水管施設が黒森沢の増水により一部破損し、断水を引き起こしたもので、現在、仮設管により応急処置を行い、通常どおり給水は行われております。

黒森水源の復旧については、測量設計後、速やかに工事を実施するよう進めており、年度内 完成を目指してまいります。

黒森配水管の復旧については、市道の復旧計画に合わせ一日でも早い復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の台風災害状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の斜面崩落現場の復旧計画についてであります。

今回の台風19号により、被害を受けた農地および農業用施設のうち、農地の畦畔崩落等が27カ所、農道の法面崩落等が23カ所の被害を確認したところであります。

林業施設においては、林道施設の法面崩落8カ所、路肩崩落2カ所の被害を確認しております。主に白州町、武川町、須玉町小尾地域での被害が多く、災害国庫補助対象となる農業関係29カ所と林業関係5カ所については、現在災害査定の準備を進めているところであり、今月中の国の災害査定を受ける中で、早期復旧に努めてまいります。

災害査定を受けない被災箇所については、現在計画的な工事執行を進め、本年度末までには 復旧工事が完了するよう事業を進めております。

次に、白州町での水路氾濫に対する改良計画についてであります。

白州町横手地内において、農業用水路が越水し県道や農地に影響があった箇所については、 県道の上下の区間において、農地、農道、水路など約1~クタールの受益が対象となり、大規 模な復旧工事を見込むことから、国の災害国庫補助金を受けるため、査定に向けた準備を進め ているところであります。

今後は、国の査定で工法や工事規模等の決定を受け次第、早期に工事の発注等を行い、復旧 を進めてまいります。

水路の改良については、災害復旧工事の対象にならず、地元負担金もかかることから、地元

からの意見・要望を伺いながら、丁寧な対応に努めてまいります。

次に、尾白川渓谷遊歩道の復旧計画についてであります。

白州尾白川渓谷においては、千ヶ淵付近の渓谷道や尾根道の遊歩道の崩落など7カ所に被害 を確認したところであります。

現在、復旧工事を行っており、本年度末の完成を見込んでおります。以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の台風災害状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、須玉町小尾地区の護岸崩壊現場の復旧計画についてであります。

台風19号による、須玉町の瑞牆山の3日間の雨量は246ミリメートルを観測し、これにより、塩川水系の河川が増水し、護岸や橋台の洗掘により、大きな被害が発生しております。

須玉町黒森地区では、砂防指定地である黒森沢の護岸が崩落し、黒森沢と並行している市道 須玉小尾15号線の路肩石積の崩落する被害を受けております。

市では砂防指定地の管理者である県と連携し、国庫補助事業による災害復旧の申請を行うとともに、大型土のうによる応急仮工事を実施して2次災害の防止を図ったところであります。

市道須玉小尾15号線の復旧については、今月予定されている国の災害査定の結果に基づき、 渇水期施工という制限の中、本年度から令和3年度までの3カ年計画で進めていく予定でおり ます。

今後も、地域住民の安全・安心な生活の確保のために、県と連携して早期の復旧に努めてまいります。

次に、砂防堰堤の状況調査、改善対応についてであります。

市では、10月12日の第1回「災害対策本部員会議」において、雨量の多い武川町と白州町の河川について、監視ポイントを定め、本庁と支所の職員がパトロールを行い、河川の水位や流木の状況、その他周辺の状況確認を行い、現地の情報をリアルタイムで本部に発信し、地域の状況把握を行うとともに、迅速な対応に努めてまいりました。

また、釜無川支流の砂防堰堤については、国で管理しているライブカメラを活用し、水位や流木の状況確認を行い、その他の河川については既設の施設に加え、昨年度から県で増設してきた危機管理型水位計を活用し、水位の状況を確認しておりました。

大武川については、大武川砂防堰堤・駒城橋付近と大武川橋付近、尾白川については、尾白川第三砂防堰堤・尾白川第二砂防堰堤・尾白川下流砂防堰堤などの増水が著しく、橋の冠水や護岸からの越水等が心配されたところであります。

中でも、尾白川第三砂防堰堤については、上流からの流木をせき止めて下流に流さないことを目的としたスリット式の堰堤であり、今回の台風では、ほとんどの流木をせき止めたことにより、下流域の氾濫を防ぐことができ、大きな役割を果たしたと認識しております。

現在、尾白川第三砂防堰堤をはじめとする砂防堰堤については、上流側が満杯になっている ことから、次期出水期における災害防止に備え、管理者である国に対し、現地の状況調査と早 期の堆積物の撤去を要望してまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

それでは再開いたします。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

先ほど、秋山俊和議員の代表質問の答弁に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

今後のスケジュールについてでありますけれども、再編・統合を行う場合は来年9月末まで、 再編・統合を伴わない場合は本年度末までに訂正をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

訂正を許可いたします。

それでは、当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

再質問はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

それでは、まず本市の事前の災害対応について、再質問をさせてもらいます。随時質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず1つ目として、伊勢湾台風後の昭和36年に制定されました災害対策基本法では、災害から国民の命を守ることを国など行政の責務とし、行政が主体となって行ってきたが阪神大震災後に減災ということが言われ始め、東日本大震災後は減災が大きく取り上げられるようになってきた。さらに昨年7月の豪雨後、国の中央防災会議では行政が行ってきた、これまでの対応と大きく方向転換する内容となり、住民が主体的に避難行動できるよう警戒レベルの運用が始まったとの答弁でしたが、中央防災会議でのまとめは、どのような内容になっているのか伺います。

2つ目として、10月に行われた災害対策防災会議においても、ベビーベッドやブルーシートなど備蓄品の整備が意見としてあったが、今後の整備の考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

最初が、国の中央防災会議の内容ということであります。

これまで行政主導で防災対策というのは行ってきました。その結果、住民が防災に向き合う 意識が低くなってしまったのではないか、防災過保護ではないかというのが中央防災会議の指 摘であります。

そんなふうなことの中で、国では住民が主体的に取るべき行動を5段階に分けた警戒レベル として明確にし、この情報をもとに自ら考え避難行動ができるよう日頃から準備をしておくこ とが大切ということを言っております。

行政は、この行動を支援するために避難警報等の発令を行いますが、本市の場合においても そうですが、発令までには様々な要素を鑑みて発令を行うということで、時間がかかります。 よって、住民は日頃から気象情報に注意し、自ら判断し、安全な場所へ避難することが重要で はないかというふうに考えております。中央防災会議のまとめの中でも「行政は万能ではあり ません。皆さんの命を行政に委ねないでください」ということまで言っております。というふ うに、市民が主体的に避難行動を取るように呼びかけているというふうに捉えております。

それから次に、備蓄品の整備についてであります。

今現在、備蓄倉庫にアルファ米ですとか、あるいは乾パンというふうなものが2万6千食、それから水が2万9千リットル、そして毛布などの常備品が60品目あります。今回の意見等を踏まえまして、ベビーベッドなどの乳児用に対応した品目、その他必要な物品について今、リストアップを行って、これをどんなふうに充実させていこうかということを検討しております。

そして今回、今議会にも組織条例の一部改正を議案としてお願いしてありますけれども、議 決されますと来年度、消防防災課というふうな組織になります。この課ができますと、今度は 備蓄品等についてもしっかり管理していけるというふうに考えております。

今後も防災には一生懸命、力を入れていこうと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

それでは、再々質問をさせていただきます。

住民が主体的に避難行動することで命が守れることは重要だが、これまでの意識を変えていくには時間を要すると思われるが、どのように考えていますか、お伺いします。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

住民の意識を変えていくということであります。

昨年12月の中央防災会議のまとめにおいても、居住地等の災害リスクを理解していなけれ

ば行政がどれだけ的確に情報を発信したとしても受け手である住民が当事者意識をもって受けることなく、避難行動につながらないというふうにあります。意識を変えていくことは非常に 重要であります。

しかし、これまでのように行政が強制的に行ってもなかなか意識は変えられないというふうに思っております。そのため本市においては、出前塾や地域減災リーダーの育成事業を行って、住民が主体的に参加できるよう啓発するとともに、特定地域総合防災訓練を実施して地域や施設管理者などと共に避難行動や避難所開設の練習を継続的に行って、意識を変えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 ほかに再質問は。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

続いて、第5次北杜市行財政改革大綱について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で各事業については、令和4年度を中間目標に設定し、最終的には5年後まで に着実な実施を目指すとの説明がありましたが、行財政改革の成果を着実に進めていくために は、進捗管理が大切と考えますが、その見解はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

第5次行財政改革アクションプランの進捗管理の見解ということでございますけども、第5次行財政改革大綱アクションプランにつきましては、第2次総合戦略を下支えしながら子育て支援、高齢者対策、移住定住促進、防災減災に強いまちづくり、教育文化、芸術スポーツ振興、農業、観光、商工振興などの幅広い分野にわたる市の課題、そして市民のニーズに的確に対応して市民誰もが健やかで幸せに暮らすことができる「お宝いっぱい 健幸北杜」の実現を目指すというところであります。

つきましては、第5次の行財政改革の取り組み、これは先ほどの答弁の中でも47項目の取り組みということで答弁させていただきましたが、この取り組みによりまして生み出された財源、また様々な成果、それを第2次総合戦略の着実な実施と、その実施によりまして「お宝いっぱい 健幸北杜」の実現につなげていかなければならないというふうに考えておりますので、取り組み項目に掲げましたそれぞれの指標がございますので、その指標に基づきましてPDC Aサイクル、これを毎年検証しながらしっかりとした進捗管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

それでは、市立病院の再編・統合についての再質問をさせていただきます。

今後、国や県から再編や統合などを含め、様々な形で病院改革を行うよう指示があることが 予想されると思います。本市においては、地域の拠点病院として2病院を維持していくことと しておりますが、他の自治体病院との関係も考えていく必要もあると思います。

そこで伺うのですが、1つ目として次期病院改革プラン策定に向けたプロジェクトチームを 立ち上げたとのことですが、市民の方からのご意見を伺うような会議等の開催はなかったのか お伺いします。また、会議等の開催があったとすれば、どのような意見が出されたのかお聞き します。

2つ目として、将来における市立2病院の体制については、どのような考えをお持ちかお聞きします。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

市民からの意見を聞くような会議を開催したかというご質問にお答えいたします。

去る10月29日におきまして、厚生労働省において地域医療構想に関する自治体との意見 交換会、関東甲信ブロックというものが開催をされました。そちらのほうに担当職員のほうが 出席をしてきました。ついては、市民の皆さまから病院等がなくなってしまうんではないかと いう心配の声が聞かれましたことから、急きょ11月19日に市民の代表者で構成されている 改革プラン策定委員会を開催し、意見交換で国が説明した内容等についてのご報告をさせてい ただきました。

その中で、委員からの意見として出された主なものとしまして、まず改革プランは総務省で 策定が要請されましたけれども、今回の公表は厚生労働省からのものということで、両省の考 え方について説明があったのかということ、あと今回の公表は改革プランを策定し経営改善に 取り組んでいるにもかかわらず、まるで病院が何もしていないような印象を受ける記事だった という怒りの声もありました。

あと市民の中には、高齢者の運転免許返納などがある中で、やはり身近な場所に2つの病院 があるということで、存在意義が大きいということ。あと病床機能や現状の診療科の在り方な どについて聞かれるような意見等がございました。

なお、この会議においては、国が都道府県をまわって意見交換会をしているということで、 その内容を踏まえ、改めて具体的な進め方や通知等を発出するということでしたので、再編・ 統合に関する協議、検討については行っておりません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

申し訳ありません。もう1件、ご質問のほうをいただいたと思います。申し訳ございません

でした。

改めて、病院の存続についてという質問だったと思います。

病院の在り方ということなんですけれども、自治体病院の役割は地域医療の最後の砦として、 様々な地域において地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り地域の 健全な発展に貢献することを使命としているというものでございます。

市立2病院にとっては、先ほど議員もおっしゃったとおり重要な拠点病院の役割を担っておりますので、引き続き健全経営に努め、2病院体制を堅持することを前提に改革等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

再々質問をいたします。

時代は容赦なく少子高齢化が進むわけでございます。10年、15年先を考えますと自治体の懸命な努力だけでは、しのげないときが来るかもしれません。県立中央病院のように地方独立行政法人病院機構、あるいは指定管理など民間の力を導入する考えも必要かと思うのですが、そのようなお考えはありますか、お伺いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

独法化や民間活力の活用ということで、ご質問があったと思います。

本市においては民間病院がないという状況の中で、先ほど答弁でもお答えしましたけれども、 2病院、非常に重要な役割を果たしていると考えております。そんなふうな中では、やはり地 域医療の確保の観点から経営形態の見直しに該当する独法化や民間活力ということは、現段階 では考えておりません。

しかし、議員おっしゃるとおり長期的に考えますと少子高齢化や人口減少が進むことから、 やはり今後適正な時期を捉え、検討を行わなければならないというふうに考えております。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかには。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

ありがとうございました。それから北杜市の台風の災害状況について、それぞれ担当部局からご答弁をいただきまして、国、県の対応もまだ決定されていないということでございますので、そのへんのご尽力を一刻も早くいただきまして、一刻も早い復旧をお願いして質問を終了させてもらいます。

○議長(中嶋新君)

これで秋山俊和君の質問が終わりました。 関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

通告に従いまして、ともにあゆむ会の代表質問を行います。

はじめに、子育てに関することについて市長のお考えを伺います。

1つ目は、自閉症スペクトラムに関することであります。

一般的には、発達障害と言われている自閉症スペクトラムには、ADHD、これは注意欠陥 多動性症候群などといわれます。それからアスペルガー症候群、LD、これは学習障害のこと です。など様々な症状があり、それぞれの症状の中にもさらに様々な個人差がありますが、症 状ごとの細やかな対応はできているのでしょうか。

自閉症スペクトラムは、おおむね1歳ごろからその特徴が出始め、できるだけ早い時期から 専門機関のアドバイスや治療を受けることで、その後の社会生活を問題なく送ることができる 可能性があります。

北杜市として乳幼児の発達検査は行い、早期発見にどのように対応しているのか伺います。 発達検査は何歳から受け付けているのでしょうか。

また乳幼児期の母子関係の重要性の観点から、自閉症スペクトラムのお子さんを持つ家族、 特にお母さんに対するカウンセリングの現状はどうなっているか、併せて伺います。

2点目として、母子関係に関することについて伺います。

乳幼児期における母子関係、特に乳幼児期の子どもは母親に甘えることが子どもの成長と、 その後の人生にとって極めて重要であり、大きな影響があるということが最近の研究で分かっ てきています。このことを踏まえた上で、北杜市では乳幼児の母子関係についてどのような認 識を持ち、どのような対策を取っているのか伺います。

保護者は言うまでもなく、保育士や市の職員が乳幼児期の子どもが母親に甘えることの重要性を認識しながら子育ての業務に当たることは、徐々に広がってきています。乳幼児の甘えに関する勉強会などに、市の関係部署の職員や保育士などを派遣できるような予算措置は考えられるでしょうか。また、然るべき講師を頼んでの勉強会を開催する考えはあるか伺います。

3点目として、幼児教育・保育無償化に関することについて伺います。

10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことから、市の認定を受けた幼稚園、保育園、認定子ども園等に通う3から5歳の子どもたちは利用料が無料となりますが、この制度の恩恵を受けられない子どもたちがいます。国はすべての子どもたちという言い方をしますが、実際には一定の条件をクリアしなければ制度から外れる子どもたちが出てしまいます。そうした子どもたちに対して、市として何か救済措置は考えられますか。

認可外の保育施設でも基準を満たせば無償化の対象となり得ます。市内の認可外施設に対し

て基準を満たすような指導はしているのでしょうか。

大項目2つ目として、教育委員会の考え方について、教育長のお考えを伺います。

はじめに、さまざまな理由で既存の学校に行けない、あるいは行かない子どもたちがいることは周知の事実です。こうした子どもたちに対して、どのような対応をすべきと考えているのか、教育委員会としての見解を伺います。

また、子どもたちが既存の学校へ通わないことについて、教育委員会はどのように考えているか伺います。

次に、本市にもさまざまな理由で学校に行かない選択をした子どもたちの居場所づくりをしている「ひなたぼっこ」や、周辺では「八ヶ岳サドベリースクール」のような学校、あるいは南アルプス市の「きのくに子ども村学園」などの施設がありますが、そうした施設に通う子どもたちに対し、教育委員会として何らかの手を差し伸べる考えはありますか。

3点目、学校に行かない選択をした子どもたちに対する学習面のサポートについて伺います。 本市の場合、例えば公営アカデミーのようなものがありますが、生活面や精神面でのサポート はどうなっているでしょうか。

4点目、山梨日日新聞が2018年度調査で、県内の小学生の不登校者数が1991年以降 最多となったと報じたことについてです。記事の中で学校に通えない子どもの居場所づくりに 取り組む団体からは、一因として「学校がすべてではないという意識が広まっているからでは ないか」という見方があることを紹介しています。「学校がすべてではない」という見方に対す る教育委員会の見解を伺います。

大項目の3つ目、市立病院再編についてです。

9月26日に厚生労働省が全国の公立病院のうち、再編・統合の議論が必要として424の病院名を公表しました。その中には本市の塩川、甲陽両病院も含まれています。

このことについて、市の見解を伺います。

まず、市の第3次北杜市立病院改革プランの中で「2病院の再編成を行う構想は現段階ではない」としている件についてですが、厚労省が打ち出した方向性と本市の方向性が真逆という中でどのような対応をするのか伺います。

2点目、厚労省は今回の病院再編を巡り、2025年に各都道府県が必要なベッド数などを 定めた「地域医療構想」の策定を求めていますが、進捗はどうなっていますか。

3点目に、この件に関し国と地方3団体で協議の場がもたれることになったようですが、県内の動きはどうなっているでしょうか。

4点目、2市立病院の医師、看護師の長時間勤務の実態はどうなっているのか伺います。 大項目4つ目として、職員の労働環境について伺います。

はじめに、休職している職員の数はどのくらいいるのか伺います。

そして、様々あるでしょうが、休職の主な理由はどのようなものなのか、差し支えのない範囲で結構なのでお聞かせください。

次に長時間勤務、あるいは深夜勤務が常態化している部署はあるのでしょうか。もし、あるならその理由は何か、そして対策はどうなっていますか伺います。

4点目、長時間労働以外にも例えば重圧に押し潰されてしまったような形で休職に追い込まれる職員もいたというような話を聞きます。そういうケースがもしあったのであれば、そこまで疲弊した部下に対し上司、あるいはその部署はどう対応しているのでしょうか。

5点目ですが、職員の休暇日数は人によって違うでしょうが、平均的な有給休暇の日数は何 日あるのでしょうか。

6点目、本来取るべき有給休暇は取れているのでしょうか。休日出勤の際の代休は取れていますか。やむを得ず代休が取れない場合の措置はどうなっていますか。

7点目です。職員全体の労働管理についてお聞きします。職員の働き方をそれぞれ部署で管理するのではなく、人事部を設置して給与管理とは別に職員の働き方を専門にチェックできるようなシステムにすべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

8点目です。会計年度任用職員制度の導入に伴い、本市でも条例を改正したことから、会計 年度任用職員労働環境、特に有給休暇や残業に関することですが、これらは原則として正職員 と同等との理解でよろしいでしょうか。

大項目5つ目として、防災に関連した市の見解を伺います。

はじめに10月12日に避難勧告が出された際、事前に水や食料を準備していないことを理由に避難しない高齢者が少なからずいました。日頃から最低限の備蓄をするような呼びかけが必要ではないかと思いますが、その点について今後市はどのような対応を考えていますか。

また、高齢者の方々が個人で備蓄をしていないと避難所に受け入れてもらえないのではないかというイメージを持ってしまってはいないか、危惧をしています。その意識調査などはしているのか伺います。

次に、ペット連れの避難所がないためペットを置いて避難できないという人が多いことも課題だと考えています。ペット可の避難所のことは検討しているのかどうかを伺います。

3点目です。防災無線が聞き取れないという声は相変わらず多いと思います。携帯電話を持たない高齢者や、電話は持っていてもメールの受信設定ができない高齢者などに対しては個別に屋内受信機の設置も考えるべきではないかと思いますが、その考えがあるかどうか伺います。

4点目です。自主防災の組織率がなかなか上がらないようです。その理由をどのように分析しているのか伺います。一説には自主防災が組織できていても、発災時に自主防災からの指示と消防団からの指示が交錯するなどの混乱が生じるという指摘がありますが、市の見解はいかがでしょうか。

5点目、今年の第3回定例会では、常備消防力適正配置案として①2署所、これは北杜消防署と須玉分署案、②つ目として3署所、北杜消防署・須玉分署に加えて小淵沢分署案、③つ目として4署所、北杜消防署・須玉分署・小淵沢分署に加えて白州分署の案が報告されました。さらに先日12月13日の全員協議会の説明では、4署所案となったとの説明がありましたが、具体的な最終案はどのようになったのか伺います。

最後の項目として、新たな公共交通システムについての市の見解を伺います。

来年4月から稼働予定の新しい公共交通は、エリア間は幹線でエリア内は支線で移動するということは最初から決まっていました。その計画立案、運行改善は幹線については地域公共交通活性化協議会が、また支線については住民が主体となって行うことになっています。市長も今定例会の冒頭、所信の中で市民の皆さまが主体となって運行案の検討を重ねてきたとおっしゃっていました。

しかし、北杜市の人口の半分を占める高根・長坂・大泉エリアを1つのエリアにしたこと。 そしてこのエリアでは目的地に優先順位が設けられ、さらにエリア内のバス停での自由な乗降 ができないなど、決定的な部分は企画課が決め、これに対して異を唱える市民の意見はまった くと言っていいほど通りませんでした。このようなやり方では、今後市民参加の意欲を削ぐことにもなり、極めて残念なやり方だと思いますが、市民にはどのように説明するのでしょうか。

そこで伺いますが、バスに乗った場所と目的地の間にある停留所の間で自由に乗り降りができない理由は何でしょうか。高齢者の外出支援という意味でも公共交通とは言えないと思いますが、市の見解を伺います。

次に新しい公共交通の周知はどのように進めるのか伺います。説明会の「案」によれば町単位、あるいは希望する地区を対象に、各支所や公民館で行うようですが、それで十分なのでしょうか。また、説明会の担当者が運営委員会となっている内容もありますが、冒頭申し上げたように運営委員が十分理解し、納得していない内容がある以上、説明は企画課で行うべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

次は、利用料金の扱いについてですが、バスの利用料金を運行委託事業者の売り上げにはできないものでしょうか。民間業者が仕事をする以上、やったらやっただけの実入りがあるという形にしたほうが結果的に利用者増につながると思います。制度上でできないことであればやむを得ませんが、決められた委託料だけで業務を行わせるより、事業者のモチベーションを高めるためにも考えられないでしょうか。

次に、バス停の表記はどうなるのかを伺います。前回の実証運行のようにバス停に通しナンバーを付ける方法だと、バス停のナンバーだけを見て、そのバス停がどこにあるのか、これを把握することが大変だと思います。甲州市塩山のデマンド交通のように、各町の1文字とその町内だけの通しナンバーを組み合わせたバス停にするという方法もあると思います。例えば、長坂町なら「長-15」などとすることで、より分かりやすくなると思いますが、お考えを伺います。

最後になりますが、新たな公共交通の改善点の見直しはどのくらいの頻度で行うのかを伺います。以前は1年ごとに見直すと聞いていましたが、先日の説明では2年ごとの見直しと変わっていたと認識しています。 改めて、どのくらいの頻度で見直すのかお考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民への説明についてであります。

市内4つのエリア設定については、市民の移動実態調査をもとに、市において設定してまいりました。

また、各支線の運行方式や目的地の設定等については、各エリア運営委員会の中で議論を進め、必要に応じて高齢者への聞き取り調査や、地域の代表者への意見聴取を行うなど、できる限り地域のニーズを把握しながら、個々の意見を全体の総意としてまとめ上げていく難しさに直面しながらも、委員の皆さまが地域の課題等を共有し、知恵を出し合いながら意見集約を図り、最終的にまとめられたものであります。

こうした過程から見ても、運営委員の皆さまは十分理解しているものと考えており、ご努力

をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

この取り組みを通じ、利用者間のコミュニティが自然と形成され、新たな交通体系として、 大きな一歩を踏み出すこととなります。

市民の皆さまへの説明については、エリア運営委員会の皆さんと共に、これまで積極的に関わっていただいた経緯も含め、乗り方説明会などを通じ、周知・説明を図ってまいります。

市内では、高齢者のための外出支援サービス「でかけ~る」や甲陵高校生も、市民の足の確保に関心を持っていただいており、地域の支え合いの輪が広がりつつあります。

また、関係者の皆さまと、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」において意見交換を行った際には、「市民バスを含むすべての交通関係者と連携していくことが必要である。」とのご意見をいただいておりますので、今後も意見交換を行い、さらなる市民の足の充実を図るため、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新しい公共交通の周知についてであります。

4つのエリア運営委員会においては、委員の皆さまに熱心にご協議いただく中で、運行方法 等を決定したところであり、内容については十分理解されているものと考えております。

現在、地域住民への周知や利用促進対策について協議を重ね、委員の皆さまからは説明会に 積極的に関わりたいというご意見も多くいただいており、委員の皆さまと一緒に乗り方説明会 を開催していく予定であります。

また、希望される地区には、出前乗り方教室なども開催し、運行開始後も継続して周知を図ってまいります。

次に、改善点の見直しの頻度についてであります。

市民バス運行の評価については、一定の運行実績が必要となるため、1年が経過したところで評価、検証を行い、問題点の改善を行います。

このため、運行の見直しとしては、2年間ごとの見直しを予定しているところであります。 その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

教育委員会の考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、既存の学校に通わない子どもたちについてであります。

様々な理由で学校に行けない小・中学生のため、本年4月に開設した教育支援センター「エール」では、集団生活の適応、情緒の安定、基礎学力の補充のための相談・適応指導を行っているところであります。

また、不登校となった要因を的確に把握し、学校と保護者が情報共有し、なじめない要因の解消に努めるとともに、個々の児童・生徒の状況に応じた支援ができるよう努めております。

本年10月25日付け、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」により、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方等が示されました。

不登校児童・生徒の支援は、学校に登校することだけではなく、家庭・保護者と連携を深め、 子どもの気持ちに寄り添いながら、社会的自立を目指すために必要なことを一緒に考えていく ことが大切であると考えております。

教育支援センターの利用も含め、今後も不登校児童・生徒の状況に応じた支援に努めてまいります。

次に、学校に行かない選択をした子どもたちへの支援についてであります。

市教育委員会では、各学校に対し、不登校児童・生徒およびその保護者に、適時な情報提供 と定期的な家庭訪問の実施を指導しているところでありますが、児童・生徒、保護者の意向を 尊重し対応しております。

また、家庭と学校の架け橋として開設しております教育支援センターについても案内しているところであります。

学校においては、子ども同士のふれあいの場であり、子どもの居場所でもあることから、学校が楽しいと感じられるような学校づくりに取り組んでおります。

民間が運営するフリースクールの支援については、文部科学省の「不登校児童生徒への支援 の在り方について」における「民間施設のガイドライン」を参考にしながら対応してまいりま す。

また、教員一人ひとりが児童・生徒と向き合い、子どもの良いところを伸ばすことができるよう、教員の指導力の向上、ならびにコミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

次に、学校に行かない選択をした子どもたちへのサポートについてであります。

学習面、生活面、精神面でのサポートについては、教育支援センターにおいて、適応指導、 教育相談を行っているところであり、保護者の要請に応じて訪問指導を行う体制が整っており ます。

次に、「学校がすべてではない」という見解についてであります。

児童・生徒自らが主体的に、社会的自立や学校復帰に向かうよう、また、それぞれの才能や 能力に応じて可能性が伸ばせるよう、関係機関と連携しながら支援していくことが大切だと考 えております。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

職員の労働環境について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、休職している職員の数と主な理由についてでありますが、本年12月1日現在、 休職している職員の人数は7名で、主な理由は、身体または精神の不調であります。

次に、長時間勤務が常態化している部署についてであります。

本年4月以降の状況では、子育て応援課と中央図書館において時間外勤務が多くなっており、要因としては、「幼児教育・保育の無償化」に伴う業務量の増加、傷病休暇による職員の減などであるため、職員の配置換えや非常勤嘱託職員を任用するなどして対応しております。

次に、疲弊した部下に対する上司の対応についてであります。

管理職は、職員の健康についても管理する必要があることから、職員の健康状態に配慮した 時間外勤務の命令、課内における業務配分の見直し、有給休暇取得を促すなど対応していると ころであります。

次に、職員の休暇日数についてであります。

年次有給休暇は年間20日で、新採用職員は15日付与されます。また、6月から9月までの期間内に取得が可能な夏季休暇は5日であります。

このほか、傷病休暇や介護休暇、婚姻や忌引きなどの特別休暇を関係条例により定めております。

次に、休暇の取得状況についてであります。

昨年度の年次有給休暇の取得日数は、平均10.0日で、夏季休暇は4.4日でありました。 週休日に勤務した場合の代休日の取得については、勤務した日の前4週から後8週までの期間 内で、原則振替により取得しておりますが、各課の業務内容により取得状況が異なりますので、 期間内に取得することが見込めない場合は、時間外勤務手当てにより支給しております。

次に、職員全体の労働管理についてであります。

働き方改革により、「北杜市職員の勤務時間、休暇に関する規則」を改正し、時間外勤務の上限を定め、超えた場合には所属長から聞き取りを行って改善を促すほか、「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック」の実施や、「産業カウンセラー」による相談など職員の健康管理にも努めておりますので、人事部を設置してのシステム化は考えておりません。

次に、会計年度任用職員の労働環境についてであります。

休暇や手当ての種類は、国の非常勤職員と同様としているため、正職員とは異なりますが、 休暇や代休、時間外勤務手当ての申請や、その取扱いは正職員と同様であります。

次に、防災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、備蓄に関する呼びかけ、意識調査についてであります。

事前避難は、自分の命を守るために取る行動であり、数日前から準備ができます。避難する際は、必要な食糧や物資は各自が持参することを基本としておりますので、避難警報発令時にも広報を行い、各家庭の備蓄については、市広報紙等で周知しております。

なお、意識調査は行っておりません。

次に、ペット連れ可能な避難所についてであります。

「災害対策防災会議」でも課題として出されましたが、動物アレルギーの方もおりますので、 対応方法については現在検討しているところであります。

次に、屋内受信機の設置についてであります。

「防災行政無線」をデジタル化する際に、「個別受信機」も検討し、議会でも議論いただいた 結果、「個別受信機」に電波が届かない地域もあることから、導入しないこととしたところであ ります。

次に、自主防災組織の組織化の状況および発災時の指示についてであります。

「自主防災組織」は、現在64組織ありますが、「自分の地域は安全だ」などの認識が組織化の進まない理由と考えております。

しかし、今回の台風19号で、「自主防災組織」が自主的に集会所などを「一時避難所」として開設し、地域の避難者を受け入れたことから、代表区長会においてもその重要性が再認識され、「自主防災組織」の設立に動き出した地域も出てきております。

なお、代表区長会や消防団幹部会においても、指示の交錯と混乱という事例や意見はありませんでした。

次に、常備消防力適正配置の最終案についてであります。

「峡北消防本部適正配置検討委員会」において、「北杜市内の消防署所は4署所が望ましい」 との、提言がなされていると峡北消防本部から説明を受けており、現段階では、耐震性が低く 施設の老朽化が著しい北杜消防署から建設を進めるとの内容でありましたが、署所配置等の最 終案については、示されておりません。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自由な途中下車についてであります。

デマンド交通は、複数の人が一つの車両を使うことで、効率的に移動できる仕組みでありますが、タクシーとの差別化や乗り合い効率等を考え、自由に途中下車できない運行としたもので、自家用車やタクシーなどの個別の移動手段に比べ、自由度は制限されることとなります。

一方、明野・須玉エリアにおける定時定路線については、予約がなくても誰でも乗車でき、 自由乗降も可能となっております。

デマンド交通では限られた条件の中で、多くの方のニーズに対応するため、一人ひとりが少しの不便を分かち合っていただくことも必要となりますが、デマンド交通ならではのメリットもありますので、少しでもお出かけする機会の創出につながればと考えているところであります。

次に、運行委託業者の収入についてであります。

バスの利用料金を運行事業者の売上とするためには、交通事業者主体により「一般旅客自動車運送」を行う必要があり、これまでも協議してきた経緯がありますが、交通事業者との協議が整わず、現在は「自家用有償旅客運送」として市が主体となり、バスを運行しているところであります。

この件については、将来的な可能性も含めて引き続き協議してまいります。

次に、バス停の表記についてであります。

新たな運行計画においては、幹線、支線ともバス停名を記載し、デマンド交通については専用デザインによるバス停を設置する予定でおります。

特に支線においては、地域の乗り場としてエリア運営委員会において場所や名前を選定し、 最終的に行政区等の代表者に確認をいただいたところであります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。 市立病院再編について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、厚生労働省と本市の方向性の違いによる対応についてであります。

本市においては、これまでどおり市民ニーズに応じた、病院改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療構想の進捗についてであります。

本市が属する「山梨県地域医療構想」の「中北構想区域」においては、平成30年の速報値において、「高度急性期病床」は、令和7年の必要病床数403床に対し1,083床で、進捗率は11%であり、「急性期病床」は、令和7年の必要病床数1,353床に対し1,796床で、進捗率は27%であります。

次に、県内の動きについてであります。

県内の自治体については、10月に開催された説明会に参加するなど、鋭意情報収集に努めている状況であります。

また、本年11月には、「全国市長会」をはじめ、全国自治体の関係団体等を通じて、国へ要望活動を行っております。

次に、市立2病院の医師、看護師の長時間勤務の実態についてであります。

時間外勤務については、労働基準法で「月45時間、年360時間」以内となっており、医師については、医師業務の特殊性を考慮し、令和6年3月まで猶予されており、「年960時間」の残業が認められております。こうした中、塩川病院、甲陽病院ともに、この上限規制に該当するケースは、医師および看護師いずれもありません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子育てについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自閉症スペクトラムについてであります。

本市では、「自閉症スペクトラム症」などの症状がある場合には、「子育て世代包括支援センター」や「障害者総合支援センター」が窓口となり、保護者の意向を聞く中、保育園や学校との連携を図り、放課後デイサービスや児童発達支援サービスなどにつなげるなど、一人ひとりの特性や課題を理解した上で、自立に向け、症状に合わせた対応を行っております。

乳幼児等の発達・発育等の検査は、新生児訪問の段階から発育発達状況等の確認検査を行っており、不安や悩みを抱える家族には臨床心理士による定期的なカウンセリングを行っております。

次に、母子関係についてであります。

乳幼児の母子関係については、子どもが成長する上で重要であると考えており、現在策定中の「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」でも、母子保健を基本方針として位置付けております。

乳幼児期においては、十分に「甘え」が満たされ、親に愛されていることで、安心感を得ることが大切であるということを認識しており、乳幼児健診の場など様々な場面において、その大切さについて保護者の皆さまに伝えております。

勉強会については、保健師や保育士など関係職員が外部研修等へ参加しており、「子育て世代 包括支援センター」においては、小児科医などをお招きし、講演会や研修会等を開催している ところであります。

次に、幼児教育・保育無償化に関することについてであります。

本年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」の対象施設は、認可を受けた保育園・認定こども園・幼稚園等のほか、認可外保育施設の届出を行った施設としており、現時点で市独自の制度拡充は考えておりませんが、多くの子どもが国の制度対象となるよう届出が必要な施設に対しては、指導、相談に応じているところであります。

次に、認可外保育施設に対する指導についてであります。

認可外保育施設が無償化の対象になるためには、指導監督基準を満たす必要がありますが、 国では5年間の猶予期間を設けているところであります。

この基準は、子どもを預かる上での安全性や、衛生面の観点から最低限の基準として定められているものであり、届出に対する相談があった場合には、基準の内容等について助言をするなど個別に対応を行っているところであります。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

再質問はありますか。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

それでは、全部の項目ではないんですけども、再質問をさせていただきます。 まず子育てに関することで、再質問です。

まず自閉症スペクトラムに関することですが、これは社会的な認知度がまだまだ低くて、言葉自体は発達障害なんていうことを報道なんかでもよく聞くようになりました。なりましたが、現実に例えば昨日、実の息子さんを殺害してしまった元農水省の事務次官の判決が懲役6年というのが出ました。そのときのニュースで、息子さんが発達障害だったという報道がありました。しかし、「発達障害でした」というだけで終わってしまうから、まるで発達障害が危険人物みたいな印象さえ与えてしまうような報道の仕方なんです。そうではなく、この不幸な事件が発達障害とどう関わっているのか、発達障害の中身は何なんだということが分からないと、本当のところが伝わってこない。

何が言いたいかというと、先ほどの質問でも言いましたように、発達障害の種類によって対

応もまちまちだし、付き合い方と言うんですかね、そういうのも千差万別なわけですよ。しか も、言葉は悪いかもしれませんけど、程度の差もいろいろある。大人もそうですけども、そう いう子たちがいて、先ほど子育て世代包括支援センターでいろいろやっていますという答弁を いただきました。それはそれで大変感謝します。感謝するんだけども、そういう細かいことま で分かってやってもらえているのかどうか。

それから1歳とか1歳半ぐらいで特徴が出始めるわけですけども、そこの段階、乳幼児訪問で見始めているという答弁もありましたけれども、早期発見にどのような関わり方を行政がしているのかというあたりを、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

特に市長、市長がそこらへんにどのような関心をお持ちなのかもできたらお聞かせ願いたいと思います。

そういうことで、自閉症スペクトラムの子どもたちに対して行政と、親御さんももちろんですけども、一体となって子育てをしていく、それでその子がある程度、障害を抱えながらにしても人並みの、人並みという言い方は悪いですけども、社会生活が送れるようになるか、ならないかの、そこが境目になるだろうと思います。ですから、手はかかるんでしょうけれども、やはりそういう認識でお子さんに接していただけているんだろうと思いますが、まずそこの関わりのところをもうちょっと具体的に聞かせていただけないかなと思います。

それからもう1つ、質問の中で気になっていたのは、本当に乳幼児期から3歳、4歳、5歳 ぐらいの間の、いわゆる母子関係、お母さんと子どもの関係、これは残念ながらわれわれ男性 はそこまで関われない、どうしてもお母さんが優先なんですけど、そこの関係について、大事 だということは言っていただきましたけども、その重要性に立って、どのような子どもに対す るケアをしているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

前もちょっと質問で言いましたように、「甘え」というワードがあります。小さい子どもがお母さんにどれだけちゃんと甘えたかということで、その子のあとあとにいろんなことが影響、甘えられなかったということで影響が出てくる。そのへんのことが、最近になっていろいろ細かく分かってきた。その甘えという観点に立って、では子どもたちとどういうふうに接しているのか、接していないのか。前も同じことを申し上げたような気がしますけども、学会にもなっていない甘え研究会という研究会が年1回、あっちこっちで開かれているんですけども、山梨県に1人、そこのコアメンバーがいるんです。甲府にいらっしゃる。小児科で新津先生という方ですけども、こういう身近な方がいらっしゃるんだから、そういう方においでいただいて、勉強会をするとかという具体的な計画があるのか、ないのか。新津先生でなくてもいいんですけど、以前は慶應大の渡辺久子先生をお呼びしたということも聞いています。渡辺先生が呼べるんだから大したものだと思うんですけども、そういうふうに具体的な計画があるのか、ないのか。このへんをまず聞かせていただきたいと思います。

それから、長くなって申し訳ないんですけども、幼児教育無償化、保育無償化についてなんですけれども、先ほども質問の中で言いました、今の段階で、国の制度からもれてしまう子どもが北杜市の中にもいる。どこと言わなくてもお分かりだと思いますけども、須玉のピッコロという幼稚園。ここは言うまでもありませんけれども、お母さん方が積極的に子育てに関わっていくために、時間を削って子育てに参加するんだというお考えを持っていらっしゃいます。こうしたしっかりした考え方で運営されている幼稚園に、国の制度から外れてしまうというのは、非常に残念だなというふうに思うんです。

例えばですけども、北杜市では独自の保育料無償化という政策があります。こういうものに合わせて、先ほどの答弁の中では5年間の猶予があって、その間に国の基準を満たすことができれば対象になるという話もありましたけども、その間のつなぎで、独自の政策で、こういう幼稚園に手が差し伸べられないのか、そこもちょっと市長の考え方を伺いたいと思います。長くなって申し訳ないですが、以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

何点かあったかと思いますが、まず自閉症スペクトラム症にかかる早期の関わり方ということですが、先ほども答弁の中で新生児訪問をまず最初に行い、そこから関わっております。続いて4カ月健診、7カ月健診、それから12カ月健診、1歳6カ月健診、2歳、3歳、5歳児相談と、北杜市では他の市よりも多い健診の機会を設けて、子どもの発達発育の検査等を行っております。その中で、例えば0歳のころから赤ちゃんと顔を合わせれば目が合うかとか、合わないかとか、そのへんから自閉症スペクトラムの所見がみられるかということを保健師、または医師によって、完璧ではないですけれども、段階や年齢をおうごとにそういう所見が見られますので、個別に対応をしています。

それからもう少し発達障害のことを理解してもらう必要があるのではないかということですが、シリーズで、広報ほくとに皆さんに発達障害をよく理解していただいて、その発達障害を理解する周りの方が、その子にどういう対応をしたらいいのかという、その関わり方を知っていただくため、自閉症スペクトラムなど発達障害について、シリーズでお知らせをしているところであります。

それから詳細まで分かって支援をしているのかということですけれども、まず相談にのったり、それから山梨県のこころの発達障害支援センターというところがあるんですが、そちらに行っていただき、もしその子に福祉サービスが必要であれば、その福祉サービスを利用しながら、例えば放課後児童デイですとか、そういった福祉サービスを利用しながら保育園とか小学校に通っていただく支援もしております。その際には、保育園の先生、あるいは小学校の先生方、それから親御さん、本人、それから行政も交えて、この子にどういう特徴があるので、どういう支援をしていったらいいのかという詳細まで把握する中、その子に対する支援を行っているところです。

それから幼児期の母子関係、甘えということが大切だということですけれども、たしかによく言われるのが、小さいときに十分に親御さんに受け入れてもらわなかった、甘えさせてもらえなかったという子どもさんは将来、心身症などの病気になる、また家庭内暴力とか、そういう行動を起こすということがよく言われておりますので、市の包括支援センターでは、乳幼児健診などを利用して、十分に甘えさせてあげること、赤ちゃんの欲求を受け入れてあげることが大切だよということをその都度、親御さんに申し上げているということがあります。

それから山梨に甘えの研究会のメンバーの方がいらっしゃるので、その先生をお呼びするなどの具体的な計画はあるかということなんですけれども、先ほど岡野議員がおっしゃいましたように、昨年度、渡辺久子先生をお迎えして講演会を開いたところです。また、そのような機

会を設けまして、広く市民の方に子育てについての大切さというものを広めていきたいという ふうに思っております。

国の無償化制度に外れている、ピッコロという保育施設があり、そこはしっかりした理念を持っていらっしゃると。認可外保育施設の届け出をする前に第2子無償化の市の独自の制度でつないだらどうかというふうなご質問であったかと思いますが、国における認可外施設というのは、届け出をしていただくんですけれども、認可基準というのがありまして、その基準にはいくつか項目がありまして、その項目は、そこに預ける子どもさんの最低限の安全の確保を基準としたものでありますので、そこの基準が確保できない前に、市の無償化の制度をつなぎにするということは、市としては今現在では考えておりません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

それでは再々質問です。

ちょっと順番がごちゃごちゃになりますけども、今のピッコロの件については、市には市の 判断があり、それから国には国の基準がありで、ピッコロにはピッコロの考え方がありで、そ こがすべて、いつもぴたっと一致するとは私も思っていません。しかし、やはり国が地方も都 市も関係なく線引きで、線を引っ張ったように基準を決めてしまうと、どうしてもなかなかそ こに合わせにくい事情が出てくるところはあると思います。そこをやはり、うまくサポートし てやれないかということも含めて、いろいろとぜひ工夫をして応援してやってほしいというこ とでございますので、ひとつそこをもう一度、ご答弁をいただければと思います。

それから自閉症スペクトラムのほうですけども、これと母子関係、甘えのことがよく混同されます。非常に難しい問題なんですけども、なぜ子どもがお母さんにきちんと甘えられないかというと、そのお母さんが、自分自身が自分のお母さん、つまりおばあちゃんに甘えていないというケースが非常に多いということが分かっています。つまり世代を超えて影響していってしまう。だから、そういうことも含めて、今、核家族になっておじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らすなんてことはなかなかないでしょうけども、そういうことも承知しながら、やっぱり子育てをしていくというのは、これはわれわれ男親も知っていなくてはいけないことだと思います。男だから関係ないということでなく。だからぜひ、まだまだ本当に認知されていない甘えという問題、ぜひこれを研究していただければと思いますので、その2点、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

岡野議員の再々質問、幼児教育・保育無償化についてお答え申し上げます。

市としましては、この認可外保育の件につきまして、大変何度も要望も受けたり、それから 会話を続けてきております。そういうふうな中で、認可外保育園設置届という届け出をしてい ただきたいということを何度か申し上げております。 そういうふうな中で、私ども、子育て支援には力を入れている中で、皆さんと一緒に寄り添いながら活用できるように考えているところであります。

そういうふうな中で、ぜひ届け出については、担当と相談をしながらしていただいて、そして5年間の猶予があるというふうな中で、届け出の中で認められない部分については、5年間の中でしっかりと、皆さんと検討をしながら整えていくというふうな考えもしているところであります。

そういうふうな中で、決してこの国の制度を活用できないというのではなくて、できるように考えているところでありますので、その点、ご理解を賜りたいと思っております。

そういうふうな中で、ぜひ皆さんと一緒になって、そして寄り添いながらよい方向に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

そのほかに。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

自閉症と、その母子関係の希薄さというのが混同されているのでないかということですが、 自閉症スペクトラムというのは、脳機能の障害であるということです。それから稀に母子関係 が密接にされていないことによって、同じような症状が出てくる場合があるということがあり ます。そういったことは十分に、その子どもさんが親御さんに甘えさせてもらっていない、関 係性がよくないということで起こってくるというふうにも言われているところがあります。で すので、そういった関係というのは自分が育てられたように子どもを育ててしまうという負の 連鎖というのも起こしてしまうという恐れもあるということは、私どもも認識をしております。 ぜひ、そういったことがないように乳幼児健診、それから子育て支援の保育園の場でも勉強会 などを重ねながら、よい子育てができる方向で支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

ありがとうございました。さっき、僕が言ったのは、執行の皆さんが勘違いしているという 意味ではありませんので。念のために。

次は、教育委員会の考え方について、ちょっと簡単にお聞きをしたいと思います。

以前、教育委員会の仕事というのは、どういうものだと思っていらっしゃるかということをお尋ねしたことがあります。そのときには、子どもたちに学校に戻ってもらうんだというようなお考えだったというふうに記憶しています。ただ、今日はそういう答弁が一切なくて、むしろ学校に通うことだけではないよというようなお言葉が出てきました。これは確認なんですけども、以前は子どもたちが学校に戻るということが基本的な考え方だったとしたら、今の教育委員会は少し考え方が変わって、今ある学校だけがすべてではないよというようなお考えになったのかどうか、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、以前の教育委員会の考え方と今回の答弁の考え方が違っているかどうかという趣旨だと思いますけれども、まず子どもたちが不登校の児童生徒になるという背景とか要因、これは様々なものがありまして、最終的な目標というものは、不登校児童生徒が社会的自立をどうするか、社会的自立に向けての手助けをするということが私たちの第一の目的だと思っておりまして、そのための社会的自立というのはやっぱり学校復帰への支援、こういうものが一番重要ではないかと思っております。そういう中で、考え方が前と変わっているのかということでは、基本的にはないというふうに考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

では再々質問をさせていただきます。

その考えはよく分かります。ただ、私の知り合いの息子さんですけども、中学校は1日も行っていない。自分で新聞配達のアルバイトをして、1人でアメリカに行って勉強してきたり、それからそういう自分でも受け入れてくれる高校を探して、その高校には通っているという子もいるわけです。いろんな理由があって学校に行かないという選択をした子が、最終的に学校に戻ることで、その子にとって良いことかどうか、もし見極めが必要だとしたらそこだろうなと思います。学校に行かなくてもちゃんとやっている子はやっているということですよね。それからここにも書きましたけれども、きのくに子ども村学園、ここの子たちなんかはむしろ積極的に既存の学校に行かないという選択をして、親もそれを認めている。だから単純に学校なんか行きたくないと言っているわけではないわけですよね。だから、そういう子もいわゆる、例えば北杜市なら北杜市立の学校に戻すことが良いのか、その子にとって良いことなのかという、その見極めを非常にデリケートにやらなくてはいけないんだろうというように思っているんですけども、そこらへんの考え方についてもう一度聞かせてください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

ともにあゆむ会、岡野議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、学校に行かないというような選択をなぜしたのかということにつきましては、それぞれ子どもさん一人ひとりの理由を特定するということは非常に難しいと思います。子どもにとっては、もしかしたらなんとなく行きたくないというような、自身でもその理由が分からないというような場合もございますし、そういうこともございますので、なぜ行かないのかというよりも、私どもとしてはどのような思いが、その子ども一人ひとりにあるのかどうかということを十分よく聞いて、そこから学校になじめない要因、こういうものを把握しながら解消に

努めていくということが重要であると思っております。

また不登校というのは問題行動だと、問題だというような捉え方をするのではなくて、児童 生徒が将来にわたって最善な利益を受けられるような、こういうことを学校、保護者、教育委 員会ともども一緒に考えていくというように、子どもに寄り添いながら対応していくというこ とが重要であると考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

それでは次に病院の再編について、1点お聞きします。

先ほどの答弁の中で、地方の団体が国へ要望をしているというような答弁があったと思いま す。何を要望したのか、伺いたいと思います。

いろんな報道等によりますと、これは何がなんでも統廃合をしろというような話ではないと 理解しています。もちろん、統廃合の必要性があるところもあるでしょうし、これはその病院 病院の事情によって全然違うことだと思います。これは何を国に要望したのか、それをお聞か せください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

国への要望は、どんなことを要望されたかということのご質問に対しての答弁となりますけれども、再編・統合については将来の持続な医療提供体制の構築を意味するとしているんですけれども、今回の公表の仕方はそんなふうに理解をされていないということで、この事態を解消し、地域住民の理解を得ながら国と地方が協力しながら地域医療構想の実現を図る必要があるというような内容で、要望のほうを出しております。その主な内容としましては、今のこの地域医療構想の進め方が少し問題があるんではないか、あとは国と地方の協議の場を設けていただきたい、あと住民視点で必要性などをじっくりと見極めていただきたいなど、要望のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

ありがとうございました。それでは、公共交通について再質問させていただきます。

まず、エリアの中の乗るバス停と目的地があって、ここの往復しかできない、中間のバス停間の移動ができない、何度聞いてもこれが納得できないんですよ。一体、なぜそういうことになるのか。運営委員会のときでしたか、とんでもないところに予約が入って、それをまわっていると大勢のお客さんが乗せられなくなってしまうとか、時間どおりいかなくなってしまうと

かというふうな心配をされたという説明もあったと思います。しかし、前の実証運行のときに、では一体、そういうことはいくらあったかということですよ。そういう検証はしていますか。 僕は記憶の限りでは、そんなに多くなかった。むしろ乗り慣れた人が、いつも同じメンバーでバスを予約して乗っているとか、予約が取れない、一杯だと言われたのに、そのバスが通って見たら1人しか乗っていなかったとかという、オペレーティングの問題とか、そっちのほうがよっぽど多かったと思うんです。バス停とバス停の間の乗り降りができない公共交通なんていうのは考えにくいですね。そこらへんもう一度、ちょっと考え方を教えてください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

エリアの支線のデマンドバスの運行について、バス停間の自由乗降ができない理由ということでございますけども、目的地優先の順位につけての議論ということで、エリア運営委員会の中で議論をしていただいたということでございますけども、1つの議論としてはデマンド交通の特性としまして、目的地が1カ所、2カ所程度、例えば中心市街地や駅周辺に集中していれば効率的な運行ができるということ。また、ここも行きたい、あそこも行きたいという離れた場所に目的地が散らばった状態で運行を考えた場合には、やっぱり何らかのルールを決めなければ運行自体に支障が出るというような議論があったということの中で、今回、目的地間、バス停とバス停の間の自由乗降については、一定の制限をさせてもらったということでございます。その理由、そういう議論の中で、このような運行内容に決めたということでございますけども、以前のデマンド交通の中で、一番問題となったのは、やはりタクシーとのすみわけということではなかったかと思います。ですので、今回もこのエリア委員会の中にはタクシー関係の事業者も入った中での議論をいただいておりまして、やはりタクシーとの運行すみわけをやっぱり取るべきだということの考え方も、この運行の中には反映したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

再々質問です。

タクシーとのすみわけもよく分からないんですけども、少なくともデマンドバスというのは、 要するに比較的自由に乗り降りができる。先ほど答弁にもありましたように、みんなで少しず つ不便を分かち合う。これは当たり前のことです。多少、だから時間がかかるとか、あるいは 駅で何時何分の電車に乗れないということも起こるかもしれない。だから一定の制限がかかる ことは、分かるんです。だけど停留所間で利用できないというのは、これは持ち時間の中でつ まり出発点、スタートと到着、持ち時間の中でぐるぐるまわって、これは時間オーバーになる といったお客さんは、あなた、この便には乗れませんという不便さがあっていいわけですよ。 そこで次の便にしてくれとかなんとかというやり取りがあればいいんです。だから最初から制 限をする必要なんてないと僕は思っている。それは仕方ないです。そういうことなら。

それから利用料金を運行委託業者の売り上げにしてほしい。これは全然駄目ではないということですね、可能性が。だったら将来的に、なんとかそういう方向へもっていけるようにちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

運賃を事業者の収入とすることについてというご質問でございますけども、事業者とすれば、いわゆる成果が発生するほどの運賃収入がやはり見込めない状態にあるということでございますので、やはりこれまでもこのことについては、事業者と協議をしてきたところですけども、そのような理由から調整に至っていないということでございます。しかしながら、やはり事業者が成果によって、収入が得られることによって成果が出るということで、やっぱり営業努力にもつながってくるというところもありますので、市としては将来的にはそのような、事業者の収入として、事業者が営業努力して利用者を確保して運行できる交通体系にもっていきたいと考えておりますので、また引き続き事業者とは協議を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○16番議員(野中真理子君)

第1項目の子育てについて関連質問をさせていただきます。特に③の幼児教育・保育無償化に関することです。具体的な例として、森のようちえんピッコロのお話が出ておりまして、先ほど市長も届け出をすることで、話を進めていきたいというようなご答弁があったと承知しております。

ただ、この届け出に対してどうするかということは、森のようちえんのほうから市長宛ての要望書の中にも、しっかりと行政の支援を受けるためのご指導をいただけますよう要望いたしますということで、森のようちえんとしても真摯にそういうご指導を受ける準備がありますよということは、すでに表明をされている、ここに表明があるんではないかなというふうに思います。その届け出をどうこうするということは、もちろん進めていただくというのは重要かと思いますけれども、私が考えますには、やはり国がすべての、3歳から5歳児を対象に幼児教育・保育の無償化を行う、そういったことを大々的にPRしたことで、この世代の家庭の方は大変喜んだ。だけども実際に森のようちえんって、すごく興味はあるけれども、ピッコロには支援がないんだということで、来年度の入園の希望者が大変減って、存続の危機に瀕しているということなのではないかなと思います。

先ほど岡野議員も言われましたけれども、たしかに子どもの安全を図るための基準、国が作った基準というのは大事だと思いますし、それが、基準というものがなければいけない、そうい

うことも理解はします。でも、市はその自分の市内にある子育ての施設だとか、それから子育 ての団体、幼稚園について、もっと細かい目で、国の基準とは違う何かが見られる立場にある んではないでしょうか。

この森のようちえんピッコロは、たしかに基準は満たしていません。だけども、第2子以降の無料化を市がやっていても、その支援は受けなくても、ここにやってきたということで、今までは何人もの子どもたちを受け入れてきたし、そういう、それだけの魅力があって、今までやってこられたところだと思います。ただし、国のこういう制度の中で、今は厳しい状況にあるということであると思います。

それと子育て支援としての考え方もありますし、それから市が今一番、政策として進めている移住定住政策の中で、森のようちえんピッコロに入りたいからといって移住をされてきた方たちが、今まで何組もあるわけです。そういう価値も、どういうふうに市が認め、また評価して、この国の制度のほかにも何か自分たちで独自の基準、または支援ができないか、それを考えることこそが基礎自治体というか、小さな自治体で目が届く範囲の支援ができることなのではないかなと考えますけれども、そこも含めて子育て支援と移住政策の両面から今一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

国の基準と何か違う基準を市は設けるべきではないかというご質問かと思いますが、たしかに森のようちえんピッコロについては、保育内容、私もホームページとかで拝見したことがありますけれども、自然保育ということで、とても興味のある保育をしていらっしゃるということは承知しております。それから森のようちえんを目指して移住してきた方もたくさんいるということも承知しております。ですが、国が定めている基準というのは、先ほども申し上げましたが、子どもの安全を守るための最低基準であります。そこをクリアしていただかないと、こちらのほうも認可外保育園として無償化の対象とするということにはできないと考えております。

しかし、先ほど市長からも答弁がありましたが、その届け出について、5年間の猶予はある わけですから、そういった中で、この基準についてはクリアしているよねとか、こっちの基準 は来年にクリアするようにどうしたらいいでしょうかというように、向き合いながら届け出の 基準をクリアしていけるようになればいいなと、こちらも考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

届け出ということに関しては、別に否定をしているわけではないので、それに基づいて市と ピッコロの間でやりとりをしていただくことについては、当然だと思っております。ただ、先 ほどから申し上げていますように、それだけの基準ではないものが、部長も認めていらっしゃ るし、皆さん、森のようちえんピッコロにはそういう思いを持っているんだと思うんです。その思いが何か別の形で、例えば移住定住の促進でこういうことをやった、報奨金というのはおかしいですけど、例えば、いろんな柔軟な考えの中で支援ができないのか、そういう工夫とか、それからそういうことが市で考えられないのか、そういうことも含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

野中真理子議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

まず、私も良い保育をしているなということは認識しておりますが、それは例えば自由保育であるという保育の内容、こういった事業をしていますという事業への支援というふうに捉えさせていただければ、その事業を行うにあたり、まずは届け出をしていただいて、認可外保育園として認めさせていただくことのほうが先決であると考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁は終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

原堅志君。

○12番議員(原堅志君)

1点だけ質問させていただきます。

職員の労働環境についてですけども、その中の、ともにあゆむ会が結成以来、常々労働環境の整備の中で必要なものは何かという中で、人事部の創設が非常に重要ではないかということで常々言っております。その中で、全体協議会の中で、来年度ですけども、行政改革の中で人事課の創設をするという前向きな答弁を前回いただいているんですけども、その前に人事室をつくって、人事課ができたと。これは一歩二歩、進歩していると思います。その中の人事課の職種ですね、職種の中に給与の担当と人事担当と、この二本立てになっていると、課の形成になっているんですけども、この給与の担当は当然分かりますけども、人事の担当というのは、どのようなことをするのか。

それと先ほど部長の答弁の中で、人事部の創設ということの中で、しないということの中で、 なぜ人事課が来年度できるのに、そのことが言われなかったのか、その点についてお伺いいた します。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

原堅志議員の関連質問にお答えいたします。

組織再編によりまして、来年度、人事課というふうに設定を今、考えております。なぜ、まず人事課ということから考えますと、北杜市ではまず1つは、会計年度任用職員制度が新たにスタートする。それから、まもなくですけれども、今後、定年延長というふうな問題があって、

そこで条例改正もしていかなければいけない。それから人事評価においても、今年度の評価を 今度は給与のほうにもつなげていかなければならないという、様々な課題があります。そういっ たことをやっていくためにも、人事課というものを設置していこうというふうな考えでおりま す。

給与の担当は給与担当ですが、人事担当におきましては、先ほど言いましたような人事評価ですとか、あるいは会計年度任用職員制度のそういったものをスムーズに遂行させるとか、あるいは職員の健康管理だとか、そういった様々な問題に対応していこうと考えております。以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 ほかに関連質問はありますか。 齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

公共交通について、1点ほど質問したいと思います。

まず、この公共交通は新しい、2年前に「つくる・守る・育てる」というような考えのもとに利用者登録、予約受付の必要、新しいオペレーションシステムというようなものを導入した中で、来年の4月から稼働しようという、そういうことになっております。特にこの中で市民への周知方法というのが特に課題になろうかと思います。要するに乗ってもらわないとできません。皆さんにご理解していただかないとできないと思います。そこで私は1つの提案として、来年4月からの新しい運行開始前に備えて、市民にお試し乗車期間というようなものを設けて、実際にこの市民バスに乗っていただくと。こういうような方策を考えたらどうかと、そういうふうに思っております。これが1点。

あと、改善点の見直しについては、2年間のスパンで行うというような答弁でございましたけれども、JRのダイヤ改正が毎年3月に行われております。これは市民バスが利用されないという1つの原因は、JRとの接続ができないというようなことが1つの原因でありました。そんなことを考えますと、JRのダイヤ改正が毎年3月に行われますので、これに伴って、関連して市民バスについてもいろいろな改善点も合わせて、毎年改善すべきだと思いますが、このへんについてのお考えを伺いたいと思います。2点です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。 山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の関連質問にお答えいたします。

まず、今、ご提案がありました住民周知のためのお試し乗車期間ということでございますけども、やはり新たな公共交通については、市民の皆さまに、より多くの方に乗ってもらうということが大切だと思いますので、周知については、あらゆる機会、あらゆる手段を使って市民にご案内させていただきたいと思っています。

そういう中で、この公共交通、どういうふうにしたら各一人ひとりが行きたい場所に行ける んだとか、どういうふうにバスを利用すれば、駅まで行けるんだとか、病院まで行けるんだと か、ショッピングセンターまで行けるんだとか、そういうそれぞれの目的があれば、そういう 公共交通を、バスを利用して、どういうふうにしたら、そこに目的地までたどり着けるかというような、個々の利用目的に合わせたようなレシピと言うんですか、マニュアルを作りながら、この公共交通になじんでもらえればなというふうに考えています。そういう中で、より多くの方に利用してもらいたいと考えておりますので、お試し乗車期間を設けるのも1つのアイデアだと思います。

また、改善点については、2年ごとというご答弁をさせていただきましたけども、これは大々的な見直しということでございますので、当然、JRの列車のダイヤが毎年変わってきて、バスの運行もそれに合わせて見直しをしなければならないということであれば、そういう細かい改正、改善については毎年、そういう連携する列車だったり、また高速バスだったりというようなところで、調整をできる限りしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

通告に従いまして、5項目、公明党の代表質問をさせていただきます。

先んじて、公明党は昨月、11月17日、立党55周年の佳節を迎えました。「大衆と共に」を掲げ、大衆福祉と日本の柱たる公明党を目指して公明党は立党いたしました。その前身は地方議会である公明政治連盟でございました。地方から国へ物申す力は、全国国会議員、市町村議員合わせて3千名のネットワークのもと、多くの実績を生んでまいりました。

現場の声を、声なき声を地方から中央に届ける。それがわれわれ公明党の使命であり、またそれをフィードバックした中で、地方政治をさらに円熟し成熟し、地方への貢献をしていく。それはどこまでも「大衆と共に」の立党精神でございます。古くは教科書の無償化から始まり、児童手当、これらについては公明党の主張でございました。

北杜市を振り返ってみますと、平成20年9月、公明クラブの代表質問の中で子育て支援について問いただしたところ、第2子以降の保育料の完全無料化、そして医療費の小学校3年生までの無料化、それを時の市長はお応えいただき、そしていまやその流れが約10年以上経った今、日本政府はかじ取りをしたわけでございます。つまり、北杜市の小さな声は日本を動かしたというふうに私は思っておりますし、それに応えた北杜市も素晴らしい子育て支援をしてきたのだというふうに思っているところでございます。

そしていまや、全世代型社会保障ということを政府与党は謳っております。まさに大衆福祉 が政治のど真ん中になってきたわけでございます。

そういった考え深い佳節に当たり、12月の質問をさせていただきます。

1項目め、地域を守る事業者の担い手育成のため公共工事の平準化についてでございます。

自然の猛威は昨今台風、ゲリラ豪雨、地震と日本列島各地にその爪痕を残し、復興、復旧、再生への道のりは地域住民をはじめ行政、国・県は復旧対策対応に追われているところであります。しかし、復興や有事の際の現場対応は、地元業者や協力会が盤石でなければスピーディーな対応はできないと考えております。土木建設業界をはじめ市内事業者は不況や担い手不足のため、事業の廃止、縮小を余儀なく強いられています。年間を通じて安定的な仕事の確保のため、公共工事の平準化が必要とされております。

東日本大震災の折、私は北杜市の災害対策本部に詰めました。そのときに見た光景は、職員の皆さまの並々ならぬ努力と、そして協力会をはじめ多くのこの地域を支えた事業者の皆さんが一生懸命電気をひく、そして困ったところへは保健師も飛んでいった、そういったところを目の当たりにさせていただきました。そういった意味で、地方には地方の担い手が必要であり、それは業者とて同じだということでございます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 債務負担行為により年度をまたいだ事業執行、事業発注についてお伺いをするところでございます。

2番目につきまして、フレックス工期契約制度の導入についてでございます。

そして3番目、公共工事の柔軟な繰り越しについてです。

続きまして、第2項目めに入らせていただきます。市単独事業における有利な起債活用についてでございます。

市単独事業は、国、県の交付金、補助金対象にならない事業について、市独自の事業として 地域住民から強い要望のあるものについて、また事業効果の即効性のあるものについて、市の 判断のもとに行われていると鑑みるところであります。合併特例債は、期日が迫り、起債枠も 少なくなってまいりました。過疎債については、地域限定であります。しかし、市民のニーズ は今、道路、水路の補修改修を含め多岐、多地域にあるわけでございます。

北杜市はたしかに非常に財政難でありました。 1 千億円を超える借金を抱え、その中でいまや6 0 0 億円というふうになってきたわけでございます。それはどうしたか。それは時代のニーズに合った国の制度にもよく注目をして、それに呼応してきたところにその要因があると思っております。

私どもは、最初は借金も簡単にはできなかった。おうかがいを立てなければできなかった。 そんな北杜市でありました。それゆえ、職員の皆さんは58歳で定年をしていただいた。職員 数も減りました。その中で、どうやって事業を進めるかは職員の皆さん、われわれ議会も真剣 に考えながら今日まで来た、私は結果だと思っておるわけでございます。

そこで以下、質問をするところでございます。

市単独事業について、現在十分な予算措置が取られているでしょうか。

また2番目でございますが、防災インフラ整備事業は十分であるでしょうか。

そして3番目、緊急自然災害防止対策事業についてでございます。

そして4番目、緊急防災対策事業債の借り入れについてでございます。この起債の借り入れについては、基本的には100%充当、地方交付税バック70%というような起債がございます。つまり合併特例債と同じ起債バックで、100万円を借りて100万円を返すと70万円が地方交付税として返ってくると、こういう起債、借金でございます。こういったものについては、やはりその期限や期間もございますから、それらに素早く呼応して、その対策をして地

域の声を聞き、そして事業執行していくべきだというふうに考えているところでございます。 3項目めに移らせていただきます。太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例施行についてでございます。

地上設置型太陽光発電施設は、日本一の日照時間や安価な土地が所得しやすい北柱市において、国の施策も相まって、太陽光パネルの設置に拍車がかかりました。人と自然の共生は、永遠の命題と鑑みるところでありますが、設置指導要綱の作成、景観法に基づく構造物としての位置づけによる届け出の義務、さらに許可制による条例の制定と市、住民、議会は知恵を絞って現在に至っております。議会は条例を修正した経緯もございます。

太陽光発電におきましては、京都議定書をはじめ昨今ではCOP25もございましたが、CO2の削減というのは、地球的規模の命題でございます。それゆえに北杜市としては太陽光発電に舵を取った時期がございました。時折しも非常に不況なときでございました。その不況なときにニューディール政策を国は打ち出したわけでございます。グリーンニューディールか、スクールニューディールか、非常に当時、悩んだわけでございますが、まずはスクールニューディールのほうを導入し、学校等の屋上に約10億円ほどの太陽光パネルを設置したと。そこから北杜市も大きく転換をしていったような気がいたします。当然、NEDOの実証実験施設の太陽光の発電所も長坂町に設置がされ、それは今、稼働しているところでございます。

そういった中、残念なことに山林を切り、また急傾斜のところですとか、非常に不安なところへ太陽光パネルが設置され、それらについては多くの議論を呼び、私たち議会としても非常に苦悩の中、過ごしてきたわけでございます。

まず最初にしたことはなんであったかと鑑みますと、指導要綱をつくりました。指導要綱につきましては、私が議会の発言の中で、指導要綱をつくったらいかがでしょうかと。指導要綱をつくりますと、市は積極的に業者と住民の間に入りながら、いろいろな協議、調整をしてきた現実がございますし、指導要綱による効果も私は多大なものであったというふうに思っているところでございます。

その後、指導要綱から条例に移るまでの間、景観法が一部変わりまして、景観法に太陽光パ ネルを構造物として認定すると。そういうことになりますと、今度は届け出の許可、届け出と いうことになります。届け出によりまして、市に届けなければ、太陽光パネルは設置できない という現実があったわけでございます。森林を切る場合には伐採許可がいたり、また多くをす る場合、林発があったり、また土地等に至っては農業であれば農業委員会等とか、そういった 部分の法律上のハードルはあったわけでございますが、届け出という義務はなかったわけでご ざいますから、その届け出によって市は大きく、これらの事業が把握できるようになり、また それら指導要綱とも相まって指導してきたという現実があるわけでございます。そして今年、 いよいよ10月から太陽光の条例が施行されたわけでございます。これについては、すでに皆 さまご承知のとおり、非常に厳しいというか、許可制という、市が許可をするという、ほかで は届け出制の条例が多いわけですが、市が許可をする許可制となりました。弁護士事務所を職 員が訪ね、また地域の皆さんのお声を聞き、いろいろなことをやりながら、ここに向かっていっ たわけでございます。そして、検討会も1年以上の検討会を10何回以上開きまして、この太 陽光の条例は可決されたというところでございます。そしてその条例につきましても本市は議 会の全員で開催されました委員会の中に付託いたしまして、修正も出たわけでございます。こ の修正についても、このあとで質問させていただきますが、そこで以下質問をさせていただき

ます。

- 1. 施行以前と現在における状況、その影響、効果について。
- 2. 修正に伴う高さと期日の見解について。
- 3. 条例施行後の問い合わせ状況についてでございます。

4項目めに移らせていただきます。国保会計の今後についてでございます。

本年度より国保会計の資産割が廃止され、均等割と平等割と所得割の納税となりました。それによりまして、おそらく北杜市は約1億5千万円近くの国保税の収入が減額となったと思います。先祖代々受け継がれました土地家屋等の売却は、長年住み慣れた年配の方は手放したくないと思います。年配の方で所得の低い方には、大変喜ばれると考えるところでございます。やはり所得のない方にとっては、この資産割というのは資産を持っていても、資産がどうしても家屋税ですとか、土地にかかる税金を払うばかりで、年配の方には残念なことにそれを活用しながら利益を得ているということは、なかなか難しいです。それゆえに、この資産割というのは資産を持って、なかなか売れない年配の方には大きく圧し掛かっていたので、その効果は絶大なものであったと思います。しかし今後の国保会計については、非常に不安が残るところでございますので、以下質問をさせていただきます。

- 1. 資産割の影響により国保税の減額となった市民の状況について。
- 2. 減額による国保会計の今後の影響について。
- 3. 国保利用者の医療費の推移の傾向について。
- 4. 国保利用者の障害年金支給等の状況について。国民健康保険については、国保という医療の保険と、そして障がいになったときの障がい者としての対応できる保険と、この2つということになっております。
- 5. 国保利用者の市内医療機関の利用状況について。
- 6. 国保会計安定のための施策についてでございます。

最後、5項目めに移らせていただきます。新規就農者の相談所設置についてでございます。 農ガールと言われる女性の新規就農をはじめ、北杜市においては新規就農者の性別年齢は多 岐にわたり、希望も増えているところであると考察するところでございます。地域の状況や知 識、企画力、経営力が求められるところでありますが、就農者は千差万別でございます。生業 を立てるには、技術と情報と物流を柱に企画力が必要であります。企画力には人間力、想像力、 経営力を要し、現状把握と実行すべきは何かを判断していかなければなりません。また、さら に開拓の精神がなければ成功はできません。本市においても開拓の地域もあるわけでございま すが、開拓の地域の皆さんは血と汗と涙の中で今、二代、三代目という方がいらっしゃるわけ でございます。そういった努力が、この新規就農者の皆さんにできるのかというのは、非常に

そこで以下、質問をいたします。

新規就農者のための相談所の設置について、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

- 2. 移住定住窓口と新規就農希望者との連携について、お伺いをいたします。
- 3. 北杜市以外の地域連携についてお伺いをするところでございます。

不安が残るところでございますが、国の施策等もあるところでございます。

農業につきましては、新規就農者にとっては、そもそもが私たちの、北杜市に住んで農業を やっていた方が農業離れに今なっている状況の中で、例えば移住してきた中で新規就農をして、 それを生業に立てるのは非常に難しいケースだと思っております。そして北杜市の多くが兼業 農家として、お仕事をしながら休日や、またお休みをとって農業をされている。こういう形態 が多いかと思います。私は移住者の皆さんでもそういった考え方というのも1つ、考察すべき だというように思っているところでございます。

以上5項目につきまして、質問させていただきました。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時5分といたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時05分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

市単独事業における有利な起債活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市単独事業への十分な予算措置についてであります。

これまでも、限られた財源を有効に活用しながら、地域からの要望等に応えるべく、事業の効果や優先度を精査しながら、国、県の補助金や国の経済対策の積極的な活用をはじめ、基金の有効活用に努めるとともに、交付税措置のある有利な起債を積極的に活用し、様々な事業に取り組んでまいりました。

また、補助事業に該当しない軽微な要望等には、迅速に対応するための市独自の取り組みである「地域課題早期対応事業」により、昨年度は、155件の要望に対応するなど、本市の単独事業執行額は類似団体と比較しても多い状況にあります。

一方で、合併による普通交付税の合併算定替の終了や、令和7年度には「合併特例事業債」 の発行期限を迎えるなど、今後は市単独事業に充当する財源の確保が厳しくなっていくことが 見込まれます。

しかしながら、市単独事業の活用は、安全・安心な地域づくりにきめ細かく対応でき、市の 発展には重要なものと捉えていることから、今後も有利な起債が充当できるよう、事業内容を 精査するなど、安全・安心な地域づくりと、豊かな市民生活の実現のため、創意工夫を重ねて まいります。

次に、防災インフラ整備事業についてであります。

防災インフラの整備に当たっては、これまでも市では国や県の事業を活用し、市道法面補強や、ため池の改修、耐震性貯水槽の整備等を進めており、また、国および県においても、治山事業や河川改修事業等にも取り組んでいただいておりますが、すべての危険箇所の解消には至っておりません。

国では、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、 国土強靭化を強力に進めており、地方自治体においても、国と歩調を合わせて強靭化に取り組む必要があることから、本市では、「国土強靭化地域計画」の策定を進めております。

この「国土強靭化地域計画」では、起きてはならない最悪の事態から想定されるリスクを洗い出し、その対策を明らかにするものであり、今後は、この計画を踏まえた防災インフラの整備に取り組んでまいります。

次に、新規就農者の相談所設置における、相談体制についてであります。

本市では、農業の担い手の確保と耕作放棄地の防止、解消を目的に、積極的な新規就農者受け入れを推進しており、市および「北杜市農業振興公社」で、年間120件余りの相談に対応しているところであります。

本市においては、移住し魅力的な農業を行っている農業者も多数あり、中には研修生の受け 入れや、新規就農者の育成も行っていただいております。

就農には、地域選定、作物選定、農業スタイル等、多岐にわたる相談に対応できるよう、関係機関のご協力をいただきながら、本市への就農を進めているところであります。

新規就農する方は、「自らが経営者となり采配を振るう」という方が半数以上であり、市では 農業を取り巻く環境が変化する中で、営農を維持しながら、新たな農業農村を構築していくた めにも、強い意志と情熱を持った新規就農者を待ち望んでおります。

また、昨年度から新規就農指導員を配置し、相談窓口として対応しているところでもあります。

農業を本格的に始めるためには、専門的な知識の習得や、どのような農業経営を行うかといった営農スタイルの確立が必要であることを中心に指導しております。

しかしながら、営農計画以外に、住居や地域とのつながり、経営など就農するまでの入口で 判断しなければならないことも多く、苦慮している状況にあります。

このため、農業を中心とした定住相談等の対応は今まで以上に必要となることから、関係機関との連携を図りつつ、専門的知識を有した人材の配置は急務と考えております。「市農業振興公社」や長坂総合支所内に設置している「移住定住・しごと相談窓口」と連携した相談体制を検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地域を守る事業者の担い手育成のため公共工事の平準化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「債務負担行為」による年度を跨いだ事業執行・発注についてであります。

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にあります。

工事量の偏りが生じることで、繁忙期には仕事が集中することになり、受注する事業者では 現場代理人等の確保ができず、入札を辞退する事例や、工事を発注する市においても担当職員 の事務量の増加などの弊害が生じております。

国においては、「債務負担行為」を活用した発注時期の平準化については、積極的に取り組むこととしており、地方自治体でも取り組み事例が見られるようになりました。

市としても、発注が集中することによる入札不調の防止や、受注する建設業者が年間を通じて安定した工事量を確保できるようにすることで、事業者の健全経営や育成にもつながるものと考えております。

これまでも、半年ごとの建設工事発注予定の公表や、庁内においても、年度当初の予算執行通知により、早期発注を指示するなどに取り組んでいるところでありますが、年間を通じ安定した工事発注と、近年多発する台風や集中豪雨等による自然災害の早期復旧に向けた工事発注など、初年度支出額ゼロの「債務負担行為」、いわゆる「ゼロ市債」をはじめとする「債務負担行為」の活用について、検討してまいります。

次に、フレックス工期契約制度の導入についてであります。

国では、工期設定や施工期間の選択を柔軟にし、受注者にとって効率的で円滑な工事施工体制の確保を図ることを目的とした「余裕期間制度」として、「発注者指定方式」、「任意着手方式」、「フレックス方式」の3方式の運用方法を示し、平準化への取り組みを積極的に活用するよう全国の自治体に通知しております。

「フレックス方式」は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と 終期を決定した工期により契約ができ、技術者等の配置が不要な余裕期間を持つことができま す。

これにより、技術者等がその他の工事への計画的な配置が可能となり、工事受注の機会の増加と担い手の育成が図られるとともに、人材、資機材の実働日数の向上により、建設業の機械保有が促進され、災害時の即応能力の向上にもつながる有効な方式であると考えております。

近年制度の導入自治体も増加していることや、県においても試行的に導入していることから、 先進事例を参考としながら情報収集に努め、制度導入に向け検討してまいります。

次に、公共工事の柔軟な繰越についてであります。

公共工事の執行は、地域の安全・安心のため、また要望等に迅速に応えるため、年度内での 事業完了を目指し、積極的に取り組んでいるところであります。しかし、天候不順や用地取得、 関係機関との調整などの手続き期間が長引くなど、不測の事態に時間を要する場合のほか、あ らかじめ年度内での事業完了が見込めない場合には、繰越手続きを行っております。

今後、事業者の育成の面からも、事業の進捗管理をしっかりと行い、適切に執行してまいります。

次に、市単独事業における有利な起債活用について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、緊急自然災害防止対策事業についてであります。

「緊急自然災害防止対策事業」は、国が進める防災・減災・国土強靭化のための緊急対策と 連携し、地方単独で実施する防災インフラを積極的に推進するためのもので、その財源として 「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたところであります。

これは、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される事業が対象となり、その範囲も治山、河川や急傾斜地崩壊、農業水利施設等、幅広いものとなっております。

市内の防災インフラを強固なものとすることは、重要かつ早急に取り組んでいかなければな

らないとの認識の下、今後は県の指導も受ける等、連携を図り、早期の事業計画策定や、事業 実施に取り組んでまいります。

次に、緊急防災対策事業債の借り入れについてであります。

「緊急防災・減災事業債」は、東日本大震災を教訓とし、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象とした地方債であり、元利償還金の一部が地方交付税措置される、財政的に有利なものでありますが、来年度までの時限的な措置となっております。

その具体的な使途は、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備、情報網の構築や、消防の広域化事業などであります。本市では、防災行政無線子局の整備や、消防ポンプ車両の整備等に活用しており、借入総額は、本年度予定額を含め5億7千万円余りであります。この事業債は、地方自治体にとって有効なものであることから、さらなる事業期間の延長等の要望が多く出されております。

国では、令和3年度以降の取り扱いを、来年の夏頃には示すとの情報もあることから、様々な機会で要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国保会計の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、資産割の影響により減額となった市民の状況についてであります。

本市の国民健康保険税の賦課方式については、本年度から資産割を廃止した所得割、均等割、 平等割の3方式としております。

資産割については、固定資産税が算定基礎となることで、税に対する二重の負担感が強いことや居住用資産等の事業収益を生まない資産への課税が、年金生活者や低所得者等への負担増となっていたこと、また、昨年度から新たな国保制度が施行され、県が示す統一的な運営方針により、標準保険税率の算定方法が資産割を除く3方式であることなどから廃止としたところであります。

昨年度の課税データをもとに、資産割課税世帯の状況を確認したところ、約55%の世帯が、 保険税軽減適用の対象であったことから、資産割の廃止は、資産を所有する所得の低い世帯等 において、負担の軽減につながったものと考えております。

次に、減額による国保会計の今後の影響についてであります。

国民健康保険税は、国保会計の歳入全体の約20%を占める重要な財源となっております。 資産割廃止に伴う国民健康保険税への影響について試算したところ、約1億4,500万円の 減収が見込まれることから、税収の減額分については、当分の間、財政調整基金を活用して国 保会計を運営してまいります。

しかしながら、本市の国民健康保険は、被保険者数の減少や資産割の廃止に伴う保険税の減収等が見込まれる一方で、一人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により増加傾向にあることから、今後の国保財政は、徐々に厳しい状況になるものと考えております。

次に、医療費の推移についてであります。

昨年度における本市の国民健康保険の医療費の総額は、47億5,814万円で、前年度の48億5,768万円に比べ9,954万円、約2%減少し、一人当たりの医療費については、平成30年度、31万9,918円で、前年度の31万8,224円に比べ、1,694円、約0.5%の微増となっている状況にあります。

医療費の総額は、被保険者数の減少等により全体では減少傾向にあるものの、一人当たりの 医療費は、被保険者の約46%を前期高齢者が占める状況や医療の高度化、高額医薬品の保険 適用等から年々増加するものと見込んでおります。

次に、障害年金支給等の状況についてであります。

国民健康保険は、社会保障制度の中で社会保険の一つに位置付けられております。社会保険は、被保険者の拠出を主な財源として、病気やけが、出産および死亡のほか、老齢や障がい、失業等の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図るための相扶共済の制度であり、病気やけがは医療保険により、老齢や障がいは年金保険により、失業等は失業保険により救済されているところであります。

こうした制度の下、障がい者のうち身体障害者手帳1級から3級までを所持する方や国民年 金法による障害等級1級、2級等に認定された方等については、「重度心身障害者医療費助成制 度」において、社会保険各法に規定する療養の給付等が行われた場合、医療機関の窓口で支払 う自己負担額が助成されております。

本市の国保被保険者のうち、約700人が「重度心身障害者医療費助成金」の支給を受けている状況であります。

次に、市内医療機関の利用状況についてであります。

「山梨県国民健康保険団体連合会」が毎月行っているレセプト審査件数をもとに、本年4月から9月までの診療分で、市内医療機関の利用状況を確認したところ、国保被保険者で医療機関を利用された方のうち、約46.5%が市内の医療機関を受診している状況となっております。

次に、国保会計安定のための施策についてであります。

国民健康保険財政の基盤等の強化を図るため、昨年度から新たな国保制度が施行され、都道府県が国保の財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村においては、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等を担うなど運営の在り方が見直されたところであります。

市としても、国保財政を維持し安定した運営を行っていくためには、県からの交付金等公費 のほか、主の財源である保険税の確保は重要なことから、収納課とも連携し、収納率の向上に 努めております。

さらに、医療費の抑制を図るため、特定健康診査の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用促進等、医療費の適正化にも取り組んでいるところであります。

現在、本市の国民健康保険は、財政調整基金の活用を見込む中で、安定した運営を行っておりますが、被保険者数の減少や賦課方式の改正等による保険税の減収、被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加等を踏まえると、数年後には税率の見直しを行うなど財源確保に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

持続可能な国保運営とするためにも、財政状況を的確に把握し、財政調整基金の保有状況も

見通す中で、適切な時期に国民健康保険税の税率等の改正について検討してまいります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新規就農者の相談所設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住定住窓口と新規就農希望者との連携についてであります。

「移住定住・しごと相談窓口」には、市内に移住を希望する相談に合わせ、就農に関する問い合わせも多数寄せられております。しかし、現時点では、県立農業大学校のパンフレットや就農に関する補助等のチラシを配布するにとどまっており、農地の貸借、補助制度、営農スタイル、兼業農家を希望する方の相談など、詳細な相談ができていないことが課題となっているところであります。

また、本年度、農業法人を対象に開催した「飛び出せ 市長と未来を語る集い」の中でも、 後継者、担い手不足に対する意見が多数出されております。

このような状況において、就農相談を通じた新たな担い手の確保は重要であると考えている ところであり、また、移住者の中には、農業に関する相談もあることから、今後、「移住定住・ しごと相談窓口」との連携体制を検討してまいります。

次に、北杜市以外の地域連携についてであります。

市内には、多くの市外からの農業者等が営農しております。営農形態としては、小規模から 企業参入のような大規模な営農までが行われており、農地利用に大きく貢献しているところで あります。

経営体の中には、「北杜市農業企業コンソーシアム」を組織する企業同様に高い技術を持って 営農展開されている方々もおります。このような経営体のスキルや営農スタイルが普及するこ とにより、本市で農業を営む新規就農者等の生産量の拡大および所得向上に結びつくことが考 えられることから、今後は参入企業など市外からの農業者等との連携方法を検討してまいりま す。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例施行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施行以前と現在における状況とその影響、効果についてであります。

10月1日から条例施行となりましたが、11月末現在18件の申請があり、うち許可済みのものは10件となっております。

市では、これまで地球温暖化防止対策のため、化石エネルギーの代替エネルギーとしての再

生可能エネルギー利用促進を図ってまいりました。

また、東日本大震災以降、太陽光発電設備の設置が急速に進む中において、「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」の整備や「北杜市景観条例」への適用など、状況に合わせ、でき得る対応を行ってきたところであります。

条例施行後は、地域への事前説明が義務化されたことにより、新たな太陽光発電事業について情報提供の適時適切な実施が担保されることとなったものと考えているところであります。

また、許可制を採用し、罰則等も規定していることから、事業者において事業計画を検討する場合においても条例の基準への適合や、自然環境や地域との調和を意識した事業展開が強制される環境が整うなど、従前になかった状況が作られたものと考えております。

次に、修正に伴う、高さと期日の見解についてであります。

太陽光モジュールの高さは、安全上および景観上の観点からできるだけ低くすることが望まれるところでありますが、一方で、発電効率に影響を与え、財産権や営業の自由に対し制限するものとなることから、条例の目的達成のために、必要な合理的な規制範囲であると判断し、地盤面から2.5メートルと定め、議会に上程いたしましたが、現状の設置状況を鑑み、さらに強化すべきとの修正の動議により、2メートル以下としたところであります。

高さを抑えることにより、架台強度の点においても有利になることや、隣接するパネルの影による影響が少なくなるなどの効果もあり、一概に事業者に対して不利になる要素だけではないことから、事業者においても対応可能な範囲であり、適切であると考えております。

施行期日についても、提案時には6カ月後としていたことに対し、早期に施行すべきとの修正の動議により、3カ月に短縮したところであります。このため、窓口や市ホームページ、事業者への説明会などで条例の周知を図ってまいりましたが、これまで期日が短縮されたことによるトラブルもなく、駆け込み申請の抑制などに対しても一定の効果があったものと考えております。

次に、条例施行後の問い合わせ状況についてであります。

事業者からは、条例の基準としている説明などの義務的規定において、事業者として対応しなければならない具体的な周知範囲や地域への説明方法などに対する問い合わせがありますが、条例制定に至った主旨などを説明し、状況に合わせ、地域との調和を求めているところであります。

また、地域の方々からは、以前は事前の周知がなく事業が実施されたなどの問い合わせがありましたが、条例施行後は説明が義務化されたことにより、事業者からの説明に対する対応方法などの問い合わせが多くなってきております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

それでは、1項目ずつ再質問させていただきます。

はじめの地域を守る事業者の担い手育成のため、公共工事の平準化についてでございます。 先ほど答弁のとおりでございまして、地域業者の育成につきましては、安全管理主任技術者 が不足しているところで、不落というようなこともありましたし、また落札というか、積極的 に業者が入札に入れないというような状況の中で、1年を通して平均的な仕事がなかなか難し いということの中で、このような1から3番目の提案をさせてもらったところでございます。

先ほどの答弁によりますと、これらについては検討というようなこと、またなるべく努めるというようなこともありました。しかし、市において現在もやっていることもありますし、また今後さらにそれを柔軟にしていくというようなこともあると思います。債務負担行為につきましては、おそらくできるでしょう。フレックス工期につきましては、なかなかこれについては、新たな制度ですので、難しいとはいえ、やはりこれは業者とよく協議をしながら、それに向かっていくべきかと思いますが、いかがか見解を伺います。

繰り越しについては、すでに柔軟な対応はしているところでございますが、やはり今後、災害等の発生によりまして、多くの工事がバッティングするということもありまして、これについても繰り返しでございますが、対応していくべきと思いますが、この3点についてもう一度、答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

工事の平準化に対する考えを3点ほど伺いました。

まず、その中で平準化の効果、それに対する見解の面から答弁をさせていただきたいと思いますけども、債務負担行為の活用、また、フレックス工期制度によりまして、年度内の工期、工事量の偏りを解消するというメリットがあるということで、また年間を通した工事量が安定する効果が期待できるというようなことでございます。そのような中で、受注者にとっては人材、資材の効率的な活用促進による入札不落への対策になること、また中長期的な公共工事の担い手が確保できること、発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避できるなどの効果があります。

また、受注者におきましては人材、資機材の実働日数の向上等による建設事業の安定的な経営、また健全化が図れるということ。労働者の処遇改善にもつながるものということであります。これらのメリット、それぞれありますので、フレックス、そして債務負担行為の活用、また繰り越しの制度を使いながら、工事の平準化に努めてまいりたいと思います。

また、このような平準化に努めることによって受注の機会が増えるということ、先ほどの答弁にもありましたように、災害時の即応能力が向上するということでございますけども、また、本市においては特に冬場については、除雪などにおきまして、市内の業者のそういう機械力、能力に頼るところが出てくるわけでございますので、そういう面でも地域のためにご尽力をいただけるということもありますので、ぜひ、まだまだ、特にフレックス制度についてはまだ勉強不足なところがありますので、先進的な事例、そういう情報をより多く収集する中で、研究してまいりたいというふうに考えておりますし、また繰り越しにつきましては、現在も工期等の関係から前もって繰り越しが必要な事業、特に今回も専決で予算をご承認いただいたわけなんですけども、自然災害に対しての復旧、復興の工事に要する事業については、工期的なところ、また施工時期によっては繰越明許の手続きを取るような措置も行っておりますし、工事が

一時期に今、偏らない、そのような取り組みについてのそれぞれのメリットを生かしながら、 導入に向けては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

今、答弁漏れがございまして、業者との協議はいかがでしょうかということを問うておりま すので、そこについてもお答えいただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

公明党、内田俊彦議員の質問に対しまして答弁漏れがあったことをお詫びを申し上げます。 当然、この平準化制度の導入につきましては、市内業者の意見等も踏まえて、制度をつくり 上げていかないといけないと考えておりますので、市内業者でつくる、そういう団体もありま すので、そういう団体とも意見を交換しながら、また制度の内容についても検討してまいりた いと考えております。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

2項目めにつきまして、再質問させていただきます。

市単独事業における有利な起債活用についてでございます。

総括的にお答えいただきたいと思いますが、簡単に言いますと有利な起債、緊急自然災害債とか緊防債も含めてそうなんですが、今のところは期限があったりするわけでございます。そういたしますと、当然、来年度予算にもこれらの起債等については反映をしながら、地域の要望等にも応えるべき対応をしていくことが肝要かと思います。そして、やはり合併特例債は期限がありますから、できればこういったものを先に活用して、市単独事業であればやっていくべきと、予算化していくべきというふうに鑑みますが、いかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

有利な起債の活用についてということでございますけども、議員からご指摘もありましたように北杜市において優位性の高い起債としまして、まず合併特例債がありますが、これは現在、 残高、使える額としてはもう40億円を下回ってきており、また令和7年度までで、その使える期限が設けられているということ。過疎債については、地域限定されているということでご ざいまして、このような中で、緊急防災・減災事業債、また緊急自然災害防止対策事業債が、これらの合併特例債や過疎債に続く有利な起債というふうに考えているところであります。ですので、特に防災インフラの整備、それについては、先ほど答弁にもお答えさせていただいたんですけども、きめ細やかな整備、行っていくということが防災インフラを強固にするということになりますので、その中には事業規模によっては、県、国の補助金の対象にならないような事業もありまして、やらなければならないもの、緊急性、必要性のあるものについては、単独でもやっていかないといけないと考えておりますので、それについてはやはり財源確保というのは付いてくると思いますので、そういう場合については、この緊急防災・減災事業債、また緊急自然災害防止対策事業債、これらを有効的に活用しながら、また財源確保に当たっていきたいというふうに考えておりますけども、またこれらの制度、国の動きも注視していかなければいけないと思いますし、また期限が設けられている制度でございますので、やはり財源の確保に苦慮している北杜市においても、こういう制度を国のほうでも効果的に使えるように、また制度の延長等についても積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

今、皆さん、防災ですとか避難所ですとか、いろんなご質問があるわけでございます。それは今がタイムリーでございますから、これは当然、今、検討して、12月には全部、いろんな報告等もあがるわけでございますから、それらを精査して、たぶん財政課としては非常に厳しいかもしれませんが、短期間の中でこれはきちっとまとめていくべきと思いますが、いかがですか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

公明党、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

現在、市では来年度に向けての予算編成をしているところであります。当然、地域においては緊急性、必要性のあるものうんぬんについては、整備していかないといけないということでございます。しかしながら起債の発行、起債を使う場合については、やはり起債残高を見ながら効果的に、財政負担を考えながら、財政の影響を考えながら、やっぱり起債を起こしていかなければいけないというふうに考えておりますので、このような有利な起債、なるべく活用できるようにしてまいりたいと考えております。そのためにも事業の選択集中を図りながら、また計画的な事業の執行にあたってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例施行について、お伺いするところでございます。

先ほど、この条例施行後については、駆け込みの防止にもなったと。そしてやはり効果も高いという答弁でございました。私もそのようになったと思っております。それらについて、おそらく、窓口はきちっと業者と向かい合いながら、住民と向かい合いながらされていると思います。そういった意味では、できればもう少し詳細なことがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

条例施行までの間の指導というような内容でよろしいでしょうか。

条例につきましては、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めたということでございます。豊かな自然環境および美しい景観および市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、魅力のある地域社会の実現に寄与することを目的として策定をさせていただいております。

これまでも市では景観条例、これにつきましては、平成28年度の中に太陽光施設を追加で 入れさせていただいたというところの中で、県のガイドラインと合わせまして、太陽光発電設 備の対応をしてきたところであります。

また、条例公布時におきましても、即日施行となった地区への説明等についても適切に対応するよう窓口等で業者には指導してきたところでございます。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

続きまして、国保会計の今後についてでございます。

先ほど部長答弁の中で、簡単に言うと資産割1億4,500万円の減額と。当然、医療費は年々かかる。たしかに制度改正の中で、平成29年度とかちょっと、後期高齢広域連合とか、山梨県一本化ということもありましたので、実際はそのときに多くの基金が積めたような現実もあるわけです。しかし、過去を振り返ってみますと5億円ですとか、3億円ですとか、4億円ですとか、そのくらいの基金残高でずっといたわけでございまして、たしかに今回はそのときの影響の中で基金はあるわけでございますが、今後については非常にこの基金等が高度医療等の発達によりまして枯渇してしまったら、この国保会計は破たんということになってしまうわけでございますから、今後も安定的な経営をしていくには、やはり先ほど資産割の影響が今後出てきて、2、3年後には検討していかなければならないという答弁でございましたが、やはりそれは私も同感でございます。そういった意味で、今後注視しながらやはりどうしても上げていかなければならないという動向が、部長としてはお考えかどうかお伺いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

基金の状況等、枯渇しないかということで、今後の税制改正についてということのご質問だったかと思います。

今後、市の財政見通しということで、財政については被保険者数の動向と1人当たりの医療費の伸びを予想しながら、県へ納付する納付金等がございますけれども、その納付金と国保税の収入を推計しながら将来的な財政状況について判断をしながら、基金をどんなふうに使うかという中で、先ほども答弁で申しましたとおり、資産割がなくなった際については、税制改正を行っておりませんので、基金については4年から5年は大丈夫とは思いますけれども、今後、賄うということが厳しいという状況を見込んでおります。

ついては、数年後には税制の改正等が必要になりますので、その際には市町村の国保の運営協議会等もございますので、そちらの意見も伺いながら適切な時期を捉えて、できる限り、市民に、納税者に対しまして負担等が急激にならないような制度改正を段階的に行っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

最後になりますが、新規就農者の相談所設置でございます。

先ほど相談所の設置については、まだちょっと時期尚早みたいな答弁だったように思いますが、しかし現実は移住定住窓口を設置したところ、多くの皆さんがそこへ来られた。やはりそういった中では多くの皆さんにぜひとも来ていただいて、多くの情報の中からやはり就農、そしてそのスタイルにつきましても、やはり兼業というのもありますし、また逆にほかの仕事に就いて、まったく農業という形の中での生業でなくてもお休みに手伝うとか、いろんな形態があると思います。また、それが今、担い手不足の農業者の皆さんにも休日でもいいから助けていただきたいというようなこともあれば、やはりこれは一定の効果があがるように、私は思っております。相談所設置について、もう一度お伺いするところでございますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

移住相談者等の多くの方の中には、本市での就農を希望していることを聞いておりまして、 これについては本市にとっても今後担い手対策など、大変期待が持てる状況であると考えております。

議員のご指摘のとおり、本市で就農を考えた場合には、いろいろな就農方法があります。そのいろいろな就農方法や課題もたくさんあることから、しっかり本市で就農していただくため

にはやっぱり初期の対応が一番重要であると考えておりますので、このことに対応するために は相談所の設置や場所等についても、しっかり検討していかなければならないと考えておりま すので、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

日本共産党の代表質問を行います。

本年9月の台風15号および10月の19号により、お亡くなりになられた皆さまのご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた方々に対してお見舞いを申し上げます。

被災から約1カ月後に長野市への支援ボランティアに参加いたしました。改めて現地での災害の甚大さを感じてまいりました。また、真っ赤に色づいた収穫を迎えたリンゴがそのままになっておりました。現地では人力による支援、そうしたものが必要なんだ、そのことを強く感じ、一日も早い復興がされるよう願わずにはいられませんでした。

それでは最初の質問として、厚労省の424病院再編についての対応、このことについてお 伺いをいたします。

公立・公的病院の再編・統合は、非常に大きな問題です。特に地方都市では、国保病院などの公共的な医療機関しかないところがあります。そこの入院ベッドが削減されると、身近なところで入院できないということになります。日本国憲法が存在するにもかかわらず、どこに住んでいても社会保障を平等に受ける権利、このことが保障されなくなる、これは反人権的な流れとなってまいります。すでに発表された病院では、「名前があがり、将来性がない、そうした材料にされ、看護師の引き抜きが始まっている」、「研修医になる決意をしていたが、迷う」、また「病院を変えなければいけないのか患者から相談を受ける」、こうした声が起きているとされています。

そこで以下、3点についてお伺いをいたします。

1. 厚労省の424病院再編についての突然の公表、市はどのように受け止めておりますか。 そして2として、公立・公的病院の再編・統合は入院ベッドを減らし、医療にかかる費用の 削減になるのではないか、こうした見解についてお伺いをいたします。

また3点目として、午前中、市長が答弁されたように、なくてはならない2つの病院と2つの診療所であります。市民への安心した医療体制の提供は、こうした病院が存続することが必要と考えています。県や国への意見表明についてお伺いをいたします。

次に、市立病院で無料低額診療事業などの実施についてお伺いをいたします。

無料低額診療事業とは、低所得者などに医療機関に無料または低額な料金によって診療を行

う事業であります。厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身 取引被害者」などの生計困難者が無料低額診療の対象としています。

県内の民間病院では、この無料低額診療事業を実施している機関があります。この制度の適用は生活が改善するまでの一時的な措置。無料診療の場合、健康保険加入、または生活保護開始までの原則1カ月間、最大でも約3カ月を基準としています。しかし、この中で保険調剤薬局の薬代は、含まれておりません。

厚生労働省は、2018年診療報酬改定に伴って新通知を発表しています。その中では差額ベッド料を求めてはならない事例として、1. 同意書を取っていない場合、2. 「治療上の必要」により入院させる場合、3. 病棟管理の必要性など実質的に患者の選択によらない場合の3ケースを挙げております。市立病院に夜間緊急入院し同意していないが、差額ベッド料を請求された、こうした話を伺っております。以下、見解を伺います。

- 1. 市立病院での無料低額診療事業の実施については。
- 2. 薬代補助に条例で制度を担保している自治体があります。稚内市、青森市、高知市、那覇市などであります。市の実施についての考えについてお伺いをいたします。
- 3. 差額ベッド料、新通知のとおり運用することを求めますが、このことについてお伺いをいたします。

次に、北杜市の財政状況の見解について伺います。

北杜市の山梨県内の市の財政について比較してみると、予算規模の多い順に1位は甲府市749億円、2位が南アルプス市で335億円、3位は北杜市であり322億円となります。基金額の多い市の順番は、1位が笛吹市164億円、2位は北杜市が159億円、3位が南アルプス市153億円になります。そして将来負担比率は、最も負担の少ない市が北杜市と南アルプス市であります。そして北杜市の実質単年度収支額は、平成27年32億円の黒字、28年16億円、29年も16億円、そして30年が16億円と毎年黒字が続いています。このように16億円を超えて毎年黒字が続いているのも北杜市であります。市では、財政状況が悪いと言いますが、他市と比較すると財政状況は悪くありません。

そして今回、新しく策定する第5次行財政改革大綱では、普通交付税の段階的縮減などに伴い、令和5年以降には、実質単年度収支がマイナスに転じる、行財政改革の取り組み強化は引き続き重要課題の一つである。このように市民に厳しさを強調しております。

しかし、県内市の中でも、基金の貯めこみは最高であり、類似団体との全国の比較でも将来 負担比率や公債費比率でも悪くない市であります。繰上償還を行うのは県内でも北杜市など少 数であります。そしてこの間、貯めこみを行い、扶助費率5.8%に見られるように、福祉予 算が低い内容の市でもあります。介護保険の認定率、また生活保護の保護率は県下最低の比率 であります。

そこで2点、伺います。

1. 市の現在の財政について、厳しいと言えるのか、見解をお伺いします。

そして2として、第5次行財政改革大綱では、市税・料金等の収能率向上とあるが、最低市 民生活を守ることについては、どういう扱いになっているかお伺いをいたします。

次に、市民の切実な4つの要望に応えることについて伺います。

北杜市より財政が、基金が少ない、また将来負担比率が高いなど、そうした大月市、都留市、 韮崎市では、18歳までの医療費窓口無料となっています。また、学校給食費無料も県内では 早川町、丹波山村、身延町、昭和町、市川三郷町、富士川町、南部町、忍野村、そして10月 より富士吉田市で実施を行っております。

9月議会で、「第2子以降完全無料化」に要している市の費用については、約1億4千万円と 試算されている、こうした答弁がありました。この財源を子育て支援に振り向けるべきだと考 えます。

また、加齢によって難聴となり生活に支障をきたしているが、規定、70 デシベル以上の聴力があるため身体障害者とは認定されない中度・軽度の加齢性難聴者への支援が、認知症予防との関係でも注目され、補聴器購入助成を取り組む自治体が広がっております。その人に合った補聴器は40万円、そして70万円ぐらい、こうした高額になるので自治体でもそうした補助が進んでいます。

以上、市民要望の4つの事項の実現について、見解を求めます。

- 1. 高校3年生18歳までの医療費窓口無料化の実施は。
- 2. 小学校・中学校給食費の無料化は。
- 3. 保育所第1子の副食費無償化は。
- 4. 加齢性難聴者への補聴器補助については、いかがでしょうか。

次に、国保税均等割の減額と、すべての世帯に国保保険証交付についてお伺いをいたします。 子どもの均等割について、子育て支援の観点から減額する自治体が生まれています。今年4月から加賀市国民健康保険税の均等割は、社会保険にはない加入者一人にかかるもので、収入のない子どもについても人数分の資産が賦課される。加賀市では、子どもの均等割を減免することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減しています。全国知事会など地方団体は国に対し均等割の見直しを要求しています。

そこで、北杜市の次の点についてお伺いをいたします。

- 1. ゼロ歳児から18歳までの子どもの加入者数、また算定している子どもたちの総額についてはいくらとなっていますか。
- 2. 子どもの均等割を減額することは可能でしょうか。
- 3. すべての世帯に国保保険証交付についてお伺いをいたします。

最後に、台風19号からの教訓・課題を活かすことは、また情報活用と避難所開設について お伺いをいたします。

今回、「スーパー台風」と言うべき台風19号の豪雨は、東日本にすさまじい被害をもたらしました。土砂崩れによる被害もありましたが、この被害の大半は河川の氾濫によるものであります。堤防決壊による河川の氾濫箇所は、国と県管理河川を合わせて、20水系、71河川、140カ所となっております。甚大な災害でありました。

また、この台風19号襲来で、武川小学校体育館が避難所として開設をされました。地元牧原区では、この経験を活かし、区の自主防災組織主催で、この体験をもとに反省会が持たれ、市の担当者、支所の方も含めて当日運営に当たっていただいた職員の方、学校管理者、区長、区民が参加をしています。そして何点か意見、そうした教訓が出されました。今後に生かす教訓や課題として市の見解をお伺いをいたします。

1. 避難者が体育館だけでの使用以外に、障がいがある方について個室(教室の使用)の希望が出されてまいりました。学校管理者としては、どこまで使用範囲を広げていいのか判断に迷いが出た、そのような申し出がありました。要望が出されたが、事前に市との打ち

合わせがないため、当日、そのことに対しての時間を要する、こうした状況がありました。 こうした緊急ではありますが、今回の経験を活かして今後の対応について、1点目として 伺います。

- 2. 全市民避難となり、避難者が多ければ、すべての避難所に収容ができない。こうした場合に、事前に事業所と契約を結び、空いている空きスペースなど活用できるよう準備を進めることが今後必要ではないか。
- 3. 避難者が多くなるとトイレが不足する。災害時にレンタルで提供する事業所がある。利 用を考えるべきだ。
- 4. 新しく武川町内にドラックストアが開店した。災害協定を結び、飲料水・パンなど、こうしたときに提供してもらえる体制ができないか、こうした検討であります。
- 5. 自家用車がなく、障がいがある家族がいて避難ができず、12日、1日自宅にいた。こうした緊急時だけ、送迎を行い近くで避難所を開設してほしい。
- 6. 洪水が流下するのには時間がかかります。上流部の降水量の情報を正確につかむ必要がある。河川を管理する国や県と、河川流域全体で情報伝達の体制を確立することは。
- 7. 指定避難所に指定された体育館へのエアコン設置には、国の「緊急防災・減災事業債」 が活用できるが、市の見解はどうでしょうか。

以上について、お願いをいたします。

○議長(中嶋新君)

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時25分といたします。

休憩 午後 5時11分

再開 午後 5時25分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

なお、秋山俊和議員においては退席したい旨の届け出があり、許可いたしましたのでご了承ください。

次に答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

北杜市の財政状況の見解はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の現在の財政状況についての見解であります。

合併以来、財政の健全化を最重要課題として知恵を出し汗をかき強力に取り組んできた結果、 市民サービスを維持しつつ、市債残高の削減や基金の積み増しができ、また、健全化判断比率 も改善するなど、鋭意努力の中で一定の成果がありました。

しかしながら、普通交付税の合併算定替えも終了し、「合併特例事業債」の発行も令和7年度までとなり、財政の中長期見通しにおいても、令和5年度以降は実質単年度収支がマイナスとなることや、公共施設の管理費や更新費用も考えると、決して楽観できるものではありません。

このことからも、持続可能な財政運営を行うため、引き続き財政の健全化に取り組んでまい

りますが、市民一人ひとりが、「ふるさと北杜」の魅力に気付き、誇りや豊かさを感じられるよう、「お宝いっぱい 健幸北杜」の取り組みを着実に推進してまいります。

次に、収納率向上についてであります。

「第5次北杜市行財政改革大綱」における、市税、料金等の収納率向上は、負担の公平性の 観点から取り組みを進めるものであり、新たな負担を求めるものではないため、市民生活には 影響はないものと考えております。

次に、台風19号からの教訓・課題を活かすことは、情報活用と避難所開設における、障がいのある方への対応についてであります。

避難所開設に当たっては、市や地域減災リーダーが学校と校舎の使用について、打ち合わせを事前に行っているところであり、体調不良の方は保健室を利用したところであります。

また、台風19号の際、初めて開設した「福祉避難所」には、3世帯の障がいがある方がご家族と一緒に避難されました。「福祉避難所」は、「要支援者」や高齢者などの専用避難所としていることから、今後、「災害対策防災会議」の結果を踏まえ、社会福祉協議会や病院などと連携し、障がい者の皆さまが安心して避難できるよう検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

台風19号からの教訓・課題を活かすことは、情報活用と避難所開設について、いくつかご 質問をいただいております。

はじめに、避難所の収容についてであります。

企業などの施設も大災害発生時には被災する場合もあり、業務継続に向けた復興も想定されることから、現時点での検討は行っておりません。

次に、避難所のトイレについてであります。

今回の避難所開設でトイレ不足という意見はありませんでしたが、大規模災害発生時におけるトイレについては、レンタル事業者との協定に基づき対応することとしております。

次に、事業者との災害協定についてであります。

市では、大規模災害時における食糧、薬等の調達に関する協定を民間企業と締結しておりますので、発災時には連携して対応してまいります。

次に、自家用車がない障がい者の避難についてであります。

行政が避難者の送迎をすることは困難でありますので、地域において日ごろからコミュニケーションをとり、共助力を高めるため、現行の「避難行動要支援者制度」を活用していただくよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、河川流域全体での情報伝達の体制についてであります。

台風などの際には、国や県など関係機関と流域自治体とで連携をとり情報収集に努めるとと もに、雨量計や水位計の確認、現場を巡回する消防団からの情報により収集した情報を発信し ております。

次に、指定避難所へのエアコン設置についてであります。

避難所は、非常時に学校施設や社会体育施設などを臨時開放しますので、避難所としての目的のためにエアコンを設置することは、現在、考えておりません。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

厚生省の424病院再編についての対応はについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、市の受け止めについてであります。

厚生労働省から公表されたデータは、高度急性期・急性期の診療実績のみを分析したものであり、今回の分析では、判断し得ない診療領域や県内最大の面積を有する本市の状況などは、 考慮されておらず、地域の実状を十分に踏まえていないと考えております。

次に、医療にかかる費用の削減についてであります。

医療費削減の医療制度改革は、総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」において、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、県が策定した「地域医療構想」をはじめ、他の関係法律とともに推進するものとして考えておりますので、病床数削減のみではないと考えております。

次に、県や国への意見表明についてであります。

市立2病院は、市民にとって重要な拠点病院の役割を担っており、今後も地域医療の充実を図っていく必要があると考えております。こうしたことから、「山梨県市長会」等を通じて、国、県へ要望してまいります。

次に、市立病院で無料低額診療事業などの実施はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市立病院での無料低額診療事業の実施についてであります。

現状、市立2病院においては、当該事業の基準に該当しないため、現時点での実施は考えて おりません。

次に、差額ベッド料についてであります。

両病院とも、国の新通知に基づき差額ベッド料の取り扱いを行っておりますが、ご指摘のあった事例について確認したところ、一部書類が不十分であったことから適正な処理に努めてまいります。

次に、国保税均等割の減額と、すべての世帯に国保保険証交付はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、18歳までの子どもの国保加入状況等についてであります。

本年7月の本算定時の子どもの被保険者数は1,279人であり、賦課されている均等割の 総額は、約2,637万円であります。

次に、子どもの均等割の減額についてであります。

本市の国民健康保険は、現在、安定した運営を行っておりますが、被保険者数の減少や資産割廃止に伴う国民健康保険税の減収、医療技術の高度化に伴う医療費の増加等により、数年後には厳しい財政運営を強いられるものと考えているところであります。

また、国民健康保険は、国保加入者全体で支え合う制度であり、その仕組みからも国保税の 均等割は、加入者に平等に負担いただくものと認識しておりますので、子どもの均等割を減額 することは考えておりません。

次に、国民健康保険証の交付についてであります。

被保険者証は、国民健康保険の被保険者の資格を有することを証明するものでありますが、 国民健康保険税に滞納がある場合は、これに代わるものとして、滞納の状況に応じて「短期被 保険者証」や「資格証明書」を発行しております。

こうした対応は、被保険者間の税負担の公平性を図るとともに、納税相談による滞納世帯の 実態把握や納付機会の確保等に必要であることから、国民健康保険証の交付については、これ までどおり対応してまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市立病院で無料低額診療事業などの実施はにおける薬代への補助についてであります。

この事業は、「社会福祉法」の規定において、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業であります。

調剤薬局の薬代は適用外とされるなど、国の基準で進めている事業であることから、現時点での市独自の助成拡大については考えておりません。

次に、市民の切実な4つの要望に応えることはについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高校3年生18歳までの医療費窓口無料化についてであります。

本市の「子ども医療費窓口無料化」は、中学3年生までとしており、中学を卒業する頃には、 体の成長とともに、体力も付き、感染症等の疾病にかかる回数も減ることや進学、就職など、 進路も個々に違いがあることから、高校生までの拡大については現時点では考えておりません。 なお、保護者の皆さまからの要望により、本年10月まで遡り、入院時の食事代を助成の対 象とする考えであります。

次に、保育園の第1子副食費無償化についてであります。

副食費については、これまでも、保育料に含む形で負担していただいておりましたが、本年 10月からは、そのうちの保育料の部分のみを無償化するという国の方針に沿い、副食費は実 費徴収とさせていただいております。

また、本市では独自施策である「第2子以降完全無料化」を継続しているため、現時点での 第1子への拡大は考えておりません。

次に、加齢性難聴者への補聴器補助についてであります。

補聴器の助成については、障害者手帳保持者に対し、国の補装具費の助成制度を実施しております。

難聴の早期対応として、補聴器による補正を行った場合の予防効果は、認知症との関係でも 注目されておりますが、その予防効果については、現在、国において、平成30年度から3カ 年計画で聴覚障害の補正による、認知症機能低下予防効果を検証するための研究を進めているところであります。

新たな助成制度については、国の動向を注視してまいります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市民の切実な4つの要望に応えることはにおける、小学校・中学校給食費の無料化についてであります。

本市では、子育て支援や地産地消の推進を目的に年間2,200万円余りを助成しており、 合併以降、徴収単価を値上げすることなく据え置いている現状にあります。このことから、現 時点では給食費の無料化の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

清水進彦君の再質問を許します。

再質問はありますか。

清水淮君。

○15番議員(清水進君)

それでは最初の項目424の病院再編について、再質問を行います。

病院の統合再編でベッドの削減というのは、今、政府の頭にあるのは社会保障費をどう削減するかだけであります。医療費を削減するために病床を減らすという地域医療構想という仕組みをつくりましたが、しかし、この政府の思惑どおりに病床が減っていない。それぞれの病院は、住民の命と健康を守るかけがえのない役割を果たしているからであります。なくすわけにはいかない。そうした中で、社会保障費の負担をきらう財界と政府が主導して期限を設けて、スケジュールは午前中話されましたが、強引に病床を削減する、こうした状況にあります。

例えば秋田県の横手市議会、先日、12月11日にこの発表に対し横手市立大森病院が挙げられたことに対して、抗議する議会決議を全会一致で可決をいたしました。決議は厚生労働省の公表について、地域事情を考慮せず、画一的な基準と厳しく批判した上で、どの地域に住んでいても安心して暮らせる地域医療を構築する政策を関係機関に求める、こうした内容となっています。また横手市では、市立大森病院を守る市民の会がつくられております。大森病院では地域住民の生活に不可欠な存在、一日も早く、この対象から除外してほしい、こうした活動が始まっております。

午前中の質疑の中で、市長も2病院2診療所は必要不可欠だというお話はされましたが、北 杜市でもこうした地域病院を守る、同じような取り組みが必要ではないか、そのことについて 見解をまず最初に求めます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

市立病院を守ることの見解についてというご質問だったかと思います。

先ほど午前中の答弁、先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、やはり市民にとって、病院は命を守る大切な場所であるということを考えておりますので、引き続き健全経営の中、しっかりと運営を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは2項目め、市立病院において無料低額の事業実施について再質問をさせていただきます。

全日本民主医療機関連合会、県内では甲府の共立病院とか武川診療所が毎年、来院している 患者の中から受診の手遅れで死亡する、こうした件数を発表しています。ちょっと数字になり ますが、1つとして国保税だとか、他の保険料滞納などによって、無保険ですね、もしくは無 資格、短期証で病状が悪化して死亡に至ったと考える事例、これを①のグループ。②のグルー プは正規保険証を持っていながらも経済的理由によって受診が遅れ死亡に至った事例。経済的 な事例。これが②。2016年が①の件数が32件、②の経済的理由が26件で58件、死亡 している。翌年2017年が①が31件、②の経済的理由が32件で合計63件。2018年 が①が38件、経済的理由が39件で77件ということで、2018年に山梨関係、7人です ね、死亡事例が発生している。

最大のこの原因は、74%の人ががんで亡くなる。受診するときには、すでにステージ4の 段階で、もう全身状態が悪く手術ができない。治療が難しく対症療法となる事例が多い。また 経済的理由ですね、がんと自分でうすうす感じていても受診を控え、診療が遅れてしまう。こ うした状況があります。たしかに国保法第44条では一部負担金の減額することをできるとい う条例もあります。やはり第一線の中核病院、市立病院でありますので、市民の命を守る医療 機関として、先ほど基準に合わないということでしたが、やはりこうした状況にある中で、市 立病院がこの無料低額事業を行うことが必要ではないか。改めて、その点について見解を求め ます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

市立病院で無料低額診療を実施してほしいということの質問だったかと思います。

先ほど簡単に基準等ということの表現だったんですけれども、この実施基準につきましては、 一応、要保護者と無料、または診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ人数が病院の取扱 患者数の総数の10%以上であることというふうな基準になっております。今現状、2市立病 院を確認しましたところ、この基準に該当しないということ、あと合わせましてこの制度導入ということで、優遇措置がございます。この優遇措置というのは、法人税や固定資産税などの減税や非課税ということで、市立病院においては、一応税制の優遇措置を受けないということになってしまいますので、低額診療にかかった医療費等については、全額病院が損失を負担するというような状況になりますので、病院の経営等、影響等を考えますと実施ということは考えていないという状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

次の項目をお願いいたします。

財政認識と税の収納ということで、北杜市の財政は先ほど将来負担比率ですとか、基金など を考えると市民の切実な要望、そうしたものに応えられるだけの財源力があるというふうに考 えております。

例えば税の収納についてなんですが、生活保護が必要なほど困窮した世帯、財産を差し押さえることは生存権を侵害することに当たるということで、国税徴収法では10万円以下の給料の差し押さえを禁止しておりますが、この間、市のホームページを見てみますと給与、預貯金、生命保険などの差し押さえが行われています。平成26年度が448件、平成27年度が734件、平成28年度が753件のこうした滞納処分の実績がありますが、市にとって滞納はあってはならない、これはそうしたことだと思うんですが、生活費まで取り上げることがないようにすること、このことが大切だと考えますが、その市民の生活の状況と滞納整理にあたっての現状はどんな状況なのか、見解をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

清水進議員の再質問にお答えいたします。

差し押さえ、滞納整理という視点から私のほうで答えさせていただきます。

差し押さえの禁止額というものが決まっております。所得税、住民税、あるいは社会保険料といった税金関係、それから今、議員もおっしゃいましたけれども、本人10万円、それから家族が4.5万円というふうなことで、これは取ってはいけませんというのが決まっております。それから対面維持費というのがありまして、一般的に社会生活を送っていく中で、これだけは取っては駄目だというのがありますので、現在、給与、年金、それから預貯金、こういったものを中心に差し押さえ等をしておりますけれども、そういった禁止額というものは取っておりませんので、という状況であります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは最後の6項目め、台風19号に伴うことについて、6番と7番について再度お願いをいたします。

河川の増水というのは、やはり消防団の方も言っておりましたが、危険を伴うパトロールという形で、やはり国、県だとかが管理している河川全体の水系だとか水量ということが、やはりつかめるように情報伝達、これは市だけでなくて、国と県との連携、そういったものが今後、きちっと取れるのかどうかという点と、体育館についてのエアコン、これは先ほど考えていないということですが、台風の時期はちょうど、夏の時期ということで、猛暑が想定されたりですとか、地震はいつ、いかなるときに起こるか、発生するか分からないということで、例えば真冬の寒い時期ですとか、そうした状況があると思います。体育館だとかというところに避難されると、体の具合の悪い方ですとか、小さな子どもたちだとか、いろんな身体状況のある方がお見えになりますので、やはり気候状況が分からない中では、エアコンなんかがやはり必要であり、国で準備している緊急防災・減災事業費が使えるということで、こうした全部が市内の体育館に指定されているわけではないと思いますので、当面、一番、武川なんかが使われていますので、武川とか白州地域の体育館にはこうしたことができないか、その点について最後にお伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

清水進議員の再質問にお答えいたします。

雨量計、あるいは水位計によって、今、測定値が出ますので、例えば水位計においては、この間の新聞にも載っていましたけれども、完了したというふうな状況で、北杜市の中で24設置されているというふうなことです。それで川の水位情報の中からパソコン上でも随時、その様子が分かるということ。それから雨量計なども県や国とも連携を取りながら、情報交換もしております。そういったものから、そういった得られた情報は巡回している消防団であったり、あるいは職員も定点観測などに行っておりますので、そういったところと連携を取りながらというか、情報交換をしながら対応しております。

それから体育館のエアコンです。

空調等を設置した場合、本来の目的でも使用が見込まれます。ランニングコストや使用料に大きく影響するということから、現時点では考えておりません。例えば冬の寒い時期というのは、ジェットヒーターを入れるとか、あるいは夏場の暑いときには扇風機を入れるとか、そういったもので対応していこうと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 ほかによろしいですか。 (な し) 以上で清水進君の質問が終わりました。 関連質問はありませんか。 志村清君の関連質問を許します。

○8番議員(志村清君)

時間との関係もありますが、4項目めの市民要望に関連した問題と最後の6番目の台風 19号からの教訓という、2つの項目で関連質問させてもらいます。

まず、1項目めの市民要求、幼保無償化で1億4千万円が導入されてきたのが浮くんだというような、私、9月議会の答弁でこういうやりとりをしたんですが、今日、本会議の場でちょっと数字が、1億4千万円、そっくり浮くという表現を私自身、正しくないと思うし、この場で確認をしたいと思うんです。つまり、3歳から5歳までには国からくる。それ以下の子どもさんについては第2子以降であれば、引き続き市は補助するわけですから、1億4千万円、そのものが全部、いらなくなるということではないというほうが正しいと思うんですが、そこを確認したいのと、もう1つ、1億4千万円という答弁が9月議会であったのは、半年間なのか、1年間、これだけ予算を使ってきましたというところ、ちょっと正確に確認したいと思うので、それもお願いしたいと。これが2つ目です。

とにかく余裕が出たとか、浮いたという表現も正確でないと思うので、必要でなくなるというように考えて、今後も使いたいと思うんですけども、答弁ではこういうふうにありました。 無償化の今年度分は子ども・子育て臨時交付金という名前で国からいただくと。来年4月以降 は地方財政措置として、つまり地方交付税措置ということでしょうか、交付される、こういう ふうに答弁があったわけですが、そういう理解でいいのか。私たちは、今、金額がもし分かれ ば、1億4千万円でなくて半年間でこれだけです。2倍にすれば1年間ですから、この金額が 必要でなくなりますということが、今、すぐ数字で分かれば、おそらく試算なども必要だから、 正確な数字は分からないと思いますが、理解、まとめて言うと1億4千万円全部が必要でなく なるということではありませんでいいのか、1億4千万円という9月議会の答弁は半年分だっ たのか、1年分だったのか。

それからもう1個、付け加えて聞くんですが、報道などではこの安倍内閣の消費税対応に対する幼保無償化というのは、3月以降も続けて5年間というような報道とか聞いているんですけども、市のほうではその期間はどのくらい継続されるというふうに理解していたり、あるいは正式に聞いていたり、そういう機会があったりしたのかどうか、どんな理解でいるのか。おそらく来年4月以降も続くということは、全国的にも承認されていると思うんですが、この5年間という一部報道とか、私たちが伝え聞く、この5年間というのは正しいのかどうか、それをまずお願いしたいと思います。

3つ、すみません、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

志村清議員の、日本共産党の関連質問にお答えをいたします。

ちょっと順番が前後しますが、まず1億4千万円は年間なのか、半年なのかというご質問で ございますが、これは第2子以降無償化に要してまいりました1年間の金額でございます。 そして1億4千万円そっくり浮くという表現をしていいかどうかなんですけれども、軽減されるのかということなんですが、そうではありません。第2子以降無償化に要した金額が1億4千万円ということでありまして、10月からの国の制度とダブる分が市の財政が軽減されるということになります。

具体的に言いますと第2子の0から2歳までの非課税世帯の子どもの分と、それから第2子以降の3歳から5歳の子どもの分が軽減されるということになります。そしてこの部分について、9月の議会でたしか、試算ですけれども、大体4千万円が軽減される見込みだというふうな答弁をさせていただいております。ですので、これは1年間の試算でありますので、10月からスタートしておりますので、この4千万円という額を基準にして、半年分と言いますと2千万円ということになるかと思います。

そして3つ目ですけれども、国の財政措置というのが5年間ということなのかという、そういったことを聞いているかというご質問ですが、私どもは5年間ということは聞いてございません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

分かりました。ありがとうございました。必要でなくなった、市の財源から支出する金額的には年間4千万円が国からの補助によって必要でなくなるという理解ができました。このことを使って、ぜひほかの子育て支援にという主張も9月議会の時点でもさせてもらいました。9月議会では栗谷議員へ市長が答弁して、子どもの医療費のさらなる充実へ検討しているという答弁、また進藤議員にはさらなる支援を子育て会議で検討していますという答弁があって、期待をしていたんですが、このさらなる支援・充実というのが、今度の議会では、先ほども紹介がありましたが、子どもの中学3年生までの入院時の食事代の補助ということに活かされたんではないかと思うんですが、これはこの補正予算に提案されている金額で言うと半年間、来年3月まででしょうけど、156万円の予算措置がされているということですから、先ほど4千万円ということと比べると桁違いですから、さらなる充実が必要ではないかなと思います。

時間との関係ですが、この間の文教厚生常任委員会で子育て応援課長は、年齢による医療費の、どのくらい使うかという資料を細かく説明していました。未就学児から小学生、中学生、高校生と、どんどん医療費は下がっていくと。高校生については、がたんと減るというような表現もされていました。先ほども清水議員が要求しましたが、高校3年生まで医療費の助成無料化、さっき数字も指摘していましたけど、こういうところにこそ、やっぱり広げて使うべきではないかと思うんですが、さらなる充実という点でぜひそういう考えがないか、検討するという答弁が今日いくつかの質問にありましたが、検討する余地もないのか、高校3年生までの拡大にこうした予算を使う、検討する余地もないのかを答弁願いたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

志村清議員の、日本共産党の関連質問にお答えをいたします。

さらなる子育て支援をというご質問かと思いますが、先ほども答弁させていただいたんですけれども、子ども医療費の対象に入院時の食事代を今年10月に遡って助成をさせていただくという旨の一部改正の条例案を今議会に上程をさせていただいております。

それから18歳まで、高校生までの医療費を助成したらどうかということについてですが、 先般の文教厚生常任委員会のほうでも説明したとおり、0歳から6歳の就学前の1人当たりの 金額に比べ、今、中学3年生まで助成をしているわけですけれども、中学3年生の助成金額、 1人当たりを比べますとやはり年齢が高くなるにつれて、病院にかかる回数も少なくなり、医 療費の負担というのも少なくなっているという状況でございます。

あと、国の資料もありましたが、それを見てもやはり年齢が高くなるにつれて、医療費はかかっていないというふうな資料もございましたので、現在のところ18歳までの医療費無償化というのは考えておりません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時04分

令 和 元 年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月18日

令和元年第4回北杜市議会定例会(3日目)

令和元年12月18日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 坂本 静君 ほくと未来 福井俊克君

日程第2 一般質問

1番 栗谷真吾君 6番 清水敏行君 3番 秋山真一君 藤原 尚君 5番 7番 井出一司君 16番 野中真理子君 9番 齊藤功文君 4番 進藤正文君 相吉正一君 14番

2. 出席議員 (21人)

栗谷真吾 1番 3番 秋山真一 5番 藤原尚 7番 井出一司 齊藤功文 9番 11番 加藤紀雄 13番 岡 野 淳 15番 清 水 進 17番 坂 本 靜 20番 千 野 秀 一 22番 秋 山 俊 和

池田恭務 2番 4番 進藤正文 6番 清水敏行 8番 志 村 清 福井俊克 10番 12番 原 堅 志 14番 相吉正一 16番 野中真理子 18番 中嶋 新 21番 内田俊彦

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(47人)

渡辺英子 市 長 政策調整参事 櫻井順一 総 務 丸茂和彦 部 長 民 浅川辰江 市 部 長 生活環境部長 早川昌三 建 設 部 長 仲嶋敏光 中山晃彦 教 部 長 育 監査委員事務局長 上村法広 明野総合支所長 清水能行 高根総合支所長 土屋智 小淵沢総合支所長 宮川勇人 武川総合支所長 堀込美友 企 画 課 長 中田治仁 地 域 課 長 大 芝 介護支援課長 八卷弥生 保健指導監 輿水秀子 子育て応援課長 中澤徹也 上下水道施設課長 斉藤乙巳士 農 政 課 小澤永和 長 観 光 課 長 小尾正人 まちづくり推進課長 中山由郷 道路河川課長 小 澤 茂 生涯学習課長 廣瀬公明 商工・食農課長補佐 粟澤忠之

副 市 長 土屋 裕 政策秘書部長小澤章夫 長山内一寿 企 画 部 長 伴野法子 部 福祉 産業観光部長清水博樹 育 長堀内正基 教 会計管理者板山教次 農業委員会事務局長 有 泉 賢 一 須玉総合支所長 坂本孝典 長坂総合支所長 中澤貞夫 白州総合支所長 大輪 弘 務 課 総 長 加藤郷志 財 政 課 長 加藤 寿 防災調整監坂本賢吾 健康增進課長小泉雅人 障害者総合支援センター課長 三井ひろみ 環境課長浅川和也 北部上下水道センター課長 花輪 孝 長浅川知海 林 政 課 商工・食農課長 日 向 長 花輪栄一 住宅 課 教育総務課長 堀内典子 学校給食課長河手 貴

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3人)

議会事務局長 清水市三議 会 書 記 平井伸一 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。 ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部 水石政策秘書課長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出 がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会派代表質問を行います。

最初に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本靜君。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

明政クラブを代表して質問をいたします。

令和元年12月定例会にあたり、9月の台風15号、そして10月の台風19号で被災された方々にお見舞いを申し上げ、皆さまには一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

台風15号は千葉県を中心に暴風雨が吹き、多数の鉄塔、電柱を倒しました。また10月の台風19号は東日本を横断し、長野県の千曲川を氾濫させ、なお、各種の河川も氾濫させる多くの被害が出ました。

本市においてもたくさんの被害がありましたが、幸いにして人災がなくて安堵しているところであります。

一方、海外に目を転じれば、アフガニスタンの復興の支援のために人生を捧げ、医療や農業 用水路の建設に貢献した医師の中村哲さんが銃撃により暗殺された事件は、世界中に悲しみと 衝撃を与えました。ご冥福をお祈りいたします。

一方、リチウムイオン電池の開発で旭化成名誉フェローの吉野彰さんが今年のノーベル化学賞をストックホルムで受賞いたしました。このことは、先日、COP25がスペインのマドリードで開催されましたが、地球温暖化に対する解決策がない中で、環境問題に大きく貢献するものと今後の活躍に大きな期待をするところであります。

それでは、これより5項目の質問をさせていただきます。

1項目め、災害対策について。

10月12日の台風19号は、記録的な大雨により北杜市に初めて大雨警報が発令され、すべての市民に対し避難勧告が発令されました。

北杜市内においては、道路や水路、法面の崩落など大きな被害がありましたが、幸い人災が なくてよかったと思っております。 今回初めて避難勧告の発令により、多くの市民が各総合支所や体育館などに避難されました が、その対応を含め、今後の課題、反省点などについて以下伺います。

- ①今回の避難状況と今後に活かす課題と反省点について伺います。
- ②各地域にある自主防災会組織の公民館などの身近な避難所の開設と避難状況について伺います。
- ③要配慮者(要支援者)の避難状況とその対応について伺います。特に福祉避難所設置状況 について伺います。
- ④消防団、行政区、自主防災会組織、各関係機関との連携はどう図られたのかについて伺い ます。
- ⑤災害の被害状況と復旧対策について伺います。
- ⑥水位計は昨年設置されたが、雨量計は不足しているため、国や県への増設の要望について 伺います。
- ⑦行政区に加入していない方の避難命令の周知や指示は誰がどうするのか。特に加入率が低い、40%となっている大泉地区の場合について伺います。
- ⑧被害を最小限に食い止める減災力の強いまちづくりの推進について伺います。
- 2項目め、地域公共交通の再編について伺います。

合併して15年、ますます少子高齢化が進む中で、高齢者等の足の確保は喫緊な課題となっている。特に本市は、面積が広い上に集落が点在しており、交通の便が悪いので、買い物や病院、または所用のために危険とは思いつつ、どうしても車を利用せざるを得ない状況下にあります。交通事故を起こすケースが多くなってきている最近、特に高齢者によるアクセルとブレーキの踏み違いによる運転操作ミス、認知症等による交通事故が多発しており、運転免許証の返納者が出るなど交通弱者が増え続けております。

こうした中、市ではエリア地域公共交通運営委員会を立ち上げ、2年間にわたり市民参加の もと協議を重ね、急激な社会の変化に対応するため市民バスの再編、見直しを行い、来年4月 の運行開始に向けての実施内容が示されました。この決定内容について以下伺います。

- ①地域公共交通再編の主な実施内容と市民への公表について伺います。
- ②幹線9路線の再編状況について伺います。
- ③市民バス路線の幹線、支線の運行本数、運行時刻などの見直しについて伺います。
- ④デマンド交通の登録方法と予約方法について伺います。
- 3項目め、市営住宅の計画的な整備と改修について伺います。

現在市内には、市営住宅が52カ所、1,440戸あり、数多くの世帯の方が入居しております。

こうした中、就業者促進住宅や子育て支援住宅の整備を計画的に進めてきたが、雇用促進住宅の取得などで、市営住宅の整備はほぼ充足されていると思われます。

今後は、老朽化した政策空き家の取り壊しや既存の市営住宅の耐震化や改修などの整備が計画されています。

年々、人口が減少していく中で、これからの本市の市営住宅政策をどのように考えていくのか、以下伺います。

①人口減少が続く中で、今後の住宅政策についての考えを伺います。

市営住宅の新たな整備はあるのかどうか、現状で十分なのか、長寿命化改修事業計画およ

び市営住宅解体後の活用計画について伺います。

②長坂高松団地は、現在入居者の募集を停止しておりますが、今後建て替えの計画などはあるのかどうか。長坂駅に近く立地条件が良いので、地域としては建て替えを望んでいるが、 その考えはあるかどうか。また、同じく老朽化した政策空き家の須玉多麻団地の今後の計画 について伺います。

③安価な家賃の老朽化した市営住宅、政策空き家の退去状況と退去できない原因は何か伺います。現行の家賃は高くないので、退去できない方も多くいると見受けられる。この状況を解決していくためには、国の補助事業に頼らず、単独事業で安価な家賃にできる木造住宅を供給していく必要があると思いますが、見解を伺います。

- ④12月1日現在の市営住宅の入居状況を伺います。
- ⑤高額所得者の入居状況と退去指導の状況と実績について伺います。

4項目め、認知症予防と対策について伺います。

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、5人に1人が認知症になると推計されております。

本市では、高齢化率が高いため、この推計より多くなると思われます。身近な人が認知症になったらどう対応し、どう接したらいいのか不安に感じている人が多く見受けられる。自分がなったらどうしてほしいのか悩んでいる人もたくさんおります。

地域や隣近所の皆さんとの普段からのお付き合いや周囲の方の温かい理解を得られるような 努力をすることが必要であると考えます。

認知症とは、これまで記憶していたつもりが思い出せなくなり、日常生活の簡単な動作が今まで通りにできなくなったりすることをいいます。

老化とともに、人間の体と脳の機能は衰えていきます。年齢が上がるとともに筋力や心身の 活力が低下していくが、市の認知症の予防とその対策について以下伺います。

①本市に認知症予防の拠点である地域包括支援センターが開設されて早13年が経過しましたが、家族の方や高齢者からはどんな相談が多いのか、またどんな支援をしているのか伺います。

②近年、急激に進む高齢化に速やかに対応できる認知症予防の体制づくりが求められているが、現状の職員体制で十分なのかどうか伺います。

③認知症予防に協力している民生委員や認知症サポーターとの連携をどう図っていくのか何 います。

5項目め、市内の道路や河川等の整備、改修要望への対応について伺います。

県道や河川の整備、改修については市内各地域から数多くの要望が出されていることと思いますが、その中から危険度が高い箇所や長年の懸案である箇所の整備改修計画について、以下いくつか伺います。

①県道長坂小荒間停車場線の菅沼交差点改良について。

県道小淵沢長沢線の白井沢菅沼地内にある交差点は、観光客の通行も多く信号機は設置されているものの交差状況が不規則のため、どの信号を確認して通行するのか分かりにくくて大変危険であるため、かなり以前から、また最近は、地元行政区から安全で安心して通行できる交差点に改良の要望書が出されているが、現在までの進捗状況と今後の見通しを伺います。

- ②長坂インター前交差点の朝夕の交通渋滞緩和策について伺います。
- ③長年の懸案である須玉町若神子下和田から国道141号線へ通じる通称鯨バイパスが計画 されて、地元住民から建設要望が出されてから長年経過しますが、現在の進捗状況と今後の 見通しを伺います。
- ④遠照寺堰改修への要望に対してのその後について伺います。

この件は私の地元である須玉町穴平地域の最も重要な水路であるため、平成29年第4回 定例会において、「歴史ある農業用水路(堰、取水口、手掘トンネルなど)の崩壊危険個所の 改修と地元負担金対策について」質問していますが、現在までの進捗状況と今後の見通しを お伺いいたします。

以上、明政クラブの代表質問を終わりますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

認知症予防と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認知症予防の体制づくりについてであります。

平成27年度から、「地域包括支援センター」内に「認知症地域支援推進員」1名を配置し、 医療や介護などの地域における支援体制づくりや、認知症の方やその家族の相談支援を行って おります。

また、市立病院2カ所に配置している「認知症初期集中支援チーム」や、地域における「認知症カフェ」の開催、「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」を育成することで、地域での見守り体制の構築を進めているところであります。

今後、国が策定した「認知症施策推進大綱」に基づく事業を展開していくため、限られた職員体制ではありますが、認知症サポーターの養成をさらに推進し、認知症の方やその家族に関わる方々などと協働して、認知症の方ができる限り地域の中で、自分らしく暮らし続けることができる体制づくりを行ってまいります。

次に、民生委員や認知症サポーターとの連携についてであります。

民生委員との連携については、地域包括支援センターの職員が、町ごとの「民生委員児童委員協議会」へ赴き、認知症ケアパスを配布し、認知症の進行状況に応じ、どのようなサービスや支援ができるのか説明し、地域の高齢者の見守りや相談に応じていただいております。

民生委員として活動を行う中で、気になる高齢者などは、「地域包括支援センター」へ情報提供していただき、早期把握、早期支援にご協力いただいているところであります。

また、認知症サポーターとの連携については、サポーター養成講座の受講者は6,700人を超え、認知症のことを理解し、認知症の方やその家族を温かく見守っていただいております。

今後、認知症になる方がますます増加することが予測される中、一度の受講では認知症の方への理解や支援行動へは結びついていないなどの課題もありますから、サポーターの皆さまに「ステップアップ講座」を受講していただき、認知症になっても地域で自分らしく暮らせる社会をつくる一員として、支援できる環境を整えてまいります。

また、認知症の予防には、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などに効果があるとされることから、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」において、いきいきと楽しく語る「介護予防サポーターリーダー」が運営する「高齢者通いの場」と「認知症サポーター」との連携による活動も展開してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今回の避難状況と課題、反省点および集会所などへの避難状況についてであります。

台風19号に際して、市で開設した避難所は、「福祉避難所」を含め14カ所で、1,051人の方が避難し、「自主防災組織」や行政区などが自主的に、集会所など市内30カ所の施設を「一時避難所」として開設し、295人の方が避難しました。

市が開設した避難所での主な課題や反省点は、避難所開設には地域住民の協力が必要であること、「福祉避難所」開設における関係機関との連携、ペット同伴者の対応、避難所における情報提供、授乳が必要な避難者への対応、ブルーシートなど備蓄品の配備、「自分の命は自分で守る」ことの意識高揚のため、継続して出前塾等の事業を実施するなどでありました。

次に、要配慮者の避難状況と福祉避難所の状況についてであります。

各避難所には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により、高齢者等の避難が始まりましたが、「要配慮者」については、地域や民生委員などの声掛け、支援により避難を行っております。

「福祉避難所」については、保健センターに開設して保健師を配置し、6世帯、12人の避難者を受け入れ、介助や認知症の方の対応に当たったところであります。

次に、各関係機関との連携についてであります。

台風が接近する前から、各総合支所を通じて行政区長と連絡をとり、台風への準備や自主防 災組織との連携などを呼びかけ、消防団長からは、各分団長へ巡視や広報、行政区長との連携 などを指示して、対応したところであります。

また、甲府地方気象台や県の関係機関等とは連絡を頻繁に行い、情報収集にも努めてまいりました。

次に、国や県への雨量計の増設要望についてであります。

市内には一般に閲覧できる雨量計が、日向山や八ヶ岳の甲川橋など、山沿いに10カ所ありますが、茅ヶ岳方面や市の中心部に近いところには設置されていないため、国や県へ追加設置の要望を行ったところであります。

次に、避難命令の周知や指示の方法についてであります。

避難とは、自らの意思で安全な場所に避難し、命を守ることであります。そのため、市では 避難所を開設し、必要な情報提供と発令を行い、市民の避難をサポートしております。

市では、防災行政無線や緊急速報メール、テレビにテロップが流れる「山梨県総合防災情報

システム」、「北杜ほっとメール」や「防災ラジオ」などで避難警報を発令しておりますので、 行政区への加入の有無にかかわらず、自分の命を守るために、自らの意思で情報収集に努め、 避難行動ができるよう啓発しているところであります。

次に、減災力の強いまちづくりの推進についてであります。

市民一人ひとりの「自助力」、地域の「共助力」を高めるために、昨年度から専門家が各地域 へ出向いて講座を行う「出前塾」や、機能する自主防災組織のリーダーを育てる「地域減災リー ダー」の人材育成を行っており、今後も継続するとともに、本年度から、市民が自主的に避難 所開設できるよう、「特定地域総合防災訓練」を実施してまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域公共交通の再編について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域公共交通再編の実施内容と市民への公表についてであります。

来年4月から運行開始予定の、新たな地域公共交通は、「みんなでつくり、守り、育てる」というコンセプトのもと、各エリアの「地域公共交通運営委員会」を中心に、分かりやすく、利用しやすい市民バスを目指し協議を進め、幹線9路線、支線4エリアの運行計画案が決定したところであります。

市民バスの再編内容については、市の広報紙やホームページ、パンフレットなどにより市民の皆さまへ広く伝えてまいります。

次に、幹線9路線の再編状況についてであります。

新たな運行体系における幹線は、エリア間をつなぐ移動、市外への移動を担うものであり、 定時定路線での運行となります。

幹線は、日中運行路線として、車両2台で高根・長坂・須玉の主要道路を双方向循環する「南循環線」、高根・長坂・大泉・小淵沢の主要道路を往復運行する「東西線」と「北線」、長坂と白州・武川の主要道路を往復運行する「西線」の5路線を基本とし、日中の運行路線と同じ車両を有効活用して、朝夕の通勤・通学に配慮した4路線、合計9路線を運行する計画であります。

次に、運行内容の見直しについてであります。

幹線の運行本数・運行時刻については、路線の見直しや車両の追加、運行時間の見直し等により、JRや各路線との接続など、可能な限り配慮し、より利用しやすい運行体系としております。

なお、本数については路線ごとに概ね1日10便程度を運行する計画であります。支線については、定時定路線を運行するエリアとデマンド交通を運行するエリアがありますが、それぞれ幹線との接続等に配慮した運行時間を設定し、毎日概ね5便から8便程度の運行を行うものであります。

次に、デマンド交通についてであります。

デマンド交通の登録・予約については、各エリア共通の予約受付センターで行う計画であり

ます。

登録方法は、専用の利用者登録申請書に必要事項を記入し、本庁舎または各総合支所への提 出を予定しております。

予約方法については、電話またはウェブでの予約となりますが、多くの方に利用していただけるよう、乗り方教室などを開催し、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

認知症予防と対策における、主な相談内容と支援についてであります。

「地域包括支援センター」への相談については、過去3年間の平均で、相談件数年5,180件であり、相談内容については、介護保険に関わることが、全体の43%を占め、続いて医療や疾病、生活問題に関することが24%となっているところであります。

これらの相談に対応する中で、本人や家族が何に困っているのか、また、本人にとって何が一番適しているのかを聞き取り、介護サービス、予防サービスや総合支援事業につなぐほか、サービスでは対応できない相談については、医療や福祉等の関係機関へつなぐなど、主任ケアマネジャー、保健師および社会福祉士が連携し、支援を行っております。

以上です。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策における、上下水道施設に係る災害状況と復旧対策についてであります。

上下水道施設については、水源3カ所、配水管2カ所の一部が破損し、水道施設管理道路の路盤流出6カ所、汚水の流出2カ所、合計13カ所の被害を確認したところであります。このうち、2カ所については国庫補助の対象事業となり、今後、国の災害査定の結果に基づき、早期復旧に努めてまいります。

その他の箇所については、年度内の復旧を目指し、進めております。

なお、破損により断水となった施設については、仮設管により応急措置で対応しており、通 常どおりの給水を行っているところであります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策における、産業観光部に係る被害状況と復旧対策についてであります。

農業関係については、市内全域で農地の畦畔崩落等が27カ所、農道の法面崩落等が23カ所、水路や頭首工の破損等が58カ所など、111カ所の被害が確認され、林業関係では、林道施設の路盤洗屈1路線、路肩の崩落2路線、路肩の亀裂1路線、法面崩落5路線の合計9路線の被害を確認しております。

また、観光関係では、「白州尾白川渓谷遊歩道」、「甲斐駒ヶ岳登山道」の被害を確認しております。

このうち、国の災害補助金の対象となる、農業関係29カ所、林道関係3路線については、 現在災害査定の準備を進めているところであり、今月中の国の災害査定を受ける中で、早期復 旧に努めてまいります。

なお、査定を受けない被害箇所については、本年度末までには復旧工事が完了するよう事業 を進めております。

次に、市内の道路や河川等の整備、改修要望への対応における、遠照寺堰改修の進捗状況と 今後の見通しについてであります。

遠照寺堰は地元受益者の方々から、改修に関する要望書が昨年4月に提出されており、これまで、地元関係者や県と協議を重ねております。

しかしながら、受益者分担金や、改修計画で想定される用地の同意や相続、登記など、地元 で調整を行っていただかなくてはならない課題があり、課題の解決に向け、関係者と慎重に協 議を進めてきているところであります。

今後の見通しについては、関係者や県等との協議を進めてまいりたいと考えております。 以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策における、建設部に係る被害状況と復旧対策についてであります。

市道については、路盤の洗掘6路線、路肩の崩落5路線、側溝への土砂流出等3路線、橋台の洗掘5橋、道路への倒木17路線、法定外道路については、路盤の洗掘5路線、道路への倒木2路線など、合計43路線の被害が確認されました。このうち、38路線については、復旧が完了しております。

また、残り5路線のうち、国庫補助の対象外の2路線については、年度内の復旧を予定して おり、3路線については、今月予定されている国の災害査定の結果に基づき、早期の復旧に努 めてまいります。

次に、市営住宅の計画的な整備と改修について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、今後の住宅施策および入居の状況についてであります。

市では、住宅困窮者等に向けて市営住宅の建設を行ってまいりました。特に、ここ数年は子育て支援住宅や就業促進住宅のように、本市で暮らそうとする人を応援できるような住宅を建設してきたところであります。

本年12月1日現在の入居率は、政策空家を除く入居可能戸数1,074戸に904世帯が入居しており、入居率は84.2%であります。

住宅の整備は、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」により行っているところでありますが、計画では新たな住宅の予定はなく、建て替え・改修により令和8年度末で1,118戸を確保することとしております。

老朽化が進み、危険となった住宅については、退去後解体を進めているところであり、解体後の用地については、庁内の「普通財産有効活用庁内検討会」において検討し、活用を図ってまいります。

次に、高松団地と多麻団地の今後についてであります。

現在、高松団地では17棟82戸、多麻団地では14棟84戸を管理しておりますが、いずれも昭和50年前後の建設であり、現在、老朽化が進み、危険であることから募集を停止し、政策空家としております。

今後については、「市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、施設ごとに必要な対策 を検討してまいります。

次に、老朽化した市営住宅、政策空家の退去状況と、退去できない状況についてであります。 平成28年4月1日から令和元年11月末までに、政策空家からは71世帯が退去しておりますが、現在147世帯が入居している状況であります。

耐用年数を経過した住宅からは、安全面からも移転が望ましいことから、特に老朽化の進んでいる木造戸建の入居者に対しては、訪問して危険な住宅は用途廃止する旨を伝えるとともに、 入居替えに関わる意向調査を行っております。

木造戸建、簡易平屋造りにかかわらず、政策空家入居者の全体的な傾向として、高齢のため 住み慣れた環境を変えたくない、他の市営住宅には現在と同程度の住宅使用料で入居できるも のがないため負担が増えるなどの理由があり、退去ができないものと考えております。

政策空家からの転居先につきましては、既存住宅の空室活用が第一であることから、現在の ところ新たな木造住宅の建設は考えておりません。

なお、移転に際しては、急激な住宅使用料の変動を避けるため、移転先の住宅使用料との差額を段階的に5年間で調整する経過措置を設けております。

また、住宅解体に伴う移転の場合には移転費用の補償を行っております。

次に、高額所得者の入居状況と退去指導の状況と実績についてであります。

「北杜市営住宅条例」に基づく、現在の高額所得者は、8名を認定しております。

認定者については、条例に基づき、近傍同種の住宅使用料を参考とした割増請求を行い、呼び出しによる自主的な退去を指導している状況にあります。これにより、これまで延べ6件の明渡しがされております。

次に、市内の道路や河川等の整備、改修要望への対応について、いくつかご質問をいただい ております。

はじめに、菅沼交差点改良についてであります。

長坂町白井沢地内の県道小荒間長坂停車場線の菅沼交差点の改良については、かねてより県 に要望してまいりました。

昨年8月、菅沼班をはじめ、地元の行政区が一体となり、300名を超える署名を集め、一日も早い改善を求める要望書が提出されたことから、地域の声を重く受け止め、あらゆる機会において、市から県に強く要望を行ってきた結果、本年11月に事業化されました。

これを受け、県、市および地元の検討委員会において、地域の意向を考慮しながら、交差点

の計画について協議を行ったところであります。

今後は、交通量や道路構造の基準に基づく交差点の計画案を作成し、県および検討委員会と ともに、地元説明会に向けた準備を進めてまいります。

次に、長坂インター前交差点の朝夕の交通渋滞緩和策についてであります。

この交差点の付近には、店舗の出入口が集中していることや東側の交差点が接近しているため、信号待ちの車両による渋滞が発生しているものと考えております。

このような状況を踏まえ、交差点の構造変更等による右折レーンの拡大や、信号機の時間調整等について、県および北杜警察署などの関係機関に要望してまいります。

次に、県道日野春停車場線の鯨バイパスの進捗状況と今後の見通しについてであります。

当該道路整備については、先月、境之澤班の要望に対する計画の説明を行ったところ、「県道日野春停車場線(仮称)鯨バイパス境之澤班検討委員会」を創設し、班の要望等のとりまとめや、県との協議・検討を行っていくことになりました。

今後も県と連携し、地域との連絡調整や用地交渉等、道路ネットワークの強化に向けて事業 の促進を図ってまいります。

以上であります。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長 (中山晃彦君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策における、社会体育施設の被害状況と復旧対策についてであります。

長坂総合スポーツ公園内のB&G屋内運動場の上屋の膜体部が破損したため、撤去作業を進め、先般完了したところでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

坂本靜君の再質問を許します。

再質問はありますか。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

再質問をさせていただきます。項目ごとに行いたいと思います。

1項目めでございますが、災害対策について再質問をいたします。

3番目の要配慮者の避難状況と、その対応についてでございますが、福祉避難所を開設し、 地域住民や民生委員などの声掛けや支援により避難を行い、保健師を配置し、6世帯12人の 避難者を受け入れたとの答弁がありました。その上で、交通弱者である要支援者で家族のいな い方を福祉避難所へ誘導するサポート体制について、具体的に今後どのような考えがあるかお 伺いいたします。

また、6番目の水位計、雨量計の設置についてでありますが、雨量計は現在、市内に10カ 所あるということでございますが、茅ヶ岳方面、それから市内の中心部には設置されていない とのことであります。この箇所への設置については、県にただいま要望しているということで ありました。水位計については、県でこれから設置をするとの報道がありましたが、本市の河川ではどこへいつごろ設置されますか、そのことが分かればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

坂本靜委員の、明政クラブの再質問にお答えいたします。

要支援者のサポート体制ということであると思います。

自力での避難が難しい人、避難行動を取るには特に支援が必要とされる人、こういった人に対しては避難行動要支援者制度というのがございます。これに基づきまして、各地区の区長や民生委員などが支援関係者として支援を行うこととなっており、実際にこの間の台風19号に際しても、そういった方々が協力して避難所へ誘導しております。市でも区長会、あるいは民生委員の会議においてもこういった制度の活用を促進して、継続して行っていこうと考えております。

水位計の設置については、建設部長から。

○議長(中嶋新君)

仲嶋建設部長。

○建設部長 (仲嶋敏光君)

明政クラブ、坂本靜議員の再質問にお答えいたします。

水位計の設置箇所についてであります。

水位計の設置箇所につきましては、新聞報道により県内では202カ所が完了したというような報道があったところでございますが、北杜市管内につきましての設置状況でありますが、平成30年度におきましては、一期工事としまして8カ所の設置をしております。釜無川ほか7カ所へ設置をしております。それから令和元年度におきましては、やはり10カ所の設置をしております。西川の雲雀沢橋ほか9カ所へ設置をいたしまして、要望しております計18カ所の設置が完了したところであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

ありがとうございました。それでは2項目めでございますが、地域公共交通の再編について の再質問をいたします。

地域公共交通については、来年の4月から新たな運行を目指しておるということでございます。

また、今まで2年間かけて「みんなでつくり、守り、育てる」というコンセプトのもと、各 エリアの地域公共交通運営委員会を中心に市民と共に、この計画を立ててきたというふうな答 弁がありましたが、なお、市民バスの利用促進のためにはお年寄りが使うことが多いと思いま すので、利用しやすい運賃の設定ですね、これが重要だと思います。料金体系についての状況 をお伺いしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

明政クラブ、坂本靜議員の再質問にお答えいたします。

料金体系についてということでご質問をいただきました。

今回の市民バスの再編につきましては、高齢者をメインの利用者として考えているところでありますので、普通運賃を特に分かりやすく設定し、乗ってみようと思ったときのハードルを下げて、利用しやすい料金設定としております。

幹線の普通運賃につきまして、これまで距離制により割増運賃を採用してきましたが、高齢者が利用しやすいよう、距離に関係なく、1乗車200円としたところであります。

また、支線につきましては、明野、須玉の定期定路線、この路線につきましては1乗車200円。 ただし、孫女橋を超えるゾーン外の場合については400円としたところであります。

デマンド交通につきましては、1乗車300円としまして幹線、支線それぞれ高校生以下、 障がい者等については半額ということになってございます。

また、定期券につきましては、一般・通学・福祉定期を設定しまして、これまでよりも利用しやすい料金設定を行ったところであります。

幹線、支線、共通の回数券についても現行よりも割引率の高い回数券を拡充したところであります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

ただいまの地域公共交通の件でございますけれど、予約につきまして、予約と登録ですね、 登録については、本庁舎と各支所で受け付けると。それから予約については、電話とウェブで 受け付けるということでございますが、この受け付けのタイムリミットですね。これはいつま でになっているか。そして、私の思いとすれば、できれば当日、今日、ちょっと出かけたいと いうふうな緊急のことが生じた場合に、何時ごろまで受け付けが可能なのか、このことも併せ てお聞きしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

明政クラブ、坂本靜議員の再々質問にお答えいたします。

まず、デマンドバスの登録についてということでございますけども、デマンドバスの登録については、随時受け付けることとなってございます。

あと予約につきましては、それぞれエリアごとに異なってきまして、まず高根・長坂・大泉

エリアにつきましては、2週間前から第1目的に行く場合については前々日の午後1時まで、第2目的に行く場合につきましては前日の13時まで受け付けとなってございます。そのほか 小淵沢と武川・白州エリア、それぞれのデマンドバスにつきましては、前日の13時までということの受付体制となってございますので、しっかり事前に登録者、また利用促進を図る上で 市民の皆さまにも周知していきたいと考えております。

デマンド交通の予約については、2週間前からの午前9時から午後1時までということでございます。登録については、随時受け付けというところでございますので、利用者の説明会等を開催する中で、間違えないようにしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

ただいまのデマンドの受け付けでございますけれど、先ほどもちょっと触れたわけですけど、 これから4月から運行ということになるわけですが、できれば・・・。

○議長(中嶋新君)

坂本議員、今、再々質問が終わっていますので。それ以外に。

○17番議員(坂本靜君)

分かりました。

○議長(中嶋新君)

いいですか。改めて、坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

それでは3項目め、市営住宅の計画的な整備と改修について再質問をさせていただきます。 長坂の高松団地、それから須玉の多麻団地、これはいずれももう50年ほどが経過している ということで、かなり老朽化が進んでいるということでございます。よって、政策空家という ことで、現在は募集はしていないということでありますけれど、今後は施設について必要な対 策を検討していくと、こういうお話がございました。今現在、考えられる必要な対策というも のはいかなるものか、お伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

明政クラブ、坂本靜議員の再質問にお答えいたします。

高松団地と多麻団地の今後についてというところでございますが、両団地につきましては、 住宅総合活用計画、長寿命化計画では多麻団地を8棟用途廃止をして、6棟の戸別改修、また 高松団地につきましては、2階建てを耐震性がないことから用途廃止をし、平屋建てを全面改 修するということで考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

ありがとうございました。それでは4項目めでございますが、認知症の予防と対策について お伺いいたします。

本市には認知症予防の拠点である包括支援センターが開設されて13年となりましたが、今、 人生100歳時代ということで、高齢化が急速に進み、認知症になる方が急増しておりますが、 包括支援センターに認知症地域支援推進委員を配置しているとの答弁がありました。その推進 委員の主たる役割をお聞きしたいと思います。

また、認知症施策として様々な取り組みをしているというふうな答弁がありましたが、どのような取り組みを行っているのかもお伺いしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

明政クラブ、坂本静議員の再質問にお答えいたします。

包括支援センターに認知症地域支援推進委員等を配置しているということで、その役割について詳しく教えていただきたいというご質問だったかと思います。

役割としましては、認知症の方や、その家族への相談支援が一番大事なこととなっております。併せまして、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、塩川病院や甲陽病院に認知症初期集中支援チームを設置しておりますので、その連携や必要なサービス等が認知症の方やその家族と提携するための調整等、コーディネートなどを行っております。また、認知症のケアパスというものを作っておりますけれども、そちらの作成、併せまして普及を行うとともに医療や介護サービスを受けられるように、支援機関同士の連携等を行っていくことが役割となっております。

引き続きまして、介護の認知症に取り組んでいる事業ということで、どんなことを行っているかということのご質問にお答えいたします。

答弁では、先ほどの支援チーム、また認知症カフェやサポーター事業のことをご説明させていただきましたけれども、それ以外にということで、認知症の方と、その家族の心の支援のための対話型のアートプログラム、あと市のホームページ等に誰でも気軽に簡易にチェックができる認知症簡易チェックサイトを開設しております。また、併せましてイベント等において、機械等を使いまして認知症の簡易テストを行うための物忘れプログラムの導入。あとサービスとしまして、通所サービスとして認知症対応型のデイサービスを行っております。あと施設サービスとしましては、認知症対応のグループホーム等があるという状況になっております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

(なし)

坂本靜君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○14番議員(相吉正一君)

時間がありませんので、関連質問を1問だけ。市内の道路や河川等の整備への対応について。 先ほど長坂インター前の関係で、建設部長のほうから要望していくということでしたけども、 ここは長坂インターから中央道東の交差点信号までは、慢性的に大渋滞を起こしています。先 般、またきらら、綿半ですか、旧Jマート南のほうから渡辺畜産もできましたし、そこは右折 レーンはあるんですが、矢印の信号がないということで、すごく混雑して、例えば高根のふれ あいホールで会議があるときはずっと渋滞しています。これについては、過去に清水議員も質 問していますので、ぜひ早い機会に矢印信号だけでも早期に設置してくれるよう、そのことに ついて再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

明政クラブ、相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

長坂インター前の交差点の渋滞の対策についてという内容かと思います。

議員ご指摘のとおり、現状につきましては、慢性的な渋滞が発生しているというような状況も見受けられます。そういった状況も説明をしながら、今後構造変更による専用レーンの拡大や信号機の時間調整、それからソフト面での対策の検討につきまして、県および北杜警察署などの関係機関に検討、要望、協議をしてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

ほかによろしいですか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

ほくと未来を代表いたしまして、5項目にわたり質問をいたします。

まず、質問の第1項目めとして、第2次総合戦略策定・推進についてであります。

現在進めている「第2次北杜市総合戦略」については、「第1次北杜市総合戦略」と大きく方向性や取り組み等を見直し、これまでにない手法で進めており、しっかりと将来を見据えた今

後5年間の青写真が示されるものと期待をしております。

戦略の策定に当たっては、1年前倒しをして市民に示されたプレ計画をもとに試行的に事業を進める中、「みんなでつくろう 健幸北杜」をテーマに、市民や企業の皆さまの意見も取り入れを示し、新たなスタイルで市長自ら出向く「飛び出せ 市長と未来を語る集い」を開催するなど市民目線で戦略策定を進めてきたと思う。渡辺市長の積極性がうかがえるところであります。

また、担当職員自らが市長に直接提案し、作業委託も行わず職員の手作業で作り上げる手法はこれまでにない取り組みとして、大きく評価をできるものであります。

先日の全員協議会で示された「第2次北杜市総合戦略(素案)」に目を通しますと、6つの大柱を33の中柱に751事業が掲載されており、市民が関心をもつ指標や指標目標の設定、グラフ化など事業の進捗や効果が分かりやすく、見やすくした工夫が伺えます。

そこで、「第2次北杜市総合戦略」の特長について何点か伺います。

1つとして、PDCAサイクルシステムの付加とありますが、第2次においては、どのような仕組みになっているのかお伺いをいたします。

2番目として、分野別計画との整合は、第2次においては、どのように整合を図っているの かお伺いをいたします。

3番目として、各施策に係る成果の「見える化」とありますが、第2次においては、どのように整合を図っているのか伺います。

4番目として、市民の声を反映するとの説明でありました。第2次においては、どのように 反映されているのか伺います。

5番目として、第2次総合戦略を着実に推進するための体制づくりについて、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に第2項目めですが、不妊治療(こうのとり)支援事業の拡充についてであります。

本市では、少子高齢化が進展し、15歳未満の年少人口は、昭和35年からの50年間で4分の1にまで減少しております。また、未婚化、晩婚化の進展に伴う出生率の低下、子育て世代人口の減少等の影響により、年少人口は今後も減少傾向が続くと予想されています。市は、これまで、様々な子育て支援事業や子育て支援住宅の建設など、移住・定住促進および少子化対策等に取り組み、出生率は横ばいの推移を保ち、現状を維持しているところであります。

第2次北杜市総合戦略(素案)~みんなでつくろう健幸北杜では、安心して暮らせるまち~子育てと福祉を掲げ、子育て支援の充実~笑顔で子育て、子どもとの楽しい生活を中柱として、これまでの多くの子育て支援事業を第2次戦略においても継続、またはリニューアル、あるいは新規事業などの多くの事業を展開し「みんなでつくろう 健幸北杜」を目指すという市の積極的な姿勢がうかがえます。

その1つに不妊治療(こうのとり)支援事業が令和2年度リニューアルするとあります。助成対象を拡大するとありますが、治療(体外受精や顕微授精)にかかる費用は高額で、精神的な負担のうえに経済的な負担も大きいことから、市はこれまで不妊治療の一部を助成する「こうのとり支援事業」を実施してきております。不妊症の原因の半分は男性にあるとも聞く中、本市の事業は、現在、「男性不妊治療」は助成対象外となっております。また、「一般不妊治療」についても対象外となっている状況であります。赤ちゃんを望んでもなかなか妊娠できない夫婦が年々増加傾向にあり、5組に1組の夫婦が何らかの理由で赤ちゃんにめぐまれないという

状況があると聞くところであります。治療法について幅広い助成対象としていくべきと考えます。少子化施策のひとつである、不妊治療(こうのとり)支援事業に対する更なる充実について市の考えを次のとおり、お伺いをいたします。

1つ、現在の取り組みと状況についてお伺いいたします。

2つ目として、特定不妊治療の一環であります「男性不妊治療」、また人工受精等の一般不妊治療等の助成対象拡大について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

続きまして、第3項目めとして、エコパーク等の効果と今後の展開についてお伺いをいたします。

南アルプスは、2014年(平成26年)6月12日にユネスコエコパークの登録から5年目の節目を迎えております。このユネスコエコパークには、3つの機能を果たすために3つの地域が設定されております。

まず、保存機能を持つ生物多様性の保全上重要な核心地域、学術的研究支援として持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供している緩衝地域、経済と社会の発展を目指す自然環境の保全と調和した持続可能な発展の取り組みが行われる移行地域が設定され、山梨・長野・静岡の3県10市町村が将来にわたって、持続的に責任と実行ある取り組みを進めているところであると思います。

また、3つの名水百選を持つ北杜市は、エコパークの登録と共に「水の山宣言」、水の山プロジェクトが展開されております。

さらには2019年(令和元年)6月19日に甲武信ユネスコエコパークが登録され、名実ともに山紫水明の地として、自然環境を活かした地域振興の更なる発展を期待しているところであります。つきましては、これまでの取り組みとこれからの展開について、以下お伺いをいたします。

1つ、南アルプスユネスコエコパークの取り組みの効果と今後の展開は。

2つ、水の山宣言・水の山プロジェクトの取り組みの効果と今後の展開はということでお聞きをしたいと思います。

次に第4項目めでありますが、食育、地産地消の推進についてであります。

本市では、平成26年度に「北柱市食と農の社づくり推進計画」を策定し、「見つめよう食の原点」をスローガンに掲げ、基本方針において、豊かな人間形成の推進、健康の推進、食文化および農文化の継承、地産地消の推進、循環型社会の実現、安全で安心な食生活の推進、食育推進活動の充実などを図ることとし、これまで様々な事業に取り組まれております。

特に、保育園、小学校の教育ファームや親子食育教室、「おはよう 朝ごはんコンテスト」を 通じて次世代を担う子どもたちに、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食 を選択する判断力を養ってきました。

また、こうした事業では、子どもたちに「食べる前に『いのち』あるものを「育てる」仕事があること」を伝える中、給食の地産地消率の向上、保育園教育ファームの農業体験部分を指導農家と保育園での実施に移行するなど、大きな成果を上げ、その取り組みは定着しております。

現在、来年度に向け、「第2次北杜市食と農の社づくり推進計画」の策定を進められていると ころであるとお聞きしております。これまでの実績、これからの事業展開についてお伺いをし たいと思います。 1つ、保育園、学校給食における食育、地産地消率向上へのこれまでの取り組みについてお 伺いをいたします。

2つ、保育園、学校給食における食育、地産地消率の目標と実績について。

3つ、これまでの教育ファームでの取り組み状況。

4つ目、これからの教育ファームでの事業展開。

5番目として、「おはよう 朝ごはんコンテスト」の今後の事業展開についてお聞きいたします。

最後に、第5項目めで防災関連として、大武川駒城橋上流の堆積土砂についてお伺いをいた します。

大武川駒城橋上流の大武川と石空川の合流部の床止工下流部には、10月12日に襲来した 台風19号の影響で、床止工より高く土砂が堆積している状況にあります。このことは、昭和 57年の台風10号だと思いますが、台風10号による災害の直前の姿によく似ております。

昭和57年の災害では、地元地域が堆積した土砂の搬出に伴い県道を大型車両が通行することに交通の安全上、難色を示したということから、堆積土砂をそのままに放置せざるを得ない 状況の中で台風がきたということであります。

河川流量断面の小さい駒城橋は、土石流により欄干を土砂や流木が直撃して橋の上まで乗り上げました。橋に甚大な被害と堤防決壊の危険性が高まりました。下流地域の避難指示が出されたことを、昨日の事のように覚えております。というのは、私はその現場で防災本部の指示で見張りをしておりました。その光景を見た人でないと分からない恐怖感に見舞われました。

そこで、再びこのような惨事を防ぐため、堆積土砂と流木の除去について当局の見解を求めます。

1つとして、堆積土砂と流木の撤去の対応について。

2番目として、河川内に最近繁茂する支障木が多くなっております。支障木の撤去について の対応をお聞きしたいと思います。

以上5項目をお伺いしましたが、明快なるご答弁をお願いし、ほくと未来の代表質問といたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

不妊治療(こうのとり)支援事業の拡充における、現状と対象治療の拡大についてであります。

市では、平成28年度から、特定不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため、一定の要件の下、費用の一部を助成しております。

取り組み状況については、平成28年度延べ16組、平成29年度延べ27組、平成30年度延べ29組のご夫婦に利用していただいております。

その結果、平成28年度から昨年度までに、21件の方々が妊娠・出産につながり、母子手帳を交付したところであります。

子どもを授かりたいと願う夫婦に、早い時期から不妊の検査を受け、適切な治療に夫婦で取

り組むことができるよう、新たに「男性不妊治療」について支援を設けるほか、比較的治療を 受けやすいとされている人工授精などの「一般不妊治療」についても対象を拡大すべく、来年 度から実施してまいりたいと考えております。

「妊娠出産への支援の充実」は、新たに策定する「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」においても、重要施策の一つに位置付けられており、今回「男性不妊治療」などへの支援メニューが新たに加わることにより、「子どもの未来を拓くまち 北杜」の実現を大きく前進するものと期待しております。

さらに、不妊治療は通院回数が多くなるため、休暇を取りにくいなど、仕事と治療の両立が 難しいと感じているという声が聞かれるため、勤務先の理解が非常に大切となります。

今後は、市内企業に対し、本事業の説明を行い、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、食育、地産地消の推進における、保育園に係る食育、地産地消率の目標と実績についてであります。

本市の保育園給食は、子どもたちに味など様々な経験ができるよう、品数も多く、また、食べた満足感も味わえるようメニューを工夫し、園ごとに調理をしております。

各園での食材の量は少量であるため、地産地消率の目標率は設定しておりませんが、農家の皆さんなど関係者のご尽力により、地域の野菜も提供しているところであり、重量ベースで10%前後の推移をしているところであります。

保護者からは、園庭で自分たちが作った野菜を給食に利用することで、「嫌いな野菜が食べられるようになった」、「家庭菜園を始めた」などのうれしい声も届いており、取り組みの成果の表われであると考えております。

また、本市は、昔からの米の産地であり、豊かな自然の恵みにより、おいしいお米が生産されるという本市の「農」と「食文化」を継承していく必要があります。

本市の「お宝」の一つである、北杜市産のお米の素晴らしさを、幼児期からの食育を通じて 意識付けを図るべく、保育園の給食に北杜市産のお米を積極的に使用してまいりたいと考えて おります。

現在、保育園給食は、各ご家庭から主食である「ごはん」を持参していただいておりますが、 子どもたちには、北杜市産のお米を炊きたての状態で食べてもらい、ごはんのおいしさを感じ てもらうことや、また、どのようにしてお米ができるのかを、例えば「紙芝居」を利用して紹 介するなど、食育をさらに前進するため、保育園給食での主食、ごはんの提供を検討し、進め ていく考えであります。

こうした取り組みを通じ、幼児期からの「ふるさと北杜」を知り、ふるさとを愛する心を育んでまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

食育、地産地消の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食における食育、地産地消率向上への取り組みについてであります。

本市では、成長期にある児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、 食べ物を大事にする感謝の心、食事のマナーなどの社会性、地域の産物や歴史など食文化を理 解し、尊重する心を持つことを目的とし、食育教育を推進しております。

本市の食育教育では、栄養教諭等が中心となり、各学校を訪問し、食育指導と学校菜園で児童生徒が育てた野菜や手作り味噌を給食へ取り入れるなどを行っております。

また、読書週間に本にまつわる料理や、オリンピックにちなんでのフランス料理、児童生徒のリクエスト料理など、工夫を凝らしながら、楽しい友だちとの語らいや、おいしい給食、家に帰って話題となるような献立づくりに取り組んでおります。

献立表には、北杜市産の食材が分かるように表示するとともに、給食時に校内放送で紹介を しているところであります。

また、各家庭における食育の話題や知識として役立つよう、「給食だより」を発行しており、 このような学校給食の取り組みを通じて、児童生徒が「一生涯にわたって健やかに生きていく こと」ができるよう、その基礎づくりを行っているところであります。

併せて、地域の農産物を学校給食に取り入れることにより、本市の食文化や農業を始めとする地域産業の状況を理解し、農作物を作ってくれる生産者の方々への感謝の心を育み、家庭内でも地産地消が推進されるよう取り組みを進めております。

次に、食育、地産地消率の目標と実績についてであります。

学校給食を活用した食育については、「給食だより」の発行や栄養教諭等の学校巡回指導、また給食感謝祭については、年間2回を目標に開催し、推進しております。

地産地消率につきましては、米と主要10品目の給食食材全重量ベースに対する割合で、目標45%に対して、昨年度40.3%の実績となっております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長(小澤章夫君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

第2次総合戦略策定・推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、PDCAサイクルの仕組みについてであります。

現行の総合戦略においては、所管課が作成する「PDCAサイクル」の評価シートをベースに、達成状況に応じたランク付けをした上で、縮小、拡大、廃止等の事業仕分けを行い、その結果を「北杜市ふるさと創生会議」で説明しております。

これに対して、現在策定中の「第2次北杜市総合戦略」の新しい仕組みにおいては、PDC AのP(プラン)である計画について、「事業概要」の欄で事業の目的や具体的内容を説明し、D(ドゥ)である実行については、「活動指標」と「決算額」で取り組み状況を数値で示します。さらに、C(チェック)である評価について、これまでのようなランク付けを省いて、「新規」、「リニューアル」、「終了」のシンプルな事業仕分けを行い、A(アクション)である改善においては、市長から若手職員までが参画した活発な意見交換を通じて、次のステップに向けた事業見直しを行います。

事業見直しの結果については、計画である「事業概要」にフィードバックし、総合戦略の改 訂時に合わせて記載内容を変更いたします。

なお、新しいシステムは、プレ計画策定に当たり、すでに試行に入っており、来年度実施する令和元年度の実績に係る評価から、本格的に導入することとしております。

次に、分野別計画との整合についてであります。

今回お示しした素案においては、「第2次総合戦略」の骨組みとなっている分野別計画の施策体系について、その関連する中柱のページに掲載することにより、総合戦略と分野別計画との整合をひと目で分かるように示しております。

1つ目の中柱である「子育て支援の充実」については、「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」の体系を示し、その後に続く事業についても、体系にならって掲載しております。

また、最後の中柱である「行財政改革の推進」についても、「第5次北杜市行財政改革大綱」 の体系を示した上で、47項目のアクションプランと各指標を示しております。

教育のうち「原っぱ教育のフィールド創造」については、本市独自の「原っぱ教育」の理念や基本目標を示した上で、各施策・事業の説明を行っております。

このほか、「図書館の利用促進」については、他の自治体と比べ、際立った成果を上げている ことから、各施策・事業のベースとなっている「ほくと子ども読書の杜プラン」の体系を示し た上で、本市の特徴的な取り組みについて説明を行っているところであります。

次に、各施策に係る成果の「見える化」についてであります。

従前の「事務事業評価」においては、各施策の成果を示す指標に関する視点が十分備わって いなかったと考えております。

このため、「第2次総合戦略」においては、原則、33の中柱ごとに成果指標を設けることとし、素案段階で63の指標を設けております。

指標の選定に当たっては、「第1次総合戦略」に関する15の指標を検証するとともに、10年間の事務事業評価を通じ得られたノウハウや、市民アンケート結果などを踏まえ、できるだけ分かりやすいものとなるよう、また、目標値については、5年間での達成を前提に、有意性のあるレベルとなるよう検討してまいりました。

成果の「見える化」は、市民や企業の皆さまにおいて、市の施策・事業に関する理解を深め、 北杜市の将来像に誇りと希望を持ち、各種取り組みにも積極的に参画していただくために、大 変有効であると考えております。

次に、市民の声の反映についてであります。

市民や企業の皆さまのご意見やご提言を反映することは、「第2次総合戦略」のPDCAサイクルにおいて、最も重要な過程であります。

戦略策定後のご意見やご提言をいただく機会としては、「ふるさと創生会議」をはじめ、「事務事業評価の外部評価」、「市民アンケート」、その他各分野における有識者会議、そして本年4月から新たにスタートした「飛び出せ 市長と未来を語る集い」などが挙げられます。

また、「PDCAサイクル」での反映については、主に事業仕分けを行う段階から事業見直しの具体的内容を検討する段階までを想定しております。

このほか、今回新たに掲載した「北杜市の行財政状況」や成果指標などについても、ご意見をいただき、今後改善してまいりたいと考えております。

市の施策・事業を分かりやすくお示しし、ご理解を得た上で積極的に参画していただき、様々

な機会を通じてご意見・ご提言をいただくことこそが、「みんなでつくろう 健幸北杜」を実現するための唯一の方法であると考えております。

「第2次総合戦略」は、お寄せいただく市民や企業の皆さまの声によって、これからも進化 を続けていくものと確信しております。

次に、推進体制についてであります。

「第2次総合戦略」の推進に当たっては、庁内の「北杜市ふるさと創生本部」で検討などを 行うほか、様々な視点からご意見・ご提言をいただくため、住民代表をはじめ、産・学・官・ 金・労・言の皆さまにより構成される「北杜市ふるさと創生会議」においても、ご審議いただ くこととしております。

また、来年度は、「第2次総合戦略」とともに、「第5次行財政改革大綱」や「第2期子ども・子育て支援事業計画」の初年度に当たるほか、「国土強靱化地域計画」の策定も予定されていることから、市政の主要計画を一元的・集中的に進行管理し、各重要施策をより着実に推進するための体制づくりとして、政策秘書部に政策推進課を新設してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

食育、地産地消の推進における保育園に係る食育、地産地消率向上への取り組みについてであります。

食育、地産地消への取り組みは、現在策定中の「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」においても重要な施策の一つと位置付けており、保育園給食では、地域の農家や企業等の皆さまのご協力をいただく中、市内で生産された野菜や牛乳を取り入れ、さらに、年間を通した「教育ファーム事業」で園児と共に作った野菜も給食に利用しております。

また、北杜市産の大豆を使用した「みそ」を園児と一緒に作り、給食に使用するなど、本市ならではの食育、地産地消率の向上に取り組んでいるところであります。

さらに、北杜市産の食材を使用し、保護者と園児で協力して調理を行う「親子食育教室」なども開催し、「作って、食べる」ことの楽しさを知っていただくなどの取り組みも行っております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

エコパーク等の効果と今後の展開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、南アルプスユネスコエコパークの取り組みの効果と今後の展開についてであります。

「南アルプス国立公園」を中心とした、山梨、長野、静岡の3県10市町村の地域が、「南ア

ルプスユネスコエコパーク」に登録され、本市では、「南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会」を中心に、企業、「特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会」などの各種団体と、行政が一体となり活動を推進してまいりました。

植生回復、動植物等の生息調査、伝統芸能保存・伝承への支援および環境教育等の取り組みにより、自然保護への意識高揚や、自然環境や文化の素晴らしさなど、「ふるさと北杜」を誇りに思える心の育成が図られていると感じております。

また、「南アルプスユネスコエコパーク」の市民認知度が約80%であるなど、関係団体や企業が協力する推進活動が多くの方に認められ、理解が深められたものと考えているところであります。

今後、地域の皆さまとの関わりをより深めながら、環境美化活動、また、「南アルプスユネスコエコパークエリア」における史跡や地域の伝統文化などを子どもたちが学び、体験する機会の充実を図るなど、本市の宝を次世代に引き継ぐ、地域の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、水の山宣言・水の山プロジェクトの取り組みの効果と今後の展開についてであります。 「南アルプスユネスコエコパーク」の登録を契機に、本市の宝である名水を生かし、世界を 代表する名水の地を目指し、平成27年5月に「世界に誇る「水の山」」を宣言しました。

水資源の保全活動を行う市内パートナー企業やサポーター企業と協力し、「ミズクマ」キャラクターを活用した宣伝活動や、「南アルプスの天然水かき氷」など特色ある商品の開発、また、映像による、本市の山岳景観や清らかな水、空気、市民の温かな人柄などの魅力を発信する、「水の山映像祭」事業の実施などにより、広く周知が図られ、市民アンケートによるプロジェクトに関する認知度は、「水の山宣言」をした平成27年度の11%と比較すると、昨年度は36%と上昇しております。

また、「山梨県観光入込客数」の本市の統計結果についても、平成27年比、119%の増加となっており、事業の効果が図られているものと考えているところであります。

本年は、市制施行15周年事業として「「水の山」フォトコンテスト」を実施するとともに、コンテスト受賞作品を用いたオリジナルフレーム切手が、市内郵便局で今月2日から販売が始まっており、大変好評と伺っております。

市では、北杜市を「水の聖地」として付加価値を高め、環境保全意識の向上と水ブランドの 価値を高められるよう、引き続き、パートナー企業を増やし、市民と企業と行政がお互いに連 携を深めながら取り組んでまいります。

次に、食育、地産地消の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの教育ファームでの取り組み状況についてであります。

教育ファーム事業は、本市の恵まれた自然環境と基幹産業である農業を生かし、他市町村にはない特色ある取り組みとして実施しております。

保育園においては、市内すべての14園で実施しており、商工・食農課を主体としてスタートした事業も、昨年度から各保育園主体に移行し、指導農家のご協力により、土づくりから種まき、圃場の管理、収穫まで一貫した農作業を体験するほか、バターづくりや味噌づくりなどを行っているところであります。

また、小学校においては、3年生の国語で学ぶ「すがたをかえる大豆」の授業に併せ、圃場で大豆を育て、その大豆を加工して味噌や豆腐づくりを行う取り組みを実施しております。

次に、これまでの教育ファームでの事業展開についてであります。

教育ファーム事業は、「第2次北杜市総合計画」や「北杜市食と農の杜づくり推進計画」などに位置付けられ、教育関係者、保育園、生産者と市民、行政が一体となり、健康で心豊かな子どもの成長につながることを目的に取り組んできたところであります。

食に対する理解を深めていただくためには、農産物の生産に関する体験活動を通じて、自然の力や恩恵、それらを生かす生産者の知恵や工夫、栽培の苦労や収穫の喜びなど、食べ物の大切さを実感して学ぶことが重要と考えております。

このため、指導農家と協議を重ね、保育園、小学校の教育ファームが地域密着型で展開できるよう取り組むとともに、生産者と子どもたちとの交流が図られ、本市の魅力である食と農に対する理解を深め、本市における地産地消がさらに推進されるよう、事業展開してまいります。

次に、「おはよう朝ごはんコンテスト」の今後の事業展開についてであります。

健康な暮らしの第一歩である「朝ごはん」を毎日欠かさず食べることの大切さを伝えるため、 平成21年11月に「おはよう 朝ごはん宣言」を行ったことを契機に、平成22年度から市 内の小中学生を対象に、朝ごはんのメニューを募集するコンテストを9回実施してまいりまし た。

コンテストにおいて入賞したレシピの公開や朝ごはんの大切さを伝える座学の実施などにより、本市の小中学校の児童・生徒の朝ごはんの摂取率が、平成20年度の89.9%から昨年度には91.1%に上昇しており、成果が得られたところであります。

また、地域応援サイトである「生活ガイドドットコム」が行った「全国のユニークな都市宣言ランキング」において、「おはよう 朝ごはん宣言」が全国第1位を獲得し、この取り組みが市外へも広く発信されております。

今後は、本年度実施した「第2次北杜市総合戦略プレ計画」に関するミニアンケートの結果を踏まえ、コンテストの実施方法を変更し、多くの小中学生が参加できるよう、学校単位での取り組みとして、「忙しい朝に調理し、食べられる朝ごはん」をテーマとして、レシピを募集し、学校単位でその参加率を競うなど、全児童、全生徒参加型の事業として展開してまいります。以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長 (仲嶋敏光君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

大武川駒城橋上流の堆積土砂について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、堆積土砂と流木の撤去の対応についてであります。

先月、県とともに駒城橋周辺の河川状況を確認したところ、大武川と石空川の合流部については、土砂と流木が山のように堆積しております。

県では、河川内に堆積している流木については、今後、下流の駒城橋への停滞やそれに伴う 橋脚の損傷の恐れがあるため、次期出水期までの撤去を予定しております。

また、堆積している土砂については、量が多く処分場所の確保が難しいことから、河床の整 正により河川断面を確保する方法で検討を進めております。

次に、河川内に繁茂する支障木の撤去の対応についてであります。

一級河川内における支障木の除去業務については、毎年要望を行っているところであり、県では、昨年の台風24号による災害発生以降、5カ年計画で取り組んでいる立木や土砂撤去の事業を前倒して実施するなど、災害リスクの軽減に努めていただいております。

昨年度、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」として、河川内の樹木の伐採・ 除根および河床整正を一連で実施する事業が追加され、釜無川・塩川・須玉川の3河川を重点 的に実施しているところであります。

また、本年度事業として、新たに小武川と大武川を追加し、現在、実施箇所の選定を行っているところであります。

しかしながら、現在進められている施工箇所や事業量では、すべてに対応できないことから、 本事業の拡大について、引き続き県に要望してまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

再質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

ご答弁ありがとうございました。それでは再質問ですが、3項目にわたり再質問をしたいと 思います。

総合戦略、それから地産地消の関係、それから不妊治療の関係について再質問を行います。 まず、第2次総合戦略策定推進についての再質問です。

3点、お願いをしたいと思いますが、先ほどの答弁で策定後の市民の皆さんの声の反映の方法をお聞きしましたが、策定後も市民の皆さんとの意見交換をしようとする姿勢を感じました。今までにない形であると感じましたが、策定に当たっても市民の声を聞いていくと思いますが、今回、示された素案の中で具体的に取り入れた事業についてはどのようなものがあるか、まず1点お聞きします。

それから2点目として、策定に当たっては市民の声をさらに聞くためパブリックコメントを 行うと思いますが、どのような方法で行う予定かお聞きします。

また、戦略策定にあたり見える化を図り、市民の皆さんに理解をしてもらうという姿勢を十分感じられました。市民の皆さんに理解してもらうには、分かりやすく示すことが必要であると、このように考えますが、この点で何か工夫をしていることがありますか。まず、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長(小澤章夫君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。 3 点、ご 質問をいただきました。

まず、1点目であります。市民の声を具体的に取り入れた事業という質問かと思います。

今回、素案の策定に当たりましては、様々な方法で意見集約をこれまで行ってまいりました。 その中でも特に「飛び出せ 市長と未来を語る集い」につきましては、4月から先月までの間 に11回開いてきているところであります。こうした中で、いろいろな意見をお寄せいただい たわけですが、例えばの話でありますが、子育て支援の充実におきましては、子育てグループ の保護者の皆さんにお集まりいただきまして、集いを開きました。具体的に取り入れたものに つきましては、公園の整備をしてほしいというようなお話がありまして、保健センターがあり ます高根のふれあい公園に遊具の整備というところで、今回、事業のほうを取り入れたところ であります。

また、子育ての面では愛育会の皆さんからもご意見をいただきまして、未設置地域への支援 を充実させてほしいということで、愛育会の事業のほうにもその点を充実させるということで 取り入れております。

また、原っぱ教育というような部分で、スポーツ少年団の指導者の皆さんとも意見交換をしてまいりました。その中では子どもたちのスポーツ離れが結構、課題になっているというようなことの中で、指導者の支援であるとか、また団員の確保というようなところの中で、競技を超えた連携事業の実施というような事業を取り組むこととしたところであります。

また、環境保全の部分につきましては、環境保全の関係事業者の皆さんから意見をお聞きしまして、15周年の記念式典で宣言をしました「北杜市食べ切り宣言」、また「マイバック宣言」とご意見を結び付けたところであります。

このほか、女性道の会であるとか、地域営農組織、またスポーツ推進委員、結婚相談委員、介護の関係者であるとか、甲陵高校の高校生とも意見交換を行ったところでありまして、今回、それら意見をもとに事業の見直し等を行ったところであります。

2点目でありますが、パブリックコメントについてであります。

今回のパブリックコメントにつきましては、今月の26日から来月の27日まで32日間を 行う予定でおります。素案につきましては、ホームページで掲載をするほか、政策秘書課、ま た各総合支所の窓口に備えまして、閲覧ができるような形にしていきたいと思っております。

今回の策定に当たりましては、「みんなでつくろう 健幸北杜」を合言葉に進めてきたところであります。多くの人にご覧いただきまして、いろいろな目線でご意見、ご提言等をしていただけるように周知に努めてまいりたいと考えております。

また、3点目でありますが、見える化の工夫というところでありますが、これまで各種計画につきましては、市民の皆さんから専門用語が多くて市民の皆さんが興味・関心をしづらいというようなご意見をいただいております。第2次の総合戦略におきましては、その点も大幅に修正し、すべての事業概要を分かりやすく整理をしたところであります。

また、これまで財政の健全化を図りつつ市民福祉、また市民サービス、豊かな市民生活を支

えるサービスの向上というような部分を、これまでもいろいろな面で取り組んできたわけでありますが、市民の皆さんには、これまで市債の残高であるとか、基金の残高を示して行財政改革の状況を中心にお知らせする傾向にありました。市民の皆さんからは、財政の健全化を進める上で私たちに我慢させているであるとか、市民サービスを切り詰めて行財政改革に取り組んでいる等のご意見も伺っているところでもありました。こうした面から、市民の皆さんにはしっかりと事業の進捗状況であるとか、事業の効果を示す必要があるということの点に修正を入れまして、各事業には活動指標と決算額を示すことと、また中柱ごとの目標数値、成果指数などグラフ化をして見やすい形で事業の効果の推移についてお知らせをするということで、戦略の中で見える化を図っているというところであります。この点につきましては、今後もご意見をお伺いしながら、より見やすい方法に見直しを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

再質問の2項目めですが、不妊治療についてお伺いします。

少子化対策の、不妊治療の支援事業につきましては、前向きなご答弁をいただきました。不 妊治療につきましては、女性も男性も経済的な負担ばかりでなく身体的、精神的負担が大きい と思います。早い時期からの適切な治療というものが大切であると私も感じております。しか し、不妊を巡る悩みにつきましては、なかなか相談しにくいということもあります。悩みや制 度について相談できる窓口については、どこにあるかお伺いをしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

相談窓口ということですけれども、まず身近な相談窓口としまして、子育て世代包括支援センターがございます。そちらには保健師、それから助産師もおりまして、専門的な研修を受けておりますので、相談にのることができるかと思います。

それから県のほうにも、不妊治療の相談センターのルピナスという場所がございます。そちらには医師もおりますし、それから心理カウンセラーもいらっしゃるということで、電話相談にも応じる、もちろん面接相談にも応じるということを聞いております。

それから各医療機関で、産婦人科、それから男性の場合には泌尿器科になるそうなんですけれども、そういったところでも相談窓口を設けているということであります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

この件について、再々質問をお願いします。

先ほどの答弁の中で、来年度から事業の拡大を考えているということであります。現行制度も含めて、制度の周知が大切だと思います。周知方法について、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の再々質問にお答えいたします。

周知方法ということですけれども、現行制度、それから拡大する制度の内容も含めまして、 広報ほくと、それからホームページ等で周知するとともに、パンフレットなどを作成しまして、 各総合支所、それから各医療機関にも設置して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

3項目めであります。食育、地産地消の推進について再質問させていただきます。

まず第1点目ですが、子どもの成長には朝ごはんは大切であると常々思います。来年度から新しい形の中で「おはよう 朝ごはんコンテスト」を行うという答弁がございました。全校を対象に実施した場合、数多くのレシピがあがってくると思います。せっかく、子どもたちが考えたレシピを大切にしたいと思いますが、これからどう活用していくか、ご質問いたします。

また、2点目ですけども、答弁のとおり北杜の安全な食材を子どもたちに知ってもらうというのは、まず食べることが大切であると思います。保育園の給食の主食であるごはん、これを提供するということの検討を進めているというお話でございますが、いつごろからこの提供を考えて検討を進めているのか、再度お伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

ほくと未来、福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

最初に朝ごはんのレシピの活用、朝ごはんコンテストのレシピの活用のご質問でありますけれども、おはよう朝ごはん事業を行ってから10年が経過しまして、これまでの取り組みを活かしながら、来年度はより多くの小中学生に参加をしてもらうために学校単位での参加率で表彰する方法を今現在、考えているところであります。これにより、数多くの朝ごはんレシピの対応をいただけると期待しているところでありまして、募ったレシピにつきましては、今までどおりホームページや広報などで公表することを考えております。

また、小中学生が朝ごはんレシピを考えることで、朝ごはんに関心を持っていただきまして、 それが朝ごはんの大切さを学んで、朝ごはんを毎日食べる習慣につながるということを期待し て取り組んでいくわけでございますけれども、これらせっかくレシピを考えていただきますの で、これを学校単位での発表会や、またレシピ帳みたいなものを作って、交換会などができるような企画を考えていきたいと考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

主食の提供をいつごろから考えているかということですが、来年の秋ごろ、ちょうど新米が とれるような時期、10月ごろに提供ができるように検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(なし)

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無所属の会、4分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に北杜クラブ、72分。次にともにあゆむ会、17分。次に公明党、7分。そして最後に明政クラブ、5分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。 それでは順次、質問を許します。

最初に無所属の会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

不登校に対する市の考え方等について伺います。

今年度開設された教育支援センターのエール、そして市内にあるフリースクールには、依然 として学校へ通えず、こうした施設に行く子どもたちや問い合わせをする方々がいます。さら に言うと、こうした施設にも行けず、家に引きこもってしまうケースもあります。

先日、文部科学省が「不登校児童生徒の支援の在り方について」という通知を出しました。 今までの市の方針を転換する必要を感じることから、不登校に対する現時点での市の考え方に ついて質問します。

- 1. 現在の不登校児童・生徒それぞれの人数は。また、学校を休みがちの児童・生徒の人数は。
- 2. 全国的に不登校の低年齢化の傾向が見られるが、市でも同様の傾向が見られるか。また、その状況を市としてどのように捉えているか。
- 3. 10月25日に文部科学省が「不登校児童生徒の支援の在り方について」という通知を 出している。その通知には、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果の みを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する ことを目指す必要があること、という内容が書かれている。その点について、市はどのよ うな受け止めをしているか。また、この通知を教育現場や保護者に対して情報共有をする つもりがあるか。
- 4. 市内にある民間のフリースクールと、現時点で何か連携を取っているのか。また、何か 支援等はしているか。

よろしくお願いします。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

不登校に対する市の考え方等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不登校児童・生徒数および休みがちの児童・生徒数についてであります。

本市の不登校児童・生徒数については、10月末現在で小学校28名、中学校33名であります。

また、これまでに15日以上30日未満の欠席児童・生徒数は、小学校10名、中学校18名であります。

次に、本市の不登校の低年齢化の傾向およびその捉え方についてであります。

全国と同様、本市においても、小学校の不登校は増加傾向にあります。

不登校の要因や背景は様々で、複雑に絡み合っておりますが、不登校対策は課題として捉えておりまして、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、対応しております。

次に、文部科学省通知に対する見解および教育現場、保護者との情報共有についてであります。

本通知により、不登校児童・生徒への基本的な考え方を整理し、一人ひとりの不登校児童・ 生徒の状況に応じて、それぞれの可能性が伸ばせるよう、関係機関と連携しながら支援してい くことが必要であると考えております。

また、本通知については、各学校に通知するとともに、市校長会において、組織的・計画的なきめ細かい支援について指導したところであります。

保護者に対しては、学校または教育支援センターの相談の場等を活用して、必要な情報提供 に努めてまいります。

次に、民間のフリースクールとの連携および支援策についてであります。

民間が運営するフリースクールについては、その性格、規模、活動等様々でありますが、教

育支援センターでは、不登校の子どもたちの居場所として運営している近くの民間施設と定期 的に情報交換を行っております。

民間が運営するフリースクールの支援については、文部科学省「不登校児童生徒への支援の 在り方について」における「民間施設のガイドライン」を参考にしながら判断してまいります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

では3点、再質問をさせていただきます。

1点目ですが、先日、エールへ出向いてヒアリングをしたのですが、低学年で不登校になってしまった保護者の方から問い合わせがあること、そして民間のフリースクールひなたぼっこでも低学年の子どもが増えているとしたような報告を受けています。

北杜市の教育支援センター条例施行規則第3条では、利用者が5年生以上となっていますが、 必要があると認めたときはこれを変更することができるとしています。ぜひ、実態に即して規 則を変更すべきと考えますが、こちらの見解を伺います。

2点目ですが、ひなたぼっこではスタッフの高齢化が進み、世代交代も検討しているようですが、手弁当でやっているので、なかなか新たな担い手がいないというのが現状のようです。もし、仮にひなたぼっこが運営できないという状況になってしまった場合、そこに通っている子どもたちというのは一体どこを心の拠りどころにすればいいのでしょうか。エールの定員は現在15人なので、今、ひなたぼっこに通っている子ども全員の受け入れというのはとても無理だと思っています。こうした市民の活動に対して、行政として財政支援をすべきと考えますが、改めて見解を伺います。

3点目ですが、昨日、不登校児童生徒に対して社会的自立に向けた支援が必要で、その社会的自立の中に学校復帰が含まれているといったような答弁があったかと思いますが、気になったので、文科省に電話で確認をしてみたんですが、文科省では学校復帰と社会的自立というのは別物で、あくまでも学校復帰を前提としない支援を行うことが重要だとして、今の通知をすべて廃止して新たな通知を出したとのことでした。そのように国の方針と市の方針が異なった考えなのか、こちらの見解を伺います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

1番、栗谷真吾議員の再質問にお答えをいたします。

まず、エールの入所規定なんですけれども、そこで1年生からということについては、これは相談業務も行っております。入所は今、条例の中で3条の規定どおりなんですけども、相談については、1年生からやっているというようなことの中で、そういう相談をいろいろ受けながら、今後進めてまいりたいと考えております。

まずは今回、エールにつきましては、4月開設ということでなっておりますので、それらの 状況を十分、把握しながら進めていくということでございます。

続きまして、エールの隣にひなたぼっこという施設がございますけれども、ひなたぼっこは相談は週1回、あと学習タイムということで火曜日でしょうか、週2回ということの中でやっているということで承知をしております。

その中でエールも定員15人ということで、スタッフの配置、あるいは施設等から考えますと、15人が定員だということで、設立、開設したところでございまして、これらについても将来的にどうなるかということは、また様々、意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

続きまして、「不登校児童生徒の支援の在り方について」という10月25日付けの文科省の局長通知がございます。これにつきましては、まず市のほうのスタンス、これはまずは不登校児童生徒の背景、要因につきましては、非常に様々なものがございます。また、それに対する対応についても一つひとつ、二つと同じようなものがないというふうに考えております。その中でも、まずは小学、中学、これは義務教育という大前提がございますので、そういう中から社会復帰をするように支援をすると考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに再々質問は。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

では再々質問ですが、他自治体では様々な動きが起き始めています。例えば世田谷区ではほっとスクールという、学校復帰を目的としない教育支援センターが開設されています。また、文科省が出している最新の教育支援センター整備指針での設置の目的の欄には、「学校復帰」という文言は削除されています。さらに教育機会確保法の附帯決議には、「児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること」とした文言もあります。子どもや保護者の方々は「学校復帰」というキーワードにとても不安を感じています。

以上のことから、北杜市の教育支援センター条例第1条の設置にある「学校復帰を支援し」 という文言を削除すべきと考えますが、こちら教育長に、もし答弁をいただければ、見解を伺 えればと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

1番、栗谷真吾議員の再々質問にお答えいたします。

不登校児童生徒の対応については、日本全国様々なところで様々な団体が様々な方法、教育目標、教育理念等でやっているということは承知しております。しかしながら、私どもは、小学校、中学校は義務教育でございまして、まずは子どもたち一人ひとりが自分のこととして、社会復帰ができるように、自立することができるようにというようなことの中で進めてまいりたいと考えておりまして、そのための1つとして学校復帰の支援ということが1つの考えであ

ると考えております。以上でございます。

○議長(中嶋新君)

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

次に無会派、6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

この1年、国におきましても、大きな変化の年でありました。元号も「令和」となり、「昭和」、「平成」と3つの元号を生きることになります。俳人 中村草田男は「降る雪や明治は遠くなりにけり」と詠みました。私は彼のこの俳句に共感し、時に冬の星座を見上げてみますと感慨もひとしおとなるのであります。

さて今、議員としてこの1年間を振り返りますと、反省も、また内心忸怩たるものもありま す。市民の利益のために地味なことを続けることと思います。

行政、議会、住民、三者の求めるものは1つであります。市長の思いと同じ、今朝の八ヶ岳に架かった虹の橋のように、相互の愛でつながる北杜市であります。ほっとする北杜市、ふるさとは北杜、一人ひとりがそんな思いを持てるよう、以下12月一般質問をいたします。

まず、大きく2つの項目のうちの最初の項目でございます。北杜市公民館分館、その追加認 定(施設整備費対象施設)等について、お伺いいたします。

本市の公民館の分館は、200を超える登録があります。直近の数字では207だと理解しておりますが、一方、未登録ですが地域の拠点として、同様の役割を果たしている施設があります。私は今回、この未登録施設が登録を希望すれば登録、施設整備費対象施設とすべきと考えます。

文科省「公民館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについての中で、住民の利便に寄与するよう特に配慮されたい、このような文言も参考になるかと思います。また、分館と認定されていない各地区の公民館は、災害時の避難所となりますし、その地区の毎月の定例会、各種団体の会合や活動など、多岐にわたり利用されているかと思います。

平成28年度第1回「社会教育委員会議・公民館運営審議会会議録」の中で、委員が「別表に記載がない施設で公民館活動が行われている場合、その施設は認定するようになりますか。」の質問に対して事務局は、「設置(廃止)届を出してもらい、別表に加えるように考えています。」と、答申の内容を踏まえての方針と答えております。

以上の理由から以下、ご質問いたします。

- 1. 今述べました点から、また公金による公民館補助という公正公平な見地から、未登録の活動実績のある地区公民館も設置申請、別表追加認定、施設整備費対象施設と是正されるべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 2. 公民館分館整備補助金制度は、主体構造部と最下層床の修繕、他。これはシロアリ駆除 や公共下水道への接続等と書いてありましたが、事業費30万円以上200万円未満が対象。 年に1回教育センターより希望調査を行い、現地確認後申請の指導とのことですが、どのよう な基準で判断をされるのでしょうか、お伺いいたします。また選考に漏れた場合、次年度優先 的に選んでいただけるのか、お伺いいたします。

また、行政組織見直しで今回、教育センターが8つの公民館と変更されますが、現行の公民 館条例に載る公民館に教育センターが入るという理解でよろしいでしょうか。その際、何か課 題はあるでしょうか。課題があれば具体的に、できればお示し願えればと思います。

次に、大きな項目の2項目めであります。本市の防災対策と提言についてお伺いいたします。 私は以前、大津波の被災地に続いて、今回、長野県へ災害ボランティアで参加をいたしました。 被災地が一日も早く、元の日常生活へと新春を前に願うばかりであります。

災害に対して、市民一人ひとりが自分の日常生活や環境下で起こりうる災害は何か、時に考えることが重要であります。

本市の職員は、その立場より災害時、様々な災害現場で対応をしております。過日の「災害対策防災会議」では、職員の災害現場確認、定点観測作業など紹介されました。農政課ではドローンの使用も報告されました。災害時は不測の事態も考えられます。直接現場対応する職員の安全面の確保も重要であります。

また、小さいころから子どもたちの防災意識を育てていくことも大切と思います。さらに気象庁などの関係機関との連携も今後必要になるかと思いますし、今回台風での被災地住宅屋根被害を考えますと、ボランティアでは危険であり専門業者にという、地域の識者の声もあります。そこで以下、ご質問いたします。

- 1. 職員の災害現場確認時などの二次災害への対策はいかがでしょうか。また、装備の対策は万全でしょうか。
- 2. 今回、防災リーダーがワークショップをしたとのこと、小中学校へ災害時の適切な行動 のためのワークショップ実施はいかがでしょうか。報道によりますと、武川中学校で日本 赤十字社、山梨県支部が主催した実施例がございます。こうした、主催者側はともかく、 そうした取り組みをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 3. 今後、防災会議開催時、気象庁甲府地方気象台なども交えた会議を提案いたしますが、 いかがでしょうか。ぜひ、気象台の方も交えた会議をご提案したいと思います。
- 4. 台風屋根被害に備え、県と連携し、関連団体などとの協議を提案したいがいかがでしょうか。これはその屋根被害については、大変、ボランティアの方でも大変厳しい、難しい作業でございます。県広域に連携をしていただいて、専門業者に連携してできるような、そんな仕組みづくりというのが私の趣旨でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上2項目、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

6番、清水敏行議員の本市の防災対策と提言における、小中学校でのワークショップの実施 状況についてのご質問にお答えいたします。

本年度は、武川中学校において、防災教育に関するグループワーク、また、昨年度は白州中学校において出前塾を活用し、「地域と連携した避難所支援講座」を実施したところであります。 児童・生徒への防災教育は非常に重要であり、災害から自分の命を守るための知識を身に付け、いざという時に適切な行動を取ることができるよう、今後も地域と連携した防災教育に取 り組んでまいります。以上でございます。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

本市の防災対策と提言について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の現場確認用の装備の対策についてであります。

台風などで大雨が予想されるときは、水位計で測定される「川の水位情報」を監視するとと もに、必要に応じて現場の状況確認や定点観測を行うほか、被災状況の確認においても、職員 2人以上が1組となり、安全を確保する中で行っております。

ヘルメットや懐中電灯は準備しておりますが、今後、より安全性を高めるための装備を検討 してまいります。

次に、防災会議への関係機関の出席についてであります。

甲府地方気象台から、各自治体の防災会議に参加したい旨の連絡が、本市にもきておりますので、次の「北杜市防災会議」の委員としての任命を検討してまいります。

次に、台風時の屋根への被害に備えた関係機関との連携および協議についてであります。

本年の台風15号による千葉県での、大規模な住宅屋根等の被害もあることから、山梨県とも連携し、関係団体との協議の際には参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市公民館分館その追加認定(施設整備費対象施設)等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公民館分館の認定の考えについてであります。

本市では、合併による地域の広域化や学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、公民館 分館活動に対する助成をはじめ、分館長・主事への報酬等の支援と活動拠点となる施設整備等 についても「北杜市公民館分館建設整備費補助金」により、施設整備等への助成を行ってまい りました。

これら助成対象の分館は、現状、概ね市内の地域を網羅しているところであるため、現在のところ公民館分館の追加認定は必要ないものと考えております。

次に、公民館分館建設整備費補助金の交付基準、優先順番についてであります。

補助金交付については、毎年要望書を受付、関係者立ち合いの下、現地を確認し、補助金交付要綱の基準に基づき、緊急性、優先順位付けを行い、事業採択をしております。

申請は、年度ごとになることから、前年度に見送られた事業においても、改めて必要性、緊急性を判断し、事業採択することになります。

次に、行政組織の見直しにおける教育センターの配置、課題についてであります。

今回の行政組織の見直しにより、各教育センターが行っていた業務は、生涯学習課で集約化するとともに、業務の一部は8公民館が担うことになります。

また、これまでの教育センターが行ってきた市民サービスを低下させないため、8町に公民 館長を配置してまいりたいと考えているところであります。

館長の配置につきましては、原則、各地区公民館といたしますが、事務の効率化の観点から、 総合支所等への配置も行うこととなります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

それでは、大きく2項目、それぞれ再質問をさせていただきます。

まず最初の、公民館分館その追加認定のほうでございますが、今回、先ほど答弁がございましたような形の中で、追加認定は難しいということだと思います。ただ、将来的にそういうことを、ぜひ、今後設置や廃止の規定も含め、この規定の中で、これが盛られていないということも1つの理由づけになっているかと思うので、これは大変な作業だろうという気もしますが、公平性の観点からぜひ将来的に、今すぐここでという話ではなしに、可能性としてぜひ、そういうものを当局としての答弁をいただきたいと思います。それが1点ですね。

それから今、述べられたように、なかなか教育施設としては難しいということでしたら、これは限定的になるわけですけれども、防災の観点からそうした施設に対して、補助など可能な支援策を今後、講じていっていただけないか、これもすぐにということではない、もちろん早ければ早いほど良いわけでございますが、災害ということに限って、例えば、そういう補助、現行あるのかどうか分かりませんが、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それから2のほうですけれども、今、教育カウンセラーの方が支所に配置されていると思うんですが、その方たちはそれぞれ、現行のような位置づけと言いますか、1人で2カ所を所管するか、そのへんをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長(中山晃彦君)

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1点につきましては、将来的な見直し、可能性等のご質問だと思っております。

今回というか、現状の北杜市公民館分館条例につきましては、まず平成25年度、平成26年度、2カ年間にわたりまして、公民館の在り方につきまして、社会教育委員会のほうに諮問をし、答申をした。2年間、十分に審議をしていただいた。また平成28年9月に、この条例案を議会のほうに提出して議論をしていただいた。その前に、平成28年6月には全員協議会のほうで内容等についてもご説明をしました。そのあと、また各地区の分館長、主事会議のほう

につきましてもご説明をし、今回の施行になったというような状況の中で、今、施行から2年、3年経っていない、こういう現状の中では、見直し等については非常に難しいということでございまして、これについては将来のことまで縛るというようなことではございません。

続きまして、2番の集会場、分館も含めてだとは思いますけれども、分館等につきましては、 様々な機能、役割等があることは承知しておりまして、防災等という、今、ご発言もありまし た。そういうものにつきましては、関係部局と連携を取りながら対応していくということでご ざいます。

続きまして、現在の教育カウンセラーにつきましては、現状の配置場所で現状以上の役割を 持っていただくというような中で、教育委員会ともしっかり打ち合わせをしながらやっていき たいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

防災の観点から申し上げます。

社会教育法に基づく公民館分館、あるいは公民館類似施設というふうな視点での支援ということは考えておりません。ただ、今までも、今回も議会の中でもいろいろ議論されてきましたけれども、防災という視点からいきますと、機能する自主防災組織の確立、あるいは要支援者ですとか、あるいは一時避難所を開設しようと、そういう地区防災計画というものがございます。こういったものを、そういった策定を前提とする場合に一時避難所としての集会所があるとすれば、そういったところは支援していこうということは現在、検討しております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

分かりました。それぞれ課題もありますが、よろしくお願いしたいと思います。特に今、総 務部長から答弁いただきましたけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、2項目めのほうの防災対策と提言についてのほうですが、1点、この職員の二次 災害、職員の対策というものは、これからさらに万全を期していきますということですので、 それでぜひお願いしたいと思います。

それから3番の気象台との関係も今後、委員の任命も検討していきますということですので、 ぜひお願いしたいと思います。

それからこの2番の、特に子どもたちにぜひ、伝承者と言いますか、地域の子どもたちに、 次代を担う子どもたちにそういう地域の伝承者になってほしいと、そういうのが1つの趣旨で もありますので、そのへんも汲み取っていただければと思います。

それでは再質問、この4番ですね。先ほど答弁をいただいたわけでありますが、県のほうでも災害時の被害軽減策を検討していますということでございます。この屋根被害は、とても本当に、先ほども触れましたけれども、市内の識者の方も申しておりましたが、大変困難でござ

います。ですから、その地域の連携、そして専門業者との支援が必須だと思いますので、業者の当然、対価ということも考慮しなければなりませんが、県を含めて広域な、そういう枠組みづくり、これを私はぜひ、北杜からそういう発信をしてほしいと。いずれ、そういう話もどこかで出てくるんだろうと思うんですけれども、ぜひ北杜から県のほうに、これは被災地になったときに、屋根被害というのはやはり大変なんだということで、市のほうからぜひ県に一番最初に発信をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

屋根の関係ですけども、市内には今現在関係するような団体組織というものはございません。 そして平成29年2月に、一般社団法人災害復旧職人派遣協会というものが県内で設立されて おります。台風15号に際して千葉県へも派遣されているということで、県のほうでもそのへ んは承知していることと思います。

今後県のほうで、そういった組織をさらに活発化していこうということであれば、市のほうももちろん連携していこうということで、市から発信するのではなく、県のほうでも承知しておりますので、それに対して、市も対応していこうと考えております。

以上であります。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

日本の建物の寿命サイクルは木造で40年、鉄骨や鉄筋コンクリート造で50年といわれています。近年は、現存建物への長寿命化技術も確立され、建物寿命は延びていますが、地震に対する耐震強度の確保、地球温暖化による暑さ対策、ランニングコストを抑えるための断熱性能など20年前とは比べ物にならないほど、規制や基本性能の評価は厳しいものになってきています。

特に公共の建物については、性能に関する評価や要望は年々高度になり、中程度の性能で建築すれば、すぐに利用されない建物になってしまいます。過剰投資と異議を唱える方もいますが、公共建築物の持つ地域、産業、観光、文化を活性化させるためという本来の意義を十分に考慮すれば理解していただけると考えます。

また、建物は恒久財産ではなく、消耗品であることを認識しなくてはなりません。定期的なメンテナンス、状況に応じた利用目的の変更など、常に見直さなければなりません。このこと

を踏まえ、今回は北杜市内の建物、子育て支援住宅、総合支所、空き家についてお伺いします。 はじめに、住宅条例における子育て支援住宅の扱いについて。

北杜市には、数多くの県営、市営団地があり若い方から高齢者まで幅広い年齢層の方が生活 しています。中でも若い世代向けの子育て支援住宅は、人気もあり多くの子育て中の世帯が入 居されています。

北杜市で子育てしてもらい、北杜市に定住してもらうためにも重要な支援住宅ですが、入居制限は基本5年とされています。要件を満たせば最長10年まで延長することは可能ですが、出産を期に入居した場合、子どもが保育園を卒園する時期に、延長しても小学校在学中に退出しなくてはなりません。他の市営住宅では退去期限はないので、生活が安定した時期にマイホームを建てるなり、民間の賃貸住宅に移るなどできますが、期限が決められている子育て支援住宅は、退去時期の決断は難しい側面があります。また、市の住宅条例では市営住宅から別の市営住宅に移ることはできないとされており、生活のゆとりがない家庭は、最悪、他の自治体の公営住宅に移転するしかないのではないでしょうか。

子育て支援住宅という性質上、入居期限を設けることは、致し方ないとは思いますが、退去 後の対応をしっかりとしておく必要があると考えます。子育てにお金がかかると言われている 現在においてこのような状況では、せっかく北杜市で子育てしていただいている家庭が他に移 住してしまうことも想定されます。行政の仕組みによって他市へ移住されることは絶対に避け ねばなりません。

以上のことを踏まえ、以下質問します。

- ①15日以上不在の時は長期不在届の提出が求められていますが、どのような理由で提出を 求めているのでしょうか。
- ②子どもがいる家庭や妊娠中の家庭が入居対象ですが、家族構成が変わった場合、どのような対応になるのでしょうか。
- ③入居期限が決まっている団地については、様々な環境の家庭があることを考慮した対応が 必要と考えますが市の見解は。

次に、公共施設の多目的利用の促進について。

平成29年に出された「北杜市公共施設適正配置に向けての基本方針」を軸に公共施設の再編が進められています。しかし、数多くの施設が広範囲に点在する状況において、地域住民の声・閉鎖にかかる経費など様々な問題があり、適正配置されるまでの時間は、計画以上の期間がかかることでしょう。時間がかかればその分経費はプラスされ、市全体の財政健全化の改善スピードも鈍化してしまいます。

数多くの取り組み手法はありますが、適正配置への近道は複合化・多機能化の促進と考えます。都市部でも施設の複合化を促進し、利用者の密度を上げ余分な経費を削減し、多様化するニーズへ対応しています。多目的に利用できることにより多種多様な人が集まり、新たな情報が発信できるなど、より充実した活用も期待されています。

北杜市内の施設においても、空きスペースを新たな目的や活用方法を検討し付加価値を加味することが、少子高齢化社会に対応した適正配置の道と考えます。

以上のことを踏まえ、以下質問します。

①小淵沢、白州総合支所などは、図書館と一体化した複合施設となり利用度も増しています。 他の総合支所の他施設との複合化や建物スペースの高度利用など改良すべきと考えますが、 市の見解は。

- ②長坂、高根総合支所などは、他の施設と隣接しているため多目的に活用することで今まで 以上に地域の核となることができると考えます。多目的活用のための検討は。
- ③国土強靱化計画を進める上で、既存施設に付加価値を付け平時も利用しつつ、発災時には 多目的に活用できるよう避難施設を整備することも強靱化する方法と考えます。既存施設を 災害対応のため改良する考えは。

最後に、これからの空き家対策について。

平成26年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されて以来、空き家に対する関心は深まり、北杜市でも「北杜市空き家等対策審議会」が設置され、関係条例、関係計画が制定されました。

一概に空き家といっても、利用頻度、管理状況、倒壊危険度、隣地や近隣への危険度、相続 状況など様々な条件で対応は変わります。一軒の建物のすべてを把握・調査するには多くの時 間と労力が必要となってきます。

今後の空き家対策において重要なことは、市が描いている市内整備計画に照らし合わせ、市 民サービスの利便性、効率のよいインフラ整備、少子高齢化に対応したコンパクトシティ化を 目的とした、活用重点地域を定めることです。やみくもに調査するのではなく、どこのエリア をどのように活性化させ、需要と供給のバランスを考慮し、市を活性化させるための対策が必 要と考えます。

以上のことを踏まえ、以下質問します。

- ①需要の多い地域の土地・建物の有効活用が必要であり、人口密度の高い地域の空き家の解消こそ重要と考えますが市の見解は。
- ②空き家と思われる物件を、全戸調査するのは多くの労力や時間が必要であり、資料管理も膨大となり活用も難しくなります。人口密度の低い地域の調査方法は、管理状況と隣地への危険度チェック程度の調査を、近隣住民に報告してもらうという方法もありますがいかがでしょうか。
- ③少子高齢化が進む中、居住エリアの拡大は市民サービスの低下につながります。空き家増加数に比べ移住者数は少ないことからも、空き家の確認より空き家の活用に重点を置いた政策を進めるべきだと考えますが、市の見解は。
- ④空き家対策も重要ですが、利用されている建物であっても通行などに危険を及ぼしている 建物の対応も重要と考えます。そのような建物に対し市の行っている対応は。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

3番、秋山真一議員の公共施設の多目的利用の促進における総合支所の複合化、スペースの 高度利用のための施設改修、および地域の核となる多目的活用の検討についてのご質問にお答 えいたします。

「公共施設最適配置に向けての基本方針」においては、庁舎等のように全市民が共通して利用する施設については、地域の中心地区にある比較的規模の大きな各総合支所、文化施設、集会施設等へ集約・複合化を図ることとしております。

このような中、小淵沢、白州総合支所のほかにも、須玉、武川、大泉の各総合支所では、すでに保健センターや総合会館に機能移転し、建物の有効活用を図っている状況であります。

また、長坂総合支所においても、「移住定住・しごと相談窓口」を本年4月から設置し、高根総合支所においても、来年度に向けた行政組織等の見直しにより、「地域包括支援センター」の移設など、空きスペースの有効活用を進めております。

庁舎は、行政サービス提供の場として、また、地域防災の拠点として、市民が集まる重要な施設でありますので、建物の健全度や利用状況等を考慮しながら、現在策定中の「公共施設個別計画」において、最適配置についての方針を示す中で、公共施設の多目的活用を図ってまいります。

次に、これからの空き家対策における、空き家の活用に重点を置いた政策の推進についてであります。

平成19年度から始めた空き家バンク制度は、空き家の有効活用を通して、都市住民との交流促進や定住促進など、地域活性化を図ることが目的でありましたが、当初は登録物件数、成約数ともに少ない状況にあったことから、平成27年度に、「空き家バンク登録物件清掃費等補助金」を創設したところであります。

これに伴い、登録物件数も伸び始め、さらに昨年度に、賃貸物件に係る改修工事費用についても補助対象に追加したところ、年間登録物件数は40件を超え、成約数も30件を超えるまでに増加しました。

本年11月末現在で、これまでの累計登録物件数は200件、成約数が132件となり、空き家の解消と定住人口の増加に効果が表れていると考えております。

しかしながら、利用登録者数に対し登録物件数が少ない状況にあることから、本年度から新たな取り組みとして、「空き家バンク協力会」との連携による「空き家所有者向け相談会」を11月に開催したところであります。

また、「空き家バンク登録物件清掃費等補助金」においても、来年度より床の修繕費用なども補助対象となるよう補助要件を拡充し、登録物件数の増加を図ってまいります。

今後も、移住定住・しごと相談窓口において、制度について詳細な説明を行い、「空き家バンク協力会」や企業とも連携を図りながら、空き家の利活用に向け、積極的に事業を推進することとし、「第2次北杜市総合戦略」においても、成約数を成果指標としたところであります。 その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

3番、秋山真一議員の公共施設の多目的利用の促進における、既存施設の災害対応への改良 についてのご質問にお答えいたします。

避難所は、新耐震基準を満たした公共施設を、災害の内容によって発災時または事前に開設し、避難者を受け入れるもので、避難所としての利用頻度は、本来の利用目的に比べると非常に低い状況であります。

しかし、東日本大震災後に一部施設の吊天井を撤去するなど、平時における施設利用者のために、過去の災害を教訓に整備しております。

既存施設に付加価値を付けるための整備については、イニシャルコストやランニングコスト、施設の利用状況など総合的な視点で、公共施設管理計画や現在策定している「国土強靱化計画」との整合も図り、慎重に検討することが必要と考えているところであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

住宅条例における子育て支援住宅の扱いについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、長期不在届の提出理由についてであります。

関係条例の規定により、入居者には市営住宅を引き続いて15日以上不在にする際には、市 長に対してその旨を届け出ることを義務付けております。

この目的は、不在期間中の連絡先を確かにし、緊急時の対応に備えるとともに、市営住宅制度は住宅に困窮している世帯に対して住宅を提供するものであることから、不正に住宅を使用しているのではないことの申出を求めるものであります。

次に、家族構成が変更となった場合の対応であります。

「北杜市子育て支援住宅条例」の規定により、世帯員に異動があった場合は市長に届け出ることと定めております。

なお、入居後の家族構成の変更に関しては、入居者要件に照らし合わせ、相談に応じてまいります。

次に、入居期限の考え方についてであります。

子育て支援住宅は、入居期間中に資金や物件の準備を進められるよう、低廉な家賃を設定しているところであり、入居の機会をより多くするため、入居期間を原則として5年、条件によって最長10年と定めております。

住宅建設時の趣旨から、これ以上の入居期間の延長は考えておりません。

入居者には、退去後の住宅取得に向け、市では住宅用地の斡旋や、「子育て世代マイホーム補助金」の活用を周知しております。

次に、これからの空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人口密度の高い地域の空き家の解消についてであります。

空き家の活用として、現在、空き家バンク制度を運用しておりますが、これまでの成約物件を見ると、人口密度の高い地域の物件は、成約率が高い傾向にあります。

なお、空き家バンクの成約数は、「第2次北杜市総合戦略」において、成果指標として、目標値を設ける見込みであるため、今後も目標達成に向け、空き家の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、空き家の除却としては、これまでに須玉町と武川町の人口密度の高い地域において、 法令等の要件を満たした特定空き家2件を行政代執行により除去したところであります。

次に、人口密度の低い地域の調査方法についてであります。

空き家等の対策を効果的かつ効率的に実施するためには、市内の空き家等の所在やその状況を把握することが重要となるため、平成27年度から平成28年度にかけて、行政区長や市職員等により所在地調査、外観調査を行いました。

しかしながら、空き家等の状況は日々変わっていることや全戸調査に対しては、時間や労力にも限界があることから、近隣住民からお寄せいただいた情報は非常に有用でありますので、 今後、地域や市民の皆さまに協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、通行などに危険を及ぼしている建物の対応についてであります。

建物所有者は、民法で工作物責任が課されており、建物に瑕疵があり、そのために他人に損害を与えた場合には、第一次的には占有者が賠償責任を負い、占有者が損害防止策を行っていた場合には、第二次的に所有者が賠償責任を負うことになります。

このため、通行に対し危険を及ぼしている建物に関しては、占有者や所有者の状況を踏まえ、助言や指導、相談等の対応を行っているところであります。

また、道路管理上支障となる場合については、状況を調査した上で、必要に応じて、道路管理者等と協議し、迅速な障害の除去に努めてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

ご答弁ありがとうございます。 3項目それぞれ再質問しますが、まず1項目めの子育て支援 住宅について、再質問します。

ちょっと細かくてすみませんけれど、入居後の家族構成の変更についてですが、不慮の事故によりお子さんを亡くされた場合、片親を亡くし育児で仕事に出られなくなり、生活に困窮された場合、妊娠中に離婚など何らかの問題で母親だけになってしまった場合、こういうときはどのような対応になるのでしょうか。

次に、一般的には市営住宅から市営住宅には移転することはできないとされています。生活 保護を受けないまでも、低所得でマイホーム建設などできない家庭は民間の賃貸住宅や市外の 低所得者向けの住宅に移転するしかないのでしょうか。

次に入居期間中に順調に準備できればよいのですが、働いていた会社が急に倒産してしまった場合、突然解雇されてしまった場合、すぐに別の会社で働き始めたとしても予定していた住宅ローンも同額で組むことはできず、マイホームなど建てることができなくなってしまいます。このような場合でも期限が来れば、強制退去処分となるのでしょうか。

次に、子育てマイホーム補助金は支援住宅に暮らしながらマイホームを建てる計画をされて

いる家庭にとっては、ぜひ活用していただきたい政策だと思います。5年間の継続が決まり、 本年度も追加の予算が議案提出されていますけれど、新築、改築の件数、あと支援住宅にお住 まいであった方の利用者数はどの程度なのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長 (仲嶋敏光君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

1点目の入居中に家族構成が変更になった場合についてであります。

まず、不慮の事故によりお子さんを亡くされた場合、子育ての予定があれば入居は可能であります。また、片親になった場合の承継の届け出の手続きをし、市長の承認を受けることによりまして退去期限まで継続して入居が可能であります。

なお、所得が減少し家賃の支払いが大変になる場合には、公営住宅の住み替えの斡旋も可能 でありますが、いずれにいたしましても世帯員移動届の提出と合わせて住宅課にご相談をいた だければと思います。

2点目の市営住宅間の移転についてということであります。

市営住宅には、低所得者を対象とした公営住宅のほか中堅所得者を対象とした住宅、それから政策上の意図があって建設を行う単独の住宅、3種類がございます。まず公営住宅入居者の場合について、ご説明をいたします。

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対して、所得に応じた低廉な家賃で 住宅を提供することを目的として設置し、所得の要件も月15万8千円以下としていることか ら、所得が低くなることにより入居の要件を失うことはありません。

しかし現実に住宅に入居していることは、住宅に困窮しているという要件を満たさないこと となり、政令に定める特別な事情がない場合は、別の公営住宅への移転はできないということ になります。

中堅所得者向けの住宅と単独住宅については、所得の変動により家賃の負担が大きくなった場合や政令に定める特別な事情がある場合には公営住宅への移転は可能であります。

なお、住宅入居中の疑問、心配事につきましては、お気軽に住宅課の窓口にお尋ねくださるよう周知しております。

それから3点目の、マイホーム資金が用意できずに子育て支援住宅の入居期限を迎えた場合 についてであります。

子育て支援住宅制度は、子育て世代の定住促進を図るために、定期借家制度を導入して子育 てに必要な一定期間に限って支援するものであり、十分な資金の用意ができるまでの入居を保 障するものではありません。この趣旨につきましては、応募時に面談を行って入居期間満了後 の住宅取得に向けての計画の聞き取りを行っており、理解を得ていると考えております。

また、この趣旨を生かすためにより多くの方に入居の機会が与えられるよう公平に運用する 必要がありますので、期限の延長は考えておりません。

5年の入居期限を迎える入居者に対しましては、6カ月前に契約期間満了を通知するとともに延長の意向調査を行っておりますので、その際に状況の把握と指導ができるものと考えてお

り、転居先が決まらず市営住宅への入居を望む入居者に対しては、転居の相談を受けてまいります。

通常の場合は自主的に退去していただくことが原則ですので、強制退去処分は市からの明け 渡し請求に従わない場合に取る最終的な手段と考えております。

以上が答弁であります。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

マイホーム補助金の利用件数についてであります。

本年10月末現在の利用件数でありますけれども、これは計画書を提出した件数になりますが新築が410件。それから改築、リフォームになりますが、これが139件。そのうち子育て支援住宅に入居している方の利用がどのくらいあったかということにつきましては、新築された方が9件、それから中古を購入した方が、1件でございました。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

ありがとうございました。再々質問はせずに、次の公共施設の多目的利用について再質問します。

高根総合支所に地域支援包括センターの移設が計画されていますが、どのような効果を期待 して移動させるのでしょうか。

あと、公共施設個別計画を策定されていますが、完成予定はいつごろになるのでしょうか。 よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、私のほうからは個別計画の完成時期ということでお答えさせていただきたいと 思います。

現在、市では国土強靭化の地域計画の策定を来年度中の策定を目指して作業を進めているというところでございます。この強靭化地域計画において、市内の公共施設の防災面、これは避難所だったり、避難場所だったりの防災の拠点としての役割における方針との連携、整合性を図る必要があるというふうに考えておりますので、今後、さらに今、策定を進めております公共施設個別計画の内容についても精査する必要があるということで、考えているところであります。

また、国のほうで示すインフラ長寿命化基本計画、その中のロードマップにおいても、令和 2年度までに地方自治体において個別計画を策定するということが示されていることから、本 市の公共施設個別計画につきましても、今後、国土強靱化地域計画との連携、また整合の取れ た内容としていくために、令和2年度中に策定、完成を目指していきたいと考えているところ でございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容が、地域包括支援センターが高根に移るということで、その効果についてという ご質問だったと思います。

現在、地域包括支援センターは本庁の介護支援課を拠点に訪問、相談等を行っているという 状況でございます。今後、高齢化がますます進み、高齢者を取り巻く環境も現在、一人暮らし や高齢夫婦の世帯ということに対して支援を行っていますけれども、今、話題になっているよ うな8050問題や高齢者の虐待、あとは生活困窮であるとか、認知による権利擁護などとい うことで、今までとはまたちょっと違った複数の課題を抱える相談ケースが増えてくるという ことが想定されます。やはり、それらに備えるためには、しっかりと地域に目を向けていかな ければならないというところであります。

高根に移転することで、やはり市民からのアクセスが身近になり、利便性の高いセンター機能を果たすことができ、また職員も訪問等、効率的に行うことで一人でも多くの相談を対応できるというふうになると思います。

また、高根に移ることで、社会福祉協議会等とも近い環境の中で、やはり社協は市と一緒に 高齢福祉の担い手ということですので、しっかりと連携を取りながら包括支援センターの充実 を図ってまいりたいと考えております。

なお、移転に伴う不便等が生じないように、介護支援課においても引き続き相談業務は行っていくということで予定しておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

ありがとうございます。これも再々質問はせずに、最後の項目、空き家の対策について再質問します。

空き家バンク事業が定着し、着実に空き家の解消が進んでいることは喜ばしい限りです。やはり人口密度の高い地域の物件が成約数の高い状況から見ても、市街地の空き家の調査、登録推進が重要であることが理解できます。今後も市街地を中心とした空き家対策を進めていくべきだと考えます。

再質問ですが、人口密度の低い地域の調査について、行政区長などと連携して平成27年、 平成28年に市内全域の調査を実行されていますが、定期的に市内全域の情報収集は必要です。 行政区の協力のもと、簡易的な調査でも5年程度の間隔で実施するべきと考えますがいかがで しょうか。 新たな取り組みである空き家所有者向け相談会、この内容と参加者数、あとまた今後の方針などはどのようにお考えでしょうか。

次に、危険な建物の対応について、市が率先して所有者、近隣住民などと協議し、危険を解消することが重要だと考えます。現在、対応されている事案は市内に何カ所あり、どのような状況になっているのか、教えてください。

先ほど支援住宅の質問、答弁にもありましたけれど、子育てマイホーム補助金の改築、リフォームの件数が139件ですか、かなり多数ありました。持家を活用して空き家にさせない方法も空き家対策の1つと考えます。子育て世代だけではなく、すべての市民が利用できるリフォームに対しての政策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、空き家所有者向け相談会の状況、参加者数、それから今後の予定ということで答弁させていただきます。

11月23日に、長坂の総合支所において所有者向けの相談会を開催しました。9世帯10人が参加して、いろんな話し合いを行ったというところであります。

具体的には、空き家バンク制度の照会や登録までの手順、こういった制度的なことの説明。 それから支援策として、今、清掃費補助金等の制度もございますので、そういったものの説明 や事例紹介。それから登録に向けてはいろんな心配事がありますので、そういったことの相談 を受けたり、それから実際に、その方の物件のところへ行って、現場を見て話をしたりとか、 そんなふうなことをしてまいりました。

今後に向けては非常にいい感触でありましたので、来年度も続けていきたい。できれば回数 も増やしたい。あるいは所有者の方のニーズと言いますか、時期ですとか、時間帯ですとか、 曜日ですとか、そういったことにも配慮しながらやっていきたいと考えております。

それからもう1つ、定期的な調査、平成27年度ということがございました。実際に平成27年度に各区長を通して空き家の調査をしました。320件ほどの情報提供がありました。やはり、その中では空き家として活用できるようなものは、そんなに多くなかった状況ではありましたが、今回ありました所有者向けの相談会、こういったところをもうちょっと広げていくことによって、情報が結構集まってくるのかなという感触を得ましたので、今後はこちらのほうを推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。 空き家対策について、3点ご質問をいただきました。 まず、空き家の調査を定期的にという質問でございますが、平成29年2月に北杜市空き家等対策計画を策定しております。計画策定、空き家対策検討には、状況把握が必要であるということから、先ほどの中でも平成27年度から平成28年度にかけまして、行政区のご協力を得る中で市内全域の調査を行いました。

北杜市の空き家対策計画においては、計画期間を5年間と定めております。令和3年度まで を第1次計画期間と位置づけ対策を実施しているところであります。

今後におきまして、令和4年度から令和8年度を第2次計画期間と定めていることから、2次計画の方針検討のために状況の把握は必須であると考えております。行政区等にご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

それから危険な建物の対応についてであります。

危険な建物の対応については、居住実態や管理状態を確認した中で本来、管理すべき所有者などに所有者などが自ら対策を講じ適切な管理を行うよう促し、指導してまいりたいと考えております。

周辺環境へ危険を及ぼしているものにつきましては、状況に合わせまして最善策を所有者、 近隣住民等と協議をする中で進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、対応している事案件数でありますが、市内に19件あり、うち所有者等が判明 している10件については、所有者等に対し助言、指導を行っているところであります。

近隣住民などから相談があり、対応している9件につきましても状況に合わせ所有者、近隣 住民等と対策等の検討を進めており、また所有者等が確認できない事案につきましては、随時 調査を行い、判明し次第、所有者等と対応策の検討を進めてまいります。

すべての市民に対して、リフォームの補助金というような内容かと思います。

空き家対策としましては、持ち家のリフォームを行い、空き家にさせないということは手段 の1つとして売却や賃貸を行う上で有用であると考えられます。

住まいを将来どうするかにつきましては、売却や賃貸を行うことができれば、利活用にもつながり、地域への定住が促進できるものと考えられますが、空き家が発生する理由としましては、実家の相続によるものや施設への入所、転居など身近な原因により空き家になることが少なくありません。そういったことから、空き家になってから対策を検討するのではなく、空き家になる前に進めておくことも重要となると考えております。まずは日頃から相続人同士で話し合いを行うことや整理を促す政策に対しても、推進していく必要があると考えております。

県におきましても、空き家相談窓口等の設置もありますので、今後市の広報やホームページ 等でもそういった相談のできる場所もございますので、そういったところも空き家対策をする 上での対策になりますので、周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

ありがとうございました。すみません、1点だけ再々質問をお願いします。

全域的な調査のところで、ちょっと自分が聞き漏らしてしまったのかもしれないですけど、 令和4年に計画策定する必要があるから、来年か再来年か分からないですけど、全域の調査は やるということでよろしいでしょうか。そこだけ、すみません。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

3番、秋山真一議員の再々質問にお答えいたします。

空き家の調査でございますが、令和3年度までを第1次計画としていますので、当然、前回 と同じように市内全域を対象に調査するという考えであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

まず1項目めの、甲武信ユネスコエコパーク事業の推進と今後の取り組みについてです。よろしくお願いします。

本年6月19日、甲武信ヶ岳周辺地域が、「甲武信ユネスコエコパーク」として正式に登録されました。文部科学省によると、この甲武信ユネスコエコパークは二度の申請を経て、国連教育科学文化機関ユネスコがフランスパリで開いた会合で、生物圏保存地域エコパークについて審議をし、山梨、埼玉、長野、東京の4都県にまたがる甲武信ヶ岳周辺地域を新規登録することを決めました。国内では10カ所のエコパークになります。

本市の明野町および須玉町がエリアの構成地域であり、2つのユネスコエコパークを有する、 国内で唯一の市に北杜市がなりました。豊かな自然環境や地域の伝統文化および、自然保護活動等が世界に認められたものと捉えております。

「私たちのふるさと北杜」における宝が、また一つ増えたことを、大変誇らしく思い感じる ところであります。

地域の住民は企業、団体等とも協力し、世界に誇る本市の自然環境や、自然保護活動・地域の伝統文化などを後世につなげ、北杜市をさらに国内外へ発信する絶好の機会と考えていることと思います。

その中において、甲武信ユネスコエコパーク推進事業が次世代へとつながる取り組み等に関してどのように推進するのか、以下のとおりお伺いいたします。

- 1. 甲武信ユネスコエコパークの概要および特徴はどのようなものか、お伺いします。
- 2. 甲武信ユネスコエコパーク推進における現在までの取り組みと今後の取り組みについて どうするのか、お伺いいたします。

次の、2項目めの特定家畜伝染病の対策についてです。

現在、全国に発生が広がっているCSF、いわゆる豚コレラは昨年9月の国内での発生以降、 本年10月30日には49例目となる北杜市内で野生イノシシから感染が確認され、続いて韮 崎市内の野生イノシシからも確認されました。

畜産物の生産現場では、特定家畜伝染病に指定されている病気には、鳥インフルエンザや口蹄疫などがあり、北杜市内には、大規模な養鶏場や肉用牛農家・酪農家も多く、近隣の他市では、先月14日に山梨県内では初めて韮崎市の養豚場でCSFが確認されました。残念なことに、この養豚場では全頭殺処分されました。韮崎市ではこれらの対応に追われ、大変だったと関係機関から聞いております。

このようなことから、常日頃から特定家畜伝染病の防疫対策についての体制を整備しなくて はならないと考えます。

農水省がCSFの予防的ワクチン接種を可能にする新たな防疫指針を施行したのを受け、山梨県ではワクチン接種を11月17日から順次進めて、11月29日で全頭接種が終了しました。このワクチン接種により、山梨県内にこれ以上拡大感染がないことを期待しているところです。しかし、今後、これらの特定家畜伝染病が発生しないとは断言できません。

幸いにして、北杜市内には養豚場がないことから養豚への感染は懸念しないところですが、 日本全体で考えますとCSFの清浄国ではなくなってしまい、国外への畜産物輸出ができなく なり、畜産物の生産拡大が抑制されることが懸念されます。

このようなことから、市内で発生した場合の対応も含め、以下のとおり伺います。

- 1. 野生動物の捕獲の強化および監視体制の強化についてどのようにするのか伺います。
- 2. 本市の防疫対策と体制整備について、どのようにするのか伺います。
- 3. 市民への正確な情報発信および情報の周知についてどのようにするのかお伺いします。 以上の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

5番、藤原尚議員の甲武信ユネスコエコパーク事業の推進と今後の取り組みにおける、甲武 信ユネスコエコパークの概要および特徴についてのご質問にお答えいたします。

甲武信ユネスコエコパークは、山梨県や東京都、埼玉県、長野県の4都県と10市町村で構成され、「甲武信」の名は、甲州・武州・信州の頭文字から名付けられたものであります。

甲武信エリアの主な特徴としては、国内のユネスコエコパークでは3番目となる広さであること、奥秩父主稜が首都圏の主要な水源域であること、また、絶滅危惧種を含む126種類の 蝶々や、22種類のカエデの生息地であることなどであります。

本市においては、明野町および須玉町の概ね全域がエリアとなっており、茅ヶ岳や瑞牆山など四季折々に彩りのある山岳景観を有し、日照時間日本一の里で育つダイコンや、標高の高い地域で育つ花豆やりんごなど、恵まれた自然が育てる豊かな食材の生産地であります。

また、世界有数のラジウム含有量の温泉が湧き出る温泉地や、金峰山をはじめとした山岳・神社信仰にまつわる多様な歴史や文化などが息づく地域であることが特徴であります。

今回の登録をチャンスと捉え、この特長を魅力として、地域の皆さまと一体となり、様々な 事業を推進してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

5番、藤原尚議員の甲武信ユネスコエコパーク事業の推進と今後の取り組みにおける、甲武信ユネスコエコパーク推進における、現在までの取り組みと今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

甲武信ユネスコエコパークの登録に伴い、登録を祝う横断幕の設置や、甲武信エリアの特徴などを市広報紙により周知したところであります。

登録を機に市民への理解や機運醸成を図るため、講師を招いての講演会等の開催や、エコパーク推進の中心となる活動組織として、「(仮称) 甲武信ユネスコエコパーク地域連絡会」の設立準備を進めているところであります。

今後は、県や関係自治体と連携するとともに、地域連絡会を中心に地域の特色を生かした自然や生態系の保護、地域ブランドの確立および伝統芸能や文化の継承など、具体的な活動内容を検討し、取り組んでまいります。

次に、特定家畜伝染病の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、野生動物の捕獲と監視体制の強化についてであります。

現在、市では管理捕獲、有害鳥獣捕獲により野生イノシシの捕獲を行っております。

県は本年9月に、近県に発生した「CSF」、いわゆる「豚コレラ」の水際での侵入防止を図るため、県境を捕獲重点エリアに定め、本市も全域が捕獲重点エリアに指定されたことから、捕獲強化、ならびに監視体制の強化として「サーベイランス(浸潤状況調査)」の依頼を受けたところであります。

市では、猟友会の協力の下、感染拡大防止の捕獲、「サーベイランス」を市外からの感染経路を重点的に実施したことにより、捕獲数が例年の同時期よりも約40頭増加するなど、取り組みによる一定の成果が出ているものと考えております。

次に、本市の防疫対策と体制整備についてであります。

本市には、大規模な養鶏場および肉用牛農家・酪農家が多くあることから、「CSF」も含め 特定家畜伝染病に指定されている「病原性鳥インフルエンザ」や「口蹄疫」などの家畜伝染病 防疫対策については、初動対応の体制整備が重要であると考えております。

このため、本市では、「西部家畜保健衛生所」と連携し、県が策定している「家畜伝染病防疫 対策マニュアル」に則り、独自の初動マニュアルを県の指導のもとに作成したところでありま す。

次に、市民への正確な情報発信と周知についてであります。

本市では、「CSF」の人間に対する安全性を周知するポスターを掲出し、周知を行っておりますが、今後も、市民の方へ広く周知できるよう市の広報紙やホームページ等により、さらなる周知を図ってまいります。

家畜農家へは、県の情報誌の提供や市と県が合同で行っている巡回指導を通じ、特定家畜伝 染病に対処するため、消毒槽の設置や衣料の消毒を含む、「飼養衛生管理基準」の遵守を指導し ているところであります。

また、「CSF」については、県でホームページをはじめとして、ラジオによるスポット放送、

新聞への広告掲載等により、防疫対応状況や県内産豚肉の安全性等について、積極的に情報発信を行っており、市としても関係機関と連携し、情報共有を図り、情報発信に努めてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

再質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

それでは再質問をお願いいたします。

甲武信ユネスコエコパーク推進において、地域連合会の設立に向けた準備を進めているとの 答弁でしたが、どのような方々が会員となって組織するのかお伺いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

甲武信ユネスコエコパークの地域連絡会の構成という質問でございます。

ユネスコエコパークにつきましては、南アルプスですでに先行して活動を行っているところでありまして、南アルプスユネスコエコパークの地域連絡会を参考にしながら甲武信のユネスコエコパークにおいても、地域連絡会の設立に向けて、現在、地域より選考委員の方を選考しまして、関係団体のご協力を得ながら、組織づくりを進めているところでございます。

組織としましては、地元地域の皆さまが中心となって多くの関係者が参加して活動することが望ましいと考えておりますので、地域委員会や行政区長会、財産区の管理会、山岳会など関係団体と、また地域の企業等を中心にして活動ができる組織の設立を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

答弁ありがとうございました。組織を設立するとのことですが、増富地域再生協議会のように平成28年度において会計処理に不祥事が起こりました。これが起こらないような組織づくりを行政指導でお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

藤原尚議員の再々質問にお答えいたします。

組織のほうでしっかりとした体制ということでございます。

先行しています南アルプスユネスコエコパークの地域連絡会におきましても、市の職員が事務局を担っておりますので、甲武信ユネスコエコパークの組織につきましても、市のほうでできる限りの協力をして、そういうことが起こらないようにしていきたいと考えております。 以上であります。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

大きく3項目にわたり質問をいたします。

まず1番目として、停電時の下水道マンホールポンプの対応についてであります。

私のところに、どうにかならないものかという相談がありました。それは停電したときにマンホールポンプや宅地内の汚水桝から汚水があふれ、それが道路や敷地内などに流出したことでありました。市に連絡をし、誠意を持って対応してもらい、復旧したことには感謝しているが、最近、地震や台風など停電が起きているということで、停電は東電の問題でありますが、今後の北杜市の状況を考えると、災害時などでの倒木などで停電が起こる可能性が高いと思われますので、非常に心配をしているとのことでありました。

低地などで小規模の地域から流れる汚水を道路上のマンホールに集め、ポンプアップにより 送水する、いわゆるマンホールポンプは市内に多数存在していると認識をしています。

こうすることで他と同様に下水道を利用できるわけでありますが、停電でポンプアップによる送水ができなくなり、マンホールや汚水桝から外に流出することは由々しき問題であります。 現在、北杜市では下水道管渠の整備を計画的に行っていることは承知をしていますが、汚水が流出し、住民に心配をかけることに対しては、早急に対応をしなければならないと考えます。

そこで以下伺います。

- 1. マンホールポンプの設置状況は。
- 2. マンホールポンプの構造は。また、なぜあふれるのか。
- 3. 停電時の流出防止の対応は。
- 4. 下水道管渠などの今後の整備計画は。

次に2番目といたしまして、インフルエンザの予防についてであります。

毎年この時期になるとインフルエンザの発症者が多数出る傾向にあります。山梨県は令和元年第43週、10月21日から10月27日の間にインフルエンザの定点、これは41医療機関でありますが、報告数が1.05となり、インフルエンザの流行期に入りました。中北保健所峡北支所管内においては、定点の報告数が3.75と他の管内よりも多い状況と聞いています。今年は全国的に例年より報告数も多く、県内においては近年で最も早い流行入りとなっていると聞いています。

11月頃から徐々に患者数が増え始めるインフルエンザは、流行のピークが1月下旬頃で 4月過ぎに終息に向かう傾向があると言われています。

インフルエンザワクチンの予防接種は、特に高齢者や基礎疾患のある方などでは、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があると言われており、市内では国の予防接種法に定められている定期の予防接種として、高齢者を対象とするインフルエンザワクチンに対して助成をしています。

そこで以下伺います。

- 1. 現時点のインフルエンザの発生状況は。
- 2. 高齢者のインフルエンザ予防接種の助成内容は。
- 3. 重度の障がいを持った方に対する助成状況は。

次に、3番目の関係人口による地域活性化についてであります。

総務省は関係人口を移住した定住人口でもなく、観光で来た交流人口でもない地域や地域の 人々と多様に関わるものと定義をしています。それは移住や定住こそしないものの地域と継続 的に交流するものを指しているといわれ、言うなれば交流人口以上で定住人口未満の人たちと 言われています。

関係人口が地域づくりの担い手となることが地方創生を促進するものと期待されています。 そして令和2年からの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略でも地方への新しい人の流れを つくる取り組みの中で、関係人口にスポットを当て、関係人口の創出拡大を大きな目標として いると認識しています。

観光客が多く北杜市へ来てお金を落としていただく仕組みをしっかりと行っていくことは、 非常に大切なことでありますが、継続的な面からみると観光は一過性で、地域の底力とはなり 得ず、定住人口はいろいろ課題が多いことから交流人口と定住人口の間に位置する関係人口を 掘り起こすことが地域活性化につながるものと考えられています。地域を活性化するのは、住 んでいる人しかできないのか。否、住んでいなくてもその地域を活性化したいと思い応援した り、関わってくれる人が増えれば地域は元気となり活性化をすると考えます。

そして関係人口が移住定住の壁の引き下げにつながり、定住人口の増加につながった事例も 出ております。

そこで、以下伺います。

- 1. 本市の関係人口についての見解は。
- 2. 本市の関係人口による地域活性化の見解は。
- 3. 本市の関係人口対応事業への取り組みは。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後4時といたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

なお、本日の会議はあらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

関係人口による地域活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の関係人口と地域活性化の見解についてであります。

国では第二期の総合戦略の基本方針の中で、「都市部に住みながら地方と交流する"関係人口"を拡大し、将来の移住につなげる」として、ボランティアや特産品購入など地域への関わりや関心の強い「ファン」を、地域づくりの担い手として増やす取り組みを進めようとしております。

本市においては、これまで移住・定住促進のため、相談窓口を設置し移住希望者の相談に対応してきた結果、相談件数は毎年増加し、昨年度は813件でありました。しかし、実際に移住に結びついたのは約4%であることから、相談者は本市には興味があるものの様々な条件から、移住には至っておりません。

このことから、相談者には今後、必要に応じて北杜市の情報を発信し、市の魅力や地域性を 知っていただき、まずは「ファン」になってもらい、継続して訪れていただくことで地域との 交流が生まれ、活性化につながっていくものと考えております。

また、北杜高校の生徒と市内の中小企業者が共同開発した商品が販売され好評をいただいていることや、甲陵高校の生徒が市の魅力をSNSで情報発信していただいているほか、多くの市民や企業の皆さま、また北杜ふるさと親善大使など本市の魅力を発信していただいており、大変ありがたく感じているところであります。

今後、こうした皆さまと連携し、さらなる「北杜ファン」の増加につなげてまいります。 次に、本市の関係人口対応事業への取り組みについてであります。

本市においては、「関係人口」という定義ができる前から、リピーターを増やす長期滞在型観光の推進や、「農」や「食」を楽しめる「クラインガルテン」など、首都圏在住者と地域住民との交流を推進するとともに、平成21年度からは、農業における「地域おこし協力隊」を受け入れ、その後観光や林業でも受け入れを行い、これまでに81人が目的の業務の傍ら地域ともつながりを持ち、約50%の隊員が定住につながっております。

また、民間団体においても首都圏の企業と協定し、耕作放棄地解消のための農業や、環境保全のための林業において地域住民と企業社員をつなげており、「八ヶ岳観光圏事業」では、観光客がまた地域の人に会いたくなるような「観光地域づくり事業」を展開していただいている状況にあります。

今後は、「ふるさと納税」において、より多くの人が北杜市を応援したくなるような返礼品や体験メニューの発掘、北杜市のお宝である美術館や博物館、文化芸術事業などの情報発信、北杜で働くことの魅力を発信している市の特徴である「就活女子会」事業の推進などを積極的に行っております。

今月行われた「日中観光代表者フォーラム」においても、長崎県知事からも、芸術の交流を 目的に「文化芸術アワード」を、平山郁夫シルクロード美術館を拠点に取り組みたい旨のお話 しをいただいたところであります。 こうした県の取り組みとも連携し、「北杜ファン」を増やして「関係人口」につなげてまいります。

また、「移住・定住・しごと相談窓口」においては、地域に溶け込んだ移住者と、移住希望者 や移住間もない人とを、お茶を飲みながら気軽に話や相談ができるようつなぐ「(仮称) 北杜お ちゃべりカフェ」または「集いの場」を企画して、市への定着や行政区への加入、「関係人口」 の増加につなげてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

インフルエンザの予防接種について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現時点での発生についてであります。

インフルエンザの発生状況は、県内41カ所のインフルエンザ定点医療機関から、「山梨県感染症情報センター」へ報告された患者数により、流行の状況を把握しております。

報告によると、本年10月21日の調査結果で「インフルエンザ定点あたりの報告数」が1.0人を上回ったことから、山梨県は、インフルエンザの流行期に入ったものと考えられます。また、12月12日の中北保健所管内の報告数は、13.6人であり、注意報となりました。次に、高齢者の予防接種の助成内容についてであります。

本市では、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者に対し、個人の発症と重症化予防を目的に、「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施しているところであります。

予防接種ワクチンは、1シーズンに年1回の接種で効果があり、その効果は、5カ月ほど持続すると言われております。

そのため、毎年度9月下旬に対象者全員に予防接種のお知らせと予診票を個別に通知しているところであります。

助成額については、3千円を上限に1回の助成とし、3千円を超えた額については、自己負担となっております。

次に、重度の障がい者への助成状況についてであります。

重度の障がいを持った方に対する助成状況については、予防接種法に基づき、接種日において満60歳以上、満64歳以下の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障がいがある方、または、「ヒト免疫不全ウィルス」による免疫機能障害で、身体障害者手帳1級程度の障がいのある方に、助成を行っているところであります。

助成の内容は、高齢者インフルエンザ予防接種と同額であり、昨年度は4人の方が予防接種 を受けております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

停電時の下水道マンホールポンプの対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、マンホールポンプの設置状況についてであります。

現在、市内に設置されているマンホールポンプは、452カ所であります。

台風19号で発生した停電では、2カ所のマンホールポンプから汚水が流出する事故が発生 したところであります。

次に、マンホールポンプの構造と流出の仕組みについてであります。

マンホールポンプは、主に自然流下のできない低地の道路内に設置されており、深さ3メートルから8メートルの深さに設置したポンプ2台で送水し、その動力のすべてを電気により稼動しており、停電により有効貯留量を超えると、マンホール蓋および管渠に接続された最下流の宅内汚水桝から流出する構造となっております。

次に、停電時の流出防止の対応についてであります。

今回の台風19号の事故の経験を活かし、今後は、市内のバキューム車保有民間業者や自家 発電機のリース業者と協定を結ぶなど、協力体制強化の調整をしてまいります。

また、事前の周知として、停電時に下水管への流入を抑制するため、停電時間中の水道使用を控えていただくお願いなど、市広報紙による周知活動に努めてまいります。さらに、今回、宅内汚水桝から流出した箇所については、逆流防止弁を設置し、流出を最小限に抑えるよう対策を講じてまいります。

次に、下水道管渠などの今後の整備計画についてであります。

下水道の整備については、「北杜市特定環境保全公共下水道事業計画」に基づき、整備を行っているところでありますが、災害時の備えとして、協力業者との体制の強化に加え、さらに迅速な対応を図るため、可搬式自家発電機等の整備なども検討してまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

それでは3項目、順次質問をしていきたいと思います。

まず最初の、停電時の下水道マンホールポンプの対応についての再質問でありますが、災害対策への計画ですが、マンホールポンプの数が多いことはよく分かったわけでありますが、災害対策として現場設置、これは常設ですが、その発電機などは考えているかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

マンホールポンプの現場設置型常設の発電機などは考えているかとの質問でございます。

現在、下水道管渠のマンホールポンプへの常設の自家発電につきましては、市内3カ所に備 えておりますが、452カ所にも及ぶ施設の整備については用地の確保や整備、維持管理費お よび工事費など財政面においても対応は困難なことから、現在は計画はございません。

しかし、今回の越流事故は夜9時からの時間帯で、15時間の長時間にわたる停電には対応できなかった教訓を生かしながら、今後バキューム保有業者との体制強化を図ってまいります。また現在、所有している可搬式発電機がありますけども、大型であり2トン車での移動が必要となるもので、車への積み込みに時間を要して、早急な対応が取れないことから今後は小型車での移動可能な可搬式発電機の整備などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

確実に、敷地に宅地内汚水桝の逆止弁はしっかり設置をしていただきたい。また、今の答弁 にもありましたように、軽量の可搬発電機の整備をしていただきたいことを申し上げて、次の 項目の質問に入ります。

2番目ですが、インフルエンザの予防接種について再質問をいたします。

高齢者はインフルエンザになると肺炎を合併する率も高くなり、重症化しやすいといったことから、これからも多くの高齢者の方にインフルエンザの予防接種を受けてもらう必要があると考えています。そこで本市のインフルエンザの予防接種の対象となる満65歳以上の高齢者人口の接種率は、どの程度であるか。また、接種率向上のため本市ではどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

65歳以上の対象者の接種率がどのくらいかというご質問だと思います。

昨年度の接種率になりますけども、接種対象者は1万8,063人で、そのうち1万685人の方が接種をしております。接種率は59%という状況でございました。

あとインフルエンザの接種向上に向けた取り組みで、どんなことを行っているかというご質問でした。

先ほども答弁の中でお答えしましたけれども、毎年度9月に接種対象者宛て、65歳以上の方になりますけれども、個別に「接種のお知らせ」と併せて「予診表」というものがあるんですけれども、医療機関に提出するものですけれども、そちらを同封しまして郵送のほうをしております。この個別通知というものは自治体、甲府市は行っていないということで、この個別通知が送付されることで、より多くの方が接種をしていただくための周知になっていると考えております。

併せまして接種費用につきましてですけれども、市は先ほどの答弁で3千円というふうにお答えしましたけれども、甲府市においては2千円、韮崎市は2,500円が公費負担というこ

とで、本市においては3千円ということで、より少ない接種費用、自己負担の中で接種を受けるということで、接種が受けやすい環境を整えているという状況でございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

本市は他市と比べても補助率が高いということで、せっかくこういう良い制度があるわけで すから、しっかり啓発をしていただきまして、接種率を上げていただくようにお願いをしたい。 そのお願いをして、次の項目の再質問を行います。

次の項目につきましては、関係人口による地域活性化についてということでありますが、答弁でいろいろあったわけですが、地域おこし協力隊の約50%の人たちが移住されているという答弁があったと思います。言うまでもなく協力隊で来る人たちは、関係人口の分野に入る人たちだと私は認識をしているところであります。50%が高いか低いかは、いろいろ判断が分かれるところでありますが、私は予想以上だと考えています。今後も地域おこし協力隊事業を継続していくと思いますが、今までも行っていたと思いますが、面接時に十分に地域の状況などを説明するとともに、地域活性化の推進および地域交流の啓発などを行ってもらいたい旨を説明していくことが地域活性化、ならびに移住定住につながるものと考えますが、見解を伺います。

次に、ふるさと納税の寄付者も関係人口に含まれると認識しています。返礼品の中で、体験 メニューを発掘していくと答弁があったわけでありますが、北杜市に足を運んでもらい、最終 的に移住定住に結びつければ、これは最高の形であると考えますが、現在の状況、今後の取り 組みの考えを伺います。

最後にもう1点、地域活性化の1つとして、地域住民と移住者の理解・協力などは非常に大切なことだと考えています。地域住民と移住住民の交流の場として、北杜市おちゃべりカフェということが今、答弁の中で出てきたわけでありますが、ここらへんを企画していくということですが、ぜひ早急に行ってもらい、移住者の方と地域住民がしっかりと手を結べるような形を取ってもらえればと、このように思っています。そこで、北杜市おちゃべりカフェの実施内容等について、構想をお伺いいたしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長 (丸茂和彦君)

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

最初が、地域おこし協力隊員への事前説明ということであります。

地域おこし協力隊、隊員として実際、こちらのほうへ希望してくるわけですが、やはりどう してもそこにはミスマッチがあるということですから、ミスマッチを少しでも減らして、そし て定住していくこと、これが目的であります。

今までやはり、そうやって途中で辞めた方も結構いらっしゃいます。そんな中で昨年度からいろいろな方法を考えまして、まず1つは面接です。面接は支援機関のほうで面接をして、こ

ういう人を入れたいんだけどというふうな相談がございます。そうなったときに、市は「そうですか」ではなくて、そこでしっかり面接をする。理想を持って農業をやろうとして来たかもしれないけど、すごく厳しいんだよとか、地域とこんなふうに付き合っていくんだよとか、それから制度の説明、それから定住の意思確認、こんなふうなことをしております。

それからそれだけではなくて、今度は実際に隊員となったあとのフォローアップをしております。隊員は1人で来ますから、いわゆる一人ぼっちで相談者もいないというふうな状況の中で、市のほうとしても新規就農者の指導員というものを設置して、その人がもっぱら相談を受けるような体制を取っております。

それからあと隊員同士が交流できるようにということで、年3回、市のほうでもそれを企画 して交流会を設けている。その交流会は農業だけではなくて、今、林業や観光のほうも仲間に 入って交流しているというふうな状況です。

今後の対応です。そういったことをやってもどうしても理想と現実の違いからミスマッチも 起きます。そんなことで、今現在は総務省で今、提案しているお試し地域おこし協力隊という のがあります。1カ月程度やってみて、それで感触をつかんで今後も継続するかどうかという ふうな事業ですが、今、それを来年度に向けて検討しているという状況です。

次が、ふるさと納税の体験メニューという質問であります。

今現在、ふるさと納税は2つの民間のポータルサイトを使ってやっております。現在の状況なんですが、12月のはじめのほうで3,800万円を超えてきました。それから件数も1千件を超えています。去年の状況を見ますと1,300万円、それから約400件ということでしたから、かなり良い状況になってきているということです。

体験メニューなんですが、乗馬等の体験メニュー、こういったものも好評ですが、それ以外に宿泊施設ですとかゴルフ場の割引券、市内の宿泊施設で利用できる宿泊クーポン、旅行クーポン、こういったものが大好評です。こういったものは返礼品を送るだけでなくて、こっちへ来てくれますから非常に効果があると思っております。

今後なんですけれども、現状から乗馬や登山体験、宿泊、見学等をセットにした、足を運ん でもらうメニューというものを設定してやっていこうと思っています。

それからもう1つは、こういった体験というのは弱い強いがありますので、ポータルサイト もそういった体験に強いポータルサイトを新たに活用していきたいと考えております。

最後の質問が、おちゃべりカフェです。

名前はどうなるか分かりませんが、(仮称) おちゃべりカフェというふうに考えております。 実際、移住されてきて行政区に加入して、地域の住民となって活動している方もたくさんいらっ しゃいます。そういった方を相談窓口に招いて移住希望者だとか、あるいは移住してきて、ま もない方、こういった人たちの相談を受けたり、気軽にお茶を飲みながら話をしていきましょ うと。そして地域というのは、こういうものだよということをやんわりと教えていただくよう な感じ、そんなことをイメージしております。

来年度から始めたいと思っていますが、2カ月に一度から始めて、その様子を見ながら毎月でもやっていきたいと考えております。これによって移住希望者、輪を広げていこうというふうに考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

1項目、香害、香りの害に対して一般質問をさせていただきます。

柔軟剤、洗剤、消臭スプレー、整髪料などの人工的な香料による健康被害を訴える人が増えています。香料で化学物質過敏症を発症したり、アレルギー、喘息、頭痛などの様々なつらい症状を誘発されて苦しんでいる方もいらっしゃるのです。

「市長への手紙」などを通じて市民からの問題提起もあったと思いますが、市は香害に対してどのような対応をしているのでしょうか。

特に、子どもたちや保護者への注意喚起が必要と考えますが、市内保育園や学校はどのような取り組みをしているのか、伺います。

質問は以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

香害について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の対応についてであります。

「香害」の一つである「化学物質過敏症」については、市ホームページやポスターにより、 強い香りに苦しんでいる方がいることや、大勢の人が集まる場所や屋内での会合における使用 自粛を呼び掛けております。

次に、市内保育園や学校での注意喚起の取り組みについてでありますが、市役所本庁、各総合支所と同様に啓発ポスターを掲示することにより、子どもたちや保護者に対しても、注意を促しております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

市のほうでホームページを活用して、このことを注意喚起されているということですけれども、なかなか市のホームページの化学物質過敏症までいって、さらにポスターのところをクリックする、この情報にたどり着いている方は少ないのではないかなと思います。

また作っていただいた、このポスターには大変重要な情報が含まれていると思うんですけども、例えば香料とは10から数百種もの物質を混合し、様々な溶剤も添架して作られており、

これらの中には神経毒性、内分泌かく乱物質、発がん性、発がん促進作用などを有するものがあります。なかなか怖い情報が入っています。ただ、これを知っている人がどれだけいるのかなと。今、ここの中にいらっしゃる方もどれだけ、今までこの香料の怖さというものを知っていた方がいらっしゃるのかなと、私も甚だ疑問です。

私はたまたま友人でこういうことを教えてくれる人がいたので、このことを知ることができましたし、また自分の子どもにも伝えることができました。そして、この質問をするにあたって、友だちたちにも聞いたわけですけども、皆さん知らない、子どもには伝えるということを言ってくれました。ぜひ、子どもたち、大人が知らないということで危険にさらすことがないように保育園や小学校の子どもたち、また先生たちにこの情報を強く伝えていただきたいと思います。このことを含めて、ご答弁をお願いします。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

16番、野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

柔軟剤など家庭用品に含まれる強い成分について、健康被害を受ける香害については、香り付き商品に使用されている香料に有害な成分が含まれ、それが原因であるとの指摘もありますが、現在のところ科学的知見の不足から、その因果関係は明らかになっていないものと認識しております。

香料の成分につきましては3千種類あるといわれていますが、その成分の安全性や使用方法 については、香料業界の各事業所、事業者の自主規定に委ねている状況にありまして、使用制 限や法的規制には至っておりません。

しかし、この問題は健康に関する問題であると考えておりますから、法的規制がない現状では特に発生源の特定や改善に向けた指導等ができないことであります。しかし、強い香りに苦しんでいる人がいらっしゃるということもあるので、職場内や学校の教室など特定の限られた空間であるところで、事業所・学校の環境改善、健康相談、啓発活動によるポスターの掲示を今現在、市では周知をしておるところでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

先ほど私が読み上げたのは、市のポスターに書いてことを読み上げたので、それを皆さんに ぜひ知って、あとはどう判断するかはそれぞれだと思いますけれども、周知活動してほしいと いうことですので、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、法的には現在、規制がないということもあります。そんなと ころから、先ほどのポスターを学校、また保育園に貼って周知を、関係の部署と連携を持ちな がら強い周知を図っていきたいというように考えております。 以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

令和元年第4回北杜市議会定例会にあたり、一般質問を行います。

このたびの台風19号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、近年予想もしないような災害が全国各地で発生しています。昨年は台風24号で北杜 市では34年災害と同様な大被害となりました。また、今年は台風15号、19号と本県、本 市に大きな被害が出ております。

そこで質問項目、大泉町地内、大規模太陽光発電設置計画について質問をいたします。

11月15日、大泉総合会館で行われたこの計画事業者による「西井出地内太陽光発電事業説明会」の資料によると、この事業の計画地は大泉町西井出6745他23筆、面積6万1, 177平方メートルの山林であります。

この計画に対して、平成29年12月に市長へ、大泉町西井出組・谷戸組長連名で「大泉大 湧水の水源涵養地域の保全と太陽光発電施設建設反対に関する要望書」が、翌年2月には県知 事・市長に、大泉町4区、6区、11区長連名で「大泉大湧水上部唐沢川流域における大規模 太陽光発電施設設置中止に関する要望書」が相次いで提出されています。災害、防災や減災の 観点等から地域住民の生命、財産等守れるのか、今年10月1日施行のいわゆる「市太陽光条 例」が正念場となっております。

この計画に対する問題点は、いくつかあります。

まず第1に災害についてであります。

①八ヶ岳南麓の一帯は過去の長い歴史の中でも何回となく山崩れ、土砂崩れ、山津波など発生していること。

②いくつかの災害の歴史を紐解く中で、計画されている八ヶ岳南麓(大泉)の一帯は、記録にあるだけでも以下のようであります。これは北杜市郷土資料館が平成26年7月26日発行した「忘るな、北杜の災害記憶」によるものです。

天正2年(1574)8月、八ヶ岳崩壊、土石流発生(飛沢、天神部落流失)。

弘化2年(1845)谷戸村、水害発生。

明治31年(1898)9月7日、台風大泉村谷戸170戸流失、死者55、傷者50、浸水家屋90余戸。

昭和34年(1959)8月12日から14日、台風7号。

9月24日から26日、台風15号による唐沢川(泉川上流)の氾濫。その後大きな堰堤が築造されております。

③災害のリスクが高いエリアであります。

事業計画予定地は、土砂災害防止法に基づき山梨県が指定している「土砂災害警戒区域」「土

砂災害特別警戒区域」へも隣接する区域であること。

また保安林も周辺に指定されていること。

上記以外であっても、これも山梨県平成27年11月4日制定の「太陽光発電施設の適正導 入ガイドライン」によるものですが、明記されております。

「土砂災害危険箇所や山地災害危険地区、傾斜度が30度以上ある土地においては土砂災害 (土石流、地滑り、崖崩れ)が発生するリスクが高いことから、こうしたエリアでの開発は、防災対策を実施しても地域住民の不安を払拭することは困難であり、事業化までの期間が長期 化するリスクが発生する可能性や、安全対策に想定外のコストが必要となる可能性も高いエリアである。」と書いてあります。いわゆる災害が過去の歴史からも大変危惧される事業予定地になるわけであります。

次に、水源についてであります。

①北杜市地下水採取の適正化に関する条例(平成16年11月1日条例第22号)にも規定されている地下水採取の制限されている「規制地域」となっている大湧水(通称泉さん)が下流域にあり、水源の保護が図られていることに鑑みても、この周辺森林は水源涵養林としても保護を図っていくことが重要であります。

②大湧水は、水利権者である西井出組、谷戸組の組員の命の水、農業用水としての水でもあります。この湧水を守ることは私たち今に生きる者の責務であります。水源(大湧水:通称泉さん)涵養保護は住民の生命・生活用水を護ることであります。

第3は、計画予定地は、地域森林計画対象民有林であります。

太陽光発電施設の導入のために森林を伐採してしまうことは、森林の持つCO2吸収源としての機能を損ねるうえ、水源の涵養、山地災害の防止、土壌保全や快適環境等の森林の持つ公益的機能が長年にわたり損なわれることになります。

このため、このエリアでは1~クタールを越える開発を行う場合には、県の許可が必要であります。1~クタール以下であっても山地災害の防止等の防災安全上の万全の対策を講じる必要があるわけであります。これは山梨県が策定している平成27年11月4日制定の「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に明記されております。林地開発許可の必要な案件であるということであります。

第4は、立地に慎重な検討が必要なエリアであります。

当該事業予定地は、防災等への影響の観点からも多くの課題があるエリアのため、立地については慎重な検討が必要なエリアであります。

以上を踏まえて、以下伺います。

- (1) 今日まで、この事業者は市へ、いつ頃からどのような内容を相談などされているのか。 また、市の対応はどのような内容でしょうか。
- (2) この事業計画について、大泉町西井出組、谷戸組、行政区の4区、6区、11区が建設反対の要望書を提出されていること、住民説明会での参加者の事業計画への反対意見が多いことを踏まえ、こうした住民の期待に添う英断を市民は注視しているということでございます。いかがお考えでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉町地内、大規模太陽光発電設置計画について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、市への相談内容および市の対応についてであります。

平成24年に木の伐採に伴う相談があり、同年10月に森林法に基づく伐採届を、同じく 11月に市景観条例の届出が提出されております。

また、平成28年12月、平成29年12月、平成30年12月に、事業計画がある旨の相談があったことから、「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」、「北杜市景観条例」、「山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」や林地開発を含む、関係法令に遵守するよう説明を行っているところであります。

次に、地域や住民からの反対要望や意見を踏まえた市の対応についてであります。

新条例施行後に、現時点では相談はないことから、今後条例に基づく、届出が提出された際には、事業者に対しては地域の方々の要望を踏まえ、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」、市景観条例、関係法令および県ガイドライン等により県と連携する中で、必要な指導を行ってまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

この災害防災関係については、今議会においても7会派の中で6会派から代表質問等が出ております。特にその中で感じたことなんですけれども、災害が一番、こうしたものについては心配されております。過去の災害を考慮して避難所を設けているとか、34年災害を知らない人がこの北杜市にも多くなってきたとか、そして山日新聞でも災害の発生する恐れのある地域を住民に喚起するというような記事が連日連夜、掲載されております。このように、この北杜市も含めて、山梨県も災害がいつ起きてもおかしくない状況の地形であるということが分かります。

そして、その中で私、この平成29年12月に市長へ西井出組、谷戸組の連名で出された回答が来ているんですけれども、市長からの回答文は、この事業者に対しましては、地域の方々のお考えを伝えていく必要があることから、本件ご要望を事業者に対して情報提供いたしますので、ご理解をお願いいたしますという、そうしたことが回答文の中に出ているんですけども、このときに、この事業者に対してこういう住民が要望を出しているということを伝えているのかどうか、これが1点です。

そしてあと1点、先日11月15日に総合会館で事業者の説明会があったわけですけれども、この中でものすごく多くの人から災害に対する危惧が出ております。要するに雨量ですね、土石流が過去のこの歴史の中でもお分かりのように、昭和34年は今から60年前です。そして明治31年は今から121年前です。これは100年の確率の雨量、60年の確率の雨量というようなことの中で、大きな災害が出ております。このへんについても大変、住民の方は災害

を危惧しておりますので、このへんについても併せて先ほどの回答文と一緒にお答え願いたい と思います。

○議長(中嶋新君)

齊藤議員に申し上げます。

仮の災害がの点については、太陽光の設置についての問題ですので、それについては関係しないと。対象しないということでございますので、それはご了承いただきたいと思います。

仲嶋建設部長。

答弁を求めます。

○建設部長(仲嶋敏光君)

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

過去の災害の状況を含めた中で地元から要望書が出ておるが、その内容について業者へ伝え てあるかというようなご質問かと思います。

この内容につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり過去何回かの災害も含めた中の要望書に書いた内容を業者に伝えております。今後もその後、相談にはまいっておりませんが、今後につきましても、その相談内容、あるいは要望書の内容等を含めて、地元の要望を確実に伝えながら法令に則って適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

再々質問を行います。

要するに、この行政区の皆さんが大変心配しているのは、防災、災害のことなんですよ。災害のこと。この質問の項目の中にも入っているではないですか。50年、60年のサイクルで、この計画予定地が、災害が起きているということを言っているんですよ。そういうことの中で、やはり市のほうでも考えてほしいということを、ここの最後の中で、この事業計画について住民の期待に沿うような英断を市民は注視していますよということを言っているんです。その考えはいかがですかと言っているんですよ。災害のことの答弁ではないんですよ。そのことが起きていることに対して、市長はどのように考えているかということを言っているんですよ。お答えください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから答弁をさせていただいていますが、事業者には過去の災害の状況も含めた中で、 適切に計画がなされているかの指導を今後も法令に則りまして、先ほどの答弁の繰り返しにな りますが、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例、それから市景観条例、 関係法令および県ガイドライン等により県と連携する中で、適切に必要な指導を行ってまいり たいと考えております。 以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に公明党、4番議員、進藤正文君。

内田議員。

○21番議員(内田俊彦君)

まだ延長をしておりませんので・・・。

○議長(中嶋新君)

4時再開のときに延長はしております。ありがとうございます。ご指摘。 繰り返しになりますけども、本日の会議はあらかじめ延長をいたします。 次に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員(進藤正文君)

公明党の一般質問をいたします。

減災力の強いまちづくりについて質問いたします。

激甚化、頻発化している自然災害への対応に、公明党は「防災・減災・復興」を政治と社会の主流に押し上げ、マイ・タイムライン(防災行動計画)の普及や地域の災害対応力の強化などに引き続き全力を挙げております。

平成の30年間は、阪神・淡路大震災と東日本大震災を含めて、顕著な災害は30件発生しました。そして、この2つの大震災を除けば、毎年の平均犠牲者は152人であります。そのうち1つの災害で犠牲者数が100人以下のものは25件であり、枕崎台風から伊勢湾台風まで戦後15年間の災害特異時代には、毎年の災害による犠牲者数が2,350人であることから、およそ15分の1に減少しています。このことは、中小災害については、社会の防災力が強くなってきたといわれます。これをどのようにしてさらに減らすのか、新たな課題であります。

また、被災内容も変化してきています。犠牲者は圧倒的に高齢者を中心とした社会的弱者に 集中しているという事実です。昨年の西日本豪雨災害や今年の台風19号災害では、高齢者の 避難遅れや、中でも避難行動要支援者の多さが際立っています。今後ますます高齢社会が進む ことを考えると、この問題は大変深刻です。

また、北杜市の台風19号では共助が再認識されていると10月27日の災害対策防災会議でも話があり、14の避難所を開設しましたが、職員の運営には限界であることが内田議員と 避難所を回ってみて感じ取ることができました。

特に武川小学校の避難所は「地域減災リーダー・学校職員・市職員」と連携の取れた避難所開設は参考となり、今後、避難所開設の訓練の必要性を感じました。

本市においても昨年台風24号、今年の19号の襲来で農地や林道など大きな被害が発生しましたが、幸いにも人命には影響がありませんでした。これは北杜市地域防災計画の中に、「減災力の強いまちづくり」を位置づけ、広報紙のシリーズで減災力について啓発するとともに、地域減災リーダー育成事業や出前塾に積極的に取り組んできた成果だと思われます。しかし、

備蓄品の整備や避難所運営のあり方、共助力向上の推進などまだまだ取り組まなければならない課題があると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1つ目として、「減災力の強いまちづくり」に向けた来年度予算に反映する事業内容をお伺いいたします。

2つ目として、職員が地域減災リーダー研修を行ったわけでありますが、今回の避難所運営 に活かせたのか、お伺いいたします。

3つ目として、特定地域総合防災訓練はいつ、どこで行うのかお伺いし質問を終わります。 ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

4番、進藤正文議員の減災力の強いまちづくりにおける、「減災力の強いまちづくり」に向けた来年度予算についてのご質問にお答えいたします。

本年の台風19号による記録的な大雨は、東日本を中心に河川の決壊や土砂災害を発生させ、 多くの人命を奪い甚大な被害をもたらしました。

本市においても、避難勧告を市内全域に発令し、避難所を設置するとともに、地域でも「一時避難所」を開設したことから、幸い人命には影響ありませんでしたが、道路や農業施設などには多くの被害が発生しました。

この中で、台風での倒木による停電、特に台風15号による千葉県での大規模停電などから、 発電機の必要性を痛感いたしました。来年度、消防団各部に発電機の整備を検討しております。

また、「減災力の強いまちづくり」を推進するためには、地域の共助力を高めることが重要であり、地域内での「一時避難所」の活用も大切であります。

台風19号では、市内の集会所等30カ所が「一時避難所」として開設され、共助の重要性が再認識されたところでありますが、雨漏りやトイレ改修などを必要とする集会所等もあることから、自主防災組織の立ち上げや育成、地区防災計画策定の推進も踏まえ、3カ年の緊急対策事業として、「一時避難所改修支援事業」の制度を検討しております。

このほか、「液体ミルク」や「ベビーベッド」など乳幼児の避難にも配慮した備蓄品の充実、 避難所のトイレ不足の解消や災害派遣における支援体制の充実などから、水洗の洋式トイレ 4個室が設置された「トイレトレーラー」を、県内初の導入として検討しているところであり ます。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長 (丸茂和彦君)

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、地域減災リーダー育成研修参加職員の成果についてであります。 本年7月から4回、職員の自助力、家庭や地域の共助力を高め、災害時に迅速に参集し対応できるよう職員向けの「地域減災リーダー育成」研修を開催しました。

この研修の中で避難所開設のワークショップを行ったことから、実際の避難所での受付、運営における避難所のエリア分けなどに役立てられ、市民の地域減災リーダー認定者と協力した 避難所運営を行うことができました。

しかし、まだ全員が受講できていないため、避難所運営や避難者の対応において反省すべき 点もありますので、来年度も引き続き研修を開催し、職員の受講を推進してまいります。

次に、特定地域総合防災訓練についてであります。

今回の台風19号の対策として、公共施設を14力所避難所として開設運営を行いましたが、職員だけでは限界があることが分かりました。

また、地震等の突発性災害の時には、市役所や消防署、病院などの公的機関も被災し、迅速な避難所の開設運営は困難になることが想定されるため、避難者が避難所の開設運営ができるよう市が主導し、施設管理者とも連携する中で、「特定地域総合防災訓練」を実施してまいります。

本年度は、来年3月に旧高根北小学校区の地域を対象に、同校体育館で実施する予定で、来年度以降も継続して実施し、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」を確立するとともに、数年に一度「フォローアップ訓練」を行い、いざという時に市民が主体となった避難所開設等を行えるよう対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長 (中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

ありますか。

進藤正文君。

○4番議員(進藤正文君)

再質問をさせていただきます。

私は本年3月の質問で、災害時に備える授乳用液体ミルクの備蓄について質問いたしました。 また6月の質問では、非常電源の整備と今後の課題についても質問した経緯があります。今の 答弁の中で、乳幼児に配慮した液体ミルクやベビーベッドなど備蓄品の充実や発電機の整備を 検討しているようですが、ぜひ実現していただきたいと思います。

また減災力の強いまちづくりに向けた来年度予算においては、いくつか新たな事業を検討しているようですが、その中でトイレトレーラーの整備という答弁がありましたが、どのようなもので、どのように活用していくのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

トイレトレーラーの内容と活用ということです。

被災地の避難所では、トイレを避難者だけでなくボランティアも使います。そんなことから

トイレを確保するということが課題になっております。

今回、市が考えておりますトイレトレーラーというのは、水洗の洋式トイレの個室が4つあって、太陽光発電で照明や換気扇に対応し、使用する水タンクも設置され、ホースで簡単に追加の給水が可能というものです。そして汚物タンクも設置されて、約1,500回の使用も可能で、下水道への直接接続も可能だというものです。車でけん引することができますから、必要とされる場所への移動も容易にできるということ。このことから本市の避難所だけでなく防災協定を締結している市町村や、要請のある他の自治体へも応援が可能となります。それだけではなくて、もし本市が被災した場合には全国のトイレトレーラーが駆けつけるという、そういう仕組みになっておりますので、1台保有することによって、たくさんそういうトイレが確保できるということになります。

ちなみにこのトイレトレーラーですけれども、例えば被災地へ持っていって、ずっといなければならないかということではなくて、けん引していって、そこへ職員が設置して、職員は戻ってくると。例えば1カ月経てば、またそれを引きに行くと。こんなふうな考えでいます。 以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

最後に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

令和元年12月定例会にあたり、一般質問をいたします。

質問事項は、会計年度任用職員制度の取り組み状況についてであります。

会計年度任用職員制度が2年前に法制化され、来年の4月から施行されますが、この制度の導入により非正規職員の休暇、福利厚生、期末手当等が拡充されると同時に地方公務員法上の服務規定が適用されます。国は地方自治体に関係条例の改正を求めていますが、費用負担が明らかになっていません。総務省の調査では、非正規の地方公務員は、全国で約64万人にあがります。働き方改革で民間企業の同一労働同一賃金を目指す国の方針により、非正規職員の任用根拠として、新たに位置づけがされました。このことにより、正規職員との格差解消につなげていくとしています。国の計画どおりに実施することは、困難との指摘がありますが、非正規職員の待遇改善で行政サービスの向上が期待されています。本市のこの制度の取り組み状況について伺います。

- 1. この制度の主な改正内容とメリットとデメリットについて。
- 2. 本市の非正規職員のうち対象者は何人で、現状に比較して待遇はどの程度改善がされるのか。
 - 3. 任用職員の人件費にかかる見込み額と国からの財政支援はあるのかどうか。
 - 4点目として、会計年度任用職員制度の選考(採用)基準と募集の時期について。

5点目として、任用は、原則として1年のため、更新されるのかどうか雇用への不安が大きい。非正規職員の不安に対して、どのように応えていくのか。また不安を解消するため、非正規職員に対して改正内容の説明会開催はされるのかどうか。

6点目として、経験が豊かで優秀な非正規職員を、正規職員として積極的に登用できる仕組 みづくりの考えはあるかどうか伺います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

14番、相吉正一議員の会計年度任用職員制度の取り組み状況における、主な改正内容とメリット・デメリットについてのご質問にお答えいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、「会計年度任用職員制度」 を導入することから、給与や休暇、勤務条件等を明確にするとともに、期末手当の支給が可能 となりました。

会計年度任用職員にとっての「メリット」は、任用時の職務経験の報酬への考慮、期末手当の正職員と同様の月数、任用期間内の育児休業や介護休暇取得が可能となることなどで、「デメリット」は、年次有給休暇、夏季休暇の付与日数が現状より減ることであります。

制度導入により「デメリット」もありますが、給与面、勤務条件等は大幅に改善されることから、さらなる優秀な人材を確保し、一層の市政の推進を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度の取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、対象者の人数と待遇の改善についてであります。

今月1日現在、非常勤嘱託職員が486名、臨時職員が137名で、合計623名の職員が 会計年度任用職員の対象であります。

令和元年度に非常勤嘱託職員および臨時職員であった者が、会計年度任用職員として任用された場合には、経験年数を考慮して加算した報酬額となり、また、週15時間30分以上で6カ月以上勤務した場合には、年間の期末手当が来年度で1.69カ月、令和3年度以降が2.6カ月となり、現状に比べ大幅な処遇改善となります。

次に、人件費の見込み額と国からの財政支援についてであります。

昨年度決算ベースで試算すると、年間の人件費は10億7千万円余りとなります。

また、国からの財政支援は、総務省において検討を行っているところであります。

次に、採用基準と募集時期についてであります。

会計年度任用職員の採用に当たっては、面接や書類選考等を通じ、地方公務員として、その職責が果たせる方を採用することとなります。

募集時期は、来年1月以降を予定しております。

次に、制度導入に伴う説明会の開催についてであります。

会計年度任用職員は、一会計年度内での任用となりますので、次年度の任用を確約すること

はできません。

制度改正の説明会については、現在、任用している各課の担当者から順次説明をしているところであり、必要に応じて人事室でも説明を行うこととしております。

次に、正規職員に登用できる仕組みづくりについてであります。

正規職員の採用は、毎年度作成する「北杜市職員採用試験案内」に基づき、県下統一の試験 日に競争試験を実施し、その後の2次試験を経て合格者を採用しております。

そのため、非正規職員においても、試験案内の受験資格の要件に沿って採用試験を受験していただくこととなりますので、採用における新たな仕組みづくりは考えておりません。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

以上であります。

○14番議員(相吉正一君)

会計年度任用職員制度の取り組み状況について、3点、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、デメリットとして年次有給休暇と夏季休暇が現状よりも減るということですが、何日が何日減るのか伺います。

2点目として、今回の改正により任用職員として正規職員に準じた身分保障等が明確にされたことは評価できると思います。しかし、一方で任用期間は原則1年更新とされましたが、市の運用上の更新は何年か。現状は職種により学校調理員、保育士、図書館司書など10年、20年と長期にわたり勤務している実態があります。従来どおり運用上、内規として位置づけ、実態に応じた弾力的な運営をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目として、市の職員組合との協議、話し合いはされているのかどうか。 以上3点を伺います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

最初にデメリットとしての年休、夏季休暇の減少という問題です。

年次有給休暇、今現在12日付与されております。それが10日となります。それから夏季 休暇は現在、4日付与されておりますが、これがなくなります。夏季休暇は年次休暇の中で一 緒に取ってくださいという仕組みになります。これはいずれにしても国の基準に基づきやって いくということなので、そういう制度になります。

ただし、年次有給休暇につきましては、再度の任用があった場合、2年も3年目も、もし採用があった場合には毎年増えていきますので、7年目には10日ではなくて20日間あるということになります。

それからもう1つ、夏季休暇なんですが、12月6日の人事院規則の改正によりまして、国でも3日間の夏季休暇が認められることとなりましたので、これにつきましては、本市も来年3月の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正にもっていくという予定に

なっております。

次に、市の運用上の更新という質問です。

会計年度任用職員は、一会計年度内で再度の任用の回数に制限はありません。しかし原則として平等取り扱いの観点から毎年度公募を行って面接等、客観的な視点で採用を行うということになっております。

国の指導の中で3年というものがあります。これは国では期間業務職員のことで、公募をしないで勤務実績に基づく能力の実績により再度の任用ができるという制度があります。

本市においては、客観的な能力実証に基づき公募をしない再度の任用は、特殊な事情を除いては、事業期間が限定されている場合と想定しております。だから一般的にはこういったことは考えていないということであります。

いずれにしましても、会計年度任用職員制度は地方公務員法により任用の期間は一会計年度 を超えない範囲内と定められており、職種により長期にわたり勤務している職員においても従 前のとおり再度の任用であり、長期の任用を確約するものではないということです。毎年、再 度の任用ということであります。

それから組合との協議です。

会計年度任用職員制度について、職員組合とも協議を行っております。制度や市の方針、それから条例や規則、こういった中身について平成30年度に2回、それから本年度になってから1回行っております。理解されているものと承知しているところであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

残り時間1分です。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

再々質問で、今の総務部長の答弁は国の指導のとおりだと思いますけども、図書館の司書の皆さんとか学校調理員、20年以上の方がいます。今回の改正で不安に思っていると思います。もちろん原則は1年更新、それは事務の補助職員、特殊な、看護師をはじめ、先ほど言ったように保育士、そのへんについてもう一度、運用上できると思うので、現実にできているので今まで、そのへんについてもう一度、答弁をお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

基本的に先ほど申し上げましたとおり、長期の任用という確約はできないということ、よって1年更新ですから当然、1年経ったところで市のほうは公募をかける。ただ公募というのはハローワークという意味ではなくて、市のホームページで募集をかけてということも可能であります。いずれにしてもその手続きをとって、はじめて面接をしてということになります。以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 以上で質問を打ち切ります。 これで14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。 次の会議は12月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時16分

令 和 元 年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月19日

令和元年12月19日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告		
日程第1	議案第84号	北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等
		の一部を改正する条例について
日程第2	議案第85号	北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第86号	北杜市民バス条例の全部を改正する条例について
日程第4	議案第87号	子ども医療費助成金支給事業等による入院時食事療養費標準
		負担額の助成に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第5	議案第88号	北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第89号	北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例及び北杜市
		小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設
		条例を廃止する条例について
日程第7	議案第90号	北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第91号	北杜市地域特別賃貸住宅条例及び北杜市特定公共賃貸住宅
		条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第105号	字の区域の変更(明野町天王原)について
日程第10	議案第106号	字の区域の変更(白州町鳥原)について
日程第11	議案第107号	訴えの提起について(白州町交流促進施設の損害賠償請求)
日程第12	議案第108号	訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払
		\ \)
日程第13	議案第80号	北杜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の制
		定について
日程第14	議案第81号	北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制
		定について
日程第15	議案第82号	北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例
		の制定について
日程第16	議案第83号	北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する
		条例の制定について
日程第17	議案第92号	山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について

日程第18 議案第93号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第6号)

- 日程第19 議案第94号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第20 議案第95号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第96号 令和元年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 事件訂正請求書について (議案第97号及び議案第98号)
- 日程第23 議案第97号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第24 議案第98号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協 定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第25 議案第99号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第100号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第101号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第102号 北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第103号 むかわの湯の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
- 日程第31 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (20人)

池田恭務 1番 栗谷真吾 2番 秋山真一 4番 進藤正文 3番 藤原尚 6番 清水敏行 5番 7番 井出一司 8番 志 村 清 齊藤功文 9番 10番 福井俊克 11番 加藤紀雄 12番 原 堅志 13番 岡野 淳 15番 清 水 進 16番 17番 坂 本 野中真理子 靜 18番 千野秀一 中嶋 新 20番 21番 内田俊彦 22番 秋 山 俊 和

3. 欠席議員 (1人)

14番 相吉正一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(29人)

副 市 渡辺英子 長 土屋 裕 市 長 櫻井順一 政策調整参事 政策秘書部長小澤章夫 総 務 部 丸茂和彦 企 画 部 長山内一寿 長 部 市民 浅川辰江 福 祉 部 長 伴野法子 長 生活環境部長 早川昌三 産業観光部長清水博樹 仲 嶋 敏 光 教 育 長堀内正基 建 設 部 長 中山晃彦 会計管理者板山教次 教 育 部 長 監査委員事務局長 上村法広 農業委員会事務局長 有泉賢一 清水能行 須玉総合支所長 坂本孝典 明野総合支所長 高根総合支所長 土屋智 長坂総合支所長 中澤貞夫 小淵沢総合支所長 宮川勇人 白州総合支所長 大輪 武川総合支所長 堀込美友 総務課長加藤郷志 中田治仁 課 長 加藤 課長 企 画 財政 人 事 室 長 小澤哲彦 地 域 課 長大芝 管財課指定管理担当リーダー 末木陽一

弘

寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 清水市三 議会書記平井伸一 IJ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、14番議員 相吉正一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出が ありました。

諸報告をいたします。

12月10日付けで市長より議案第97号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の 形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、および議案第98号 長野県諏訪郡 原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての2件に ついて、お手元に配布してありますとおり会議規則第19条第1項の規定に基づき、事件訂正 請求書が提出されております。

執行部 水石政策秘書課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第12 議案第108号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第84号から議案第86号までの3件について報告を求めます。

総務常任副委員長、進藤正文君。

○総務常任副委員長(進藤正文君)

総務常任委員会委員長報告書を代読し報告いたします。

令和元年12月19日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件を、12月10日に全 員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告 いたします。

付託された事件

議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について

議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第86号 北杜市民バス条例の全部を改正する条例について

請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願以上、6件であります。

審查結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。 はじめに、議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部 を改正する条例についてであります。

「人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告を基にしているが、事業所や個人のサンプルの状況 については。また改正を行うことの法的根拠は。」との質疑に対し、「5万8,800事業所の うちの1万2,500事業所で、個人については55万人である。地方公務員法で国・他の公 共団体・民間を考慮することとしている。」との答弁がありました。

また、「過去から人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告を基に改定してきたが、市長や議員に当てはめないと国から言われているが。」との質疑に対して、「特別職についても一部改正があり改正する。社会情勢に応じた的確な活動に繋がる。また、市民の負託に応えることにも繋がる。」との答弁がありました。

質疑終結後、「引き上げの理由を、唯一令和元年の人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑 みとしている点である。職員以外の議員や特別職の手当ては人事院勧告に準じて引き上げる法 的根拠はないとされている。昭和48年の自治省行政局からの知事宛の通知で、国家公務員の 引き上げ改定に準ずる方式を採用しないよう、厳に留意するとされている。人事院が比較検討 しているのは大企業など高い給与の民間企業の水準。次に、市長などの特別職や議員などは、 その性質上、給与や報酬の水準は独自に検討すべきである。市民から選出された立場であるた め、市民の現状を反映し市民から理解が得られることが何より大事と考える。山梨中央銀行が 発表した県内民間ボーナス支給見通しでは、中堅・中小企業303社が回答し、ボーナスを減 らす企業が増やす企業を7年ぶりに上回った。年金も将来にわたり減らされ、自営業者も消費 税増税の中で営業不振に直面している。この状況下では、市民の理解は得られないため反対す る。」一方、「この議案は、人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告の趣旨に沿って所要の一部 改正を行うものである。従前より人事院の勧告に準拠して改定されてきた経過を踏まえ全国的 にもこの改正内容に沿って実施されると思う。市長、副市長、教育長は市の先頭に立ち職員と 力を合わせ市民の福祉向上に日々努力していると認識している。また議員においても職務と職 責を念頭に議員活動を行っていると思っている。特別職の扱いについての説明もあったが、こ れらを総合的に判断し、勧告を尊重すべきもので市民に理解されるものとして賛成する。」との 討論があり、起立採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

「教育センターを廃止して、公民館に業務を移すことについての理由。カウンセラーの配置 及び公民館長の設置については。」との質疑に対し、「市民に利用しやすく、相談しやくするため8カ所に見直した。カウンセラーは現在配置している町の公民館に配置、職員については人事と協議し全体的に支障がないよう適正な配置を進める。館長は現在設置していないが、今後は事務事業を見直す中で検討したい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第86号 北杜市民バス条例の全部を改正する条例についてであります。

「福祉パスポート乗車券は、今までと同等の額で利用ができるとの認識でいいか。今後定期的な見直しは考えているか。」との質疑に対し、「福祉パスポート乗車券の金額は、実際に現場を担当している各担当から意見を聞く中で、市の政策として減免を行うこととした。今までと同等な価格で購入できる。バスの運行については、毎年データが積み重なるため、検証して見直しを行う予定である。」との答弁がありました。

また、「規則の改定の時期は。地域説明会での意見などは取り入れられるのか。委託料の試算について。」との質疑に対し、「今議会の議決と合わせて規則も施行する。地域説明会は1月から順次行うが、エリア運営委員会で検討・協議してきたため確定としたい。これまでの経費にデマンドシステム使用料や受付業務経費を合わせ約650万円追加と試算している。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出 を求める請願であります。

「統一後のドイツの保障の見解について。法的立場での賠償は統一後のドイツでは認めていないと認識しているが。」との質疑に対し、「ナチスに関わった人たちに対して、戦争犯罪について罪を償う形で西ドイツは保障してきたとの認識。統一後のドイツの考え方については承知していないため回答できない。」との答弁がありました。

また、「昨年の9月議会から継続審査となっているが、請願者は継続審査となっていることについて感想などはあるか。」との質疑に対し、「犠牲者は80歳・90歳代が多数、一日も早い採択をと考えている。」との答弁がありました。

質疑の中で、「考え方が多岐に渡っている、根本的なことを調査しないと前に進めない。考え 方が様々ある中で間違った判断をしてはいけない、また時間が必要である。政府としても賠償 できない状況。また、各自治体から意見提出があるが、内容が具体化されないなど様々理由が ある、深く検討していく必要があるため継続審査とすべき。」との意見が出され、また、「請願 者の意思を十分活かすこと。勉強する必要はあるが、結論を出すべき。」との意見が出され、起 立採決により賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書であります。

この案件については、すでに消費税の増税が実施されているため、審査を行わないことに決 定しました。

次に、請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願であります。

「全国の労働環境を一律にすることは無理なこと。病院で働く看護職のあり方の中に、平均

労働時間は月158時間、給与は33万1,900円とあり、1時間あたり2,100円となる。要求している1,800円に届かない方は何人・何%いるか。」との質疑に対し、「承知していないため、回答できない。各県ごとに賃金に差がある、賃金は県ごと・病院ごとに決めていることを打開してほしいことが請願の趣旨である。」との答弁がありました。

質疑の中で、「1,800円に届かない人について回答できない状況、また、一部の人のためであれば、十分な調査をしなければならないため継続審査にすべき。」との意見が出され、全員 異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 次に、文教厚生常任委員会から議案第87号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長(千野秀一君)

文教厚生常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

令和元年12月19日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件を、12月11日 に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について御 報告いたします。

付託された事件

議案第87号 子ども医療費助成金支給事業等による入院時食事療養費標準負担額の助成に 伴う関係条例の整備に関する条例について

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。 議案第87号 子ども医療費助成金支給事業等による入院時食事療養費標準負担額の助成に 伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

「15歳までの子どもが入院した場合は、全ての方の食事負担分に市単独事業として一般財源を使い助成する。愛でつながる健幸北杜の施策の中で、子ども子育て会議を実施しながら、また、最終的に総合計画に位置づけ、家庭への経済困窮を軽減させるという理解でいいか。」との質疑に対し、「1食460円と試算した。子どもが入院した際には、家族の負担も大きいことから市単独の支援として打ち出したもの。策定中の北杜市子ども子育て支援事業計画のアンケートの中でも経済的負担や病気に対する不安の声があるため、入院で困っている方への支援として打ち出した。」との答弁がありました。

また、「対象者や年間ベースでの金額は。現在ひとり親家庭や重度心身には軽減措置があるが詳細な内容は。今後の周知方法については。」との質疑に対し、「対象者は、重度心身で44人、ひとり親家庭279人、子ども医療受給者4,585人であり、食事療養費の平成30年度実績については、重度心身34件37万5,360円、ひとり親家庭15件21万8,040円、子ども医療費受給者382件367万4,940円。現在の軽減措置については、1食460円、住民税非課税世帯は210円、非課税世帯の内一定所得に満たない方は100円となっている。広報1月号、ホームページ、CATV、ほくとっこ元気課と連携し各種事業や相談窓口、移住定住相談窓口で周知していきたい。」との答弁がありました。

また、「他市や他町でも実施している自治体があるが、15歳までとした理由は。」との質疑に対し、「山梨県内5市・4町村で実施。高校3年生までを対象としているのは1市・3町村である。市としては、0歳から9歳までの医療費が高く、中学校卒業以降20歳までの医療費が低い状況。平成30年度の自己負担額1人当たり、就学前2万8,710円、小学生2万5,098円、中学生1万3,822円である。国のデータでも0歳から4歳までの医療費をピークに20歳から24歳までは低くなっていくことが示されていることから15歳までの助成とした。」との答弁がありました。

また、「医療費と同様に窓口無料とするか、償還払いとするかは。」との質疑に対し、「現在の 段階では、償還払いとしている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で、委員長報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 次に、経済環境常任委員会から議案第88号から議案第108号までの8件について報告を 求めます。

経済環境常任委員長、加藤紀雄君。

○経済環境常任委員長(加藤紀雄君)

経済環境常任委員会委員長報告を行います。

令和元年12月19日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 加藤紀雄

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件を、12月12日 に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告い たします。

付託された事件

議案第88号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第89号 北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例及び北杜市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例を廃止する条例について

議案第90号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第91号 北杜市地域特別賃貸住宅条例及び北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改 正する条例について

議案第105号 字の区域の変更(明野町天王原)について

議案第106号 字の区域の変更(白州町鳥原)について

議案第107号 訴えの提起について (白州町交流促進施設の損害賠償請求)

議案第108号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)

請 願 第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 請願書

審查結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。 はじめに、議案第89号 北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例及び北杜市小淵 沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例を廃止する条例についてであります。

「今後の予定及び土地を借りている方への影響は。」との質疑に対し、「施設の有効活用を図るためのもの。国庫補助金で整備した施設については、現在国県と協議中である。4月以降企業参入の準備をしていく。地域については、説明を行い引き続き土地を借りられるよう進めていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第90号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

「子育て支援住宅では、入居後1・2カ月で退去の場合が想定できるが、一律畳やふすまなどを取り替えるのか。運用上状況に応じて柔軟に対応ができるか。」との質疑に対し、「公営住宅の家賃は、低れんで所得に応じたものになっていることから、原状回復のガイドラインの適用にはあたらないため費用の負担を求めている。退去の際は、使用者・市が一緒に検査を行い、軽微な汚損等の場合は負担を求めない対応をしている。壁紙などは、市で一定の期間を設け張り替えることとしているため、その都度張替えは行わない。必要な場合は月割りの額でお願いしている。」との答弁がありました。

また、「民法などの改正によって、基準が明確になり市として様々な手続きがしやすくなった と思うが、見解を。社会福祉法人の使用については。」との質疑に対し、「入居者も市も手続き を行う上で理解しやすくなる。社会福祉法人については、現在利用実績がない。」との答弁があ りました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第107号 訴えの提起について(白州町交流促進施設の損害賠償請求)であります。

「後任の指定管理者株式会社アルプスに適切に引継ぎさせることができなくなった結果、生じた一切の損害及びその他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為についての詳細な内容を。後任のアルプス側の損害が考えられるため、納入金を減らすだけの問題ではない。今回の訴訟とは別に考えているのか。」との質疑に対し、「後任の指定管理者に適切に引継ぎさせ

ることができなくなった結果、生じた一切の損害については、消耗品・光熱水費125万6千円、手数料・通信費1万7千円、駐車場警備・清掃委託費209万1千円、パソコン・玄関マットリース代14万6千円、職員の時間外手当183万9千円で合計534万9千円ある。その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為については、裁判を進める上での和解や請求の取り下げの手続き。納入金については施設の管理状況を見ながら年度末までに協議していく。アルプスは2カ月の損害を受けているので、請求する内容のうち、施設を管理できず、本来支払うべき市納入金を支払うことができない結果、生じた損害に含めて協議していく。」との答弁がありました。

また、「後任の指定管理者株式会社アルプスに適切に引継ぎさせることができなくなった結果、生じた一切の損害及び後任指定管理者に現実に郷土料理コーナーを引き渡しすることのできた9月30日までの間、市が支払った施設の電気代、清掃費、郷土料理コーナーの修繕費等一切の損害について、施設全体で算出しているのであれば違うと思う。農産物直売所分は生産者に請求するものであるという理解でいいか。」との質疑に対し、「農産物直売部門については、地元生産者に行政財産使用の許可を行い、料金を徴収して使用していただいた。その中には施設の光熱水費が含まれると理解しているため、8・9月本来の管理者に引き継げなかったことにより要した費用について積み上げたもの。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、請願第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める る請願書であります。

「韓国では、最低賃金を上げた結果、失業率が増え労働者を苦しめたことがあったが見解を。」との質疑に対し、「底上げをすると企業にとって大変などの意見もあり、両極端ではあるが、国としてどういう方向で行くか。同一労働同一賃金の国は多い。働く賃金を上げることによって購買力が上がり経済の活性化になると思う。最近は若い方がアパートをシェアするなど住宅に困っている状況や結婚しにくいなど悪循環になっている。韓国の失業率が増えたことについては、認識していない。」との答弁がありました。

また、「時給1千円・1,500円にした際、中小企業に支援する想定している金額について どう考えているか。時給を上げる手法以外に検討した内容は。」との質疑に対し、「社会保険料 の減額ができるよう中小企業を支援する予算を現在の額から7千億円に増やせば、赤字で負担 する保険料の事業主分を減額できる財源となる。長年企業だけでなく国も関わって支援してほ しい運動を行っている。内容はいくつかあるが賃金を上げることが運動の柱となっている。」と の答弁がありました。

質疑の中で、「労働者・企業お互いの問題で結論を出すことは非常に難しい。また、日本全体の問題で家庭・個人・社会全体に大きく影響する。周囲の状況を捉えながら結論を出すべきで継続審査とすべき。」との意見が出され、全員異議なく継続審査とすることに決定いたしました。

議案第88号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第91号 北杜市地域特別賃貸住宅及び北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案第105号 字の区域の変更(明野町天王原)について、議案第106号 字の区域の変更(白州町鳥原)について、議案第108号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)の5件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 これから、議案第84号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例に反対の立場で討論します。可決すべきものとした総務常任委員会の委員長報告に反対で す。

第1に、何より強調したいのは引き上げの理由を唯一、令和元年の人事院勧告および県人事院勧告に鑑みとしている点です。去年もおととしも指摘しましたが、職員以外の議員や特別職の手当は人事院勧告に準じて引き上げる法的な根拠はないとされている点です。昭和48年の自治省行政局の通知、知事宛ての通知でこうした方式を採用しないよう、国家公務員の引き上げ改定に準ずる方式を議員や特別職にも採用することのないように、厳に留意することとある点です。

そして第2に、勧告は国家公務員については月あたり387円、県職については県人事委員会から勧告があり、民間に比べて月あたり379円、まだ差があるのでという趣旨なわけです。 そのことを勧告しているだけです。

市長などの特別職や議員などは、その性質上、給与とか報酬の水準は独自に検討すべきだと 思います。つまり、私たちは市民から選出された立場でありますので、市民の現状を反映して 市民からも理解が得られることが何より大事だと考えます。

山梨中央銀行が5日に発表した県内の民間ボーナス支給見通しでは、中堅中小企業303社が回答しましたが、今年の冬のボーナスを増額するとしたのは7.4%、横ばいだというのは80.5%、減らすというのが12.1%、昨年は減らすというのが8%でした。中銀のまとめによれば、ボーナスを減らす企業が増やすという企業を上回ったのは7年ぶりということです。つまり県内の圧倒的な勤労者のボーナスは据え置きか、減額です。

最近、10月の消費税増税以降、その影響について多くの経済指標が次々と発表されていますが、いずれも予想された以上、消費税増税の影響を受けて下落、マイナスになっているという報道が相次いでいます。年金も将来にわたって減らされていく。それから自営業者も、今言った消費税増税の中で営業不振に直面しています。こうした市民が暮れになって置かれている状況の下で、0.05カ月、額面で1万4千万円余りという期末手当の引き上げに市民の理解は得られないのではないでしょうか。

なお、職員給与条例の一部改正、5条、6条関係ですが、その部分については、職員についてはストライキ権など、公務員の労働基本権が制約されてきているという代償措置として行わ

れているのが人事院勧告だということを考慮して、職員給与の改定については反対していない ということを付け加えて、議案第84号に対する反対討論とします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について、賛成の立場で討論を行います。

まずもって、委員会は可決であります。この議案は人事院勧告および山梨県人事委員会の勧告の趣旨に則って所要の一部改正を行うものであります。従前より人事院の勧告に準拠して改定されてきた経緯を踏まえ、全国的にもこの改定内容に沿って実施されることと思っております。言うまでもなく、勧告は民間企業との賃金格差の調査を行い、その結果から職員の給与、賞与、諸手当と労働条件の変更について格差を調整するものであります。今回も同様な手続き、内容で、民間企業1万2,500事業所、個人約55万人の状況を調査し、格差調整が望ましいとの勧告であります。市長、副市長、教育長につきましては、市の責任者として先頭に立ち、職員ともども多様化する市民ニーズ、課題等を的確にとらえるとともに判断をし、市民の福祉向上に向け、市政運営を行っております。

また、議員報酬は職務と責務の適切な対価としてあると思います。このことを念頭に北杜市 議会議員は、日々議員活動を行っていると認識しています。その議員活動が他市の議員活動と 比較して劣っているとは決して思いません。

そして国家公務員の特別職の状況も踏まえ、これらを総合的に判断し、市民の理解は私は得られるものと判断をいたしまして、この勧告を尊重すべきものとして、議案第84号に賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

議案第84号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について、反対の立場から討論をいたします。

議案名には議員しか入っておりませんが、これまでの討論のとおり、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、鑑みです。市長、副市長、教育長の期末手当、また職員の給与等を引き上げる内容です。これも先ほど日本共産党からありましたけども、人事院は国家公務員は労働基本権が制約されているので、その代償措置として設けられている組織ということであります。

毎年、申し上げていることですが、人事院勧告は民間の給与実態を表しているとは到底言えません。また、この勧告を鑑みることは必須ではないとの説明も以前ありまして、市長判断で鑑みないということは可能です。仮に何かを鑑みるということであれば、より民間給与を適切に表している国税庁や厚労省の調査を鑑みることも選択できます。

具体的に人事院勧告の何が問題かということですが、調査対象が大企業を中心ということで

すけども、これは3千人以上の事業者が1,848、1千から3千人の事業者が1,330、500から1千人の事業者が1,267、100から500人の事業者が4,633、50から100人が1,824事業所ということになります。この調査の結果ですと、民間給与は41万1,510円です。北杜市で、これだけの給与を得ている方がどれだけいらっしゃるでしょうか。ちなみに国税庁、厚労省の調査であれば、これは全国ですけども、31万円ということになります。どちらを鑑みるべきか、これは市長が決定できます。北杜市民がどちらのほうが民間平均給与として、より適切さを感じるかは明らかであると思います。

比較する組織サイズが同等であるべきだという答弁もいただいたわけですけども、一般行政 部門、特別行政部門の合計で比較すれば、人事院勧告の対象事業所の大きいほうから数えて 40%ほどは、北杜市役所よりも大きな組織ということになります。これはすなわち、そういっ た大企業は調査の平均を上げているわけで、比較対象としては適切ではない、大きすぎるとい うことになります。

繰り返しですけども、すなわち人事院勧告の数値は、北杜市が鑑みる数値としては上振れしています。鑑みる対象としてそぐわないことは、この点からも明らかです。どの調査結果を鑑みるかは市長が決定できます。

ちなみにですが、全国には退職金を返上し年間給与を何割かカットし、市民と一緒に改革をしていく覚悟を示す首長がいらっしゃいますので、代表質問の際、渡辺市長にもお考えを伺ったところでありましたけども、市長は年収ベースで1,300万円ほど、4年務めると退職金が1,600万円ほどで、4年合計で約7千万円ほどの待遇ですが、これでもまだご自身の待遇を上げるんでしょうかということを伺ったところ、職員同様、報酬アップを受けるべきだというふうに答弁されました。正確な文言は議事録になります。職員の頑張りに報いるためといったご発言もありましたが、一緒にご自身の待遇を上げる理由にはまったくなりません。

地方公務員法にもありますとおり、人事院勧告、県人事委員会の勧告を鑑みる必要はないわけです。優秀な職員の皆さんや成果を上げた職員の皆さんへの手厚い報酬を否定するものでは決してありません。これも毎年、申し上げています。そのためには市民の納得する人事評価制度、公務員制度改革を行う必要があると考えます。

以前の行政改革推進委員会で言われていたことをもう一度ご紹介しますけども、人事評価が 民間と比べて緩いというふうに、委員の方が発言をされていらっしゃいました。北杜市民の所 得が上がるということであれば、それは市の施策が功を奏しているということですから、市民 の所得が上がっているのであれば、市の給与テーブルを上げていくということに賛同が得られ るのではないかと思っております。

こちらも以前、ご紹介した件ですが、同じく行政改革推進委員会ですが、民間の第一線でご活躍の皆さまが委員となっていらっしゃいますけども、その会議で言われていたこととして、一般の会社でいうと利益が出ない場合、人件費から手をつける。人事院勧告に沿って給与を上げているが、従うのは必須なのかといった趣旨のご指摘に対し、答えは必須ではないという、その場でもご説明をされていらっしゃいました。

議員の報酬は適切かという議論がございまして、議会にて今、市民の声を集めております。 実際、私も今の報酬で活動費を毎月何万も何万も出していたら、まったく生活は成り立ちません。ほかの収入があってやっと成り立つというのが、今の北杜市議員の実態だというふうには思っております。しかし、人事院勧告とは別の議論であって、議会改革ですとか議員定数の削 減とセットで検討すべき内容です。その両方が不十分であれば、報酬だけ上げることに市民の 賛同は得られないと考えます。

市職員の皆さまの日々のご苦労には敬意を表するものでありますが、こういった理由から人 事院勧告を鑑みた条例改正には反対であるということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

議案第84号の、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

北杜市は過去大きな借金により赤字財政だったが、現在は着実に財政健全化を図り、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有していると思います。この適正な職員給与を確保することで、職員が業務に対しての責任と効率的な行政運営を維持する上での基盤となっており、市民の理解を得る上での重要なことであると考えます。

県内民間のボーナス支給見通しは、中小企業303社の回答では、ボーナスを減らす企業が 増やす企業より少なく、7年ぶりに上回ったとの発表がありました。

私は常日頃から思っていますが、北杜市役所の多くの職員は業務多忙により残業、休日出勤をして忠実に職員として勤務し、市民のために働いています。この職員の方々の頑張っている姿を見ているから、職員に対して私は感謝でいっぱいです。

そしてわれわれ議員も業務をしっかりチェックして、われわれ議員はしっかり議員活動をしております。

このようなことから給与に反映することは当然であり、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例が必要と考え、賛成といたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから、議案第84号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第84号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第85号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第86号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第87号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第88号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第89号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第90号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第91号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第105号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いた しました。

次に、議案第106号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いた しました。

次に、議案第107号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第108号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第108号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いた しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

次に日程第13 議案第80号 北杜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の制定に ついてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長 (伴野法子君)

議案第80号 北杜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の制定について、ご説明いたします。

条例の概要書をご覧ください。

はじめに、条例の趣旨についてであります。

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成等の手続を定めるため、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例を制定するものであります。

制定内容につきましては、条例本文によりご説明いたします。

条例本文2ページをお願いいたします。

この条例は1条から4条、ならびに附則により構成をしております。

1条では趣旨を、2条では定義を、第3条では助成を受ける際の申請の手続を、第4条で委任を定めております。

附則としまして、この条例は公布の目から施行するものと定めております。

説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしく お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第80号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第14 議案第81号 北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

議案第81号 北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をお願いいたします。

この条例は令和2年4月から本市の上下水道事業を、地方公営企業法の全部適用とすることから、地方公営企業の設置等に必要な事項を定めるため、北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

次ページの骨子をお願いいたします。

条例中、第1条で設置、第2条で法の全部適用、第3条で経営の基本、第4条で組織について規定し、第5条から第7条で議会に付すべき内容等、第8条で事業の概要および経緯の状況等の報告について定めております。

議案書4ページをお願いいたします。

この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、北杜市簡易水道事業の設置に関する条例は廃止し、4ページからの北杜市情報公開条例ほか19条の条例の一部改正につきましては、本文中「簡易水道事業」を「上水道事業」に、「市長」を「管理者」の改正が主なものでございます。

以上、北杜市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の制定について、内容の説明をさ

せていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第81号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第15 議案第82号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

議案第82号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてご 説明いたします。

概要書をお願いいたします。

この条例は、令和2年4月から本市の上下水道事業を地方公営企業法の全部適用とすることから、当該事業職員の給与の種類等について必要な事項を定めるため、北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものであります。

次ページの骨子をお願いいたします。

条例中、第1条で背景、趣旨。第2条で給与の種類。第3条で給料表。第4条から第18条で各種手当について規定し、第19条から第20条で給与の減額、休職者の給与等、その他必

要事項について定めております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第82号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第16 議案第83号 北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制 定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

議案第83号 北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をお願いいたします。

この条例は、令和2年4月から本市の上下水道事業を地方公営企業法の全部適用とすることから、上下水道事業における剰余金の処分について必要な事項を定めるため、北杜市水道事業

及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するものであります。

次ページの骨子をお願いいたします。

条例中、第1条で背景、趣旨。第2条で利益の処分の方法及び積立金の取崩し。第3条で資本剰余金の処理。第4条で欠損金の処理について定めております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、内容 の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第83号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第17 議案第92号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長(早川昌三君)

議案第92号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について、ご説明いたします。 議案書をお願いいたします。 この協議は、地方自治法第284条第2項の規定により、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町および昭和町は、ごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設置することにつきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

2ページをお願いします。

山梨西部広域環境組合規約について、ご説明いたします。

規約中、第1条、第2条で組合の名称および組織する地方公共団体名。

第3条および第4条で、事務の処理方法および位置。

第5条から第8条で組合議員の定数、選出方法、任期および議長及び副議長について規定し、第9条から第11条で執行機関の任期および組合の職務権限について、第12条で監査委員、第13条で補助職員について、第14条で組合経費の支弁方法について規定するものであります。

なお、この規約は令和2年2月1日から施行するものでございます。

以上、山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第18 議案第93号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。 内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長(山内一寿君)

議案第93号 令和元年度北杜市一般会計補正予算書(第6号)をご覧いただきたいと思います。

まず1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,962万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を284億1,270万円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、2款1項総務管理費、国土強靱化地域計画策定事業120万円は、年度内での計画策定が困難なこと。3款2項児童福祉費、小淵沢保育園建設事業6,151万9千円は、建設予定地である市営新井団地からの退去を予定している入居者との調整に不測の日数を要したこと。8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業(交安)2,380万8千円は、市道大八田2号線、歩道設置工事ほか1事業について関係機関との協議に不測の日数を要したこと。その下の社会資本整備総合交付金事業(改築)8,020万3千円は、市道浅川線道路改良工事ほか1事業について、地元との協議に不測の日数を要したこと。10款1項教育総務費、小学校指導用資料等整備事業319万4千円は、来年度から小学校で使用する指導用資料のうち後期用について、年度内での納品が困難なことからそれぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、変更としまして8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕)は 北杜市橋梁長寿命化修繕について、関係機関との協議に不測の日数を要したため、当該事業費 1億886万3千円を翌年度に繰り越し、補正後の額を1億3,956万3千円とするもので あります。

また10款5項保健体育費、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業につきましては、本補正予算で計上する来年7月に予定されているBMX競技でのフランスチームの事前合宿受け入れのための経費2,010万8千円について、本年度から準備を進める必要があることから当該予算を翌年度に繰り越し、補正後の額を4,637万3千円とするものであります。次に7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債を5,530万円増額し、限度額を9,

180万円とし、補正後の限度額の計を25億9,410万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたしますので、恐れ入ります2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

10款1項地方交付税1億1, 980万3千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものであります。

15款2項県補助金5,384万1千円の増額は、転作作物の生産拡大や地産地消を推進するための活力ある水田農業支援事業費補助金などであります。

17款1項寄附金68万円は、図書館の図書整備に充当する市内の障害者団体からの指定寄附金であります。

21款市債5,530万円は、小淵沢保育園建設事業において、建設予定地となる市営新井 団地の解体撤去に充当する公共施設等適正管理推進事業債であります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費3,741万7千円の増額は、子育て世代の定住をより一層推進、促進するための支援を行う定住促進対策事業費や災害に強いまちづくりを平時から構築するため、 北杜市国土強靭化地域計画を策定する政策管理費および、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

同款3項戸籍住民基本台帳費237万3千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

3款1項社会福祉費115万5千円の増額は、介護保険特別会計への繰出金等であります。 同款2項児童福祉費6,287万9千円の増額は、新たな小淵沢保育園の建設予定地である 市営新井団地の解体撤去を行う保育所総務管理費や子ども医療費等において、中学3年生まで の子どもに対して入院時の食事療養費標準負担額を助成する子ども医療費助成費等であります。

4款1項保健衛生費380万3千円の増額は、峡北・中巨摩・峡南地域における新たなごみ 処理施設建設のため設立される山梨西部広域環境組合および、峡北広域行政事務組合のごみ負 担金を計上する環境衛生事業費であります。

6款1項農業費5,801万5千円の増額は、農業振興のための施設や機械等の整備を支援する農業振興事業費、ならびに水田農業構造改革対策事業費のほか給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

同款2項林業費106万6千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

8款4項住宅費264万円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。 10款1項教育総務費3,766万4千円の増額は、来年度から小学校で使用する教師用教

10秋1頃教育総務負3,700万41円の増額は、米牛皮が5万字校で使用する教師用教 科書やデジタル教科書等を整備する小学校費であります。

同款 5 項保健体育費 2, 0 1 0 万 8 千円の増額は、来年 7 月に予定されている BMX 競技でのフランスチームの事前合宿受け入れを行うスポーツ振興推進事業費であります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお 願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第93号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

私、反対の立場から討論をいたします。

先ほどの議案第84号で申し上げたとおりですので詳細は省略いたしますけども、大企業を中心とした民間給与調査である人事院勧告による市長や議員などの手当や給与などの待遇アップが含まれる補正ですので、議案第84号同様でございますが反対をいたします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

議案第93号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に対しまして、賛成の立場で 討論させていただきます。

補正 (第6号) におきましては、2億2, 962万4千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 284億1, 270万円とするものでございます。

主な歳入につきましては、地方交付税、また県支出金、市債でございます。それらを含めて 補正後の額が2億円以上を超えるわけでございます。

そして先ほど討論の中で、この中に職員の報酬、給与、またわれわれ議員の報酬のアップということにつきましての反対ということでございますが、すでに議案第84号におきまして、この議場におきまして可決している案件でございます。その可決したものを否定するということにつきましては、甚だ看過できないものでございます。

さらに、この補正予算の内容を見てみますと、国土の強靭化計画の策定事業におきまして 135万6千円、これは市費で充てられております。また北杜のもり上げ隊チャレンジ事業に つきましても84万円。また、消費税のアップということもございましたが、子どもの入院時の食事医療費の負担分があり、また小淵沢保育園にかかわります子育て事業、また子育てマイホーム補助金につきましても増額の補正。また、広域におきます焼却炉の広域連合、先ほどの 議題にもなっておりましたが、議決された中でございますが、その負担金。産業観光部におきましては、産地パワーアップ事業。また、それぞれ今後、重要な事業がたくさん盛り込まれ、また繰り越しもされているわけでございます。これらが仮に採決の結果、反対となりますと、これらの事業はすべてできなくなるという事業になります。

地方自治体におきまして、法定受託事務であれば、これが仮に否決されてもその部分については予算執行ができる。しかし政策的な経費、自治事務におきましては、これは否決ということになりますと、一時塩漬けとなるわけでございます。塩漬けとなるばかりか、それに伴う県支出金等についても、それはこの議会が可決しなければいただくことができないと、こういう手続きになるわけでございますから、北杜市につきましては、大きな損害、また市民の皆さん

に、市民生活、福祉の向上につきまして、大きく悪いほうへ影響があるということでございます。われわれ議員が地方議会において、住民、市民の皆さまの声なき声を聞き、それらを実現していくのがわれわれの使命であると思います。

今回の政策の中には、その多くの市民の、また大衆の皆さまの思いがこもった補正予算だと 私は鑑みるところであります。至って、なんら反対する理由はございませんし、またこれらの 事業をぜひとも早く執行していただきたいという観点から賛成といたします。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから議案第93号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第19 議案第94号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) から日程第21 議案第96号 令和元年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)まで の3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

議案第94号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご 説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,237万5千円とするものであります。

歳入歳出の予算の内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

5款2項償還金及び還付加算金200万円の増額につきましては、後期広域連合からの保険料還付金であります。

次に4、5ページの歳出であります。

3款1項償還金及び還付加算金200万円の増額につきましては、過年度分に対する過誤納の保険料の還付金であります。

続いて、議案第95号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、 ご説明申し上げます。 予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2,019万円とするものであります。

歳入歳出の予算の内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。3款2項国庫補助金93万5千円の増額につきましては、介護保険ワンストップサービス事業費の国庫補助金であります。

7款1項一般会計繰入金93万5千円の増額につきましては、一般会計からの繰入金であります。

次に4、5ページの歳出であります。

1款1項総務管理費187万円の増額につきましては、介護ワンストップサービスを実施するためのシステム改修にかかる費用であります。

引き続いて、議案第96号 令和元年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、八ヶ岳訪問看護ステーションの訪問件数増加に伴い、増額を補正するもので ございます。

予算書1ページをお開きください。

第2条、令和元年度北杜市病院事業特別会計予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第3款第1項訪問看護事業収益198万円の増額につきましては、訪問看護診療報酬 収入であります。

支出、第3款第1項訪問看護事業費用198万円の増額につきましては、訪問看護師の賃金であります。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額、職員給与費を198万円増額するものであります。

以上3案件、説明が終わりましたので、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

発言上で修正がございます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

申し訳ございませんでした。先ほどの病院事業特別会計につきましては、一部読み間違いが ございましたので、修正をいたします。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額というふうに訂正をさせていただきます。申し 訳ございませんでした。

○議長(中嶋新君)

訂正を許可いたします。

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第94号から議案第96号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号から議案第96号までの3件は、委員会への付託を省略すること に決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第22 事件訂正請求書について(議案第97号及び議案第98号)を議題といたします。

市長に説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

事件訂正請求につきまして、ご説明申し上げます。

今議会に提出いたしました議案第97号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についておよび議案第98号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、字句の表記に誤りがあり、議案訂正をお願いしたく議長へ事件訂正請求を提出したところであります。

訂正の内容につきましては、両議案とも改正後の別表1、3.産業振興、ウ.地産地消・販路拡大の推進、乙の役割、(ア)の中、「情報発信等を実施する」を「情報交換等を実施する」に訂正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

議案第97号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についておよび議案第98号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての2件について、議案訂正を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号および議案第98号の2件の議案訂正を承認することに決定いた しました。

ここで修正後の議案書を配布させますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第23 議案第97号 長野県諏訪郡富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についておよび日程第24 議案第98号 長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

議案第97号、ならびに議案第98号の2案件について、一括してご説明申し上げます。 議案第97号は長野県諏訪郡富士見町と、議案第98号は長野県諏訪郡原村との八ヶ岳定住 自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもので、北杜市議会の議決に付すべき事件に関す

る条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

協定の変更部分は、富士見町、原村とも同一でありますので、議案第97号 長野県諏訪郡 富士見町との八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてで説 明させていただきます。

今回の変更は、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンが令和元年度をもって計画期間が終了するこ

とから、3市町村で協議した結果、第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンの策定に向けて新たに2つの施策区分と4つの施策分野の追加と一部事業内容の見直しを行ったものであります。 新旧対照表、1ページをお願いいたします。

主な変更点は、施策区分に新たに医療と福祉を加え、医療体制の充実と健康づくりの推進、 子育て支援を行い、3ページの旧における農林水産業振興の推進と5ページの旧における移住 促進及び交流推進の経済的負担の軽減は、取り組み状況の違いから削除するものであります。

また5ページの新において、女性の活躍を加え、圏域内の女性の就職支援を行い、雇用の創 出を図ってまいります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第97号および議案第98号の2件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号および議案第98号の2件は委員会への付託を省略することに決 定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第25 議案第99号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてから日程第30 議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長 (山内一寿君)

議案第99号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の管理について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の 規定により議会の議決を求めるものであります。

公 の 施 設 名 北部ふるさと公苑

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社メイキョー

所在地 山梨県甲府市徳行二丁目2番38号

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 続いて議案第100号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定についてであります。 以下、提案理由等につきましては、議案第99号と同様ですので省略させていただきます。

公 の 施 設 名 明野ふるさと太陽館

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社桔梗屋

所在地 山梨県笛吹市一宮町坪井1928番地

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 続いて議案第101号 北杜市泉温泉いずみ健康センターの指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市泉温泉いずみ健康センター

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社ユアーズ静岡

所在地 静岡県静岡市葵区千代田七丁目1番29号

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 続いて議案第102号 北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市白州福祉会館

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社ダンロップスポーツウェルネス 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1号

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 続いて議案第103号 むかわの湯の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称むかわの湯

指定管理者となる団体の名称等 名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 続いて議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 甲斐駒ヶ岳七丈小屋 指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社ファーストアッセント

所在地 山梨県北杜市須玉町若神子新町1205番地25

指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

説明につきましては、以上であります。よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い 申し上げます。

すみません、ちょっとここで訂正をお願いしたいと思います。

議案第101号でございます。101号、私のほうで北杜市泉温泉健康センターを北杜市泉温泉いずみ健康センターと言いましたので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

訂正を許可いたします。

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第99号から議案第104号までの6件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号から議案第104号までの6件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから議案第103号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第31 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員 長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項 の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月3日に開会されました本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後12時09分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために ここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長清水市三議会書記平井伸一